

名古屋市政資料

2010年2月定例会 (2010年度予算ほか)

NO.166 2010年3月31日

日本共産党名古屋市会議員団

議会改革が大きな争点になりました。
日本共産党が開催したシンポジウムには会場いっぱいの市民が集まりました
(2月27日)。



減税のしわ寄せで自動車図書館廃止が提案、署名運動が取り組まれ、予算修正となって守られました。(上：自動車図書館。左：署名提出)

主な内容

- 代表質問 (わしの恵子議員)
- 個人質問 (かとう典子・山口きよあき・さとう典生議員)
- 組み替え動議 (田口かずと議員)
反対討論 (江上博之議員)
- 定数半減条例
(田口一登議員・くれまつ順子議員)
- 市バス健全化計画の撤回・再提出
(さとう議員・わしの議員)
- 議員提出議案
 - 議決事項条例の再議 (江上博之議員)
 - 梅原紀美子議員 (議会基本条例)
 - 山口議員 (住民投票条例)
 - さとう議員 (値上げの周知条例)
- 後期高齢者医療広域連合議会
田口かずと議員
- 名古屋港議会
山口きよあき議員
- その他資料



2段階保育料や第3子無料制度の廃止に市民は大変な思いをしているという、わしの議員の代表質問で、市長との交渉が実現、署名を渡す保護者の皆さん。

予算の組み替えを提案し、動議を提出した市議員。住民投票条例や議会基本条例でも案を提案し論戦をリードしています。そのつど、記者会見で公表



目次

1	名古屋市2月定例会(2010年2月19日~3月19日)	
(1)	2月定例会について	1
(2)	新年度予算案について(概要)	3
	【代表質問】	
	わしの恵子議員 金持ち減税やめ、公約を守って、市民の暮らしを支える予算に	6
	【個人質問】	
	かとう典子議員 城西病院・緑市民病院の存続/地域委員会モデル実施	13
	山口きよあき議員 あおなみ線への支援/里山保全/大気汚染監視局削減	19
	さとう典生議員 児童福祉センターの跡地利用/フジチク疑惑との決別を	25
	【予算組み替え動議の提案説明】	
	田口かずと議員・・・大企業・大金持ち減税を見直し、市民の暮らし優先の予算に	31
	【予算反対討論】	
	江上博之議員 減税のしわ寄せで、住民負担増・サービス低下の予算だ	33
	【予算関連議案に対する各会派の態度】	38
(3)	補正予算案・その他議案・議員提出議案について	44
	【補正予算案等への議案質疑】	
	江上博之議員 低価格入札の契約への対策/アセックへの廃棄物処理負担金	45
	【補正予算等の議案への各会派の態度】	48
	【再議への質疑】	
	議決事項条例の再議(江上博之議員の質疑) 総合計画を議決事項にするのは常識	50
	【定数半減条例等】	
	田口一登議員 (質疑)民主主義破壊のファシズム、市長の強権政治がねらい	52
	くれまつ順子議員(討論)	56
	【市バス事業の健全化計画の撤回と再提出】	
	さとう議員(撤回の質疑)外部監査人の横やりを丸ごと受け入れる異常な事態だ	57
	わしの議員(再提出への質疑)赤字路線譲渡や早期退職促進で市民の足は守れない	59
	【議員提出議案】	
	議会基本条例(梅原紀美子議員の討論) 日本一開かれた議会をめざして	61
	住民投票条例(山口議員の質疑) 議会の同意を条件にする必要はない	62
	値上げの周知条例(さとう議員の質疑) 値上げをやめさせることが先決ではないか	65
	市民税減税条の改正(田口議員の質疑) 1年限定だけでは本質はなにも変わらない	67
(4)	請願・陳情について	
	【請願採択の討論】(かとう典子議員) 所得税法56条はキッパリ廃止を	68
	【請願・陳情審査の結果】	69
	【受付された新規請願・陳情】	75
(5)	意見書・決議	80
2	愛知県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会(2月10日)	
(1)	議案質疑(予算・条例案)	
	田口かずと議員 保険料軽減対策、資格証明書の発行、健診事業などをただす	84
3	名古屋港議会3月定例会(3月26日)	
(1)	一般質問・討論	
	山口きよあき議員 高潮防波堤、大気汚染、核密約、スパ中、水族館について	98
4	その他	
(1)	閉会中の各常任委員会の概要	107
(2)	声明・申し入れ	113
(3)	資料 地域委員会に対する見解・住民投票条例案・基本条例案・組み替え案など	116

2月定例会について

市長から一般会計予算案など87議案と、議員定数半減条例案など3件、再議1件、人事案3件などの追加上程があり、議員提出議案も条例案7件のほか、予算修正案や組み替え動議、意見書案などが提出され、それぞれ審議されました。

2月25日の本会議で、市の総合計画も議決の対象にする自民党提案の「議決範囲条例」が全会一致で可決されました。市長は新聞報道や議運の席でも聞いていたにもかかわらず、「初めて聞いた」と議場でわめき、「再議」にかけました。3月5日に、再度、全会一致で可決しました。

2月26日の各委員会で初めて市民による3分間スピーチが行われ、31人の市民が発言しました。

09年度一般会計補正予算案など、10年度予算に関係のない議案24件についてはいずれも賛成しました。江上議員が低落札入札の実態と対策、アセック（衣浦港の埋立場関連）への負担金について質疑を行いました。

10年度予算案は河村市長の初めての予算編成であり、減税をテコに福祉の構造改革を強行する予算を明らかにし、市民の暮らしを守るために名古屋市は何をすべきかを提起して審議に臨みました。

代表質問でわしの団長は、減税の狙いと市民生活への深刻な影響について自動車図書館廃止や保育料値上げなどを例に市長を厳しく追及しました。深刻な経済危機のもとで大企業への支援をやめ、中小企業を守る施策や、マニフェストの中学卒業までの医療費無料化を実施することを強く求めました。また南京大虐殺や戦争責任を認めない特異な歴史観についてただしました。

個人質問では、かとう議員が、地域委員会モデル実施、城西病院・緑市民病院の廃止・民営化、山口議員があおなみ線への支援と責任、平針の里山、公害病患者救済などの環境施策、さとう議員が、フジチック疑惑と名古屋市の関与、児童福祉センターの跡地利用について質問しました。

3月9日、河村市長は、継続中の議会ボランティア化条例案に加え、政務調査費廃止、議員定数半減、報酬半減の条例案を追加提案し、田口議員が定数半減の問題点について質疑を行いました。この答弁で河村市長は定数半減で一票の格差は拡大するのに「格差は縮小する」と無責任に答弁。後日、修正と陳謝がありました。事務当局の作成した文書をないがしろにして十分勝手にしゃべりまくって、適当に自分の思いを答え、間違ったらゴメンという態度はあまりに無責任です。くれまつ順子議員が反対討論を行いました。

自民党と公明党から議員提出議案として住民投票条例と値上げ周知条例が提案され、山口議員とさとう議員が質問しました。

質疑の中でアドバイザーによるトワイライトスクールの指定管理者指定への関与疑惑と南部市場と食肉公社にかかわる疑惑について100条調査委員会の設置動議が3月9日に出されました。委員会での審査等を通じ

2月議会の日程

月 日	会議	内容
2月19日(金)	本会議	開会・提案説明
2月22日(月)		議案説明会
2月23日(火)		議案説明会
2月24日(水)		精読
2月25日(木)	本会議	予算以外の議案質疑(江上議員) 議員提出議案の提案説明、採決
2月26日(金)	委員会	市民3分間演説 予算以外の議案審議
2月29日(月)	委員会	予算以外の議案審議
3月1日(火)	委員会	予算以外の議案審議
3月2日(水)	委員会	予算以外の議案審議
3月3日(木)	委員会	予算以外の意思決定
3月4日(水)	本会議	代表質問(わしの議員)
3月5日(金)	本会議	個人質問(かとう、山口議員) 再議の提案・質疑(江上議員)
	委員会	再議の質疑・意思決定
	本会議	再議の委員長報告、採決
3月8日(月)	本会議	個人質問(さとう議員)
3月9日(火)	本会議	個人質問 定数半減等3条例案の提案説明 " 質疑(田口議員) 議員提出議案2件の提案説明 " 質疑(山口、さとう議員)
3月10日(水) 3月18日(木)	委員会	予算審議 資料要求・質疑など 参考人質疑など
3月19日(金)	本会議	議会基本条例の提案・質疑 " 討論(梅原議員) バス再建計画撤回(さとう議員) " 再提出(わしの議員) 補正予算採決(会期延長)
	委員会	予算審議の続き
3月23日(火)	委員会	予算審議の続き 修正案(民自公)の審議 意思決定
3月24日(水)	本会議	委員長報告ののち採決 請願討論(かとう議員) 組み替え動議(田口議員) ・3条例の討論(くれまつ議員) 予算の討論(江上議員) ・減税改正案の討論(田口議員)

3月24日にトワイライト事業者選定問題の百条委員会特別委員会設置が提案され可決しました（近沢、日比議員が反対）。食肉問題の百条委員会は設置されませんでした。

予算審議の委員会で、参考人の出席が求められ、財政福祉委員会では地方自治総合研究所 飛田博史氏、教育子ども委員会では市の経営アドバイザー 藤岡喜美子氏、土木交通委員会では外部監査人 川口明浩氏が委員会での質疑に応じました。

3月19日に議会基本条例が日本共産党も参加しての議員提出議案として提案され、梅原紀美子議員が賛成討論を行いました。

議会基本条例を制定するに当たり、議会基本条例制定研究会が2009年12月に設置され、有識者の意見などを聞きながら、公開の場で9回にわたって検討を続け、公開の分科会でも詳細な議論を行い、パブリックヒアリングやパブリックコメントも実施してきました。

今回の一連の議会改革の動きの中で、費用弁償の廃止と政務調査費の「1円からの領収書公開」がまず実現し、委員会のインターネット中継も実現しました。海外視察の廃止等は引き続き努力します。

一般会計予算案について党市議団は予算組み替え案を提出し、3月24日の本会議に組み替え動議を提出、田口一登議員が提案説明を行いました。

民自公3党派が予算修正案を提案、多数で可決させました。市民の運動が反映し、保育料値上げ中止や自動車図書館継続など日本共産党の組み替え案の一部を取り込んだ修正でしたが、減税の見直しや大型事業の削減に踏み込まない内容でした。

市民税減税を1年限りにする条例改正案が民自公から提案され可決されました。修正案ではない議案は議会開会前にしか提案できないというこれまでの議会申し合わせから逸脱するものですが、提案することは自由にすべきとの立場から提出することは認め、田口一登議員が反対討論を行いました。

一般会計予算案には、江上議員が反対討論を行いました。日本共産党が一貫して指摘してきた金持ち減税による市民サービス低下をはじめ城西病院や苗代保育園の廃止など民営化がいつそう進められる一方、前市長からの大型事業は継続されたことなどを批判しました。

党市議団は、一般会計予算案など38議案と議員提出議案2件に反対、同1件を継続に、その他の議案には賛成しました。

愛民連から出されていた所得税法56条に関する請願の賛成討論をかとう典子議員が行いました。

意見書は5本が全会一致で可決、本来全会一致を原則とする申し合わせとは別に、市長との対抗上追加で出された議員年金廃止にかんする決議1本が賛成多数で可決しました。

新年度予算案について(概要)

(談話) 大企業・金持ち減税を見直し、雇用・景気悪化から市民生活を守る予算へ組み替えを

2010年2月16日
日本共産党名古屋市会議員団
団長 わしの恵子

1、2月12日に市予算案が発表された。この不況下で市民は暮らしの応援を求め、中小業者は経営を応援することを求めている。

しかし、その市民の願いに背を向け、河村市長は減税による大幅な財源不足を作り出し、『聖域なき行財政改革』の名のもとに市民生活関連の予算の削減を進める『構造改革』予算を編成した。

しかも、減税による「恩恵」を宣伝して、大企業や富裕層の誘致作戦を行う計画である。いったい、誰のための政治か、どこに目を向けているのかと言わざるを得ない。

とくに、公約だった中学校卒業までの通院医療費無料化の実施見送りは市民を裏切るものである。

減税と税収減の穴埋めで借金を増やしたうえに、行財政改革によって、保育料の値上げ、学童保育助成制度の基準額引き下げ、私立高校授業料補助の引き下げ、自動車図書館の廃止、大気汚染常時監視測定局の削減など福祉、子育てや教育、環境施策などが後退させられようとしている。環境科学研

歳入歳出予算の総額 (千円)

会計名	2010年度予定	2009年度予算	前年比%
一般会計	1,034,844,000	990,803,000	4.4
特別会計	1,070,912,522	1,125,019,085	4.8
交通災害共済事業会計	-	16,271	皆減
国民健康保険会計	202,991,178	202,982,255	0.0
後期高齢者医療会計	37,742,222	36,052,998	4.7
老人保健会計	727,443	406,479	79.0
介護保険会計	127,634,083	123,188,130	3.6
母子寡婦福祉資金貸付金会計	1,444,864	1,228,864	17.6
農業共済事業会計	89,333	90,437	1.2
市場及びと畜場会計	8,674,003	7,315,954	18.6
土地区画整理組合貸付金会計	500,000	583,000	14.2
市街地再開発事業会計	1,199,916	1,875,876	36.0
墓地公園整備事業会計	996,185	1,199,218	16.9
基金会計	104,531,759	103,756,945	0.7
用地先行取得会計	112,270,681	15,581,210	27.7
公債会計	573,110,855	630,741,448	9.1
公営企業会計	464,234,942	480,195,719	3.3
病院事業会計	46,402,283	30,033,213	54.5
城西病院会計	3,509,487	3,938,679	10.9
水道事業会計	77,679,347	81,373,869	4.5
工業用水道事業会計	1,319,986	1,366,363	3.4
下水道事業会計	155,289,505	157,867,256	1.6
自動車運送事業会計	32,453,799	33,599,641	3.4
高速度鉄道事業会計	147,580,535	172,016,698	14.2
総計	2,569,991,464	2,596,017,804	2.1

企業会計は歳出をしめす。

一般会計目的別予算見込額比較(単位:千円,%)

区分	2010年度 予定額	2009年度 予算額	対前年 度伸率
1 市民の福祉と健康	370,562,453	321,318,243	15.3
(1)福祉	336,497,241	292,166,130	15.2
(2)健康	34,065,212	29,152,113	16.9
2 都市の安全と環境	97,440,986	107,593,076	9.4
(1)災害の防止	40,311,363	44,873,885	10.1
(2)環境の保全と緑化	25,107,542	26,728,507	6.1
(3)廃棄物の減量と処理	32,022,081	35,990,684	11.0
3 市民の教育と文化	90,581,864	87,677,976	3.3
(1)学校教育	58,300,064	64,538,569	9.7
(2)生涯学習、スポーツ・レクリエーション	12,354,134	12,301,880	0.4
(3)文化	16,815,832	7,092,677	136.8
(4)コミュニティ・市民活動	2,530,448	3,055,126	17.2
(5)男女平等参画	100,858	114,569	12.0
(6)国際都市	480,528	575,155	16.5
4 市街地の整備	174,024,308	168,961,321	3.0
(1)市街地整備	38,126,903	19,856,630	89.4
(2)住宅	22,250,955	25,463,668	11.6
(3)交通	68,460,898	77,571,098	11.7
(4)港湾・空港	4,651,699	4,499,016	3.4
(5)情報・通信	1,152,237	1,367,136	15.7
(6)水	39,381,616	40,203,773	2.0
5 市民の経済	98,936,648	86,669,345	14.2
(1)産業振興	87,943,366	78,322,416	12.3
(2)観光・コンベンション	3,047,571	2,763,219	10.3
(3)都市農業	1,512,529	1,681,827	10.1
(4)消費者・勤労者	6,433,182	3,901,883	64.9
6 人権と市民サービス	203,297,741	218,583,039	7.0
合計	1,034,844,000	990,803,000	4.4

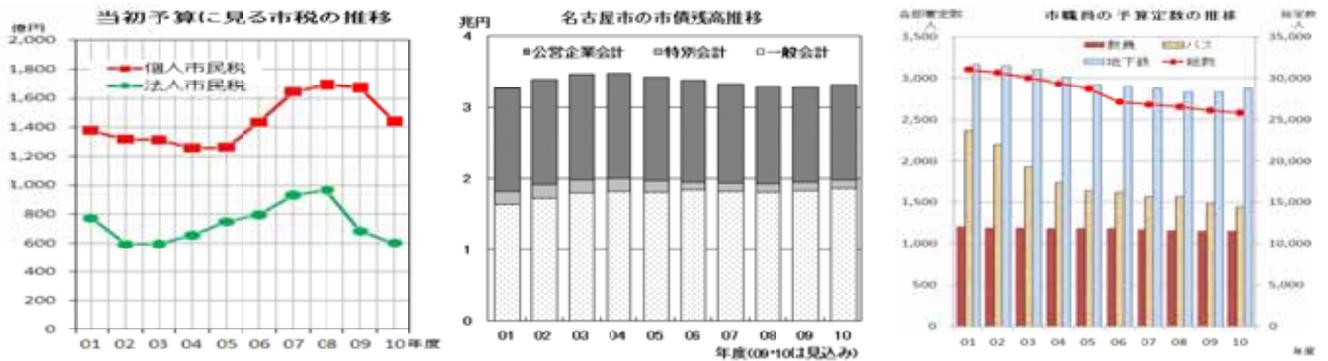
研究所の廃止も報道されたが、環境汚染を見逃さないためにも公的機関として維持していくべきである。また、人件費の削減は不安定雇用を増大させ、市民サービスの質の低下が懸念される。

公共事業では、天守閣木造復元の調査費が計上された。不景気や低賃金に苦しむ市民が望むことではなく、市長の「市政私物化」ともいえる計画は止めるべきである。

一方、ヒブワクチン等5種類の任意予防接種費用の助成、がん検診の拡充、国保料引き下げや水道料金の値下げなどの負担軽減策が盛り込まれた。これらは、市民と日本共産党の運動の成果である。

日本共産党市議団は、今後も市民の暮らし・福祉を守る予算にするために全力を尽くす。

2、市長は「議員定数半減」「議員報酬半減」「政務調査費廃止」の条例案を提出し、二元代表制を否定して改憲と結び付く強権的な「議会改革」を行おうとしている。これにたいして党市議団は市民の立場に立った議会基本条例の制定、議員定数半減の阻止、適切な議員報酬の実現に取り組み、市民と力を合わせて“日本一開かれた議会”の実現に全力を尽くすものである。

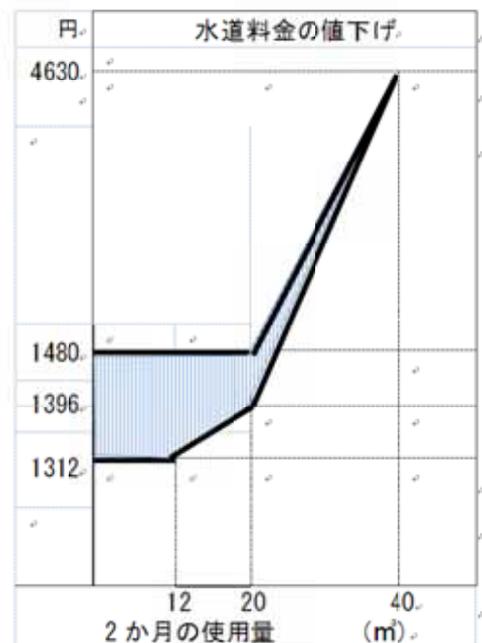
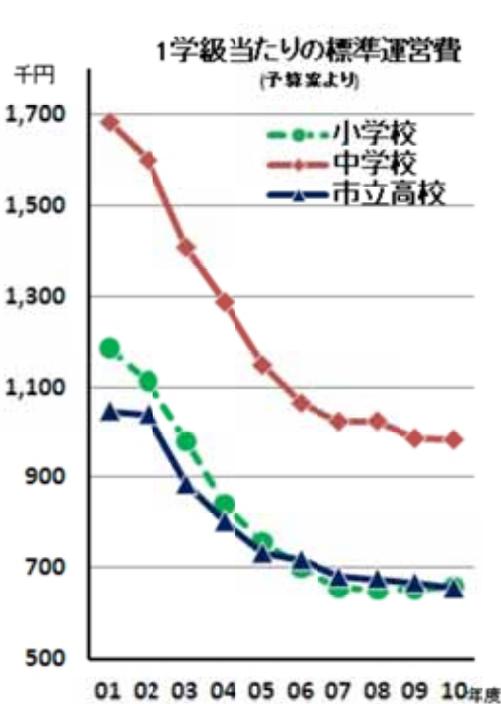


当初予算の性質別内訳 (単位：千円、%)

区分	2010年度			2009年度		
	予定額	構成比	対前年度比率	予定額	構成比	対前年度比率
義務的経費	533,809,660	51.6	105.1	507,904,880	51.3	101.2
人件費	179,384,295	17.3	94.3	190,278,224	19.2	98.8
扶助費	214,711,733	20.8	126.0	170,459,702	17.2	104.8
公債費	139,713,632	13.5	94.9	147,166,954	14.9	100.4
投資的経費	83,839,593	8.1	92.1	91,002,176	9.1	92.5
普通建設事業	83,839,593	8.1	94.5	88,763,176	8.9	90.2
補助事業	30,470,757	2.9	95.7	31,833,149	3.2	94.3
国直轄事業	7,100,000	0.7	78.9	9,000,000	0.9	90.0
単独事業	46,268,836	4.5	96.5	47,930,027	4.8	87.7
災害復旧事業	0	0.0	皆減	2,239,000	0.2	皆増
その他	417,194,747	40.3	106.5	391,895,944	39.6	102.2
物件費	88,544,956	8.6	100.5	88,123,881	8.9	103.4
維持補修費	26,239,833	2.5	95.9	27,370,277	2.8	101.7
補助費等	120,041,519	11.6	106.9	112,314,389	11.3	99.5
積立金	2,798,466	0.3	320.2	874,062	0.1	60.5
投資及び出資金	21,091,725	2.0	136.7	15,431,510	1.6	125.2
貸付金	89,173,226	8.6	109.8	81,184,841	8.2	102.2
繰出金	69,205,022	6.7	104.1	66,496,984	6.7	102.0
予備費	100,000	0.0	100.0	100,000	0.0	100.0
計	1,034,844,000	100.0	104.1	990,803,000	100.0	100.7

使用料改定等一覧

事項	現行単価 改定単価	改定見込額(千円)	実施
汚染土壌処理業許可等申請手数料(新設)	土壌汚染対策法の改正による (新規)240,000円 (更新)206,000円 (変更)202,000円/施設	240	10年4月 新規 09年10月
がん検診自己負担金(値下げ)	すべて500円に統一 従来は胃がん 900円(間接撮影) 2,900円(直接撮影)、大腸がん、 子宮がん、乳がん、肺がん。前立腺がん(新規) 市民税非課税、70歳以上、女性特有事業対象者は無料を継続	108,718	10年4月
保育料(値上げと値下げ)	平均: 4.6% ・ 2段階保育料導入 標準保育料 2.1%(平成 4.2%) 長時間保育料3.0%(平成6.0%)	341,748 (65,250)	10年10月
	・ 第3子以降(3歳未満児)無料制度の段階的廃止 (22年度1/2、23年度廃止) 3.7%(平成5.6%)	(276,498)	10年4月
駐車場使用料(値上げ)	行事開催時有料駐車場 (普通車 300円/回 500円/回) 戸田川緑地、荒子川公園、東谷山、農業センター	12,287	10年4月
科学館観覧料(値上げ)	新館会館で値上げ ・ 展示室 300円 400円 高校生 200円のまま ・ 展示室とプラネタリウム 600円 800円 高校生 400円 500円	1,334	11年3月
体育施設使用料	黒川スポーツトレーニングセンター トレ+サウナ(トレのみ) 大人1,000円 700円(300円) 高齢者300円 500円(100円)	2,100	10年4月
	総合体育館50mプール 1コースも可	-	10年6月
国保料	均等割3%引き下げ 平均保険料(医療) 73,803円 72,801円 (後期支援) 18,174円 17,928円 (介護) 21,186円 20,896円 限度額(医療) 47万円 50万円 (後期支援) 12万円 13万円	771,174	10年4月
後期高齢者医療保険料(値上げ)	平均保険料(軽減後) 73,998円 77,658円/年	913,275	10年4月
みどりが丘公園墓地使用料	値上げ 344,000円/m ² 354,000円/m ²	16,953	10年4月
水道料金(値下げ)	基本水量 10m ³ 6m ³ 基本料金 13mm 705円 625円/月 従量料金 7~10m ³ 10円/m ³ 11~20m ³ 150円 154円/m ³	237,000	10年10月
分娩介助料(値上げ)	市立病院 時間内80,000円 110,000円など 市大病院もほぼ同様	90,075 (65,730) (24,345)	10年4月
交通局の定期券割引	バス・地下鉄定期券の学生割引 ゆとりーとラインとの乗り継ぎ割引等	19,529 6,250	11年2月など
計		235,341	



予算に対する代表質問 (3月4日)

暮らしに寄り添い、民主主義を守れ。金持ち減税を見直し、公約どおり中学卒業まで医療費無料化を
わしの恵子議員



- 主な質問項目
- 1 中学校卒業までの通院医療費無料化について
 - 2 保育料値上げについて
 - 3 自動車図書館の廃止をやめよ
 - 4 中小企業への支援について
 - 5 モノづくり文化交流拠点について
 - 6 議会改革について
 - 7 歴史認識について

そんななかで、2010年度の予算案は、河村市長が強行した大企業にはどっさり、庶民にはちょっぴりの逆立ちした「市民税10%減税」によって、猛烈な福祉切り捨てを進める『構造改革』予算となっています。市民の生活に心をよせるどころか、ますます市民犠牲を強めるものです。

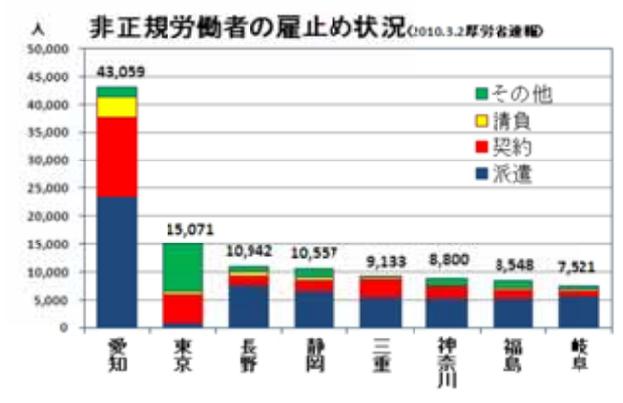
中学校卒業までの通院医療費無料化について

暮らしは大変、もっと庶民の声を聞け

【わしの議員】市民の暮らしはいま、底なしの悪化を続けています。名古屋市の景気も最悪で、職と住まいを失う派遣労働者が後を絶たず、中小業者もいっそう冷え込み、2月3月と全く仕事がないという声もお聞きます。このような経済危機から市民の暮らしを守るためにも、名古屋市政がどうあるべきかが問われています。

子ども医療費助成の拡充を

【わしの議員】市民の要求はいくつもあります。とりわけ市長がマニフェストに掲げた、中学校卒業までの医療費無料について質問します。昨年6月議会で私の質問に対しても「来年4月から実施したい」と約束されました。しかし、予算には盛り込まれておりません。市長が答弁を守り、いつ実行されるのか明快な答弁を求めます。



自ら報酬を変える気はないのか

【市長】自ら報酬をお変えになるつもりはありませんか。自らを変えずにこういうことを言うのはあんまりええことではないと思います。



239億円の現金給付が来ますので、新たなワクチンに挑戦することが、市民にほんとに喜んでいただけることではないかと思う。

あまりに無責任な回答だ

【わしの議員】あまりに無責任、ひどい答弁です。この質問をするのに予算を全部見て、どうしたら市民の暮らしがよくなるか、中小業者の応援ができるか、真剣に考え取り組んできました。毎日遅くまで調べました。それに対する答

えが本当にひどい。

現金給付を続けるより、ワクチンがええ

【市長】いまの239億、すごい現金給付が行われるんですよ。やめたんではなくて、今度はワクチンとか、ほれから保育園をつくっていく、現物給付に向かっていくというのも一つの大きなチャレンジではないか。方向を変えただけです。国がやるようになったので、おんなじ現金給付を続けるよりは、ワクチンをやったほうがええと思いますよ。

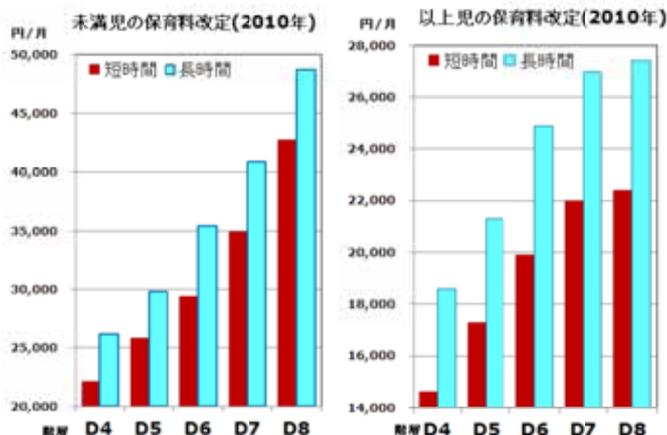
結局、公約違反なのですね

【わしの議員】あまりに無責任な答弁です。通院医療費、約束したのに、議員報酬まで言い訳にしてあれこれ言うけど結局公約違反をするというのですね。

保育料値上げについて

母親の声を直接聞け

【わしの議員】市長は、「減税の財源のために市民サービスのカットはしない」と言いますが、そうなっているのでしょうか。減税と不況による税収減の穴埋めに約231億円の財源が必要と、行財政改革をいっそう推し進めようとしています。そのやり方も、国の施策が進んだことを理由に、市が独自で行ってきた上乘せや横出しをなくし、全国に誇る名古屋の施策までやめようとしています。これで地方自治体といえるのでしょうか。



河村市長は、地方自治体のあるべき姿に立ち戻るべきです。以下具体的に質問します。

まず保育料についてです。

2月24日、赤ちゃんを連れてお母さん方約50人が、市の保育企画室をおとずれ、わずか1週間で集めた4,176人分の署名を提出し、第3子以降の保育料無料の段階的廃止、2段階保育時間の導入による保育料の大幅値上げ撤回を申し入れました。

参加者は「第3子の無料があるから出産を予定していた、突然なくすなんてどうしたらいいのか」、「うちは年間72,000円もの値上げになり生活ができない」「育児休業中の市民病院の看護師さんは、職場復帰したら4時までのお迎えは絶対無理。フルタイムで働くなどということですか」等々、訴えられました。そして「河村市長に直接お会いして話をきいてほしい」と切々と要望がありました。河村市長は、お母さん方へ行って直接お話しを聞く考えはあるかうかがいます。

段取りをしていただければ何う

【市長】皆さんの声を聞くのが仕事ですので、段取りをしていただければ伺います。

第3子減免の廃止と2段階保育料の撤回を

【わしの議員】今回の保育料の値上げは、4時以降を長時間保育として大幅な保育料の値上げを行うものです。子どもの人数が一番多い、年間収入約、500万円から800万円の世帯にいっそうの負担増が押し付けられるもので、3歳未満児は、年72,000円もの値上げです。フルタイムで働く女性に負担を押し付け男女共同参画に逆行します。河村市長のマニフェストにも保育料の値上げはありませんでした。

市長は、マニフェストにも掲げていない、突然の第3子以降の保育料の段階的廃止、2段階保育の導入による保育料の大幅値上げは撤回すべきです。お答えください。

長く預る人が短い人が同じというのはおかしい

【市長】長いこと預かるとる人が短い人と同じというのはおかしいという声もありますし、長いこと預かるためには反対によく働くインセンティブを壊すのではないかとということもあり、今度おいでになったときに話を聞きたい。

値上げ案は撤回しなさい

【わしの議員】保育料も無責任な答弁だ。長時間の保育料についてはお母さん方にあったときに聞いてみたい、こういわれるなら、この予算案は話を聞くまで値上げを待つべきです。撤回してください。

現金は国からくるので新しいチャレンジをする

【市長】現金給付の分を、今度はワクチンとか保育園に新しいチャレンジをするということでございまして、現金そのものは今までのお金よりさらに100倍近いお金が国からくるので、名古屋の新しいチャレンジを評価をいただきたい。

自動車図書館の廃止をやめよ

喜ばれているのにやめる理由はない

【わしの議員】ご覧ください。西区のある小学校の校庭と市営住宅近隣の公園に自動車図書館がやってきたときの状況です。どちらもみぞれが降る寒い日でしたが、次々と、近所の人たちが集まってきて、気に入った本を選び、貸し出しを受けていました。高齢の女性は、「本が大好きで毎回利用している、自動車図書館がなくなったら、足が不自由だから山田図書館までは行けない、なんとか続けてください」と必死に

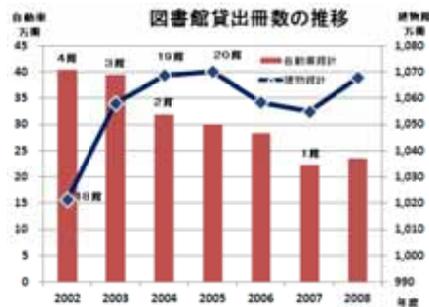


自動車図書館の経緯

- ・昭和31年4月、栄図書館（当時）が巡回文庫として始める
- ・33年、35年、37年と増車、4台となって現在の西図書館に引き継ぎ
- ・53年12月1日に名東図書館にあおぞら号を配車
- ・54年10月1日に中川図書館にわかさ号を配車
- ・58年4月に西図書館の巡回文庫車2台を南図書館に移管。東西南北の4基地体制に
- ・60年7月に4館とも個人貸出に統一、地域を再編成し自動車図書館に改称
- ・平成14年秋、中川図書館改築に伴い、中川自動車図書館が廃止
- ・平成16年3月に名東自動車図書館を廃止
- ・平成19年3月に西自動車図書館を廃止。南自動車図書館の1基地2台の体制に
- *原則として各図書館から1.5km以遠を対象に駐車場を設置。福祉施設や病院への団体貸出も実施。

訴えられました。小学校では、放課時間になり、子どもたちが駆け込んできました。私が、「自動車図書館なくなること知ってる？」と聞くと、5年生の男子は「えーっ！困る。僕の小遣いでは本は買えんし・・・」と絶句。低学年の子どもたちも、楽しそうに本を借りていました。

市は、支所管内への図書館整備が完了し、自動車図書館の利用者も20年前の2割に減少し、役割は終わったといいますが、自動車台数を縮



小すれば減るのはあたりまえです。現在2台の車で市内120か所を回り、図書館まで出かけることが困難な多くの市民に親しまれています。年間の利用者は約4万人で、貸出数は235,000冊もあります。いま書店も大型店化しており、近所の本屋さんが町から消えつつあるなか、市民の身近に教育・文化を提供する大きな役割を果たしています。わずかに3,000万円の予算を削って、子どもも大人もみんなが楽しみにしている、読書の機会を奪うことは行政のやることではありません。自動車図書館は廃止ではなく継続をするべきです。

3,000万円といえば、上位2人分の個人市民税減税分です。自動車図書館が継続できるのです。子ども医療費の中学校卒業までの通院無料化も、大企業上位7社分の減税額、約10億円でできます。日本共産党が提案しているように、大企業・金持ち減税をやめれば、市民の福祉や子育て支援を充実させることは充分可能であります。それでも市長は、「減税こそ最大の市民サービス」といわれるのでしょうか。

紙芝居のような感じで、ほかの手段がないか

【市長】本当に税金でやらないかんものか。その人たちにはええけど、税金となりますと、全市の方の負担になりますので、なんとか民間でできないか。ほかの手段がないものか、紙芝居だとか、ああいう感じでもいいんじゃないか。そういう格好でやれんものか、早く調査をお願いしたいと、言うんですけど、やってくれんならわしが自分で電話かけて聞いてみますわ。

市がやってきたことを投げ捨てるのが問題

【わしの議員】自動車図書館、民間の方がやることにはなにも言わない。文庫活動をしている人たちもいる。これまで長いこと市がやってきたことを投げ捨てるのが問題なのです。

民間の人でやってもえんか

【市長】図書館のこと、民間の人でやってもえんかと真剣に考えておりますんで、直ちに一

遍、自分で電話してみます。

中小企業への支援について

固定費助成などが大変

【わしの議員】さて、市長の「市民税10%減税」の狙いは、首都圏などからの大企業・金持ちの誘致であり、8,500万円の予算を計上しています。「まるはち総がかり住んでちょう！」と、3万人の市職員に金持ちや大企業を呼んでくるために仕事をさせるとかがいます。しかし、市のやるべきことは、そうした呼び込みよりも、いま住んでいる市民の暮らしや、不況にあえぐ地元を中小企業を応援することではないでしょうか。それでこそ名古屋市の経済が活性化すると思います。

市長は、昨年6月議会で私の質問に、中小企業の実態調査を約束されました。麻生内閣当時の、第1次、第2次補正の緊急雇用基金を活用し、リサーチ会社への調査委託などの方法も取り入れるなど、市内の全中小企業の実態調査を行うことについて市長の考えをお聞きします。その上で、真に必要な応援策を、例えば、「貸し工場の家賃補助」や「機械のリース代補助」など固定経費への補助を提案します。国会では、日本共産党の志位委員長に鳩山首相が、固定費のリース代支援について「検討」を表明しています。河村市長の属する民主党の政権に先駆け、中小企業への支援策を図ることについてお答えください。

報酬考えたほうがええですよ

【市長】これ言われるなら、報酬考えたほうがええですよ。中小企業の支援というなら、そのベースとして、自らのことを変えたらどうですか。

まず、減税です。減税しないほうがいいの。ほじゃ、今のままのほうが。何を考えているんですか、一体。これ。中小企業にでもちょっとでも行きます。皆喜んでいただいております。

大企業もおなじ税率じゃないですか。ちいとばかりでも喜んでいただこうということです。

肉屋のおやじが冷蔵庫作ったら、そんなかの1000万円ぐらいはプレゼントすると10何年かかりますけど4.5倍ぐらいの効果があります。中小企業の設備投資を応援する。しかし今それができないんですよ。仕組みで。UFJのエライ様にも話をして、独自の投資を名古屋で1万店舗やって1000万だと1000億ですよ。その代わり設備投資でうそを言ったら詐欺罪ですぐ捕まえると、それから、ちゃんと後継者がいると、もうひとつ、地域委員会なり地域の人が応援すると、そういうようなことで、商店を力づけられないかん。その商店が息子に後を継がせようという気になるんですという施策を取らないかん。ということは考えています。融資は融資でやりますけど、融資だけではだめです。

答弁にもなってない、金持ち減税を庶民減税に見直せ

【わしの議員】何回聞いてもひどい答弁です。中学校卒業までの通院医療費無料は10億円、ヒブワクチンをいけなとは言っていない。両方やればいい。保育料の値上げは3億4千万円でストップできる。自動車図書館は3000万円。日本共産党市議団は11月議会で市民税減税の修正案を提出したが、これで52億円の財源ができる。市長の減税を修正案に見直せば様々な市民サービスカットをやめ、福祉や子育て支援、教育の充実など市民の要望にこたえることができます。いまこそ金持ち減税を庶民減税に見直す決意を聞かせてください。

まず商売を盛り上げないかん

【市長】ここの議場でどんだけ議論していても、動いて、頭下げに行かないかん。そのためには

市民税10%減税を見直せば

- ・上位2人分の個人市民税減税で・・・自動車図書館
- ・大企業上位2社分の減税で・・・保育料の据え置き
- ・大企業上位7社分の減税で・・・中学校卒業までの医療費無料
- ・大企業上位1社の半分で・・・私学助成の継続

税金を減らすから来てください、商売だって値段を下げるからぜひ買ってください、あたりまえじゃないですか。これ。それくらいのこと言わなきゃ会社、来ませんよ。何をいっとるかと思いましたが、わし。それが一番庶民のためになります。

モノづくり文化交流拠点について

JR東海への支援をやめよ

【わしの議員】本丸御殿に続き、天守閣の木造復元の調査費が計上され、河村市長の「市政私物化」とも言われていますが、実際には、市長は中部財界の意向を受けて、大型公共事業をやるようとしているものだと考えます。

その1つである、「モノづくり文化交流拠点」は、前市長が新しい市長にゆだねるとして今年度予算に盛り込んでいませんでしたが、河村市長は「のりもの博物館」づくりに積極的に動き出しました。

市が、JR東海に30年間も無料で土地を貸すので、推定で19億6,000万円もの支援になります。さらに、周辺整備事業に新年度2億7,400万円を負担するとしています。JR東海といえば内部留保金は1兆6,375億円もある巨大企業です。いま内部留保金を国民に還元させようという声が大きくなっているのに、なぜ、莫大な支援が必要なのでしょうか。しかもこの博物館は、国の博物館法にも定められないものだと伺います。

市長にうかがいます。JR東海は莫大な内部留保金を抱え、法人市民税10%減税の恩恵もたくさんあると思います。そのうえ、このような更なる支援です。市長が、なぜこのような支援を行うのか、JR東海への支援はきっぱりとやめるべきですが、お答えください。

何か起爆剤をつくらないかん

【市長】まずはJRさんに来ていただいて、あれだけでは金城ふ頭も盛り上がりませんけど、あれが起爆剤になって、ちいとでも市の

カネ使わんでもええような、世界中の乗り物好きが来れるようなところができんか、何か起爆剤をつくらないかんじゃないですか。必要な投資であったと思っとりまして、議会でも議決されとる。

議会改革について

議員定数半減は民主主義を壊す

【わしの議員】市長は、議員定数を現行75から38に半減させる定数条例改正案などを提出しようとしています。1選挙区で1人しか当選できない小選挙区を3つの区でつくり、2大政党の議席独占をもたらす2人区を6行政区でつくりようとしています。新聞報道によれば市長は、「今は議会が市民の縮図になっていない」といわれますが、あなたの提案では、多数の「死に票」を生み、少数意見など市民の多様な意見が切り捨てられ、縮図がますますゆがむこととなります。河村市長の議員定数削減のねらいはどこにあるのか、私は、「議会改革」の名で議会の役割を決定的に弱め、市長の強権体制を確立することだと考えます。市長は日頃から、「民主主義発祥の地ナゴヤ」を自慢されますが、あなたがやろうとしている議員定数削減は、「民主主義」を壊すものです。日本共産党市議団は、2月27日議会改革シンポジウムを開催しましたが、200人以上の市民が集まり、議員定数削減を批判する声があがりました。また、水田洋・名古屋大学名誉教授ら著名な13氏は、1月8日、市議定数半減に反対し民主政治を守るための共同声明を発表されました。賛同者が急速に広がっています。



市長は、多様な市民の声を切り捨て、強権政治につながる小選挙区を含む議員定数半減などの条例改正案を上程すべきではないと考えますが、お答えください。

長いことやると癒着する

【市長】ほんとに民主主義を議会の中に取り戻す、日本の国に取り戻すためには何とか、もっと皆さんを立派にしたいとっとるんだ。日本中で政治が尊敬されんような国ではいかんですよ。残念ながらほんとに指定席になっとります。普通の人はいれません。世界常識からいえば、フランスでもなんでもいいですけど、みんなボランティアですよ。早く辞めていくんですよ、議員は。そういう当たり前の姿にしようというのが私の理念でございます。長いことやると癒着するでいかん。日本中の話です。

答弁にもならない

【わしの議員】定数削減は答弁にもなっていない。小選挙区制、2人区で多様性がなくなり、市民の縮図でなくなると聞いたのに、きちんと答えよ。

今の数は多い

【市長】定数削減は普通じゃないですか、それくらいが。地域委員会もできてきますと、地域のことは議員さんがやるようになります。私はもっと一人ひとりが、議員立法も出していただいて、議員の政策スタッフも持って、こういう風になってくるとしますと、今の数は多いと思います。それが市民常識だと思います。

歴史認識について

特異な歴史認識では平和外交を阻害する

【わしの議員】最後に市長の歴史認識について伺います。市長は、昨年9月定例会で、「南京大虐殺事件」について、「一般的な戦闘行為はあったが、捕虜収容所の中で放火が行われ、

それで銃撃戦になって市民が亡くなった。揚子江の状況についても日中両軍の銃撃戦に巻き込まれて市民が死んだ」と、否定しました。

しかし、旧日本軍が無抵抗の中国人を大量に虐殺したことは、日中両国の加害・被害、双方の当事者が生々しく証言しています。また、日本と中国の歴史認識の溝を埋めようと、安倍元首相と胡錦とう国家主席の合意によってつくられた、日中歴史共同研究の第1期報告書が、今年1月に公表されました。この報告書では、南京事件について、虐殺の犠牲者数について日中双方で相違があったものの、日本側の研究でも、「日本軍による捕虜、敗残兵、及び一部の市民に対して集団的、個別的な虐殺事件が発生し、強姦、略奪や放火も頻発した」と虐殺の事実を認めました。市長は歴史の真実に向き合うべきです。

各行政区で開いた「地域委員会」の説明会でも、開口一番「日本は戦争で負けたのがいかん」と、タウンミーティングの場では、「憲法9条は変えたほうがいい」と宣言するなど、一貫して戦争を容認する態度をとり続けています。

歴史の真実に目を背けた河村市長の歴史認識は大問題です。

225万市民の代表である市長が、歴史の真実を正しくとらえて、日本が起こした侵略戦争の責任を明らかにすること。それが、名古屋市と南京市の真に友好で平和な関係を築くことだと考えますが、答弁を求めます。

あと50年たたないと過去の大戦がどうだったかはわからない

【市長】私が間違っとる、と言われましてけど、共産党が間違っとるといふ説は大変多いんです。1000歩譲れば、あと50年たたないと過去の大戦がどうであったかということはわからない。あんまり侵略戦争と、自分の国を犯罪国家言い続けるような国って聞いたことがない。

侵略戦争の責任での発言はあまりに情けない

【わしの議員】日本の侵略戦争の責任について、市長の発言はあまりに情けないものです。犯罪

国家という言い方はないではないか。今国会でも、村山首相談話、植民地支配と侵略によって多くの国々、とりわけアジア地域の人に多大に損害と苦痛を与えたことは疑うべくもない、この歴史の事実とし、反省の意を表し、心からのお詫びの気持ちを表明した、と言われた。歴代の内閣が認めている。根本的な問題、外交の基本だ。南京市との友好を結ぶ名古屋市民の代表である市長がこのような公の議場で発言することは大問題だ。改めなさい。

自衛戦争か侵略戦争かは50年かかって議論されるべき

【市長】村山談話の話がありましたが、あんた、自分のいっとることだけ正しい思っとりますけど、それはあんたがいっとることです。ね、歴史の真実は100歩譲って言えば、過去の大戦が自衛戦争か侵略戦争であったかは、あと50年かかって、いろんな歴史的真相が出てくるとその時にもう一回、議論されるべきだと、そういう風に思っとります。

日本1開かれた議会の実現に全力尽くす

【わしの議員】日本共産党は、新年度予算案を、市民のみなさんと力あわせ、市民のくらし・福祉、中小業者応援の予算にするために全力を挙げるとともに、議会改革についても、議員定数の半減の阻止、適切な議員報酬の実現に取り組み、「日本一開かれた議会」の実現に全力尽くすことを表明して質問を終わります。

個人質問 (3月5日)

城西病院を廃止するな。緑市民病院は公立で存続を / 地域委員会モデル実施は地域の声をよく聞け
かとう典子議員



市立病院の役割について

城西病院を廃止するな

【かとう議員】昨年3月に策定された「名古屋市立病院改革プラン」によれば、市立病院は、採算性の面等から、民間医療機関による提供が困難な、市民ニーズの高い医療に積極的に取り組むとともに、地域の医療従事者の研修の場としての役割や、市民の健康を保持・増進する役割を担うとして、5つの市立病院を3つのエリアに分けてそれぞれの機能を存分に活かし、機能を分化するとともに、ネットワークをより強化し、市民の医療ニーズに応えるとしていました。ところが、昨年9月7日、「市立病院のあり方を考える有識者会議」にて、経営悪化などを理由に、城西病院は民間譲渡、緑市民病院は指定管理者制度導入を含めて検討するよう意見が出され、それを聞いた河村市長が当日の記者会見で、廃止・民間委託を進める姿勢を示したために、これまでの計画が急転換したのです。

まず、城西病院については、経営難や医師・看護師不足がある上に、近隣にたくさん病院が



あるため、できれば病院併設または単独の高齢者の施設にするよう民間に売り渡すと12月に発表しました。城西病院を利用している中村区や中川区の住民や地域の医師会からも城西病院の存続を求める声が多数寄せられているのは、市長も市当局もご存知のことと思います。中村区や中川区は市内でも高齢化率が高く、貧困率も高い地域です。「医療費や文書代などが城西病院は安いから城西病院に行く」という市民がいます。入院患者をすぐ追い出したりしない、患者に誠実に向き合って医療を進めているからと、市民の城西病院への信頼度は大変大きいのです。中村区の医師会の開業医さんからも、「患者の入院を受け入れてくれる総合病院、高齢者を受け入れてくれる城西病院を存続してほしい」といわれています。

そこで病院局長にお尋ねします。改革プランでは「高齢者にやさしい病院を目指す」としていたのに、なぜ方向転換して、城西病院を市から切り捨てることになったのでしょうか。城西病院に対する、市民、開業医さんの声をどのように受け止めますか。お答えください。

市立病院としての役割は基本的に終えた。高齢者にやさしい施設に

【病院局長】今回の経営形態の変更に関しては、市民や開業医の先生方など多方面から、様々なご意見を頂いている。

城西病院は、周辺に多数の病院が存在し、急性期の医療を担う病隈が十分充足されているため、その役割は必要なく、また、回復期慢性期等の医療については民間医療施設による対応が望ましいことから、市立病院としての役割は基本的に終えたと考える。今後は、高齢者が多い

という周辺地域の状況から、高齢者にやさしい施設、又、周辺の医療機関等と連携のとれた施設となることが望ましいと考える。

緑市民病院の指定管理者制度の導入をやめよ

【かとう議員】緑市民病院について、緑区には、病院が少なく、緑市民病院は必要だが、財政困難なために、今より安上がりで運営できる指定管理者制度を導入するという事です。緑市民病院という名前のままで、運営は民間病院が行うこととなります。緑区は、高齢者とともに若い子育て世帯も大変多く、小児科や周産期医療の需要が大変高い地域です。私が行ったアンケートでは、「緑市民病院は市立病院だから安心」という答えが一番多く、市立の病院への信頼が大きいことがよくわかりました。内容の充実を求める声も多いです。

そこで病院局長に質問します。公立病院への信頼は高く、緑市民病院の指定管理者制度導入に反対の声が多くあります。どのように受け止めますか。お答えください。

なぜ利用していますか



日本共産党が実施したアンケートには市立病院としての存続の願いがいっぱいでした。

民間移管について



緑市民病院の存続をねがって市民の声を聞く、かとう議員

民間の運営手法を活用

【病院局長】緑市民病院は、指定管理者制度を導入して民間の運営手法を活用することにより、医師を始めとする医療従事者を十分に確保し、市立病院として、地域の医療機関と連携し、市民の皆様に親しまれる地域密着型の総合的な病院の役割を継続し、救急医療の充実、経営の改善等を図りたい。

病院の赤字を市民とともになくす工夫を

【かとう議員】名古屋市は、市立病院を行政から切り離し、独立行政法人化して病院局をつくりました。独立行政法人にして、経営の健全化に努力すると言っていたはずですが。ところが5つある市民病院は、守山市民病院を含めて3つが縮小・民営化で、私たちの命が切り捨てられたと感じた市民は少ないと思います。結局経営改善ができなくて、そのつげが市民に回されたこととなります。いずれにせよ、市民には、何の責任もなく、逆に市民は犠牲者であり、納得ができないのは当然です。

病院局は、経営難の実態を市民の前に明らかにして、市民に相談するべきだったのではありませんか。市は、これまで赤字解消のためにどんな努力をしたのですか。市民に何も相談や協力依頼もないまま、廃止だの、民間委託だの、なぜ結果しか知らせないのでしょうか。

市民の命綱である市民病院を守るために、市立病院が自ら市民に意見やアイデアを求め、たとえばボランティアを呼びかけ、患者サービスの向上を図る取り組みが事前にできたのではないのでしょうか。今からでも遅くはありません。地域密着型医療を市民と協力し合い、経営改善することができれば、直営のまま継続できるのではないかと考えますが、病院局長のお考えをお聞かせください。

医療資源の選択と集中を一層加速させる

【病院局長】これまでは各市立病院の特長をほとんど出せず、5病院が横並びで運営を行ってき

たため、医療の高度化・専門化や医療ニーズの高度化・多様化、医師・看護師等の不足といった医療環境の変化に十分対応できておりませんでした。

基本的な医療機能が比較的充足されている名古屋市内においても、医療ニーズが高いが供給が十分でない、ともすれば不採算になりやすい、救急医療、高度・専門医療、小児・周産期医療などについては、市立病院が積極的に取り組むことが今まで以上に求められている。

そのため、今後は、医療資源の選択と集中を一層加速させ、病院の特長を出しながら市立病院全体としての医療機能を高め、市民の皆様の医療ニーズに、よりの確に対応した良質な医療が提供できるよう努めたい。

城西病院、緑市民病院の切り捨てはするな(再質問)

【かとう議員】城西病院は役割を終えた。と言われました。「城西病院は、看護師さんが落ち着いて対応してくれる。だから、そのまま残してほしい。」という市民の声が大変大きい。城西病院の説明会で、「何を聞いても、まともに説明してくれない」と言っています。市民が納得のいく説明をするべきです。緑市民病院でも、私のアンケートで「知らなかった」という答えと一緒に、「今のまま残してほしい」という声がほとんどです。

市長は、名古屋市民の命綱である城西病院、緑市民病院の切り捨てはするべきではありません。

経営難がこの結果だと思えます。自治体病院の経営悪化の要因は、これまでの自公政権の構造改革、社会保障切り捨て政策 すなわち、医師養成の抑制、診療報酬の引き下げ、医療保険の改悪、患者負担増による受診抑制ではありませんか。

市長は前自公政権の「社会保障費連続削減」政策を批判されています。それならば、市長は自治体病院を守り、社会保障切り捨てから充実へ国のもとの政策を転換すべきではありません

か。お答えください。

そして、市長は、城西病院の市営を廃止して、民間に移譲するといいますが、民間譲渡の目途もつかないうちに先に市営廃止を決めようとしています。これは、受け手がない場合、病院そのものをなくすことになるのではないですか。お答えください。

地域あった病院、お年寄りのオアシスに

【市長】切り捨てるのではなくて地域あった病院にしようということとして、中村区の城西はお年寄りのオアシスみたいな施設が出来んかなあ、緑では、あまり病院がないもんですから、やっぱり民営化の指標の中で病院は残していく、言う風に考えた。

2200億円の福祉の削減は間違いです。あれは根拠が何かというと国債が借金だという、意味からあんなったんです。根本的な政策の間違いです。

病院を廃止する前に国にしっかり削減させないことを求めよ(意見)

【かとう議員】国の削減が悪いといった、それなら市民を守ることが市長の責務だ。病院を廃止する前に国にしっかり削減させないことを求めよ。

地域委員会モデル実施について

モデル実施の進め方は拙速ではなかったのか

【かとう議員】「地域委員会モデル実施」について、まず始めに、モデル地域の選定や委員の選挙などの進め方について質問します。

地域委員会モデル実施のためのパンフレットと募集要項が発表されてから、モデル実施の募集期間が12月17日から1月12日まで。年末年始、さらに成人式と、地域では大変忙しい時期で、実質、地域で議論する余裕はほとんどなかったため、地域の30人の署名を添えて申請する方は、

学区連協の推薦や学区連協との協議を行う時間が取れず、早くから学区連協で相談をしていた学区しか申請できませんでした。

1月中旬、市内8学区がモデル地域に選定され、その学区では、委員の立候補や投票人の申し込み等の封筒が各戸に配布され、1月22日から12日間、投票人及び公募地域委員、立候補者の募集を行い、住民説明会が行われました。モデル実施学区になったことを知らない方も多く、封筒が配られても、封筒を開けないままおいてあったり、開けずに捨てたりなどあった中で、投票人の募集は締切られて、投票参加率は10.6%でした。その後、投票人名簿の縦覧、候補者広報を投票者に配布。候補者の公開討論会の後、2月26日までに郵便投票、27日に開票で、委員が決定しましたが、投票率は8,7%でした。モデル地域が選定されてから、たった1カ月半で選挙が行われました。市長のマニフェストでは「十分な準備を経た上で、公選に準ずる手続きによって地域委員会の委員を選定」するとあります。

ちなみに、ある学区では学区全体が住民の選挙で自治会長を決めており投票率は95%だと言うことでした。またある町内会では、町内会長を選挙で選び、投票率は約97%。それぞれの地域ごとに努力して民主主義を築こうとしています。

そこで市長におたずねします。住民への周知が1カ月半のみで、進め方があまりに性急過ぎるのではありませんか。これが市長のいう「民主主義発祥の地ナゴヤ」の進め方でしょうか。お答えください。

モデルをやってみないとわからないというので

【市長】いろんな議論の中で、とにかくモデルをやってみないとわからないんじゃないかという話があり、広報・啓発活動をやってきました。11月前後で制度について市民説明会。12月中旬には市内全世帯にモデル地域募集チラシを配布、1月上旬、広報なごや全市版で制度内容をPR、中旬8モデル学区全世帯で投票参加・委員募集チラシを配布、下旬8モデル学区で投票方法・地域

課題について住民説明会を開催、2月上旬、広報なごや各区版でモデル学区名をPR、2月中旬8区で立候補者の公開討論会を開催、3月上旬、広報なごや全市版で地域委員会モデル実施をPR、ということでございます。

行政責任の明確化がされないではないか

【かとう議員】「地域委員会モデル実施に関する要綱」には「住民が自らの地域の課題を解決するために、住民から選ばれた委員を中心に議論し、市予算の一部の使い道を決め」、「議会の議決を経て予算化」されると書かれています。

そして、予算の使い道は「地域予算」「地域予算の除外対象」と基準が定められており、地域予算の除外対象は、本来市全体で取り組むものや国の制度で定められているものなどあります。福祉や教育は国の制度で定められていますから、だれでもお世話さえすればいいものではありません。子どもの福祉でも、高齢者の福祉でも障害者の福祉でも、これに携わる方の専門性が問われます。また、市内のどこでも同じレベルの福祉を受けることができることも当然のことです。

ところが、これまで、河村市長は、市民に向けてタウンミーティングなどあちこちの場で、待機児童対策、不登校や虐待の問題、高齢者介護の問題など、市民の切実な願いを住民自治として「地域委員会」で予算を決めることができると言ってきました。

市長は、なんでも地域でできるとして専門性を無視し、制限をなくして、行政から切り離し、すべて地域委員会に丸投げしようとしているようです。市長は、地域委員会に福祉・保育・介護等の公共サービスを担わせる「福祉の構造改革」をめざしているのではありませんか。

そこで市長にお尋ねします。

地域委員会でも市民が自らの地域課題を解決できるよう、市長は、地域委員会の意見を尊重することと、市は市民の福祉や教育に責任を持って行うこととを、住み分けを明らかにするべきと考えます。市長は言葉に責任を持つべきです。

市長は、市の最高責任者として、これらについて責任ある説明をするべきと考えますが、お答えください。

さらに地域で補強するための皆さんの力を借りる

【市長】地域で、たとえば児童虐待とか、不登校とかそういうことができるのか、という話がありました。だけどそれは役所がやらないわけじゃない、児童虐待も今度センターをまた一つ作ります。しかし、早く見つける活動なんかは、市は市でやりますけど、それは地域の方のほうがいいことは間違いない。しかしケースワーカーとかセラピストの皆さんとか、みんなで相談しながら輪を広げていくという活動の中でやっていくということなんで、市がやるべきことを放棄しとるわけではありません。市でやることをさらに補強するために地域の皆さんの力を借りる。

地域委員会は行政機関ではないのか(再質問)

【かとう議員】「地域委員会」の基本性格について、お尋ねします。

市長は「ボランティア議会」といい、市は説明パンフレットで「住民主体の行政機関」とあります。「議会」と「行政機関」とは全く性格、役割が違います。「地域委員会」は「議会」ですか。「行政機関」ですか。どちらかお答えください。

実態上は議会

【市長】現状は予算編成権・予算提案権は市長にしかありませんので、行政機関と書いたんだと思いますけど、実態上は議会です。これは皆さんで税金の使い道を決めるんですけど、今のところは決めるといいまして別個の自治体にはなっていませんので提案を私が、最後にお決めになるのがここにおられる大変ご立派な議員の皆さんです。そういう仕組みの中でやっていただく中で、行政機関と書いた。将来はほんとに本来的な住民自治を確立する。まあ共産党的に言うと、ほんとの憲法の精神をここで生かす

という方向に進みたい。

要綱でも行政機関だと言っている

【かとう議員】住民自治をすすめることに異論はない。地域の自治会は民主主義を実現するために頑張っている。これを否定して地域委員会をつくり、ぶつけているから、否定しているのと同じです。要綱でも行政機関だと言っているのに市長が議会だと言っていては困ります。再度聞きます。

今の予算提出権の仕組みの中では一つの機関

【市長】今までやってきた地域団体を否定するというと、あんた怒られるよ。今度の新しい仕組みの中でどえりゃあ頑張ってござるがね。否定するものでは全くありません。拡充するという感じですね。(ひどいすり替え論議)

今の予算提出権の仕組みの中では一つの機関になるだろう。しかし、将来は、ユナイテッドオブ名古屋にするいっとる。皆さんの地域、地域は独立していく、議員という気持ちでやっていただきたい。

責任ある言葉を(意見)

【かとう議員】市長は市の責任者として責任ある言葉を発していただきたい。

関連質問

田口一登議員

地域委員会を議会とこだわるネライは市議会の無力化



監視・監督権もないのに、地域委員会をボランティア議会といって「議会」にこだわるのか

【田口議員】地域委員会をボランティア議会と言っているのは市役所の中でも市長だけです。誰も言ってません。どこにも書いてありません。名古屋市の地域委員会の要綱にもありません。市が発行するパンフレットにも広報なごやにも

ありません。地域委員会をボランティアと言っているのは市長だけです。どうして市長がボランティア議会、議会でないのに議会にこだわるのか。まず議会でないということをはっきりさせていきたい。本物の議会には議決権がある。監視・監督権がある。地域委員会にありますか。

小学校だって議会だ、議会はあなたたちのものだけじゃない

【市長】議会というのは別にあなたたちのものだけじゃない。小学校だって議会。中学校だって議会。大学だって議会じゃないですか。みんな選挙で選ばれて民主主義としてみんなの意見を代表するところが議会なんです。あなたが固有名詞を自分だけの占有で持ってるんですか。議会って普通の一般的な名詞ですよ。何を考えているんですか。一体。(すりかえごまかし)

地域委員会をボランティア議会というのは、議会の発展的解消が狙い

【田口議員】地方自治体に議事機関を置く。これは憲法で定められています。憲法で定められた議会の一つが名古屋市議会なのです。市長がなぜ地域委員会をボランティア議会というのか、それは市長が小中学校区単位でボランティア議会なるものを作っていけば、市町村の議会や議員は不用になるという考えを持っているからだ。これは2008年の河村ビジョンの中で「議会は発展的に解消する」とかいてある。ここにあなたが地域委員会をボランティア議会と呼ぶ狙いがあるんじゃないですか。

あなたたち、議会というのを自分の占有物と思っているんだ

【市長】あなたたち、議会を自分の占有物と思っているんだ、あんた。もっとボランティア化された、指定席でない、大体5年か10年やったら変わっていく、世界中みんな、そうですよ。そういう議会になってくれんか。そういう姿に変わっていくだろうということでしたんであって、議会が必要でなくなるということはありません。

あなたなんですか、議会と言われると嫌なんですか。中学校や高校言って抗議してきたらどうですか。何いっとるんですか。

地域委員会は行政機関。ボランティア議会と呼ぶ根拠や意図は議会は縮小にある

【田口議員】議会改革は議論しましょう。又機会はあります。市長ビジョンの中で、新しい街を小中学校区単位で作り、そこにボランティア議会をおいていけば、やがて議会は縮小し、発展的に解消するとはっきり書いてることは間違いない。こういう思想があるから、あなたは地域委員会、今の地域委員会は行政機関です。市長のもとにある機関です。それをあえてボランティア議会と呼ぶ根拠や意図があるということをはっきりと言っておきます。

個人質問 (3月5日)

あおなみ線への支援はJRなど民間にも責任を持たせよ / 里山保全をあきらめ大気汚染監視局をへらして、COP10開催か 山口きよあき 議員



**名古屋臨海高速鉄道など
第三セクターへの経営支援について**

経営破たんの原因はなにか、誰が責任をとるのか

【山口議員】2010年度予算案には市民税減税を抜きにして、前年比で百億円以上増えたものが三つあります。生活保護扶助費が123億円増、中小企業の金融対策予算が125億円増、いずれも深刻な不況と貧困の広がりに対応したものです。でもそれ以上に巨額なのが名古屋臨海高速鉄道株式会社(あおなみ線)への経営支援です。借入金の肩代わりなどに前年比120億円増の144億円、加えて、これまでの貸付金266億円を出資金に切り替え本市への借金を帳消しにします。合計では410億円もの税金投入です。一つの会社に対するこの巨額な税金投入について、臨海高速鉄道の副社長でもある山田副市長に質問します。

2004年10月に開業したあおなみ線ですが、今年度末には債務超過(157億円の出資額より累積損益が多額になる)となり、手持ち資金が枯渇し、経営破たんとなりそうです。破たんの原因は明白です。一つは過大な需要予測。97年の鉄道事業の運転免許申請時には1日当たり乗降客を約8万3千人と見込みましたが、開業直前には6万6千人に下方修正、しかし2008年度(一昨年)実績では2万6千人、予測の3分の1です。この6年間、毎年約20億円の赤字が続きました。

もう一つは、総事業費約950億円の約6割を借金に頼った結果、元利償還金が経営を著しく圧迫していることです。現在の借入金残高は448億円、その利子負担だけで毎年6億円にのぼりま

す。第三セクターだから効率の良い経営ができると無理な借金をし、正確な経営見通しもないまま、大型公共事業を急いで進めた結果の経営破たんです。

確かに、沿線住民からは、せっかく線路があるのだから地下鉄代わりに活用して、との要望がありました。あおなみ線は大切な公共交通の一つであり、本市が存続のために手を尽くすのは当然です。しかし莫大な税金を投入するからには、今日の事態を招いた責任をまず明らかにすべきです。破たんを招いた経営責任は誰にあり、どういう形で責任を取るのか、まずはっきりさせてください。

新たに大規模な税金投入が必要となったことは申し訳ない

【山田副市長】当初の需要予測と現実の需要が乖離し、新たに大規模な税金投入が必要となったことは申し訳なく思っています。

今年度は、減価償却前の営業損益の黒字化が達成され、ランニングコストが賄える状況となった。年間延べ1千万人に利用され、将来にわたり必要不可欠な路線である。

あおなみ線建設事業費の内訳 (億円)

	出資金	補助金	借入金
合計	157(100%)	148	445
名古屋市	89(56%)	64	246
愛知県	18(11%)	10	42
国	-	74	-
日本政策投資銀行	8(5%)	-	157
名港管理組合	4(2%)	-	-
J R 東海	16(10%)	-	-
その他民間企業	50(15%)	-	-

・その他の民間出資社: 中部電力(株)・(株)三菱東京UFJ銀行・岡谷鋼機(株)・東邦瓦斯(株)・トヨタ自動車(株)・日本車輛製造(株)・愛知機械工業(株)・(株)愛知銀行・(株)中京銀行・(株)名古屋銀行・ニチ八(株)・日本碍子(株)・日本貨物鉄道(株)・イオン(株)

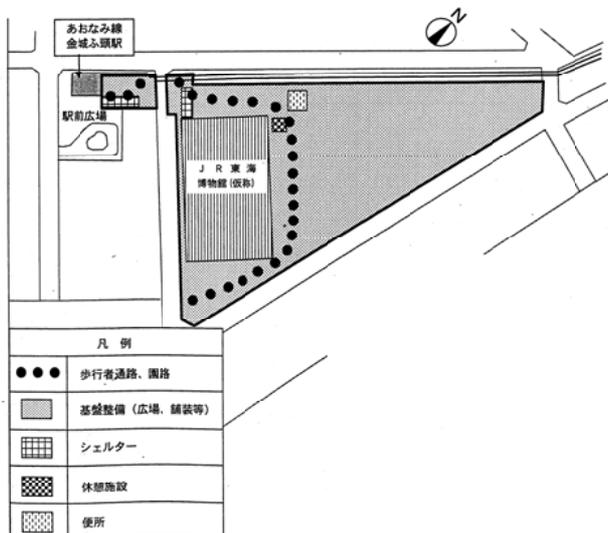
あおなみ線に対して、抜本的な経営改善を実施することにより、安定的な運行を確保し、継続的な鉄道サービスを提供していくことが、本市の責務だと考えています。

出資に見合う経営支援を企業に求めよ

【山口議員】この会社には、名古屋市や愛知県だけでなくJR東海やトヨタ、中部電力や東邦ガスなど16の会社や銀行も出資しています。民間企業の資金と経営ノウハウも活用する第3セクター方式です。ですから出資した銀行や企業にも応分の負担を求めるのが当然と、私は考えます。

まず銀行です。本市は、日本政策投資銀行からの借入金に対して(会社に代わって借金を返済する)損失補償の義務を負っています。しかしこの銀行は、事業への出資者(5.2%)でもあります。負担を分かち合う経営責任があるのです。全額を市が損失補償するのではなく、銀行にも一定割合の債権放棄を迫り、応分の負担を求めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

民間企業の中で最大の出資者はJR東海で、出資比率は10%です。いま名古屋市は、JR東海が金城埠頭に単独で建設する博物館のために、多額の税金を投入して基盤整備を行っています。あおなみ線は、この博物館への主要な旅客輸送手段でもあります。本市はJR東海に、あおなみ線への経営支援をまったく求めていません。



そればかりか、大もうけをあげているJR東海(2009年度決算で当期純利益1214億円、法人3税858億円)に、市民税10%減税でおそらく億単位の減税です。それに加えて、あおなみ線の支援まですべて自治体持ちでは、あおなみ線の再建は、まるでJR博物館のための基盤整備事業そのものではありませんか。JR東海には、第3セクターを共に構成する出資者として、また公共交通に責任をもつ会社として、その社会的役割にふさわしい相応の負担を求めるべきです。教えてください。

あおなみ線は、民間企業の出資比率は24.5%ですが、愛知高速交通株式会社(リニモ)は48.1%が民間企業の出資です。こちらでも経営破たんが近づき、本市は愛知県からの要請を受けて、1億6700万円の支援を予定しています。こちらでも、出資企業には何ら新たな負担を求めず、県と沿線自治体だけで支えるつもりなのでしょうか。

リニモでもあおなみ線でも、開発型第三セクターの経営支援については、民間企業にもせめて出資比率に見合う応分の負担を求めるべきです。それなしに安易な税金投入はすべきではないと思いますが、答弁を求めます。

減資という形で株主に負担

【山田副市長】あおなみ線は、国の「幹線鉄道等活性化事業費補助」制度により第3セクターを専業主体とする整備とし、JR東海をはじめとする一般企業等に出資を依頼し、民間株主が約3割を占める現在の株主構成となった。現在、資本金は、減資という形で、関係株主に負担をかけることを鑑みると、この上の更なる支援は非常に困難であり、本市及び愛知県が主体となる支援の枠組みとした。

リニモも同様で、愛知県及び沿線市町が主体となった支援の枠組みとなっている。

あおなみ線及びリニモについて、将来にわたる事業の継続に向け、本市として必要な支援をしていかなければならない。

出資比率に見合った負担をするのは当然のルールだ(再質問)

【山口議員】結局、誰も経営責任をとらないように聞こえました。市長にうかがいます。過去のことは聞きません。出資比率に見合った負担をするのは当然のルールだと思いますが、市長、日本政策投資銀行やJR東海に対し応分の負担を求めないのですか。

もう一回というのは大変苦しい(市長)

【市長】減資をさせていただいていますので、もう1回出して、というのは大変苦しい、という気がします。

税金で救済するのか民間任せにするのかの判断基準は

【山口議員】名古屋市は56%の出資で今回410億円出しました。10%のJR東海は単純に考えると80億円、5%の銀行でも40億円。全部とは言いません。筆頭株主の責任が重いことは当然です。市長は直営の事業だと市バスの路線でも市立病院でも赤字だからと切り捨てるのに、なぜ大企業が参加した第三セクターだけは税金で救済するのですか。税金で救済する、民間任せにする、あなたの判断基準をうかがいます。

民間の場合は向うの意思がある(市長)

【市長】民間の場合は向うの意思がありますので、減資をやっていただくのは、なしにしてくれということなので、まあ大変苦しいいではないですか。

もうけている民間企業には、一肌も二肌も脱いでもらえ

【山口議員】企業のことになると急に口が重くなるようですが、民間企業の力を借りようといつも言っているのは市長だ。第3セクターの経営危機ですから、この際、苦しい所にとは言いません、大手のもうけている民間企業には、一肌も二肌も脱いでもらいましょう。少なくとも

JR東海には市長が頑張って実現した減税以上の、または減税分の寄付は少なくとも求めるよう、交渉してください。答えて下さい。

「トロイこといっとる」と言われるかもしれんが(市長)

【市長】一遍、今度会ったときにお話ししてもいいんですけど、トロイこと言っとると言われるかもわかりませんが、減資しておりますので、大変苦しいというのは予想される。

強い態度で企業に迫れ

【山口議員】市は支援の枠組みを決めた後、市も会社も株主総会迄の間にこの問題を話し合うこととなります。市長にはぜひ、強い態度で企業に迫っていただきたい。

「平針の里山」の保全を

【山口議員】今年はCOP10が開催されます。生物多様性の維持には、環境の悪化を防ぐこと

市長の環境施策について

が不可欠です。公害をなくし、地球温暖化を防止する自治体の環境行政が注目されます。市長、あなたが「名古屋に住んでちょう！」と本気でアピールしたいのなら、なつかしい言葉ですが「環境首都」にふさわしい施策こそ進めるべきです。しかし現状ではCOP10開催都市の市長として、これでいいのかと首をかしげることがいくつもあります。今日はそのなかで2点にしぼり、市長に質問します。

第一に、いわゆる「平針の里山」保全についてです。

議会では、(3年前の)2007年9月議会でわが党の田口一登議員が、この里山を保全するために市がイニシアを發揮せよ、と求めていました。多く



の住民や、あの宮崎駿監督からも「里山を守れ」と強いメッセージが届いています。

しかし市長は、最終的に業者の買い取り希望との差額5億円の目処が立たなかったと買取を断念し、開発許可もおろしました。住民からは開発許可の取り消しを求める審査請求まで出される事態です。

市内の緑被率は現在25%、低炭素都市2050なごや戦略では、あと40年で緑被率を40%に増やす計画ですが、あなたの下では緑が失われていくだけではありませんか。

市長、なぜ、あれだけ思わせぶりなパフォーマンスをおこなながら、里山の保全をあきらめたのか、教えてください。

民有地だということが決定的(市長)

【市長】民有地ということが決定的な理由で、藤前干潟は、公有水面でしたので、できましたけど、民間の方が持っておられる土地を強制的に奪い取ることはできませんので、5億の金がどうしても埋まらなかった。寄付も考えましたけど非常にスキームが難しくなり、業者さんに寄付していただく格好になると、途中でもし集まらなかった時、大混乱し、その時、市民の皆さんにも大変なご迷惑をかける。ほんとに万策尽きましてやむを得ず許可をした。

もう一肌、市長に脱いでもらいたい(意見)

【山口議員】里山の買取でも万策尽きたと言いますが、保全を求める市民はまだあきらめずがんばっています。国頼み、寄付頼みの姿勢が問題ではないのか。市の責任です。161億円の減税

を決断した市長が、生態系保護のための5億円は捻出できなかったと言われて市民は納得できますか。まだCOP10まで間に合います。保全のために、もう一肌、市長に脱いでもらいたい。

日本一おいしい空気をめざすまち・なごやでの大気汚染公害とどう向き合うのか・・・「おいしい空気」の定義は

【山口議員】名古屋を日本一空気のおいしいまちに、という提案は大歓迎です。でも市長、あなたは、おいしい空気をどう定義しているのですか。おいしい空気とは、当然きれいな空気であることが前提ですよ。きたない空気がおいしい訳がない。おいしいまずい、きれいきたない、をきちんと科学的、客観的に測定しなければおいしい空気かどうか判定できません。ところがあなたはその測定、分析の体制を縮小しようとしている。おかしいと思いませんか。

大気汚染常時測定局を削減し、環境科学研究所も廃止では、あなたの言う「おいしい空気」をいったい誰がどうやって調べるのですか。

わしもようわかりません

【市長】おいしい空気というのはわしもようわかりませんが、うまい空気というのはあることは事実です。それは山か川か海かわかりませんが、あることは事実で、委員会を開いてうまいとは何かということで大変盛り上がったと聞いております。

きれいな空気こそとり戻していただきたい(意見)

【山口議員】おいしい空気という、あいまいな

五日の個人質問では、河村市長が昨年、土地取得による保全を断念した天白区平針の里山や、「日本一おいしい空気を目指す」などの環境施策について、議論が繰り返された。山口清明氏(共産)と河村市長の論戦を再現する。(北島忠輔)

天白区平針の里山

山口氏 今年十月の生物多様性条約第十回締約国会議(COP10)の開催都市の市長として、心ざわしい環境政策を進めるべきなのに、市長のもとでは緑が失われていくだけだ。平針の里山を守ると思わせぶりなパフォーマンスをしたのに、なぜ保全をやめたのか。

市長 断念の決定的な理由は、民有地であるということ。強制的に奪い取るわけにはいかず、業者の希望額との五億円の差額が捻出(ねんしゅつ)できなかった。やむを得ない。

山口氏 「万策尽きた」と言うが、周辺住民はまだ、保全に向けて頑張っている。国に頼んでもいい、民間でも、民間に寄付を頼んでもいい、民間でもだめだったという姿勢が問題。やはり市の責任だ。百六十

山口氏 「161億円の減税決断したのに」

一億円の減税を決断した市長が、五億円を捻出できなかったと言われたも市民は納得できない。またCOP10に間に合うはずだ。

日本一おいしい空気は大歓迎だが、おいしい空気を、どう定義しているのか。

市長 私よく分からないが、あちこち行くところ、うまい空気があるというのは事実だ。名古屋の水がおいしいのは間違いない。水と空気は生きている原点だから、今度は空気のおいしい町に挑戦しようということだ。

山口氏 おいしい空気とは、きれいな空気であることが前提。港区や南区では、二酸化窒素などの環境基準を達成できていない。空気のおいしい場所を探すより、まず大気汚染のひどい地域の環境改善や公害患者の救済が先ではないか。

市長 大気汚染の測定では、高い水準を維持している。今後は、PM2.5(ぜんそくや心臓発作の原因になる微小粒子)の測定にも挑戦していく。

論戦 電録

中日新聞の記事 2010年3月6日

ものでごまかさず、客観的に評価できる、きれいな空気こそとり戻していただきたい。研究会には、環境科学研究所の職員も加わっている。もうこの研究所、廃止できませんよね。でも公害患者、ぜんそくで苦しむ市民は一人も入っていない。おいしい空気を切実に求める市民の声こそ、反映させるべきです。

おいしい空気は山の空気とも言われたが、ならば里山守ることにもっと執念持って取り組んでほしい。

大気汚染常時測定局の削減やめよ

【山口議員】ところで名古屋の空気＝大気はもうきれいになったのか。私は3年前の本会議質問で、喘息の子どもが25年前の5倍に増えたことも示し、二酸化窒素などの環境目標を早くクリアせよと求めました。

現状はどうか、名古屋市の大気汚染測定局27カ所では南区元塩公園以外ではNO2の区が定めた環境基準をクリアしたといえます。しかし、名古屋南部公害訴訟の和解を受けて平成14年から名四国道沿いなど市内6カ所に設置された国の測定局では、いまだに南区要町で環境基準は未達成、港区宝神では、かろうじて基準値ちょうどです。

国基準より厳しく定めた本市の環境目標を達成したのはこの6局ではひとつもなく、本市が設置している自動車排出ガス測定局12局中でも4カ所だけです。測定局を減らすような改善状況ではありません。

市長、空気のおいしい場所を探すより、まず大気汚染のひどい地域の環境改善や公害患者の救済が先ではありませんか。

測定局は減らすのではなく、むしろコンテナトレーラーが走り回る名古屋港臨港地区などで積極的に増やすべきではありませんか。

以上、環境問題に対する市長の姿勢をうかがいます。

監視水準の高さは維持したい(市長)

【市長】大気汚染常時測定局の削減ですけど、

今までの監視水準は維持しながらいわゆるPM2.5の新しい挑戦をしていくということとして、観測基地の数も、都道府県が管理している測定局も含みますけど、名古屋市で29カ所、これは維持しつつ、相当高水準をキープしているのは事実でございます。

国設置の測定局データも、市民に公表すべき(再質問)

【山口議員】環境目標をクリアしたのは測定局の50%を超えているというが、それで満足しているのか。国が設置した23号線沿いの測定局では、ひとつも環境目標をクリアしていない。日本一の測定体制を維持したいと市長も言ったが、国設置の測定局データが環境白書等に出ない。市の測定局と同様に、国設置の測定局データも、市民に公表すべきです。市長、これはできますよね。

原課で聞いて(市長)

【市長】この点については(わからぬので)原課のほうに回していただきたい。

(環境局からはその方向で検討すると、別途回答がありました)

「大気汚染が気管支ぜんそくなどの病気発症の大きな原因」を認めるか

【山口議員】測定局の配置を見直すのなら、汚染がひどい地域にきめ細かく配置すべきです。名古屋港の臨港地区は、国の環境基準の適用除外です、治外法権地域になっています。でも港区民、市民がすぐ近くに住んでいます。臨港地区に測定局をぜひ増やしていただきたい。港の管理者でもある市長さんに要望しておきます。あなたは昨年9月1日、「健康と環境を守れ！愛知の住民いっせい行動」との懇談で、大気汚染が気管支喘息や慢性気管支炎などの病気発症の大きな原因の一つだと考えますか、と聞かれ「歴史的には大気汚染が大きな原因であることは間違いない」と答えました。この市長の認識はいまでも変わりませんか

「認識は変わらない」(市長)

【市長】変わっておりません。

名古屋市特定呼吸器疾患医療費救済条例を復活した場合の試算結果

【山口議員】懇談ではもうひとつ、あなたは、いま失効状態にある名古屋市特定呼吸器疾患医療費救済条例の復活を求めるやりとりのなかで、条例の効力を復活させ、患者の医療費助成にいくらかかるのか、と聞かれて、「試算は一度やってみるべきだ」と答えました。試算結果を示していただきたい。

ぜんそく患者数30,000名(市長)

【市長】団体には説明しておる。対象者数は約19,000人、市内のぜんそく患者数30,000名、これは19年度国民生活基礎調査(厚労省)からの推計でそのうち公害認定患者など現在医療費助成を受けている方が11,000名です。助成費用は約5億円、条例による医療費助成額平均26000円が、一人当たり年間です(26000円×19000人=4億9400万円)。

19000名で5億円じゃないのか

【山口議員】いろいろ言われたが、19000名で5億円という試算結果でいいですね。局長に確認したい。

19000人で5億円(局長)

【環境局長】19000人で5億円、間違いはない。

公害患者の救済条例の復活を

【山口議員】名古屋はもう空気はきれいになった、公害が終わったとして、一度条例の効力を失効させました。ところが今、19000人もこの条例を必要としている気管支炎、喘息の患者がいらっしゃる、ということがはっきりしました。おいしい空気の研究より公害患者の救済が先です。救うべき患者がこんなにいるのなら条例を復活させるのが当然ではないですか。復活させ

たら日本初ですよ。COP10開催の年においておいしい空気の研究をしようという市長さん、ぜひ、この公害患者の救済条例、5億円です。復活させていただきたい。答えてください。

よう勉強させて(市長)

【市長】東京、川崎などでやっとなるが、いろんな病気でたたかって見えた方がそれぞれ補償を勝ち取られる例が非常に多いので、一遍よう勉強させていただきたい。だけどおいしい空気は空気、これはまあ、一つ挑戦させていただいてええんじゃないか、両立はさせていただける。

公害の犠牲者を、行政がしっかりと救済・補償せよ(意見)

【山口議員】おいしい空気は否定していない。公害患者さんをはじめ港区や南区のみなさんにもおいしい空気を胸いっぱい吸わせてほしいのです。公害犠牲者を、行政がしっかりと救済し補償するのは、二度と再び犠牲者をつくらない、との強い決意を表明する意味があるのです。

COP10開催都市の市長としての資格が問われます。環境で名古屋が日本一になろう、市長が本気でそう思っているのなら、測定局の削減は撤回し、患者救済に一步踏み出すべきだと申し上げ、質問を終わります。



個人質問 (3月8日)

児童福祉センターの跡地を市民利用施設に / 南部市場・食肉公社にかかわる利権疑惑の徹底解明を さとう典生議員



児童福祉センターの跡地利用について

売却は地元の意思に反する

【さとう議員】はじめは昭和区にあります、名古屋市児童福祉センターの跡地利用についてです。児童福祉センターは5月に区内の折戸町に移転します。移転後に残る土地の利用について、所管の子ども青少年局は昨年末、委員会で「跡地の一部はコミュニティセンターと消防団詰め所用地として提供し、他は老人福祉施設（老健・特養）の建設を条件に売却する」という方針を説明しました。予算案では不動産売却収入のリストのなかに入っています。

跡地利用について、地元ではこれまで中央児童館に併設されていた「児童公園を残して」という声が拡がり、昨年7月に16000筆を超える要望署名が河村市長宛に提出されました。その後、市民団体は跡地利用について、子育てに係わる団体や専門家の意見を聞こうとワークショップを開く準備をすすめ、緑政土木局にも公園として整備してほしいと申入れたりしています。

1月に開かれた、昭和区のタウンミーティングの会場でも、河村市長に区民と地元町内会長から「公園を残して」という要望がありました。ところが、河村市長は同席した市幹部に答弁を振り、幹部は「新しい施設を作ったら跡地は売却が原則」と答えました。

市民は市長に「これまでの方針を変更してほしい」と要請したのに、行政当局に答えさせたため、これまでの方針どおりの返答でありました。

いま地元では「河村市長の減税の穴埋めのた

めに売られてしまう」と憤りの声が拡がっています。敷地面積は約20,000㎡、6,000坪です。これだけのまとまった土地は本市が二度と入手できない市民の財産であり、売り払いは止めるべきだと考えます。また、この土地はこれまで子どもたちや子育てのための拠点施設として使ってきました。その経過をふまえて跡地利用を考えていくべきであります。

そこで、改めて、河村市長に、地元や市民の願いに応じて、売却方針を撤回し、跡地利用について地元や市民と話し合うことを求めます。

民間での有効活用で市税収入につながる(市長)

【市長】児童福祉センターの移転後跡地は、地元からの要望等を踏まえ、全庁的な利用調整を行い、コミュニティセンターと消防団詰所及び防火水槽の整備用地として利用することとし、残りの土地は、民間による特別養護老人ホーム及び老人保健施設の整備ができるような条件を付して売却することにした。民間での新たな有効活用が図られるものと考え、民間の力を活かすことにより、市税収入の確保につながるなど波及効果も期待できる。これも一つの市民のための財産利用だ。

児童福祉センター跡地(意見)

【さとう議員】市長にしては珍しく、紋切形、棒読み答弁でした。

地元から要望という答弁でしたが、地元からは、コミュニティセンター建設の要望がなされたのみ。その際に、当局は売りたい、売りやすくするために、老人福祉施設として売るんなら、ということになっていると思います。いまだに地元の町内会長や地元の市民団体のみなさん残

してほしいといっているのです。その願いに背を向けた。地元の要望と言いながら地元の市民の願いに背を向けるものだ。拙速に売却するのではなく。売却方針をいったん撤回し、時間をかけて話し合うことを強く要望する。地元はまだあきらめない。今後も追及します。

文化振興施策について 南部市場について

これまでのいきさつ

【さとう議員】南部市場は名古屋市の中央卸売市場の食肉部門として3年前にオープンしました。その南部市場の中で中心的な役割を果たしている、本市の外郭団体の名古屋食肉市場株式会社と財団法人名古屋食肉公社について、包括外部監査が行われ、先月はじめに報告書が公表されました。

これまで、私ども日本共産党市議団は、食肉市場移転を巡る数々の疑惑について、その都度追求してきました。今回の報告書の中で、その指摘を裏付ける事実が明らかになりました。改めて、この問題を巡る本市の姿勢について質問します。

まず、これまでの経過と問題点を整理しておきます。食肉市場が南部市場に移転する前は、名古屋市は中央卸売市場として高畑に食肉市場を開設していました。そして、外郭団体として名古屋食肉市場株式会社（名食）が卸売を担当し、財団法人名古屋食肉公社（食肉公社）がと畜と冷蔵保管を行っていました。

これとは別に、民間の地方市場として熱田区に愛知食肉卸売市場協同組合（愛食）が愛知食肉市場を開設して、卸売りを行っていました。この、愛食というのは、同和利権で指弾された部落解放同盟の役員を務めていた、藤村芳治氏の経営するフジチクグループの中核企業でした。高畑市場の移転を機に、この二つの市場を統合するという計画がこの発端となりました。移転統合に伴って、中央卸売市場に残る「名食」

が「愛食」から営業権を買収することになりました。ちょうど、法律改正の後押しもあり、市場を一本化して、経営規模を拡大するということでした。

そして、愛食は営業権を手放すものの、冷蔵庫と建物を所有し、賃貸業務を続けることになったのです。後から出てきますが、これが一つのポイントです。営業権の金額は59億2000万円と決められました。日本共産党市議団は平成16年にこの金額をめぐる、根拠に不明瞭な点があると指摘し、本会議等でこの問題の情報公開を求めてきたが、当局は拒否して一切明らかにしてきませんでした。

一方、名食が営業権を取得してからの事態も疑惑に満ちたものになりました。不思議なことに、「名食」の社長に営業権を売り渡した相手方の「愛食」の理事長だった藤村勲氏が就任しました。また、移転統合までの間、「名食」が「愛食」の社員や事務所を引き継ぎ、地方市場を経営することになりました。そうしたら、今度はその事務所の家賃を不動産賃貸業の愛食に払うこととなったのです。名食だけでなく、「食肉公社」が「愛食」所有の冷蔵庫を借り上げる仕組みも作られ、毎年、多額の賃料を払うことになりました。その際に15億円の保証金が差し入れられていたことが今回判明しました。

このように、食肉市場の移転統合を機に「名食」と「食肉公社」から家賃などとして、「愛食」にお金が出る仕組みができたわけです。これでは59億円で買収したのではなく、59億円取られて会社が乗っ取られたというのが実態ではなかったのか、と言えます。

これまで、いったいいくらのお金が愛食に支払われたのか。改めて調べてみました。まず、名食からは営業譲渡の59億2000万円、新市場開設までの6年間の食肉公社が冷蔵庫などを借りた賃料が13億円以上、移転後に冷蔵庫を借りる約束で15億円の保証金と締めて87億円になります。このほか、名食が借りた事務所代があります。

これに対して、補助金などの形で税金が投入されています。その額は名食に対して、22億円。

食肉公社に対して、11億円と、都合33億円になっています。そして、こんどの予算で5億円です。さらに、名食が借りた借金の残高19億3500万円の損失補償が残っています。

このように、食肉市場の南部市場への移転改築にともなって、フジチグループの中核企業の愛食に多額の資金が流れ、また流される仕組みが作られました。これが名古屋の食肉疑惑であります。

名古屋食肉市場株式会社への営業権譲渡の再評価

【さとう議員】こうした経過を前提に、具体的な質問にはいります。まず、名古屋食肉市場（名食）についてです。外部監査報告書では、移転に先立ち、平成13年に59億2000万円で「愛食」から営業権を譲り受けたことについて、「この評価の論理展開は当時検討委員会が取りまとめた計算式（評価方法A）とはかけ離れているだけでなく、採用した数値についても疑問を抱かざるを得ないものだった」と疑惑の存在を示唆しています。ただ、資料が入手できなかったので、「営業権の価額が高額なのではないかという印象があるものの、明確な根拠を持ってどの程度まで過大に評価されたのかを明らかにすることはできなかった」とのことです。具体的な金額は指摘はできないけれども、高額だったと疑惑の存在をうかがわせる記述です。

報告書では、以上のような指摘をしつつも、「名食」の経営問題について、この59億2000万円を全額、東海銀行（当時）（30億円）と農林漁業金融公庫（29億2000万円）から借り入れて愛食に支払ったため、借入金の利息負担が、経営を大きく圧迫する事態となっていると判断して、損失補償契約をしている名古屋市当局が必要な措置を取るよう求めています。後始末のために、税金投入が必要となってきているということです。

しかし、これまでの本市の対応や責任を不問にしたままではすまされない、と考えます。そこで、河村市長に以下の数点の処置を求めるも

のです。まず、営業譲渡、59億円の根拠と枠組みの是非を再評価することについてお聞きします。

これ以上の調査は困難(市長)

【市長】今回の包括外部監査は、複数の弁護士や公認会計士といった専門家により、現地調査を含め関係書類の審査や関係人からの聴取など徹底的に監査された。これ以上の調査は困難ではないかと考えております。

営業権の価額は、食肉流通に精通した公認会計士や経営の専門家により算定された評価額をもとに当事者双方の経営判断により合意されたもので、妥当なものであったと聞く。

食肉卸売市場整備問題検討委員会の議事録公開を

【さとう議員】譲渡金額を決定する課程で開かれた検討委員会の議事録を公表することを求めます。

前向きに取り組む(市長)

【市長】食肉卸売・市場整備問題検討委員会の議事録の公開については、今回の包括外部監査の結果が報告されたこともふまえ、前向きに取り組みます。

市の責任を明らかにせよ

【さとう議員】税金投入という事態に至った本市の責任の所在を明らかにすることについて市長の答弁を求めます。

営業権の価額は妥当なものであった(市長)

【市長】営業権の価額は、食肉流通に精通した公認会計士や経営の専門家により算定された評価額をもとに当事者双方の経営判断により合意されたものであり、妥当なものであったと聞く。名古屋食肉市場株式会社の経営基盤強化のために平成13年度から7年間補助金を交付してきましたが、議会で審議し、適切に執行してきたと聞く。

名食の経営再建のため、市がリーダーシップを発揮すべきとのご意見に対して、具体的な取り組みを検討するよう指示した。

名古屋食肉公社での15億円の保証金の意思決定過程と責任は

【さとう議員】「名古屋食肉公社」について、外部監査では、食肉公社が「愛食」から冷蔵倉庫を20年間にわたり72億円で借りる契約を結び、その保証金として愛食に、2001年に東海銀行（当時）から融資を受けて15億円を支払ったことは、「愛食への事実上の迂回融資だった疑いが強い」と厳しく指摘しました。

また、借入れの根拠や意思決定過程も不透明では「（公社）理事の法的責任の問題にもつながりかねない」とし、公社の経営状態から事実上返済が不可能になっていることへの対応についても「安易に名古屋市の負担で処理することは許されない」と厳しい警告を発しています。2年前に私はこの冷蔵庫借り上げ問題を2月定例会の本会議で質問し、経過に問題があると指摘し、契約を破棄するよう求めました。市当局はそのときこの保証金については一切ふれませんでした。今回外部監査によって明るみに出ました。

市当局は、この報告により指摘された問題を正面から受け止め、真実を明らかにし、責任ある対応をとらなければなりません。また、安易な税金投入は許されません。

そこで、15億円の保証金について、公社理事会での意志決定過程と責任を明らかにするべきです。

そのことは事前に説明がされていた(市長)

【市長】予約契約をした当時の財団法人名古屋食肉公社理事会の議事録等をオープンにするよう指示していく。食肉卸売市場整備問題検討委員会において、市場で必要とされる部分肉冷蔵庫は新市場には建設をせず、国・県の支援を受けて整備された愛知食肉卸売市場協同組合の冷蔵庫を活用することとされ、当時の公社の理事

のほとんどは、先程の検討委員会の委員でもあり、他の理事にも事前に説明が行われていた。そうした状況のもとで、理事会において当該冷蔵庫を確保するため、予約契約締結の議決がなされたと聞いている。



当時の理事へ損害賠償請求せよ

【さとう議員】外部評価で指摘された、当時の理事の責任に対し、刑事告発をおこない、損害賠償請求をすることを求めます。

理事の法的責任を追及することは困難(市長)

【市長】当時の経常判断において、愛知食肉卸売市場協同組合が破たんするというリスクを予見することはできず、当時の財団法人名古屋食肉公社理事に対して責任を求めたり、告発することは困難である。公社の現在の顧問弁護士からも、予約契約した当時の理事の法的責任を追及することは困難と聞く。

来年度予算での5億円貸付は安易だ

【さとう議員】来年度予算には食肉公社への5億円の貸付が計上されていますが、これこそ外部監査で指摘されている、安易な税金投入ではないのか。市民経済局長にお尋ねします。

円滑な業務運営に努めたい(局長)

【市民経済局長】部分肉冷蔵庫全館を20年間賃借するという予約契約は、平成17年12月より大幅な見直し交渉を行うとともに、平成21年1月の愛食の民事再生手続きの開始決定を受け、借入金15億円の圧縮交渉にも着手してきた。

昨年6月から包括外部監査を受け、その過程で監査人からも、公社の債務については金融機関に応分の負担を求める方向で交渉を進めるべきという意見をいただき、市も公社と一体となって債務圧縮交渉に取り組んできた。

その結果、借入金15億円のうち12億円の免除

を受ける目処がたち、公社の経営安定のため、借入金の返済にあたる3億円と運転資金2億円の計5億円を貸し付けることとした。

いずれにしても、公社はと畜解体業務を担っており、必要な支援を行うとともに、市場開設者として南部市場の円滑な業務運営に努めたい。

名古屋食肉市場株式会社と財団法人名古屋食肉公社の改革を

【さとう議員】今回の包括外部監査報告の厳しい指摘は、独自の調査によって行ってきた我々の追求が、監査人による詳細な調査によって根拠あるものと裏付けられたものと言えます。この際、我々が指摘してきたことについての真実をすべて明らかにすることを求めます。

今後は、二度とこのような事態を許してはなりません。

河村市長は外郭団体の改革を表明し、強力に押し進めています。この二つの外郭団体についてどうするのかがいます。南部市場は外部監査でも指摘されていますが、名古屋市民への食肉提供にとって、重要な施設です。先日、食肉公社を視察した折りに、と畜解体現場にも入って見せてもらいました。生体の搬入から、と畜・解体、枝肉への加工と大変厳しい環境の中で職員の方たちは一生懸命働いていました。良好な食肉を提供するための技術水準の維持などの努力も積み重ねている、と聞きました。あたまの下がる思いです。

しかし、一方で、指摘したように食肉市場の移転を舞台にして、フジチクグループの企業が、本市の外郭団体から多額の資金を引き出していった事態が起きていたわけです。

こうしたことは二度と繰り返してはなりません。そこで、河村市長に、名食と食肉公社、二つの外郭団体について、まずは情報の公開と議会による監視の体制づくりが求められるが、どのように改革に取り組むのかお尋ねします。

経営健全化やコンプライアンスの徹底など、更なる改革を促したい(市長)

【市長】名古屋食肉市場株式会社と名古屋食肉公社は、平成17年の輸入豚肉差額関税事件を受け、経営陣を刷新し、役員に外部の公認会計士を採用したほか、公社においては理事長を常勤化するなど、経営体制の強化を図ってきたと聞く。

南部市場が市民に開かれた市場として、より一層の信頼を得られるよう、今後とも両団体に対して、経営健全化やコンプライアンスの徹底など、更なる改革を促していきたい。併せて、今回、外郭団体経営検討委員会からも、名食については「経営の自立化」、公社については「あり方の検討」のご提言をいただいております。これらの課題についても検討を進めるよう指示をした。

両団体は、重要な役割を担っており、そこで働く人々や商いをされている方々が不安にならないよう、市場開設者として最大限の努力を傾けていく必要がある。

南部市場での利権構造を市長は認めるか(再質問)

【さとう議員】ほんとに紋切型だ。市長の時代のことではないので分かりにくいかもしれないが、先ほど経過を説明した。いろいろあるが、これだけは確かめたい。結局は破綻したけれど、南部市場の移転にともなって、我が党が指摘したように、特定な企業・団体・グループにお金が流れる利権構造が作られたことが大事なポイントだ。利権構造がつけられたということ、市長が認めるのかどうか。

適切に行ってきた(市長)

【市長】真摯に議論し、適切に行ってきたと思っております。経営の健全化へコンプライアンスの徹底などさらなる改革を促したい。

100条調査委員会の設置を求める(意見)

【さとう議員】全く指摘を認めないということだ。大変なことなんだ。市長が認めないと、適正にやってきたという行政側答弁をそのまま繰

り返したが、今後も市の事業の中でこのような構造を作ること容認する姿勢だ。大問題だ。撤回を求める。我が党はこのような癒着・利権構造は絶対に許さない立場で頑張っていく。その中で二度と起こさないように、情報の公開と説明責任を果たすようにすべきだ。情報公開で資料を取ったが、その中で名古屋市が主導してやっていることが見られる。委員会審議で、外部監査人を参考人として呼んでもらいたいと要請したが、日程的に難しいというようなことも聞いている。そこで、議長に自治法の100条調査委員会を設置して、南部市場移転に係わる数々の疑問を明らかにすることを要望する。

公社対策特別委員会での審査対象にするとともに、設置条例案を提出するので、ぜひ、多くの議員が提案に参加していただくようお願いして、質問を終わります。

2010年度名古屋市予算案に対する組替動議 (3月24日)

大金持ち・大企業減税を改め、市民の暮らしに予算配分を、国保料1万円値下げ、中学校卒業まで医療費無料を
田口一登議員

大企業・大金持ち減税を見直し

【田口議員】私は、日本共産党名古屋市会議員団を代表して、平成22年度名古屋市一般会計予算の組み替えを求める動議についてご説明申し上げます。

市長の予算案は、「減税」を引き金に市民サービスの削減、福祉の民間化・民営化を進めるものとなっていることから、以下の方向での抜本的な組み替えを提案します。

市民サービスの削減をやめる

第1は、「大企業・大金持ち減税」を見直し、「行財政改革」の名による市民サービスの削減をやめることです。

減税は個人市民税に限り、かつ高額所得者を除外し、低所得者の減税額を増額する、文字通りの「庶民減税」に見直します。これによって、減税による税収減少分を70億円圧縮することができます。

自動車図書館を復活させ、2段階保育料の導入をやめ、第3子以降の3歳未満児の保育料無料制度を継続します。学童保育への助成基準額の引き下げをやめ、子ども会キャンプセンター中津川キャンプ場や大気汚染常時監視測定局を維持するなど、市民サービスを後退させません。

福祉・教育・子育て重視の予算に

第2は、経済危機から市民の暮らしを守り、福祉・教育・子育て重視の予算に転換することです。

減税の見直しと不要不急の事業の中止・見直しによって生み出した財源を、市民の暮らし・福祉の分野に振り向けます。失業者にたいするヘルパー資格取得のための講座受講料の助成、町工場の家賃、機械のリース代など固定費に対

する助成制度の創設など、雇用と営業の安定、地域経済の活性化を図る新たな施策を実施します。中学卒業までの通院医療費無料化、国民健康保険料の一人1万円の引き下げなど、施策の拡充を図ります。

不要不急の大型事業等は中止・見直し

第3は、不要不急の大型事業等は中止・見直し、財政の健全化を図ることです。

名古屋城の天守閣木造復元のための調査、本丸御殿の復元工事、「ものづくり文化交流拠点」など、不要不急の大型事業のムダと浪費にメスを入れ、借金である市債の発行額も大幅に抑えます。

地域委員会のモデル事業については、新たな地域での実施分の予算は削減し、「まるはち総がかり住んでちょう！ナゴヤ大作戦」、郷土学習「なごや科」や「武将都市ナゴヤ」など、市長の特異な政治観・歴史観にもとづく事業は中止します。

予算を組み替えて再提出を求める

以上の方向で、市長にたいして一般会計予算案を速やかに組み替え、再提出されることを求めて、説明を終わります。

組み替え動議について

平成22年第1号議案「名古屋市一般会計予算」について、市長は、別紙要綱により速やかに組み替えを行い、再提出することを要求する。

平成22年3月24日

(別紙)

1 組み替えを求める理由

市民の暮らしはいま、底なしの悪化を続けている。仕事と住まいを失う非正規労働者が後を絶たず、中小企業・業者の倒産・廃業が増加している。この経済危機から市民の暮らしを守るこ

とは、名古屋市政の最優先の課題である。

ところが、河村市長が初めて編成した平成22年度名古屋市一般会計予算は、市民税10%減税の実施で大企業や富裕層に減税の大盤振る舞いをする一方で、減税によって大幅な税収減をつくり出し、「聖域なき行財政改革」の名のもとに福祉・市民サービスの削減を進める「構造改革」予算となっている。削減される市民サービスは、自動車図書館の廃止、保育料の値上げ・第3子以降(3歳未満児)の有料化、学童保育助成の基準額引き下げ、市立保育園の廃止・民営化、市立城西病院の廃止、大気汚染常時監視測定局の縮小など、市民生活の各分野に及ぶ。市長の公約でもある中学卒業までの通院医療費無料化は盛り込まれておらず、現下の深刻な経済危機から市民の暮らしと福祉を守るものとはなっていない。

その一方で、名古屋城天守閣の木造再建の調査費が新たに盛り込まれるとともに、前市長時代からの「4大プロジェクト」は推進されるなど、ムダと浪費は温存され続けている。

そこで、市民の切実な要求を実現するために、次の組み替えの基本方針及び内容により、平成22年度名古屋市一般会計予算の再提出を要求する。

2 組み替えの基本方針

- (1) “大企業・大金持ち減税”を見直し、「行財政改革」の名による市民サービスの削減をやめる。
- (2) 経済危機から市民の暮らしを守り、福祉・教育・子育て重視の予算に転換する。
- (3) 不要不急の大型事業等は中止・見直し、市財政の健全化を図る。

3 組み替えの内容

- (1) 市民税減税の内容を見直し、税収減少分を大幅に圧縮する。
 - ア) 市民税減税については、法人市民税の減税は行わず、個人市民税は所得割を課税総所得376万円(年収800万円夫婦、子ども2人)以下の者のみ10%相当額を税額から控除し、均等割を年額100円とする。
- (2) 市民税減税の財源確保を名目とする以下の事業の廃止・見直しを中止する。
 - ア) 税務事務の集約化
 - イ) 桜山通勤寮運営助成
 - ウ) 私立学校等における結核健康診断補助
 - エ) 留守家庭児童健全育成事業助成の市上乗せ分
 - オ) 民間保育所運営費等補給金(障害児保育)
 - カ) 民間保育所の事業費補助(園児寄生虫卵検査、保育所地域活動)
 - キ) 大気汚染常時監視測定局
 - ク) ダイオキシン分析研究センター
 - ケ) 交通指導員の勤務条件の変更
 - コ) 子ども会キャンプセンター中津川キャンプ場
 - サ) 私立高等学校授業料補助
 - シ) 私立幼稚園授業料補助
 - ス) 自動車図書館
- (3) 不要不急の大型公共事業及び市長の特異な政治観・歴史観に基づく事業等、以下の事業を中止・見直し、新たな

財源を生み出す。

- ア) モノづくり文化交流拠点の基盤整備等
- イ) 中部国際空港建設促進期成同盟会への負担金支出
- ウ) 陽子線がん治療施設の整備
- エ) 工業用水道会計への地盤沈下対策出資金の支出
- オ) 名古屋城本丸御殿の復元工事及び復元過程の公開、復元推進イベントの実施
- カ) 名古屋城整備課題調査のうち天守閣木造復元のための課題調査
- キ) 国直轄道路事業負担金の支出
- ク) 都市計画道路池内猪高線の道路改良
- ケ) 江川線始め有料道路支援街路の道路改良
- コ) 都市高速道路建設に係る名古屋高速道路公社への出資金・貸付金の支出
- サ) 大井町1番南地区市街地再開発事業
- シ) 名駅四丁目4番南地区優良建築物等整備事業
- ス) 特別職の市長秘書の設置
- セ) 地域委員会のモデル事業
- ソ) まるはち総がかり住んでちょう！ナゴヤ大作戦
- タ) 市民税減税に伴う広報
- チ) 放課後子どもプランモデル事業
- ツ) 公立保育所の民間移管準備
- テ) 「日本ーおいしい空気のまち・なごや」に向けた調査
- ト) ダイオキシン分析センターの撤去
- ナ) 住民基本台帳ネットワークシステムの運用
- ニ) 税務事務の集約化に伴う区役所窓口等の整備
- ヌ) 名古屋食肉公社への貸付金の支出
- ノ) 「武将都市ナゴヤ」の発信
- ハ) 国民保護業務
- ヒ) なごや教師養成塾の運営
- フ) 郷土学習「なごや科」の推進
- ヘ) 市会議員の任期中1回の海外視察
- (4) 市民の暮らし・福祉の充実のために、以下のように新たな事業の実施及び施策の拡充を図る。
 - ア) 福祉・介護人材確保事業における講座受講料助成の創設
 - イ) 後期高齢者医療保険料助成の創設
 - ウ) 国民健康保険料の引き下げ(1人年間1万円)
 - エ) 子ども医療費助成制度における通院医療費の中学3年生までの対象拡大
 - オ) 特定呼吸器疾患医療費助成の復活
 - カ) ふるさと雇用再生特別基金を活用した一時金支給制度の実施
 - キ) 町工場の家賃、機械のリース代等固定費に対する助成制度の創設
 - ク) 民間木造住宅の耐震改修助成の拡充
 - ケ) 住宅リフォーム助成制度の創設
 - コ) 就学援助の所得制限の緩和
 - サ) 小学校3年生までの30人学級の拡大

詳細は資料編をご覧ください。



2010年度予算案に対する反対討論 (3月24日)

金持ち・大企業市民税減税で、市民サービス低下をまねいた。市民不在の予算を改め、組み替え案の立場で運営を 江上博之議員



江上博之議員は、一般会計予算案、および自公民3党の修正案について、反対の立場から討論をおこないました。

経済危機にどう市民を応援するか

【江上議員】日本共産党名古屋市委員団を代表して、新年度一般会計予算に対する原案、及び修正案ともに反対の討論を行います。

10年以上つづく自公政権による弱いものいじめの新自由主義、さらに、リーマンショック以後の派遣切り、下請け切りで、景気低迷、どん底の状態が続いています。働きたいのに働き口が無い、あっても、賃金が低い。仕事そのもの

がない。受注の準備のために工場を閉じるわけに行かない。生活保護受給も仕事と住まいを失った方が増えています。政治の流れを変えてほしい、この国民、市民の声が、昨年8月政権交替となり、それに先立つ4月新市長誕生となりました。

市民の暮らし応援の予算になったか

では、どう改善するのか。この10年間を見ると、労働者の賃金が低下しています。雇用者報酬は、279兆円から253兆円へ26兆円減っています。一方、10億円以上の資本金の大企業の内部留保は、140兆円から230兆円へ、90兆円近く増加しています。景気回復のためには、大企業に社会的責任を求め、この内部留保を取り崩し、非正規でなく正規労働者を増やし、中小企業の仕事単価を引き上げる。そのために名古屋市が何ができるか、この方向で予算を編成することでした。

市民税減税で市民サービス後退

- ・ 税務事務所を4カ所に集約
- ・ 子ども会の中津川キャンプ場の廃止
- ・ 子ども医療費助成制度拡大の未実施は公約違反
- ・ 大気汚染常時監視測定局を縮小
- ・ ダイオキシン分析センターの廃止
- ・ 私立高校授業料補助の縮小
- ・ 城西病院の市営廃止と緑市民病院の民営化
- ・ 苗代保育園、汐見が丘保育園の廃止民営化

福祉の構造改革路線を強行する予算

社会保障2200億円づつ毎年削減され、暮らし・

市民の暮らしより大型事業が優先

- ・ 本丸御殿の復元工事関連に6億8000万円
- ・ 天守閣木造再建の調査100万円 (総額500億円)
- ・ 名駅四丁目4番南(中経ビル)や大井町1番南地区の民間再開発に補助(新年度は6億円余)
- ・ 名古屋高速に79億円
- ・ 陽子線がん治療施設2682万円(20年で245億円)
- ・ 木曾川水系連絡導水路
- ・ 中部空港2本目滑走路の建設促進の負担金
- ・ J R 博物館周辺整備に2億7400万円
- * 特異な歴史観、政治観のおしつけなど
- ・ 武将都市ナゴヤのPRに3400万円
- ・ 名古屋弁を押し付ける「なごや科」など
- ・ 政治家接待等のための特別職秘書1200万円
- ・ 他都市からの企業や金持ち誘致に8500万円
- ・ 食肉公社に疑惑の解明もせず5億円を融資

市民との共同で市政を動かす

日本共産党と市民の共同でみなさんの願いが実現。

- ・ 国保料...均等割の3%引き下げ
- ・ ヒブワクチンなどの予防接種に半額助成
- ・ がん検診に前立腺がんを加え500円一律に
- ・ 水道料金引き下げ...月20㎡まで最大月84円下げ
- ・ 妊婦健診14回の継続と検査項目の拡大
- ・ 高校性入学準備金の対象者は80人から200人へ拡大
- ・ 児童扶養手当の父子家庭への拡大
- ・ 延長保育が民間3カ所増
- ・ 公立園65園での1時間延長
- ・ 費用弁償が廃止
- ・ 委員会のインターネット中継
- * 保育料の値上げ戸自動車図書館の廃止を中止させる

福祉が疲弊しています。福祉・市民サービスを充実拡大することが市民の願いです。この願いに沿って、今まで削減された予算を増額していく予算編成が求められています。

ところが、河村市長は、金持ち・大企業優遇の10%減税で、保育料の値上げをはじめ福祉・市民サービス削減で、ますます景気低迷に拍車をかけ、名古屋市の責任を放棄する、まさに、総選挙で否定された「構造改革路線」です。市民の期待に反するものです。それでも市長は、市民サービスは一切後退していないと、代表質問に対して回答しました。

私たちは、政治の流れを変えてほしいという市民の期待に沿った予算の実現を求め、組み替え案を発表しました。以下、予算に対する反対理由を述べてまいります。

市民税減税はやっぱり金持ち減税だった

第1に、市民税10%減税が、金持ち・大企業優遇で、低所得者・中堅層には恩恵が薄く、福祉・市民サービス削減になっている点です。

市長は、金持ちゼロの公約に反して、一律10%減税にしました。減税額161億円のうち、132億円が個人市民税の所得割の減税です。4人家族年収800万円以下の所得で区切った場合の減税は、納税者の83%にあたり62億円で、減税額132億円の47%分です。ということは、残りのたった17%の納税者の方が、減税の53%分を受けるという金持ちに偏ったものです。20年度ベースでは、大金持ちには2千万円。一方、減税ゼロ、あるいは、300円という低所得者がいるわけです。景気回復には、税制度によって、金持ちから低所得者にお金を回すことこそ必要なのに、まったく逆な方向にすすめているわけです。

法人市民税は、26億円の減税です。減税額2億円以上の大企業がある一方で、赤字中小企業への減税は5千円です。これも、景気回復につながらないことは明らかではないでしょうか。

やっぱり削られた福祉・市民サービス

第2に、市長の福祉は削らないとの言明とは裏

腹に、わが党の指摘してきた通り福祉・市民サービス削減を行ったことです。いくつかの例を挙げます。1点目に、保育料を午後4時で区切り、4時以降を値上げしました。子育てと仕事を両立できるようにする支援策にまったく逆行しています。市長は、国の子育て手当の増額分240億円をあげて、保育料の値上げや、第3子の無料化をやめても子育て支援策は充実している、と主張しています。

しかし、保育料の値上げ、第3子の有料化で、最高で月額7万7千円以上の負担増となる保護者が出ます。1万3千円や2万6千円の子ども手当、あるいは、ヒブワクチン助成があってもカバーできない大変な負担増ではありませんか。国の施策に上乘せしてこそ子育てするなら名古屋へと言えるのではありませんか。保育料値上げを正当化する理由はありません。

2点目に、自動車図書館の廃止です。活字離れがいわれ、図書館から遠いところに住む、子どもたちも高齢者も楽しみにしている自動車図書館を廃止する理由がありません。短期間にわが党市議団に寄せられた署名だけでも3500名あります。市民の存続を望む声が高まっています。この事業を拡大することが文化都市名古屋を作る本来の方向ではないでしょうか。

3点目に、私立学校への結核健康診断補助の削減です。今、改めて結核患者が増えており、健康診断の充実が必要です。ところが、市長は、病気の予防が大切といいながら1000万円余削減し、保護者に負担増まで押し付けようというのです。公私間格差も広がることになります。ヒブワクチンやがんの予防同様、この施策を大切にする必要があります。これらの施策は、市民の要望も強く、各党そろって、廃止反対や、復活を求めました。

そのほかにも、金額は少なくとも、市民一人ひとりから見れば切実な施策が削減されています。国・県等の上乗せ・横だし事業の見直しを行い市の支出を削減しています。市民の期待は、今以上に暮らし・福祉を充実することであり、現状維持だからよいというものではなく、まし

てや後退するなどんでもないことです。

公約違反「中3までの通院医療費無料化」

第3に、中学校3年生までの通院医療費の無料化は、市民の市長選での熱い願いであり、市長の公約であったにもかかわらず、わが党への言明も無視して行わなかったことです。健康予防にとって、気軽にお医者さんにかかる医療費無料化は何としても進めるべき施策です。医療機関にとっても、重要な施策です。

城西病院を廃止

第4に、その医療機関である、市立城西病院の廃止、緑市民病院の指定管理者制度導入のため一般会計からの繰り出しを行うことです。昨年3月、5年を目途に、当面、20年度から22年度の3年間の計画として「名古屋市立病院改革プラン」を発表し、各病院が必死に取り組んでいます。そのプランに即して「名古屋市立病院のあり方を考える有識者会議」を昨年7月に発足させると、あっという間もない9月7日、城西病院の廃止と緑市民病院の指定管理者制度導入、要は、名古屋市の医療責任放棄政策が明らかにされました。あくまで、有識者の意見ですから、採用するかどうかは市が検討して決めるはずですが、河村市長は同日、「できる限り民間に任せたい」と発言し、市内部の検討もなくそそくさと廃止を打ち出したのです。一連の動きは患者や市民に全く知らされず、廃止ありきのシナリオなのではありませんか。以後、病院局は、市長の発言を推進する方向で動き、今回の予算編成になりました。

国の社会保障2200億円削減をやめ、医師不足解消や診療報酬引き上げの声が高まる時に、名古屋市は市民の命を守る病院を放棄するのではなく、維持すべきです。

環境行政を大幅に後退

第5に、環境問題です。10月にC O P 10を開催するにもかかわらず、平針の里山を守ることは消極的な一方、環境科学研究所の廃止・見直

しをする、大気汚染常時監視測定局を削減し、16区にある保健所の公害部門を4か所に縮小するなど、地球環境を守る科学的な施策を後退させるのは、時代の要請に逆行するものです。

児童福祉センター跡地などを売却

第6に、減税のために、昭和区のや、名古屋駅前の新明小学校跡地をはじめ総額70億円を超える土地を売却問題です。歴史的に貴重な土地をいとも簡単に減税の穴埋めに売却していいのでしょうか。その土地を確保するために先人が行った労苦を無視し、これからの名古屋の発展にも支障をきたすものです。

市債をどんどん発行、借金漬けに

第7に、市の借金、市債発行を増発する問題です。減税の穴埋めに、行政改革推進債50億円、臨時財政対策債80億円を増発します。行政改革の名で、福祉・市民サービスが削減されてきました。地方交付税のかわりの臨時財政対策債も地方交付税不交付団体の名古屋市には、国から元利償還金は、きませんから市には負担増です。大企業や金持ちのために市が借金する理由はありません。

そもそも景気回復策が必要なとき、市民税減税は効果があるのでしょうか。名古屋市が行った調査でも、「減税に伴う税収の減少分を補うほどの経済効果は見込まれていない」と述べているではありませんか。さらに、この調査は、歳入だけ見ていますが、市外からの人口増による歳出増には触れておらず、財政は厳しくなるばかりです。

地元応援より他都市の金持ち誘致

そこで第8に、まるはち総がかり住んでちょう！ナゴヤ大作戦です。8500万円は効果不明で、ムダ使いとなる点です。大企業、金持ち減税で、市外から人、企業を呼び寄せようという前に、景気回復のためには、市内の労働者や中小企業を実態調査し、工場の光熱費や固定費の援助こそ求められています。融資とともに仕事おこし

です。3万人の職員が、この市内の中小企業をくまなく回り実態調査を行なってこそ意味があり、職員も仕事のしがいがあるでしょう。

特異な政治観・歴史観の押し付け

第9に、住民自治の拡大という位置づけとする地域委員会が、実は、名古屋市の行政責任を放棄した「福祉の受け皿」として行政機関として位置づけられ、さらに推進しようとしていることです。名古屋市政をチェックする議会となりえないことも明らかです。地域の自治を拡大する仕組み作りを地域の人たちと作っていくことこそ大切です。また、郷土学習「なごや科」の推進や「武将都市ナゴヤ」の発信など、河村市長の特異な政治観・歴史観を市民に押し付ける事業は中止すべきです。

疑惑解明もせず食肉公社へ5億円の貸付

第10に、財団法人名古屋食肉公社への5億円の貸付は食肉公社が行う冷蔵庫賃借契約には疑問点が解明されておらず、認められません。本会議では、この問題を追及したわが党議員の質問に対し、日ごろは、自由に答弁する市長が、用意された答弁を棒読みする姿は、真剣に行政責任を果たそうという意欲を感じないものでした。日頃から「外郭団体改革」といいながら、食肉問題では、このような姿勢となるのは、情けないではありませんか。公社の責任を明確にし、監査報告の通り、安易な税金投入はやめるべきです。

ムダと浪費の大型事業にメス入れず

第11に、本来、行財政改革というのであれば、市民生活にとってムダで浪費になるものを見直すことです。しかし、そういう行財政改革にはなっていません。名古屋城本丸御殿建設をなぜ急ぐのでしょうか。さらに、500億円といわれる天守閣の木造復元まで進めようというのです。名古屋城の整備では、石垣などすでにある文化財の保存こそ大切ではないでしょうか。目を向けるところがまちがっているのではないでしょ

うか。

陽子線がん治療施設建設も3ヶ月の凍結を経て、結局、継続です。名古屋市単独で行うものではないと、市長も認めるなら、もっと、国や東海三県の知事らに新建に要請すべきです。しかし、そういう市長の姿勢が見受けられず、それならば、一刻も早く撤退すべきでしょう。

徳山ダム導水路事業の凍結は当然ですが、国や関係各県に対する働きかけには疑問を持ちます。相手側から厳しい意見が出るのは名古屋市政としてもマイナスです。

巨額な内部留保をためこみ、JR東海の鉄道博物館づくりに名古屋市が多額の税金を投入することはやめるべきです。

さらに、大井町1番南地区などの超高層建築物への補助も取りやめるべきです。

市民運動で前進面も

以上、一般会計予算に対する反対理由を述べてまいりました。今回の予算には、国民健康保険料の均等割3%引き下げ、がん検診の充実、予防接種の助成、水道料金の引き下げなど、市民要求にこたえたものもありますが、効果は小さく、範囲も限られています。161億円の減税によって、福祉・市民サービスが削減されており、抜本的に見直す必要があります。

やっぱり組み替えが必要

そこで、私たちは、予算の組替を提案いたしました。

第1に、大企業・大金持ち減税を見直し、「行財政改革」の名による市民サービス削減をやめさせる。そのために、個人市民税減税は、低所得者や中堅層に限りました。また、法人市民税減税は行いません。第2に、経済危機から市民の暮らしを守り、福祉・教育・子育て重視の予算に転換する。中学校卒業までの通院医療費無料化の実現もできます。第3に、不要不急の大型事業は中止・見直し、財政の健全化を図ることを主な内容にしています。

3党修正案では本質が変えられない

では、三党修正案はどうでしょうか。保育料の値上げ中止など子育て支援の復活や、自動車図書館継続など市民運動や署名活動を反映したわが党との一致点はあるものの、修正案には、原案を抜本的に組替えて市民の暮らしを守り、景気を回復する予算とまではいえません。それは、金持ち減税を認め、福祉・市民サービス削減の減税を認めたいうでの修正だからです。さらに、四大プロジェクトをはじめ大型開発など市民にとって不要不急の事業にメスが入っていません。

減税を認めたことが間違いだった

私たちは、市民税10%減税について、1 市民生活の支援といいながら、非課税者など低所得者への施策がない、2 金持ち減税である 3 行財政改革の名の下に、福祉・市民サービスを

削減するものである。と指摘してきました。市長は、この問題点の指摘に対し、公約に反対するものだと反論してきましたが、問題点の指摘に対し答えてこなかったのは市長です。今年1月になって、やっと具体的な内容を、福祉・市民サービス削減という形で明らかにしてきました。私たちの予想通りの市民生活削減でした。ところが、三党は、去年の12月の段階で、もう、市民税10%減税に賛成していました。減税の問題点が明らかなのですから、改めて、金持ち減税に反対した上で、福祉・市民サービスを守り、景気回復策を実現する方向を明らかにすべきです。

政治の流れを市民本位に変える

政治の流れを変え、市政を市民の立場で、前へ進める予算の実現に全力をあげることを申し上げて一般会計予算の原案及び修正案に対する反対討論とします。

民自公の修正案の概要

歳入歳出それぞれ 361,258千円 減額する

款	項	変更する内容	予定額	
総務費	総務管理費	特別職の市長秘書設置	10,324	削除
		地域委員会のモデル実施	428,956	新規なし
		まるはち総がかり住んでちょう！ナゴヤ大作戦	25,000	削除
健康福祉費	公衆衛生費	子宮頸がんワクチン任意予防接種費用の助成	36,570	半額を全額助成に
		私立学校等における結核健康診断補助	10,791	継続する
子ども青少年費	子ども青少年費	放課後子どもモデルプラン事業	75,762	追加実施は見送り
		留守家児童健全育成事業助成	9,000	増額
		トワイライトスクールの実施	45,612	放課後モデルプランの代替
		子ども医療費の助成	192,344	見積もりを削減
環境費	環境保全費	「日本一おいしい空気のまち・なごや」の調査	3,000	削除
市民経済費	産業費	まるはち総がかり住んでちょう！ナゴヤ大作戦	49,704	新規は削除
		産業立地促進助成	10,000	新規を半減
住宅都市費	都市計画費	久屋駐車場経営費	100,000	経費削減
教育費	教育総務費	海外演奏家等による音楽鑑賞の推進	3,900	減額
		郷土学習なごや科の推進	29,174	削除
	小中学校費	学校支援委員会の設置	3,678	削除
	私学振興費	私立幼稚園就園奨励金	52,300	年収680万円以下5千円上乘せ
	生涯学習費	自動車図書館	30,250	継続
諸収入	保育料	第3子以降保育料無料を継続、2段階保育料はやめる	341,748	現行制度を維持

2010年度当初予算関連議案に対する会派別態度(3月24日)

1、2010年度当初予算及び関連議案 63件(予算:21件、条例案:30件、一般案件:12件)

議案名	各会派の態度							結果	備考
	共	民	自	公	社	気	ク		
2010年度名古屋市一般会計予算								修正可決	10%減税しながら起債増で1兆348億円、前年比440億円(4.4%)増。減税161億円など231億円の市税減収などの穴埋めに起債を208億円増の1024億円、職員給与の削減をはじめ、移動図書館やダイオキシン研究センターなどの廃止や長時間保育料をつくって大幅値上げ、公立保育園の民営化、城西病院の廃止、緑市民病院の民営化など市民サービスを削減。一方、本丸御殿や陽子線がん施設などを推進。中学卒業までの医療費無料化はホゴに。職員定数を226人減(市全体では286人減)。
2010年度名古屋市国民健康保険特別会計予算		○	○	○	○	○	○	可決	総額2029億円、前年比0.0%。363,800世帯614,700人。うち退職者25,100人。保険料のうち均等割を3%軽減。平均保険料 110,602円 111,625円
2010年度名古屋市後期高齢者医療特別会計予算		○	○	○	○		○	可決	総額377億円、4.7%増。222,000人。保険料は年73,998円 77,658円の値上げ。
2010年度名古屋市老人保健特別会計予算		○	○	○	○		○	可決	総額7億円、79.0%減。後期高齢者医療に移行。08年3月以前診療分で1億円。
2010年度名古屋市介護保険特別会計予算		○	○	○	○		○	可決	1,276億円、3.6%増。第1号被保険者481,000人。基準保険料49,785円(月4,149円)。要支援・要介護者は73,600人 75,700人。
2010年度名古屋市母子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算		○	○	○	○		○	可決	総額14億円、17.6%増。就学支度資金、修業資金、事業開始資金など母子福祉資金12種の貸付に13.7億円。寡婦福祉資金12種の貸付に6,700万円。
2010年度名古屋市農業共済事業特別会計予算	○	○	○	○	○		○	可決	総額8,933万円、1.2%減。風水害などの被害共済に、水田530ha、麦10ha、成乳牛577頭、温室88,000㎡を対象の共済事業に4,767万円。事務費4,166万円。
2010年度名古屋市市場及びと畜場特別会計予算		○	○	○	○		○	可決	総額86億円、18.6%増。本場・北部市場に50億円、南部市場に21億円、と畜場14億円の運営費。食肉公社に5億円の貸付。
2010年度名古屋市土地区画整理組合貸付金特別会計予算		○	○	○	○		○	可決	総額5億円、14.2%減。2組合に5億円を貸付。
2010年度名古屋市市街地再開発事業特別会計予算		○	○	○	○		○	可決	総額11.9億円、36.0%減。日比野654万円、鳴海駅前3.6億円。
2010年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計予算		○	○	○	○		○	可決	総額9.9億円、16.9%減。使用料7億3243万円。墓地の用地取得と整備に1億円。3,200万円の借金で1億3千万円の公園用地取得と工事など。使用料値上げ。
2010年度名古屋市基金特別会計予算		○	○	○	○		○	可決	総額1045億円、0.7%減。2009年度末で1,749億円の残高。減税で財政調整基金から36億円取り崩し。
2010年度名古屋市用地先行取得特別会計予算	○	○	○	○	○		○	可決	総額112億円、27.7%減。公共用地の先行取得に29億円、都市開発用地取得に7億円。借金36億円。
2010年度名古屋市公債特別会計予算		○	○	○	○		○	可決	総額5,731億円、9.1%減。一般会計1,233億円など2,100億円の借金。元利返済は2,507億円(利子だけで681億円)。借換債571億円、臨時財政対策債400億円、第3セクター債146億円など。高速道路などの資金源になっている。

○ = 賛成 修正には× = 反対 / 共: 日本共産党 民: 民主党 自: 自民党 公: 公明党 社: 社民党・ローカルパーティ 気: 新会派気魄 ク: 民主党クラブ

2010年度当初予算及び関連議案(2)

議案名	各会派の態度							結果	備考
	共	民	自	公	社	気	ク		
2010年度名古屋市病院事業会計予算		○	○	○	○		○	可決	歳出総額464億円、54.5%増。東部医療センター：東28科(2増)498床、守山16科(1増)115床、西部医療センター：城北20科(1増)251床、緑：18科300床。東の救急・外来棟改築と血管連続撮影装置。城北に中央病院を整備212億円。経営健全化出資金5億円。城西病院を廃止へ。
2010年度名古屋市城西病院事業会計予算		○	○	○	○		○	可決	歳出総額35億円、10.9%減。病院会計から分離。20科、145床に34億円。来年3月に廃止予定。
2010年度名古屋市水道事業会計予算		○	○	○	○	○		可決	歳出総額776億円、4.5%減。1日80.2万トン(2.7%減)。1,233,000戸。基本水量引き下げ、月20m ³ まで値下げ。水道料金479億円。徳山ダム負担残、22～42で307億円。長良川河口ぜき負担残、22～29で54億円。導水路負担、22～27で52億円。職員31人減。
2010年度名古屋市工業用水道事業会計予算		○	○	○	○	○		可決	歳出総額13億円、3.4%減。107事業所(3減)に1日6.3万トン。水道料金8.3億円。徳山ダムは一括返済済み。導水路22～27で30億円。
2010年度名古屋市下水道事業会計予算		○	○	○	○	○	○	可決	歳出総額1,552億円、1.6%減。28,520haで121万トン/日の処理量。下水使用料が343億円。通常の浸水対策56億円(19.1%増)、緊急雨水整備事業に136億円(11.4%増)。職員19人減。
2010年度名古屋市自動車運送事業会計予算		○	○	○	○	○	○	可決	歳出総額324億円、3.4%減。43人削減で1,444人に。バス購入107両。運転キロ100,300km/日。健全化資金、地下鉄から40億円、市から1億円。
2010年度名古屋市高速度鉄道事業会計予算		○	○	○	○	○	○	可決	歳出総額1,475億円、14.2%減。来年3月桜通線延伸で38人増の2,872人に。野並～徳重の建設65億円。エレベータ新規2駅、継続6駅など。桜通線にホーム柵。車両6両購入。乗車人員1,164,100人/日。
特別職の秘書の職の指定等に関する条例の制定							○	否決	市長の身勝手な政治活動を支える秘書を、特別職として採用する。3度目の提案。
名古屋市職員定数条例の一部改正		○	○	○	○		○	可決	2010年度職員の条例定数を307人減の26,341人 26,034人。育児休業者は定数外。市長部局12,427 12,250、水道2,547 2,497、交通4,321 4,316、病院1,486 1,491、消防2,395 2,398、教育2,998 2,938(教員等は1,070 1,072)など
特別職職員の給与に関する条例の一部改正							○	修正可決	市長・副市長の給料月額改定、市長の退職手当の廃止等。「市長給与の特例(年収800万円)」の制度化。市長の給料1,467,000円 500,000円、副市長の給料月額1,161,000円 1,100,000円。市長のボーナスは夏冬とも100万円、退職金廃止を恒常化。
名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正		○	○	○	○		○	可決	非常勤職員の報酬額の改定等。行政委員会(固定資産評価審査委員会委員など7職種)、附属機関(特別職報酬等審査会委員など69職種。交通災害共済審査会委員は廃止)、その他(庁用自動車事務嘱託員など135職種。地域委員会委員など27職種を新設、男女平等参画推進参与など9職種を廃止)
職員の給与に関する条例等の一部改正		○	○	○	○		○	可決	諸手当の改定。勤務時間差手当等の特殊勤務手当の見直し。定時制教育手当等の改定。超過勤務手当の支給割合の改定。海外旅行の支度料の廃止。退職手当の支給制限等の範囲の改正。

○ = 賛成 = 修正 = 反対 / 共：日本共産党 民：民主党 自：自民党 公：公明党
 社：社民党・ローカルパーティ 気：新会派気魄 ク：民主党クラブ

2010年度当初予算及び関連議案(3)

議案名	各会派の態度							結果	備考
	共	民	自	公	社	気	ク		
公立大学法人名古屋市立大学が徴収する料金の上限の変更		○	○	○	○		○	可決	市立大学病院の分べん介助料の上限を変更。時間内：80,000円 120,000円など
包括外部監査契約の締結		○	○	○	○	○	○	可決	平成22年度の包括外部監査をあずさ監査法人の公認会計士、山内和雄に契約金額1,401万8,000円以内で契約。
名古屋市汚染土壌処理業許可申請手数料条例の一部改正		○	○	○	○	○	○	可決	汚染土壌処理業の許可申請手数料の種別に「許可の更新」及び「変更の許可」を加える
名古屋市特別会計条例の一部改正		○	○	○	○	○	○	可決	交通災害共済事業特別会計を廃止
名古屋市市税事務所設置条例の制定		○	○	○	○		○	可決	区役所税務事務を統合し市税事務所を設置。栄市税事務所：千種、東、北、中、守山、名東。ささしま市税事務所：西、中村、中川、港。金山市税事務所：昭和、瑞穂、熱田、南、緑、天白
全国自治宝くじ事務協議会への相模原市の加入及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部改正		○	○	○	○	○	○	可決	協議会に相模原市を加える
関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会への相模原市の加入及びこれに伴う関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部改正						○		可決	協議会に相模原市を加える
地方債の起債に関する許可の申請		○	○	○				可決	城西病院の廃止に伴う一時借り入れの償還費や職員退職金の経費が、病院資産の処分では不足する財源として、第三セクター等改革推進債の起債をする。限度額21億9100万円。
地方債の起債に関する許可の申請		○	○	○	○	○		可決	名古屋臨海高速鉄道株式会社の経営再建のため市が損失補償している経費として、第三セクター等改革推進債を行う。限度額124億6100万円
福祉事務所設置条例の一部改正					○			可決	福祉事務所所員の定数。845人 889人。
名古屋市老人福祉施設条例等の一部改正					○			可決	軽費老人ホーム緑寿荘を指定管理者制度にする
名古屋市身体障害者更生援護施設条例の廃止					○			可決	身体障害者更生施設と身体障害者授産施設の複合施設である緑風荘のうち、身体障害者更生施設を平成21年度末で廃止、身体障害者授産施設を平成23年度以降に社会福祉法人立化し、市営緑風荘を廃止する。
名古屋市国民健康保険条例の一部改正					○			可決	保険料賦課総額のうち均等割額を3%引き下げ。上場株式等の配当所得の申告分離課税等の開始に伴い、保険料の減額の基準となる所得の算定方法を変更
名古屋市病院事業の設置等に関する条例の一部改正					○			可決	西部医療センター城西病院を廃止し、緑市民病院を指定管理者制度にする
名古屋市立病院条例の一部改正								可決	緑市民病院に利用料金制を導入し、分べん介助料の値上げ等を行う。時間内：80,000円 110,000円、時間外：95,000円 130,000円、休日・深夜：110,000円 140,000円、2児以上の加算：40,000円 55,000円。駐車場の供用時間を「午前7時から午後8時まで」から常時供用に

○ = 賛成 = 反対 - = 欠席 / 共：日本共産党 民：民主党 自：自民党 公：公明党
社：社民党・ローカルパーティ 気：新会派気魄 ク：民主党クラブ

2010年度当初予算及び関連議案(4)

議案名	各会派の態度							結果	備考
	共	民	自	公	社	気	ク		
名古屋市児童福祉施設条例の一部改正		○	○	○	○		○	可決	苗代保育園を廃止
名古屋市子育て支援手当条例の廃止等		○	○	○	○		○	可決	子ども手当の創設で子育て支援手当制度を段階的に廃止。22年度 月額2万円 1万円。23年度 廃止。
名古屋市立学校設置条例の一部改定		○	○	○	○		○	可決	下志段味小学校を設置(24年4月1日)、比良幼稚園を廃止(22年4月1日))
名古屋市科学館条例の一部改正		○	○	○	○		○	可決	科学館の観覧料の改定。観覧料、展示室のみ：一般 300円 400円、展示室及びプラネタリウム：一般 600円 800円、高大生 400円 500円。
名古屋市総合体育館条例の一部改正		○	○	○	○	○	○	可決	総合体育館の20メートル温水プールで2分の1を専用する場合12,000円 一部を専用する場合(1コースにつき)3,000円。平成22年6月1日から
名古屋市スポーツトレーニングセンター条例の一部改正		○	○	○	○	○	○	可決	黒川STCの変更。トレーニングサウナ室：大人1,000円、小人500円、高齢者300円 トレーニング室は大人300円、小人100円、高齢者100円に、浴室サウナ室(附属設備)は400円に
名古屋市野外スポーツ・レクリエーションセンター条例の一部改正		○	○	○	○	○	○	可決	志段味スポーツランドのプールを廃止
名古屋市みどりが丘公園条例の一部改正		○	○	○	○	○	○	可決	使用料の上限額を344,000円/㎡ 396,000円/㎡。平成22年度354,000円/㎡、以降段階的に引き上げ
指定管理者の指定		○	○	○	○	○	○	可決	駐車場の指定管理者を池下駐車場は(株)バレ、吹上中央帯駐車場及び吹上駐車場は財団法人名古屋市建設事業サービス財団、大曽根駐車場は(株)日本メカトロニクスに。平成22年4月1日～平成26年3月31日
自動車運送事業の経営健全化計画(3月19日に撤回提案)		○	○	○	○	○	○	撤回	市バス事業の経営健全化計画を定める。資金不足比率を経営健全化基準(20%)未満を目標。生涯賃金を20%カットなど。外部監査からの横やりで撤回。
名古屋市公設市場条例の一部改正		○	○	○	○	○	○	可決	南公設市場(熱田区)を廃止する
訴えの提起		○	○	○	○	○	○	可決	テクノヒル名古屋のH-7区画785.74㎡を有限会社スペースアートが占有し工場を建設したが破産。賃料を未納。建物収去、土地明渡し及び未納賃料並びに明渡しまでの使用損害金の支払い1540万円を求める
指定管理者の指定		○	○	○	○	○	○	可決	徳重地区会館の指定管理者をサンエイ株式会社に指定する。平成22年4月1月から平成26年3月31日まで
名古屋市水道給水条例の一部改正								修正可決	水道料金の改定。使用水量が1ヶ月20㎡以下の使用者の水道料金を引下げ。一般用専用口径13mmの基本料金を705円/㎡ 625円/㎡(消費税抜き)、同基本水量を10㎡ 6㎡、10㎡まで10円/㎡、20㎡まで150円 154円/㎡、20㎡～は変わらず等
名古屋都市計画事業有松土地区画整理事業施行条例及び名古屋都市計画事業有松駅前第1種市街地再開発事業施行条例の一部改正		○	○	○	○	○	○	可決	有松土地区画整理事業及び有松駅前第1種市街地再開発事業に係る事務所の所在地を有松から金山に変更

○ = 賛成 = 修正 = 反対 / 共：日本共産党 民：民主党 自：自民党 公：公明党
社：社民党・ローカルパーティ 気：新会派気魄 ク：民主党クラブ

2010年度当初予算及び関連議案(5)

議案名	各会派の態度							結果	備考
	共	民	自	公	社	気	ク		
名古屋市営住宅条例の一部改正		○	○	○	○	○	○	可決	個人情報取扱いにおける義務及び罰則の適用対象者に、管理代行者及び指定管理者からの業務受託者を加える。新住宅：葵シティ住宅(東区)、小城南荘(中川区)、豊田荘(南区)
名古屋市定住促進住宅条例の一部改正		○	○	○	○	○	○	可決	個人情報取扱いにおける義務及び罰則の適用対象者に指定管理者からの業務受託者を加える
財産の出資		○	○	○	○	○	○	可決	名古屋臨海高速鉄道株式会社(あおなみ線)にもっている貸付金を出資金にする。266億5760万円
財産の出資		○	○	○	○	○	○	可決	愛知高速交通株式会社(リニモ)にもっている貸付金の債権26億円のうち11億9100万円を出資する
名古屋高速道路公社の基本財産の額の変更		○	○	○	○	○	○	可決	2,997億2,200万円(名古屋市出資1,498億6,100万円) 3,073億8,200万円(名古屋市出資1,536億9,100万円)
名古屋消防団条例の一部改正		○	○	○	○	○	○	可決	熊の前消防団、植田東消防団の新設など
訴訟上の和解		○	○	○	○	○	○	可決	障害者自立支援法に基づく利用者負担額免除申請却下決定取消等請求事件。国と名古屋市を相手に障害者の福祉サービスを無料にするよう求めた裁判について、国が利用者負担について最善を尽くすと約束したため和解した。

2. 追加議案 7件(条例案3件 人事3件 その他1件)

議案名	各会派の態度							結果	備考
	共	民	自	公	社	気	ク		
名古屋市会政務調査費の交付に関する条例の廃止							○	否決	務調査費を廃止する
名古屋市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部改正							○	否決	議員定数を、現行(75名)の半減、次期市議会議員選挙から(平成23年4月29日任期満了)
名古屋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正							○	否決	議員の報酬を、現行(月額99万円)の半減。月額49万5千円に。
自動車運送事業の経営健全化計画(みなおし・再提出)		○	○	○			○	可決	撤回原案でもひどかったリストラ策を促進、赤字路線は民間へ譲渡、早期退職の促進を盛り込んだ計画。外部監査の横やりをうけての異常な改悪。
教育委員会委員の選任								可決	自民党の要望で無記名投票。74票中、賛成47、反対20、無効7。古川隆(1949年生、昭和区)、若鷄のさんわ社長、さんわコーポレーション会長。市長のつながりで経営感覚を教育にと要請。
教育委員会委員の選任		○	○	○	○	○	○	可決	伊藤彰(1952年生、半田市)、交通局から総務局、職員部長、理事、2009年4月議会事務局長。
人権擁護委員の選任		○	○	○	○	○	○	可決	加島達男(1946年生、西)小学校教員~教育委員会同和教育室~中学校長など。前任者死亡のため。

3. 継続議案(条例案1件)

議案名	各会派の態度							結果	備考
	共	民	自	公	社	気	ク		
名古屋市会政務調査費の交付に関する条例の廃止							○	否決	政治のボランティア化条例。議会無力化のため定数半減、報酬半減、政務調査費廃止、3期まで。

= 提出 ○ = 賛成 = 反対 / 共: 日本共産党 民: 民主党 自: 自民党 公: 公明党 社: 社民党・ローカルパーティ 気: 新会派気魄 ク: 民主党クラブ

4. 議員提案 14件 (条例案6件 修正案等8件 意見書等は別掲)

議案名	各会派の態度						結果	備考
	共	民	自	公	社	気		
名古屋市住民投票条例							継続	10分の1以上の署名が必要な常設型条例。議会の3分の2の反対があるとだめ。20歳以上に限定。外国人はだめ。
特別職職員の給与に関する条例の一部改正に対する修正案	○				○	○	可決	市長の給料800万円を後世に押し付けない
公立大学法人名古屋市立大学が徴収する料金の上限の変更に対する附帯決議					○	○	可決	市大病院の分娩料の値上げは4月1日ではなく、市立病院と同一歩調にすること。
名古屋市立病院条例の一部改正に対する修正案		○	○		○	○	可決	分娩料の値上げは4月1日ではなく、10月1日に延ばす。
名古屋市水道給水条例の一部改正に対する修正案					○	○	可決	あま市が3月22日に誕生するために、19日議決予定であった条例に齟齬が生じたため修正。
使用料の増額等に係る市民への周知期間の確保に関する条例		○	○		○	○	可決	値上げする時は6カ月の周知期間を。そもそも値上げを前提にしている条例。
使用料の増額等に係る市民への周知期間の確保に関する条例に対する修正案				○	○	○	可決	条例の表現をより明確にする修正。中身に変更はない
2010年度予算案に対する組み替え動議					○		否決	日本共産党提案。金持ち減税を庶民減税に改め、国保料の1万円値下げ、中学校三年生までの医療費無料化などを盛り込む。
2009年度名古屋市一般会計予算に対する修正案					○		可決	民自公の提案。自動車図書館廃止や保育料の値上げを見直すなど、市民運動の盛り上がりで修正へとなったが、大型事業推進は変わらない。
名古屋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正					○		可決	費用弁償を廃止する
名古屋市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正					○		可決	報酬の月額10万円削減を継続する
名古屋市会政務調査費の交付に関する条例の廃止					○		可決	1円から公開する。2ヶ月後の6月1日から。
市民税減税条例の一部改正							可決	市民税減税は1年限りとする。大企業・金持ち優遇などはそのまま1年間認めるもの。
トワイライトスクール事業者選定問題調査特別委員会の設置		*	○		○	○	可決	100条調査権の特別委員会の設置。(ちかざわ、日比が反対) *委員：さとう典生、田口一登(共産)梅村邦子、梅村麻美子、鎌倉安男、諸隈修身、吉田伸五(以上民主)岡本善博、工藤彰三、桜井治幸、中川貴元、丹羽ひろし(以上自民)江口文雄、こんばのぶお、ばばのりこ(公明)

= 提出 ○ = 賛成 = 継続 = 反対 / 共：日本共産党 民：民主党 自：自民党 公：公明党
社：社民党・ローカルパーティ 気：新会派気魄 ク：民主党クラブ

2009年度補正予算案の概要について

補正予算の概要 一般会計 (単位:千円)

局	事 項	金 額	財源内訳	説 明
財政	財政調整基金の積立	749,900	繰入金 749,900	交通災害共済事業を終了するので基金の残余金を財政調整基金へ積立
健康福祉	障害福祉サービス費	824,369	国庫 416,671 県費 208,336 一般財源 199,362	居宅介護、共同生活介護の平均単価の増等に伴う補正
	国民健康保険会計支出金	497,678	国庫 21,134 県費 182,495 一般財源 294,049	財源繰出
子ども青少年	子育て応援特別手当支給事業	2,185,697	国庫 2,185,697	国の補正予算の執行停止に伴う減額
	子ども手当支給のためのシステム改修	70,000	国庫 70,000	国の補正に伴う補正 子ども手当の支給準備として、システムを改修
	子ども医療費の助成	1,476,704	県費 324,378 諸収入 55,002 一般財源 1,097,324	対象件数の増等に伴う補正
環境	財団法人愛知臨海環境整備センターへの出捐	96,600	一般財源 96,600	衣浦港3号地廃棄物最終処分場建設に対する出捐
緑政土木	舗装道補修	1,224,000	国庫 368,000 地方債 856,000	国の補正に伴う補正 山王線始めの舗装道補修
	側溝改良	479,000	国庫 144,000 地方債 335,000	国の補正に伴う補正 市道丸山町第18号線等の側溝改良
	橋りょうの耐震補強	130,000	国庫 13,000 地方債 117,000	国の補正に伴う補正 大瀬子橋始めの橋りょう耐震補強
	一般交通安全施設の整備	156,000	国庫 156,000	国の補正に伴う補正 耐久性の高い街路灯への更新
	道路改良	10,000	国庫 3,000 地方債 7,000	国の補正に伴う補正 池内猪高線の道路改良
	排水施設整備	517,000	国庫 156,000 地方債 361,000	国の補正に伴う補正 鷺津2号線排水路等の排水施設整備
	街路樹・街園の整備	30,000	国庫 30,000	国の補正に伴う補正 街路樹の補植等
	公園遊戯施設の補修	15,000	国庫 15,000	国の補正に伴う補正 上ノ宮公園等の公園遊戯施設の補修
教育	小・中学校運動場の改良	166,000	国庫 53,193 地方債 79,000 一般財源 33,807	国庫補助の追加に伴う補正 表土に石・瓦礫が露出している状態を解消する。小学校10校、中学校3校
病院財政	病院事業会計支出金	1,000,000	一般財源 1,000,000	経営健全化のための出資
一般会計 計		5,256,554	特定財源 2,535,412 一般財源 2,721,142	

歳入	一般会計 (単位:千円)			
・市税	8,009,858		・繰入金	749,900
市民税	9,814,000 (個人917,000、法人10,731,000)		・諸収入	55,002
	固定資産税1,804,142など		・市債	12,486,000
・国庫支出金	739,699			減収補てん債 10,731,000
・県支出金	715,209		計	5,256,554

議案質疑 (2月25日)

低価格入札の契約への対策について / アセックへの廃棄物処理について



江上博之議員

公営住宅4件の契約について

低価格入札の要因はなにか、心配はないのか

【江上議員】市営住宅建設工事の契約が4件出ています。10階建1棟90戸建設に対して、予定価格996,114千円で落札率66.0%。市としては、3億4千万円近く安くなります。最高の入札で84.0%です。これも低いものです。また、10階建1棟90戸で、落札率66.5%です。市としては、3億3千万円近く安くなります。あと6階建72戸で、落札率70.0%、もう1件が落札率65.9%です。昨年11月議会の神丘中学校の改築工事も落札率60%をきっていました。景気の低迷で、仕事が減っていることもありこのところ低落札が続いています。

このことによって、名古屋市は、安く建設できるというかもしれませんが、こんなに落札率が低いと、質は大丈夫なのか、と心配になります。また、公共事業は、市民の求める建築物を建設することが第一に大切なことですが、それだけでなく、地元業者への景気浮揚策としての意味も持ちます。契約金額が低すぎれば、人件費や下請け業者への適切な費用を確保することはできません。現に、この間、わたくしたちのところへ、名古屋市発注の事業で、下請けの方

が、下請け代金を元請けから払ってもらえなくて困っていると相談も来ています。

そこで、公共事業の契約が、市民にとって質のよいものであり、景気回復のためにも地元業者にとって意義あるものに改善することを求め、契約の担当である財政局長に質問します。

低価格入札が、人件費や下請け単価を切り下げ、景気低迷に拍車をかけているという認識をお持ちでしょうか。お聞きします。

資材の一括購入などが原因、人件費等への影響を懸念

【財政局長】低入札価格調査時の聞き取りなどで、生コンや鉄筋などの資材の一括購入やアルミサッシ・ユニットバスなどの製品を安価に仕入れることができること、本社事務管理経費などを低く抑えたこと、などが理由とされている。しかし、労務単価に本市の積算単価を下回るものも見受けられたことから、今後こういった状態が続けば、人件費等への影響も懸念される。

総合評価落札方式における低価格入札への対策は

【江上議員】今回の入札の場合、低入札への対策として、低入札価格調査が行われています。さらに、今年1月からは、原則として、すべての一般競争入札に最低制限価格制度が導入されています。工事ごとで、予定価格の70%から90%の範囲で、最低制限価格を決め、それ以下の入札は失格にするというものです。ところが、今回のように、総合評価落札方式の場合は対象外としています。総合評価落札方式は、地域貢献・地域精通度を評価し、地元業者に有利であり、施工計画や、実績、技術能力などを総合的に評価し、価格だけではない判断を行うというものです。その総合評価落札方式によって、今

市営住宅新築工事の入札結果の概要 (金額は税抜き)				
件名	概要	落札金額	予定価格	入札者数
仲田住宅	6階建1棟72戸	4億4600万円	6億3744万円	16社
仲田住宅	同上	4億1800万円	6億3458万円	12社
戸田住宅	10階建1棟90戸	6億5700万円	9億9611万円	7社
戸田住宅	同上	6億5400万円	9億8310万円	7社

回、66.0%の落札です。対象外では意味がありません。そこで質問します。総合評価落札方式も低価格入札を防止する方策が必要です。どのように検討しているのでしょうか。

低入札価格調査制度を活用しているが、防止策を検討したい

【財政局長】総合評価落札方式で低価格入札があった場合は、低入札価格調査制度を活用し、適正な履行の確保を図っている。最近、総合評価落札方式で低価格入札が増加しており、今後、低価格入札を防止するための方策を検討していきたい。

低価格入札を防止し、改善を進めよ(再質問)

【江上議員】景気が大変厳しく、内需拡大が求められています。一般競争入札で競争性がある、建設費が安くなるというだけでなく、地元業者が請け負い、人件費や工事単価が適切に保証される工事でなければ地元経済にもさらに悪い影響を与えるだけではないかと考えます。低価格入札を防止し、改善を進め、透明性を確保しながら、このことによって、市民が安心して利用できる施設建設になると考えますが、どう考えるのか、お聞きします。

重要な課題だが、やるなら全国一斉でないと(市長)

【市長】いろんなところで多くの方から低価格入札が非常にひどいということで、工事の品質と人件費の低下について何とかしないかんぞという話をよく聞く。自由競争、価格競争が社会をすすめることも事実ですけど、働く人の人件費、働く賃金を守るといのは歴史的にも非常に重要なテーマですので何とかしたいと思っておりますが、最低賃金制度、やるなら一斉に全国できちっとやらないと守ったとこだけ価格競争に負けることになるので、注意しながら、しかし働く人の賃金、工事の品質には十分注意していきたいと思っております。

暮らし改善、中小企業への発注につながる事業を(意見)

【江上議員】市民にとって必要がある、大事な

ものであることが何よりも大切です。市長は、一般競争入札偏重ではないという姿勢でした。安心しました。もちろん一般競争入札が本来透明性を確保する



公平公正の原則であるということは承知していますが、大事な点である市民生活を守るという点から言っても、提案したことを一層進めたい。もちろん、景気回復は契約の改善だけで実現できるものではありません。市民の暮らし改善になる市民の生活に密着した公共事業そのものを増やすことも必要です。市内中小企業への発注につながる施設づくりを求めます。

公契約条例の検討状況は

【江上議員】新たな方策でも、著しい低価格を防止するだけで、低価格そのものを防止することはできません。そこで、名古屋市との契約で、労働基準法を守り、人件費や工事単価の最低を明らかにして、過度な低入札にならないようにすることも必要です。全国では、人件費を一定以上の金額にすることを入札の条件とする公契約条例と言うものも検討されています。名古屋市としての検討状況をお聞きします。

国の動きも注視しながら、研究したい

【財政局長】同趣旨の法律の制定に関し、現在開会中の国会でも議論されている。

その中で総理大臣からは、賃金などの労働条件は、労働基準法や最低賃金法などを守るとは当然でありその具体的なあり方は「労使間で自主的に決めるのが原則である」としつつ、法律の制定については、発注者である「国の機関や地方自治体も含めて、幅広く議論を進めていくことが重要」との答弁がされている。国の動きなども注視しながら、研究を進めていきたい。

早急な公契約条例の導入(意見)

【江上議員】公契約条例の導入も含め改善策の実現を求めます。労働者の賃金を守ることも必要で、これが内需拡大に最も必要だと思います

し、中小業者の下請け単価も切り下げられています。こういう点でも公契約条例、全国的な動向も必要だが、それなりに検討しながら市としての導入も含め改善策の実現をすすめていただくことを求めます。

補正予算(廃棄物処理)について

財団法人愛知臨海環境整備センターへの出捐は必要か

【江上議員】財団法人愛知臨海環境整備センターへの出捐9600万円について質問します。

衣浦港3号地廃棄物最終処分場の建設基金に出損するよう愛知県などから要請を受けたということです。しかし、ごみの最終処分場について、私は、新たな処分場建設として稲永ふ頭の計画は承知していますが、今回の処分場は、承知しておりませんでした。9,600万円も支出する事業です。臨海環境整備センターといえば、名古屋市は、南5区の処分場にも出損していたと思いますが、全く利用しなかったのではないのでしょうか。このような使い方なのになぜお金を出すのか。

県及び当該センターから協力の依頼があった

【環境局長】財団法人愛知臨海環境整備センターは、廃棄物処理法の規定に基づき、廃棄物の事業者等から基金を募り、廃棄物処理施設の建設資金等に充てる。今回、搬入を予定している市町村に対して、県及び当該センターから協力の依頼があった。市としては、この間、尾張地域の市町村と一体で協議会を作り、県へ広域処分場の確保を要請してきた経緯もあり、積極的に協力する必要があると判断した。

なお、この出捐金は、1割増額された金額が5年間で均等に搬入料金から割り引かれるメリッ

財団法人愛知臨海環境整備センター(略称ASEC)

	名古屋港南5区廃棄物最終処分場	衣浦港3号地廃棄物最終処分場
面積	56.0ha	47.2ha
容積	491万 ³ m	564万 ³ m
受入	92年4月～2010年2月	2011年1月から13年

トがある。

衣浦港3号地廃棄物最終処分場利用の必要性はあるのか

【江上議員】名古屋市の廃棄物計画では、焼却灰も相当減量されることになっています。この処分場を利用する必要性がどこにあるのでしょうか。明らかにしてください。

遠方の民間処分場に替わるもの、愛岐処分場の延命にも寄与

【環境局長】「ごみ非常事態宣言」以降、山形県や群馬県など遠方の民間処分場を活用してきた経緯があり、今後はそれに替わり、衣浦港3号地廃棄物最終処分場を活用する。それにより、本市埋立処分場の命綱である愛岐処分場の延命にも寄与する。

搬入開始時期と搬入量の計画は

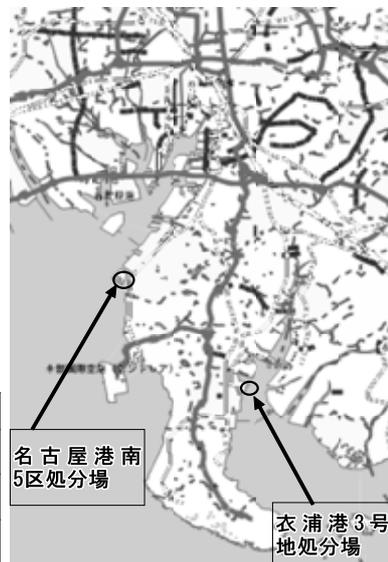
【江上議員】いつから、どのくらいの量を廃棄する予定なのかも明らかにしてください。

平成23年1月から、年間では1万2千トンと予定

【環境局長】処分場へ搬入が可能となる平成23年1月から搬入を開始する予定であり、年間では1万2千トンと予定しています。

事前の情報公開が必要(意見)

【江上議員】廃棄物処分場は、来年から利用するという割に、突然の提案であり、ゴミや資源は名古屋にとって重要な問題であり、もっと事



前の情報公開が必要であることを指摘しておきます。

主な議案に対する会派別態度(補正予算案等) 3月9日

当局提案 30件(補正予算:5件、条例案:3件、一般案件:16件)

議案名	各会派の態度							結果	備考	
	共	民	自	公	社	気	ク			
2009年度名古屋市一般会計補正予算(第8号)			○	○			○	○	可決	補正額52億円。国の補正に伴う舗装修繕12億円、側溝改良4億円などに27億円子育て応援特別手当の支給停止で21億円、子ども医療費の清算で14億円など。税込減80億円で起債124億円を発行。
2009年度名古屋市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	○	○	○	○			○	○	可決	補正額12億円。療養給付費の精算。保険料2億円減収。
2009年度名古屋市基金特別会計補正予算(第4号)	○	○	○	○			○	○	可決	補正額15億円。交通災害共済基金の廃止で一般会計に繰り出し財政調整基金に7.5億円。
2009年度名古屋市公債特別会計補正予算(第3号)		○	○	○			○	○	可決	補正額124億円。国の補正による土木事業に16億円、減収補てん107億円など。
2009年度名古屋市病院事業会計補正予算(第3号)	○	○	○	○			○	○	可決	補正額、歳出2億円、歳入10億円。医療事故損害賠償金4600万円、経営健全化出資金10億円。
名古屋市農業共済事業条例の一部改正	○	○	○	○			○	○	可決	商法の準用から保険法の準用。支払額等の公表や契約成立時の書面交付などを明記。
名古屋市コミュニティセンター条例の一部改正		○	○	○			○	○	可決	稲生コミュニティセンター(西区)、赤星コミュニティセンター(中川区)、中川コミュニティセンター(港区)の新設
名古屋市違法駐車等の防止に関する条例の一部改正		○	○	○			○	○	可決	道路交通法の一部改正で、高齢者に限って時間制限駐車時間を延長できるようにする。
契約の締結(仲田公営住宅新築工事の請負(1次))		○	○	○			○	○	可決	4億6830万円 で株式会社伊藤工務店に。6階建て1棟72戸。5444.03㎡。平成23年7月29日予定
契約の締結(仲田公営住宅新築工事の請負(2次))		○	○	○			○	○	可決	4億3890万円 で大井建設株式会社に。6階建て1棟72戸。5444.03㎡。平成23年7月29日予定
契約の締結(戸田公営住宅新築工事の請負(1次))		○	○	○			○	○	可決	6億8985万円 で守谷商会・千種土建特別共同企業体に。10階建て1棟90戸。6886.85㎡。平成24年1月31日
契約の締結(戸田公営住宅新築工事の請負(2次))		○	○	○			○	○	可決	6億8670万円 で守谷商会・千種土建特別共同企業体に。同上。
市役所本庁舎耐震改修工事の契約変更(平成19年3月7日議決)		○	○	○			○	○	可決	市役所本庁舎耐震改修の再度の契約変更。36億7213万1400円 38億5435万1550円
財産の取得(熊野公園用地)		○	○	○			○	○	可決	緑区鳴海町字神ノ倉3番5始め16筆の山林ほか22,681.60㎡を22億4517万4,734円 で名古屋市土地開発公社から
財産の取得(東山公園用地)		○	○	○			○	○	可決	名東区藤巻町3丁目2番745始め32筆の山林ほか20,089.21㎡を27億3977万5,856円 で名古屋市土地開発公社から
損害賠償の額の決定		○	○	○			○	○	可決	平成14年10月に東市民病院脳神経外科手術で発生した医療事故に関し、4600万円の損害賠償。保険で支払う。
損害賠償の額の決定		○	○	○			○	○	可決	平成21年9月に緑区神沢三丁目地内の市道において、走行中の自動車が発光式交差点中心線を跳ね上げ、破損した事件で、131万円の損害賠償。

○ = 賛成 = 反対 - = 欠席 / 共: 日本共産党 民: 民主党 自: 自民党 公: 公明党
 社: 社民党・ローカルパーティ 気: 新会派気魄 ク: 民主党クラブ

続き

議案名	各会派の態度							結果	備考
	共	民	自	公	社	気	ク		
区画整理に伴う町の区域の変更		○	○	○		○	○	可決	茶屋新田地区(港区)の区域の変更
土地区画整理に伴う町の区域の設定		○	○	○		○	○	可決	桶狭間中部地区(緑区)の区域の設定
土地区画整理に伴う町の区域の設定及び変更		○	○	○		○	○	可決	八ツ松地区(緑区)の区域の設定及び変更
土地区画整理に伴う町の区域の変更		○	○	○		○	○	可決	荒池北地区(天白区)の区域の変更
愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更		○	○	○		○	○	可決	七宝町、美和町及び甚目寺町が、平成22年3月22日をもってあま市となる
市道路線の認定及び廃止		○	○	○		○	○	可決	下志段味第128号線始め77路線を認定、平田第93号線始め2路線の一部を廃止
事業変更に対する同意		○	○	○		○	○	同意	愛知県道路公社の県道名古屋半田線、県道半田南知多公園線、県道碧南半田常滑線及び県道中部国際空港線で障害者割引の対象に肝機能障害を加える。

2. 議員提案 (2月25日 提案・採決)

議案名	各会派の態度							結果	備考
	共	民	自	公	社	気	ク		
市会の議決すべき事件等に関する条例		○		○		○	○	可決	基本計画も議会の議決対象にする

3. 再議 (3月5日 提案・質疑・委員会審議・採決)

議案名	各会派の態度							結果	備考
	共	民	自	公	社	気	ク		
市会の議決すべき事件等に関する条例の再議		○		○		○	○	可決	基本計画が議会の議決対象にすることは時代の流れとして再可決。

4. 議員提案 (3月19日 提案・討論・採決)

議案名	各会派の態度							結果	備考
	共	民	自	公	社	気	ク		
議会基本条例		○		○		○	○	可決	憲法にもとづく市議会と市長との関係を踏まえ、議会活動の基本を定める条例

○ = 賛成 = 反対 - = 欠席 / 共：日本共産党 民：民主党 自：自民党 公：公明党
社：社民党・ローカルパーティ 気：新会派気魄 ク：民主党クラブ

議案質疑 (3月5日)

「市会の議決すべき事件等に関する条例」を、やり方が気に入らないからと再議にかける理由はな
江上博之議員



再議について

再議に対する質問の趣旨はなにか

【江上議員】今回の「市会の議決すべき事件等に関する条例」は、議員提出条例で、名古屋市の基本構想に基づく、「長期的な展望にたった市政全般にかかわる政策及び施策の基本的な方向性を総合的かつ体系的に定める計画」を総合計画と呼び、この計画の策定、変更、または、廃止の場合、議会の議決事項にくわえる条例です。これに対して、河村市長は、「議会の権限を強める横暴」「議会帝国条例」などと非難し、再審議を求めたものです。

議決事項に、総合計画を含めるのは、18ある政令市のうち9つも制定しています。さらに、名古屋市の独自の判断でできる自治事務だけでなく、国が本来果たすべき役割に係る法定受託事務も含めて対象とする動きとなっています。

市長の提案理由に、「議決すべき事件として定めており、本市の市政運営に少なからず影響を与えるもの」としています。だからこそ、議決事件とすることが必要だとお考えになりませんか。答弁を求めます。

今回の議員条例案は、全議員一致する議案であることから、本会議で、提案説明のうえ質疑がなく、委員会審議もなく、即決で可決されました。市民から見れば、わかりにくいという声があります。日本共産党市議団は、市長提出議案と同じように、全会一致の議員提出条例議案を含め、本会議、委員会の質疑を経た十分な議論が行われるよう議会運営の改革を提案してまいります。今取り組んでいる議会基本条例にも

生かしてまいります。

そこで、市長に聞きます。市長は、手続き問題を再審議の理由に挙げていますが、改善を要する課題ではあっても、会議規則に反する問題とまでは言えないと考えます。現に市長も、法令や会議規則に違反するとする第4項でなく、条例の条文に対して異議理由とする第1項であることから明らかです。異議理由は、条文に対するものであると理解してよろしいですね。意義いかがお考えでしょうか。

以下、私は、市長に対し、この条例に対する認識について質問します。

名古屋市中期戦略ビジョンは、「名古屋市基本構想のもと、長期的な展望を持ちつつ新しい時代の流れに対応した市政の基本的な方向性を示す新たな総合計画」として策定進行中です。名古屋市基本構想は、「憲法の精神に基づき、一人ひとりの基本的人権が守られ、健康で文化的な生活を営める個性豊かなまち、名古屋の建設をめざす」「総合的かつ計画的な行政の運営を図るため」1977年12月20日、名古屋市会で議決されました。いって見れば、名古屋の将来のまちづくりの憲法として制定されました。そして、10年程度のまちづくり方針として総合計画が位置づけられています。

その基本構想のもとに、前市政時代の「名古屋新世紀計画2010」に替わって、河村市長の総合計画として、中期戦略ビジョンが策定されよ

- 基本計画等を条例で議決事項としている政令市
- ・仙台市
 - ・新潟市
 - ・広島市
 - ・川崎市
 - ・浜松市
 - ・北九州市
 - ・横浜市
 - ・京都市
 - ・福岡市

うとしているわけです。昨年秋、市議会の総務環境委員会で(案)が明らかにされ、所管事務調査という形で、論議が始まりました。市民に対しては、16区1回づつ、11月以降、タウンミーティング、そして、今、パブリックコメントという形で、市民の意見を求めているところです。このように、河村市政のこれからの名古屋のまち作りを明らかにする計画でありながら、市民の代表機関である名古屋市議会本会議には、一度も市長から計画の説明、意義は語られていません。河村市長の考える名古屋の将来展望を、名古屋市議会本会議で示すことが市長に求められています。

市長にとっても、議会にとっても、市民に対して、これからの名古屋の姿を議会で、きちんと論議する。このことが求められています。市長は、中期戦略ビジョンを本会議で論議し、市民に示すことが必要だと感じられませんか。名古屋市では、本山市長時代の1977年、市のまちづくりの憲法である「基本構想」が議決されました。しかし、その下に当たる総合計画は、議決事項ではありませんでした。本山市長の時代の「名古屋市基本計画」、西尾市長の時代の「名古屋市新基本計画」、松原市長の時代の「名古屋市新世紀2010計画」です。基本構想制定後33年間、市長が交替し、市のまちづくりの方針が変更しても、市政全般の総合計画は議会の議決もなくすすめてきました。河村市長の「中期戦略ビジョン」も同様な扱いになっています。市政全般にわたる計画が、議会で審議の対象にするということは、市民に、名古屋市の将来像を示すために大変重要なことです。この点からも、総合計画の、策定、変更、廃止について議決事項にすることが、今までの論議からも、全国的な流れにもなっていると思いますが、市長は、どのように認識していますか。市長は、市議会本会議での条例採決直後、「私は知らなかった」と口走り大声をあげました。しかし、市長は、本会議前日の24日、議会運営委員会で、議会運営委員長が議案の説明をし、本会議上程することを目の前で聞いていました。市

長には、議員提出議案であれ、全議案をつかんで議会に臨まれることを強く期待します。

手続き違反ではないが、いくらなんでもパッと出されたので(市長)

【市長】法律的な条文の適用問題ですが、いわゆる手続きそのものの手続きは踏んでおられますので、手続き違反というわけではありません。しかし、議運でパッと言ったからと言って、それはちょっとないじゃないですか。公聴会くらいはやる必要のある条例案だったと思います。それがなしにたった1日で、反対討論もなし、何もなし、市長の提案はどこから総合計画の変更になるとか、当然議論すべきであったと思っております。従いまして地方自治法第176条1項に基づいて異議を申し立てたということです。

総合計画ということですが、もっと、一人ひとりが議員として活動されるなら、計画のところでみんなで考えあってやっていくというのはそう反対じゃないです。ただこういう用なのは異常だと思います。こういう時になるとぱつと党派でやってしまう。議会の在り方についても、疑問を投げかけとります。総合計画に、計画そのものにいっさい手をつけるな、という趣旨ではありません。

総合計画を議決事項にすることはどこでもやっている

【江上議員】今回の議案で最も大切なのは、名古屋市民に、将来の名古屋、これからの名古屋について河村市長がどう考えているのか、議員がどう考えているのか、を本会議で明らかにすることです。総合計画を議決事項にすることを求め、以下、委員会での審議をお願いをして、質問を終わります。

追加議案への質疑 (3月9日)

名古屋市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部改正は憲法に照らしても問題だ 田口かずと議員



議員定数半減について

民主主義を後退させる3つの問題点がある

【田口議員】河村市長の提案は、市議定数を現行の75から38に削減するというものです。市内の選挙区16区のうち過半数の9区が、定数1ないし2になります。市長は記者会見で、1人区の小選挙区を設定したことに触れ「県議の選挙区に準じ、市民に分かりやすい形を優先した」と述べたと報じられています。名古屋市内の県会議員選挙の各選挙区の定数は1から3までであり、合計の定数は33です。市長の区割り案を県議選の選挙区に準じて考えますと、なるほどわかりやすい。問題点も大変わかりやすくなったと思います。

区	現行	半減
千種	5	3
東	2	1
北	6	3
西	5	2
中村	5	2
中	2	1
昭和	4	2
瑞穂	4	2
熱田	2	1
中川	7	4
港	5	2
南	5	2
守山	6	3
緑	7	4
名東	5	3
天白	5	3
計	75	38

そこで、民主主義を後退させる3つの問題点を指摘し、市長にただしたいと思います。

「死票」が大量に出て、少数意見切り捨てに

【田口議員】第1は、1選挙区で1人しか当選できない小選挙区や、いわゆる「二大政党」による議席の独占をもたらす2人区では、議席に結びつかない「死票」が大量に生み出されるという問題です。

前回2007年の県議選の「死票」率は、定数1の東区で42.1%、同じく定数1の熱田区で33.4%、定数2の千種区では39%にのぼっています。同年の県議選の市内の「死票」率はトータルで18.8

%であり、同時に行われた市議選の「死票」率11.6%を大きく上回っています。2003年、1999年のいっせい地方選挙でも、市議選の「死票」率

2007年4月の時の
県・市議選挙での死票率

県議(定数)と死票率(%)		市議(定数)と死票率(%)	
東区(1)	42.1	東区(2)	25.4
熱田区(1)	33.4	守山区(6)	19.1
港区(2)	20.4	熱田区(2)	18.6
緑区(3)	19.8	昭和区(4)	16.4
無投票区	5区	瑞穂区(4)	16.2

が10%台であるのにたいして、市内の県議選の「死票」率は20%台であり、小選挙区ないし少数選挙区の県議選は、中選挙区を基本とする現在の市議選よりも、はるかに多くの「死票」を生み出しているのです。

「死票」が多いということは、少数意見の切り捨てを意味します。2007年の県議選では、議席の9割は民主党と自民党のいわゆる「二大政党」が占め、公明党を加えた3党で独占されました。日本共産党および無所属の候補者の得票率は、合わせて約15%でしたが、この約15%の少数意見は議席に結びつきませんでした。

市長の定数半減案は、現行よりも「死票」を大量に生み出し、少数意見を切り捨て、民意をゆがめるものです。

市長、あなたは、少数意見は切り捨ててもよいというお考えですか。お答えください。

当落をはっきりさせて緊張感を高める(市長)

【市長】反対に当落をはっきりさせて緊張感を高めるとい議論もあって、国会の場合は一応併設的に使った。どちらをとるかという議論と思います。

無投票が多くなるのに多様性や議員交代促進になるのか

【田口議員】第2は、定数1ないし2の選挙区で

は、無投票となる選挙区が現れるという問題です。

2007年の県議選では、定数1の中区、定数2の西区、中村区、昭和区、守山区の5選挙区で無投票になりました。2003年の県議選でも、定数1の東区、中区、定数2の中村区の3選挙区が無投票となっています。定数が1ないし2という選挙区では、「二大政党」が議席を独占し、少数政党や無所属候補は排除されるため、「二大政党」以外は立候補自体をためらう傾向が生まれるのです。定数を半減し、1人区、2人区が多数になれば、県議選のように無投票となる選挙区が出現するでしょう。

市長は、提案理由説明の中で、現状を省みると、「議席の指定席化、長期在職化が進み、...様々な分野・職業の方が政治に参画する意欲や機会をはばんでいる」と述べられました。

それならば、市長に聞きたい。1人区、2人区では、市民が政治に参画する意欲や機会が、ますますはばまれるのではないですか。無投票でどうして議員が早く代われるのですか。これこそ指定席になるではありませんか。

任期制限か、報酬を改めない限り延々とやる(市長)

【市長】確かに小選挙区になった場合には任期制限ないし、非常に高い報酬を改めない限り、延々とやることとなります。特に二大政党になって2議席になるとこれが一番危ない。現に無投票になつとるケースが非常に多いです。基本条例のほうには3期までと規定がしてあります。小選挙区の場合、国においても絶対に配慮しなければいけなかったと思います。いまこのままやったら、予備選も何もないから、延々と新しい人は全く出れません。そういう現状は回避しなければいけませんし、そのための工夫は私の条例案には入っている。

1票の格差を拡大し、法の下での平等に反する

【田口議員】第3は、定数を半減する区割り案は、「1票の格差」を拡大するという問題です。

平成17年の国勢調査をもとにした「1票の格差」

は、現行の定数では、最小の昭和区に対し、最大が中区の1.35倍です。ところが、定数半減の区割り案では、最小の千種区に対し、最大は港区の1.49倍であり、南区、西区も1.4倍を超え、現在より「1票の格差」が拡大します。



憲法は法の下での平等を保障しており、投票は1人1票が原則です。ですから、本市議会は、「1票の格差」を可能な限り小さくするために、前回選挙まで十年余をかけて定数の是正に努力し、現行の定数へと改善してきたのです。ところが、市長は、「1票の格差」を逆に拡大させようとする。これでは、1票の重みにたいする市長の見識が問われるのではないのでしょうか。

現在よりも「1票の格差」を拡大させるあなたの提案は、法の下での平等という民主主義の理念を後退させるものではありませんか。市長の答弁を求めます。

定数半減で
1票の格差が拡大する区
(2005年国勢調査人口)

区(定数)	現行	河村案
港区(5 2)	1.16	1.49
南区(5 2)	1.10	1.41
西区(5 2)	1.09	1.40
中区(2 1)	1.35	1.39
東区(2 1)	1.30	1.34

1票の格差は縮小している

【市長】1票の格差は縮小している。現行で、最大が中区の1.466倍、今度の条例案では、最大が港区1.461倍。わずかですが1票の格差は少なくなっている。

ネライは、議会の権限を縮小し、市長の強権体制の確立(再質問)

【田口議員】1票の格差は、私は2005国勢調査で試算、市長の根拠は不明だ。2005年をもとに定数改善をしてきたので、それと比べると広がっている。

定数半減の区割り案には民主主義を後退させる問題点があることを、市長は否定できませんでした。任期の問題は定数とは関係ない。

私は、議員定数の問題は、「無駄を除く」という財政上の問題というよりも、市民の参政権

の問題であると考えます。市民のみなさんは、一票を投じることによって議員を選び、それぞれの声を市政に反映させます。議員定数の削減は、市民の大切な参政権を狭め、多様な民意を切り捨てるものです。

このことに市長は反論できません。そこで、あなたは、議決に党議拘束がかかり、議員一人ひとりの意思を反映しないから、75人も議員は必要ないという論法を持ち出します。しかし、党議拘束というのは政党会派の活動のあり方の問題です。定数問題とは関係がありません。定数は、市民の参政権に関わる問題であるにもかかわらず、党議拘束という次元の違う問題を持ち出さなければ理由付けができないところに、定数半減の道理のなさがあるのです。

市長の定数半減のねらいはどこにあるのか。先日の本会議でも申し上げましたが、市長は、地域委員会をボランティア議会になぞらえています。小・中学校区単位に「ボランティア議会」をつくれれば、市町村の議会と議員はやがて無用になるという考えをお持ちです。あなたが、衆議院議員時代に発表した「河村ビジョン・庶民革命」のなかでは、市町村議会の「発展的解消」をうたっています。これは、憲法に反するたいへん危険な考えだといわなければなりません。

市長、あなたが、地域委員会をボランティア議会になぞらえて、これと対比させていわゆる「職業議員」による名古屋市議会の定数を半減しようとするねらいは、市議会の「発展的解消」を念頭に、議会の権限を縮小し、市長の強権体制を確立することにあるのではないですか。はっきりと、お答えください。

世界的に見て、明らかに75というのは多い(市長)

【市長】ボランティアなり、ボランティアに準ずる市民並みの給与で3期ぐらいでやられる方は絶対妥協しませんよ。今度の地域委員の方もそうだと思いますよ。過去のしがらみから断ち切って本当の市民の代表者にふさわしい議員になってほしい、そういうことでいっとるんです。こ

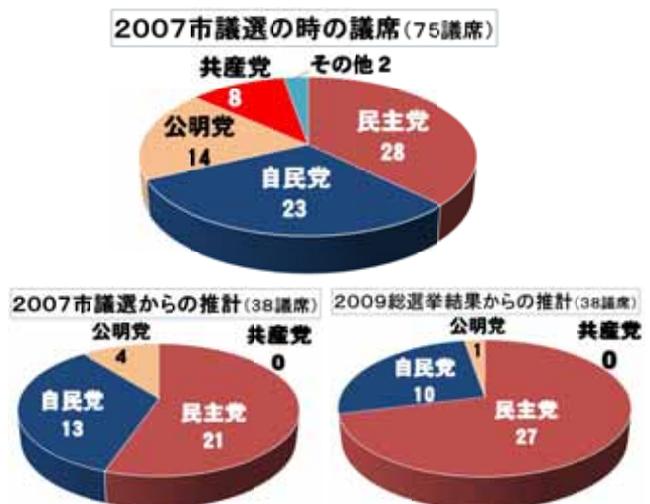
んなけ長いこと続いちゃっては、新しい人は出れません。長いことやると権力は必ず癒着するんです。

議員の定数は際限なく多いほうが良いということになりますよ。そういうもんじゃない。世界的に見て、明らかに75というのは多い。

「議会改革」に名をかりたファッショ的なやり方を市民は断じて許さない(意見)

【田口議員】任期が長いとかと、そういうことで定数の議論をすり替えるな。真摯な議論をしましょう。市長の定数半減などという極端なやり方にたいしては、市長の支援者からも異論が出ているのではないですか。「河村サポーターズ」の代表だった柳川喜郎さんも、昨年12月10日、記者会見の場で、「『定数半減のような強烈なことはファッショ(独裁)につながる』と指摘」と報道されています。「独裁につながる」という危惧の声は、先日開かれた名古屋市議会基本条例パブリックヒヤリングでも、来場者からあがっていました。定数削減については、このパブリックヒヤリングでも慎重な意見がほとんどでした。

市長が、「議会改革」に名をかりて、民意を切り捨て、民主主義を破壊し、強権政治をねらう、こうしたファッショ的なやり方を市民は断じて許さないでしょう。私たちは、良識ある市民のみなさんとともに、民主主義の破壊を阻止するために全力をあげる決意を表明して、質問を終わります。



**でたらめだった市長の答弁
(19日の本会議での陳謝)**

3月9日の田口議員の質問への答弁

【河村市長】1票の格差について、これは違っている。縮小している。議員1人あたりの有権者数においては、最大区が港区、最小区が天白区として、その格差は1.461倍と、現行の定数における格差、1.466倍と比較して、僅かではあるが1票の格差は少なくなっている。



河村市長からの修正と陳謝の申し出

(3月19日)

「違っている」との答弁には誤りがあり、また最大区は中区で、その格差は1.483倍と、僅かながら拡大している、と答弁すべきであった。お詫び申し上げます。

(本会議場で議長が読み上げたもの)

名古屋市議定数と一票の重み

区	2005.10.1 国調人口	2010.3.2 選挙人名簿 登録者数	定数		国調人口による比較				選挙人名簿登録者数による比較			
					議員1人あたり人口		格差		議員1人あたり有権者		格差	
			現行	半減	現行	半減	現行	半減	現行	半減	現行	半減
千種区	153,118	124,995	5	3	30,623	51,039	1.17	1.00	24,999	41,665	1.219	1.027
東区	68,485	58,519	2	1	34,242	68,485	1.30	1.34	29,260	58,519	1.426	1.442
北区	166,441	135,397	6	3	27,740	55,480	1.06	1.09	22,566	45,132	1.100	1.112
西区	143,104	116,976	5	2	28,620	71,552	1.09	1.40	23,395	58,488	1.141	1.442
中村区	134,576	110,887	5	2	26,915	67,288	1.03	1.32	22,177	55,444	1.081	1.367
中区	70,738	60,154	2	1	35,369	70,738	1.35	1.39	30,077	60,154	1.466	1.483
昭和区	105,001	82,053	4	2	26,250	52,500	1.00	1.03	20,513	41,027	1.000	1.011
瑞穂区	105,358	86,568	4	2	26,339	52,679	1.00	1.03	21,642	43,284	1.055	1.067
熱田区	63,608	53,105	2	1	31,804	63,608	1.21	1.25	26,553	53,105	1.294	1.309
中川区	215,809	174,342	7	4	30,829	53,952	1.17	1.06	24,906	43,586	1.214	1.074
港区	151,872	118,509	5	2	30,374	75,936	1.16	1.49	23,702	59,255	1.155	1.461
南区	143,973	115,754	5	2	28,794	71,986	1.10	1.41	23,151	57,877	1.129	1.427
守山区	161,345	131,258	6	3	26,890	53,781	1.02	1.05	21,876	43,753	1.066	1.078
緑区	216,545	179,126	7	4	30,935	54,136	1.18	1.06	25,589	44,782	1.247	1.104
名東区	157,125	123,547	5	3	31,425	52,375	1.20	1.03	24,709	41,182	1.205	1.015
天白区	157,964	121,714	5	3	31,592	52,654	1.20	1.03	24,343	40,571	1.187	1.000
計	2,215,062	1,792,904	75	38	29,534	58,291			23,905	47,182		

法定数以内で格差を最小に収めるには

	2005国調人口	定数		一人当たり	
		現行	例		格差
千種区	153,118	5	6	25,520	1.20
東区	68,485	2	3	22,828	1.08
北区	166,441	6	7	23,777	1.12
西区	143,104	5	6	23,851	1.12
中村区	134,576	5	5	26,915	1.27
中区	70,738	2	3	23,579	1.11
昭和区	105,001	4	4	26,250	1.24
瑞穂区	105,358	4	4	26,340	1.24
熱田区	63,608	2	3	21,203	1.00
中川区	215,809	7	8	26,976	1.27
港区	151,872	5	6	25,312	1.19
南区	143,973	5	6	23,996	1.13
守山区	161,345	6	6	26,891	1.27
緑区	216,545	7	8	27,068	1.28
名東区	157,125	5	6	26,188	1.24
天白区	157,964	5	6	26,327	1.24
計	2,215,062	75	87		

半減条例への反対討論 (3月24日)

多様な民意切り捨て、市長の強権政治を推進するための体制づくり、憲法が定める議会の役割を否定する定数半減に反対
くれまつ順子議員



【くれまつ議員】私は、日本共産党名古屋市会議員団を代表して、議員定数半減の条例に反対の立場から、討論を行います。

市長の委員会出席が得られず残念

私は、委員会で市長さんに出席いただき、この条例の真意をただすことを求めましたが、実現できず、残念です。市議会議員の定数を半減する条例は、市民の中でも半減はひどすぎるとの意見が広がっており、反対する理由を、以下に述べます。

多様な民意の切り捨てだ

第一は、議員定数の半減は、多様な民意切り捨て、議会を縮小させるものだという事です。議員定数は、人口225万の名古屋市の場合、地方自治法で上限が88と定められ、その数より少ない75人の議員がいます。それを38人にするというのです。38人というのは人口20万から30万の自治体議会の定数です。38人というのはいかに無謀な提案なのか明らかです。定数半減の区割り案を実施すると、16区のうち9区が1人区と2人区になり、議会が代表すべき多様な民意がきりすてられます。議会や市政に届かなくなってしまう、議会を縮小するもので認められません。民主主義を後退させるものです。

市長の要件政治を推進する体制づくり

第二は、議員定数の半減が、河村市長の強権政治を推進するための体制づくりがねらいであるということです。議会の縮小により、議会の発言権が弱まれば、市長は議会のチェックをうけずに、独裁的な市政運営が強まります。市政

は、市長のものではありません。225万市民のくらしを守るために議会と市長は対等で力をつくすべきです。

憲法の二元代表制を否定

第三は、市長が、憲法が定める議会の役割を否定していることです。

憲法では、自治体の首長と議員は直接選挙で選ばれ、それぞれが住民の代表であるという、二元代表制というしくみを定めています。市長と議会はお互いに抑制と均衡の関係で、お互いの独断や暴走を防ぐのが二元代表制。市長はこの間、二元代表制を否定する発言をくりかえしています。議員定数半減により、議会の縮小をすることは、二元代表制の仕組みを理解しないものです。議会を軽視する態度は、憲法が定める議会の役割を否定しているといわざるをえません。議員定数の半減は、単なるムダをけずるのではなく、多様な民意と福祉が削られ、河村市長の強権政治体制をつくるもので、認められません。

民主主義をまもりぬく

私どもは、市民のみなさんとともに、議員定数半減に反対し、憲法と民主主義を守り、名古屋市政を前に進める決意を申し上げて、討論を終わります。

追加提出議案への質疑 (3月19日)

(市バス再建計画の撤回) 外部監査人の横やりをそのまま受け入れて計画を見直すのか

さとう典生議員



「自動車運送事業の経営健全化計画
について」の撤回について

議案に撤回しなければならないほどの欠陥があったのか

【さとう議員】今回撤回されようとしている議案は、さる2月19日に上程され、3月4日から5日間にわたって本会議場で代表質問、個人質疑が行われた上で、所管の常任委員会である、土木交通委員会で審議されてきました。

議案として出されたということは、公営企業の管理者である交通局長と市長との間で協議が行われているはずです。その上で、市長が議会に提案をされたわけです。

それがなぜ委員会での審議の途中で撤回されることになったのか。全く持って不可解です。何があったのか、多くのみなさんが知りたいとお思いでしょう。

また、審議途中で撤回を余儀なくされるような議案を提案した、市長や当局の責任が問われることにもなります。

そこで市長にお尋ねします。議案に撤回しなければならないほどの重大な欠陥があったのでしょうか。お答えください。

さらに良い計画とするため、撤回し提案するもの(市長)

【市長】さらに良い計画とするため、第51号議案を撤回し、第91号議案を提案した。

外部監査人からの働きかけによる撤回なのか

【さとう議員】聞くところによりますと、土木交通委員会で、審議二日目の資料質疑などの日

に外部監査人を参考人として招致して意見を聞いたとのことであります。

そして、次の日程である総括審議の場で冒頭に当局が撤回の意向を明らかにして、審議が中断しているようであります。

このような状況を端から見ていると、外部監査人の委員会での言動が取り下げの契機になったように見えるわけです。

そこで交通局長にお聞きします。外部監査人からの働きかけによって、撤回が行われることになったのでしょうか。お答えください。

外部監査人の意見もふまえ、検討を明記する必要があると判断

【交通局長】これまでの委員会審議などをふまえると、一層の経営の健全化に向けて、個別外部監査人の意見もふまえ、幅広い観点から方策の検討を行うことを明記することが必要であると判断し、第51号議案を撤回し、第91号議案を追加提案した。

外部監査報告の取扱いについての考え方にぶれがある

【さとう議員】先月初め、食肉市場の運営に関し、外郭団体の名食と食肉公社についての包括外部監査がおこなわれ、報告書のなかでいろいろ問題点が指摘されました。先日、この本会議で私が質問しました。みなさんご存じのように、市長や当局の答弁は自分たちの行ったことは適正だった、というものでした。

私からは大変不満な点ではありますが、報告はあくまで監査人の見解であり、政策決定は独自で行うという態度を貫いているわけです。

それに比べると、交通局は議案の撤回まで行っ

て、外部監査人の意見を受け入れようとしていると見受けられ、その態度は異常であります。

そこで、交通局長にお尋ねします。外部監査報告の取り扱いについてどのように考えておられるのでしょうか。お答えください。

全てを反映することは義務づけられてないが、検討が必要と判断した

【交通局長】経営健全化計画は、個別外部監査人の監査を経て策定することとなっている。国の通知は、「計画の策定に当たっては、個別外部監査人による監査における指摘事項を十分踏まえること」とされている。

個別外部監査人の意見の全てを計画に反映することは義務づけられてはいるが、さらに一層の経営の健全化を進めるにあたっては、個別外部監査人の指摘事項についても検討することが必要であると判断した。

再議までして通した市長が、なぜ撤回する（再質問）

【さとう議員】それぞれ答弁をいただきましたが、全くもって理解できません。

市長、あなたはなぜ撤回したのか。これまで自分の提案が通らなかったら、再議までして通した市長が、なぜこの提案を撤回されるのか。まだ議会が決定したものでない。再度お聞きします。

さらに努力するということなので（市長）

【市長】19.9%で、一応ギリギリで目標にはいっていますが、さらに努力をされるということなので、それならそれで出し直しされたらどうかといったところです。

横車をゆるすのか。こんなことを繰り返す気が（再質問）

【さとう議員】計画は半年、1年前からわかってきたこと。交通局も市長と話し合ってきた出された議案だ。1か月以上前に出された議案なのに突然、最後の段階で出し直す。この件では問題

点は二つあります。審議中に横車が入ったこと。公共交通を守るという立場に重要な変化が生じようとしていること。

例えていえば、野球で9回裏2アウト、バッターが残り一人というときに、突然、評論家が解説者が出てきて、この試合は自分が決めたルールではない、ボールに自分の名前が書いてないから、試合をやり直せ、と行ったようなものです。いつから名古屋はこのようなことがまかり通るようになったのか。先日のトワイライトスクールの選定の問題も似たような構造です。名古屋市はいつから魑魅魍魎が跋扈する地になったのか。疑問だ。私は市長の政治姿勢がこのような事態を招いているとおもいますが、市長はこのような事態をこれからも許して行くのかお尋ねします。

意地をはるのではなく訂正されることもある（市長）

【市長】法案の撤回・再提出はそうあることではないけど、途中でこのほうがいいんじゃないかと思われた場合は、いつまでも意地を張るのではなくて、訂正されることもあるということだ。

前代未聞の事態、市政運営において禍根を残す（意見）

【さとう議員】これまでとってきた市長の態度からみると、これからもそうなのかとは思いますが、私は、必ずしも当局の健全化計画に賛成するものではないが、このような前代未聞の事態については名古屋市議会、また、市政運営においても禍根を残すと危惧をします。先輩同僚議員のみなさんの賢明な判断を期待して質問を終わります。

議員提出議案への質疑 (3月19日)

市バス経営健全化計画の再提出は、もともとひどかった民間委託化をいっそうすすめるもの

わしの恵子議員



「自動車運送事業の経営健全化計画」の撤回と追加について

市民の交通権を守る使命を後退させる

【わしの議員】地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成20年度決算で資金不足比率が経営健全化基準(20%)を上回る自動車運送事業について、経営健全化計画を定めるものとして、2月定例会当初に提出されていた第51号議案を撤回し、新たに、第91号議案として追加上程されました。

このようなやり方は、名古屋市議会始まって以来の前代未聞のことだと思います。

追加上程により、どこが変更されたのか、議案別紙の第3の「経営の健全化の基本方針」のところに、個別外部監査人の意見をより反映させるとして、「一層の経営の健全化に向けて、赤字路線の民間譲渡及び早期退職制度の見直しについて検討を行う」という文言が加えられました。

先日の土木交通委員会では、当初提出の第51号議案の審議のなかで、「個別外部監査人の意見を聞く」として、監査人の意見を参考としてお聞きしました。監査人は、委員会の場で「監査人の意見が経営健全化計画にもりこまれていない」と意見を述べられていました。だからといって、監査人の意見をすべて反映させなければいけないのでしょうか。委員会の審議の中で、当局からは、監査人の意見のすべてを盛り込む必要はないと答弁されています。

そこで交通局長にお聞きします。

なぜ、監査人の意見をすべて盛り込む必要がないにもかかわらず、当初議案を撤回して追加

提案をする必要があるのでしょうか。私は、赤字路線の民間譲渡は、市交通局が、これまで市民の公共交通を守るために、ぎりぎりの努力を続けてきたことから、大きな転換をはかり、市民の交通権を守る使命を後退させることになるのではないかと危惧するものですが、局長の見解を求めます。

将来にわたり安定的に運行サービスを提供したい

【交通局長】市バスは、市内のバス利用の9割の方に利用され、市民の日常生活などの移動手段としての重要な役割を担っている。今後、さらに高齢化が進展する中で、移動手段を自動車に頼ることができない市民が増加し、このような方々の日常生活に必要な移動手段を確保することの必要性も高まり、さらに市バスが果たす役割は大きくなる。

今後も、このような役割を果たしていくことができるよう、一層の経営の健全化に向けて、幅広い観点から方策の検討を行い、将来にわたり安定的に運行サービスを提供したい。

赤字路線の民間譲渡・早期退職制度の徹底では市民の足は守れない

【わしの議員】次に、監査人の意見により、盛り込まれた内容についてうかがいます。

監査人は、今年1月15日に提出した、「個別外部監査報告書に添えて提出する意見書」において、「資金不足比率20%をさらに下回る努力が必要で、そのために最優先課題として、赤字路線の民間譲渡を検討すべきであり、これを達成するための努力として、早期退職制度の徹底」を述べています。こうした監査人の意見をふまえ、「赤字路線の民間譲渡について検討

する」という内容が盛り込まれたものと考えますが、この名古屋市において、そんなことが可能なのでしょうか。名古屋市の交通状況は、東京都や大阪市と比べて自動車・マイカーの利用割合が高い上、市街化区域面積当たりの人口が、1平方キロメートル当たり7392人と東京都の14878人の半分しかなく大都市では最低です。そのため、他都市においては、民営バス事業者の廃止はほとんどないのに、名古屋市においては、2002年の規制緩和後、2008年度までに26路線の廃止が行われました。このように交通事業として、厳しい経営環境となっている実態のもとで、赤字路線の民間譲渡というが、本当にこんなことができるのか、私は、強い疑問を感じます。

また、監査人は、赤字路線の譲渡を達成するためには、早期退職制度を徹底して職員を減らすことを求めています。本市には50歳以上と55歳以上を対象とした早期退職制度がありますが、私が調べたところ、市バス事業において、今年度、対象となる50歳以上の職員が130名であるのに対し、応募された職員はたった7名と、約5%にすぎません。今の不況のもとで早期退職をして他の仕事を見つけるのは、大変なことだと思います。仮に監査人の言うように退職金の増額などを行ったとしても、希望者が多く出るとはとても思えません。このような効果の見込めない制度をあてにして、職員の削減を図り赤字路線の民間譲渡を行うことは、私は、到底理解できません。名古屋市の交通事情のもとで、赤字路線の譲渡は、結局赤字路線を廃止・切り捨て、市民の大切な足を崩すことになると考えます。市民の足を守るという立場に立つなら、赤字路線の譲渡は行うべきではないと思います。交通局長の見解をお聞きします。

幅広い観点から方策の検討を行う

【交通局長】「赤字路線の民間譲渡」には、安全を確保しつつ、市民の移動手段としてバス路線を安定的に維持することが可能か、民営バス事業者が一般バス路線から相次いで撤退し

ている状況の中で、受け手となる事業者が存在するかなどの大きな課題がある。こうした課題の整理を含め、幅広い観点から方策の検討を行い、将来にわたり安定的なサービスを提供していきたい。

議員提出議案への賛成討論 (3月19日)

(議会基本条例を4党共同で提案)
これが議会改革の本格的スタート。日本一開かれた議会をめざします
梅原紀美子議員



多様な市民の意見を反映させる議会へ

【梅原議員】私たちの町名古屋を住みよい名古屋にするためには、市民1人1人が力を合わせなければなりません。議会は、その市民の代表として、多様な市民の意見を反映させ、市民の目線で議論する場です。

しかしいま「市議会は市民の期待に込んでいるのか」、とのきびしい声も寄せられています。「市民の代表として活発に論議しているのか」「議会活動を市民にきちんと知らせているのか」「議員の地位を特権的身分と勘違いしてないか」などの声です。

市民の批判を真摯に受け止めて検討

【梅原議員】私たち議員は、このような市民からの批判を真摯に受け止め、憲法にもとづく市議会と市長との関係を踏まえ、議会活動の基本を定める条例を練り上げてきました。

条例案の、第一条(目的)にあるように、「市民に身近な」日本一開かれた議会、市民にとっては「存在感のある」政策提言のできる議会をめざしているのが特徴だと考えます。

また、政務調査費については、領収書の「一円からの」「全面」公開、活動成果の市民への報告を明記するなど、パブリックヒアリングで出された市民の意見を取り入れたことは評価できます。

市民との対話をさらに進めた議会を

【梅原議員】この条例制定を第一歩として、今後も、市民とともに議会改革を進め、各区での報告会を開くなど、市民との対話をさらに進めた議会をつくりあげてまいりたいと考えます。

なお、新聞報道によれば「議会基本条例」に

かわり、市長は議員の定数・報酬半減案に対し、「議会が具体的な数値を出していない」と発言されておられるようです。

定数や報酬の具体化は市長が押し付けるものではない

【梅原議員】定数や報酬の具体的な在り方は、「議会基本条例」の趣旨にのっとり、議会が市民の声を十分聞きながら自主的に検討していくことが重要であると考えます。

このため、定数や報酬の具体的な数値は、当事者である議会が自主的に決定すべきことであり、市長から押し付けられるべきものではありません。

市民参加の審議会で検討すべき

【梅原議員】わが党は、報酬については引き下げを正面から検討すべきだと考えております。その決め方は、市長の押し付けでもなく、いわゆる議会の「お手盛り」でもなく、市民参加の審議会で検討すべきである、と申し上げて本条例案の賛成討論とします。

<p>議会基本条例制定研究会の委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吉田隆一(議長) ・伊神邦彦(副議長) ・渡辺房一(議運理事・民) ・前田有一(議運理事・自) ・こんばのぶお(議運理事・公) ・江上博之(議運理事・共) ・吉田伸五(民主) ・服部将也(民主) ・桜井治幸(自民) ・ふじた和秀(自民) ・加藤武夫(公明) ・小林祥子(公明) ・わしの恵子(共産) ・山口清明(共産) 	<p>【議会基本条例制定研究会の経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12月3日 研究会の設置と基調講演 ・12月15日 研究課題の現状と基調講演 ・1月5日 会期等の見直し、費用弁償他 ・1月19日 議会の役割、定数等 ・2月2日 (会議の運営原則等 ・2月16日 議論のまとめ(座長案) ・2月22日 勉強会(東京財団研究員他)の間、3分科会で詳細議論を数回 ・3月1日 分科会からの意見 中間報告書提示 ・3月6日 パブリックヒアリング ・3月4日~3月12日 意見募集 ・3月15日 市民からの意見聴取の結果 ・3月18日 条例草案について ・3月19日 本会議で議案として提出
--	--

議員提出議案への質疑(3月9日)

(自民党提出議案への質疑) 住民投票はもっとハードルを下げ、市民の意思が生きるようにすべきです
山口きよあき議員



住民投票条例について

発議者は住民に限れば良い

【山口議員】議員提出議案第2号「名古屋市住民投票条例の制定」について、うかがいます。この条例案について、この議場で、議員同士で議論できることは、議会の改革にとっても画期的です。

住民投票は、住民の意思を市政に直接反映させる大切な制度であり、常設型の住民投票条例は、住民自治のためにも必要と私も考えます。私たち日本共産党名古屋市議団でも独自の条例案をつくり議論を深めようと呼びかけています。さて住民投票条例について、3点うかがいます。第一に、第9条(住民投票の実施)に関する規定です。住民投票を市民が発議するには投票資格者の10分の1以上の署名を集めて、その実施を請求することになっています。私たちも10分の1の署名を必要とする点では同じ意見ですが、自民案では、そのうえに議会で議員の3分の2以上の反対があれば住民投票は実施できない、としています。

10分の1の署名は名古屋市では約18万人、かなり高いハードルです。住民投票を行うべきかどうかは、議会の判断ではなく、こうした数の署名が集まるかどうかで判断すべきです。市民の意思がこうした署名の数で表されたなら、素直に住民投票を実施すべきです。住民投票は、住民の直接民主主義を保障するものであり、議会が必要以上に関与することは慎むべきです。

市民が議会の意思を問いたいのなら、請願や陳情、いくつも手段はあります。住民投票は議

会の意思でなく、市民の意思を問うのが目的ですから、10分の1という署名を集めることができれば、あえて議会の同意を得る必要はありません。なぜあえて、議会の同意を必要としたのか、その理由を聞かせてください。

住民投票の乱発を恐れるのなら、市長や議会の発議権を削ることです。市長や議会が住民投票を発議したいときは、議会の3分の1ではなく、過半数の賛成が必要な、いわゆる個別の住民投票条例案を出せば良いのであって、住民投票条例では、発議者は住民に限れば良いのです。

ハードルを下げた。硬直化した姿勢を持っているわけではない(自民・桜井議員)

【桜井議員】提案者の一人として答えさせていただく。気も見て森を見ざる様なことになっていただくと困りますが、本来なら2分の1という議論もあったんです。それをむしろ、緩和してハードルを下げて3分の2の反対以上、すなわち3分の1の賛成でいいということまで、いろんな方の意見を聞いて降りてきた。

ただ、私たちの会派は過半数ないので、他のみなさんにも同調していただければ、成立できません。これから委員会に付議されて、その中でもまれるということもありますので、決して私はこれに対して硬直化した姿勢を持っているわけではない。ただ、今回、市長の発議、議会の発議も入れているのは、ご承知のような市長ですので我々としては危惧せざるを得ない。

重要事項という判断は誰がする

【山口議員】第二に、第2条(住民投票に付することができる重要事項)です。

ここでは、住民投票に付することができる市政

に係る重要事項について「議会もしくは市長その他の執行機関により意思決定が行われた事項にあつては、改めて住民に直接その賛成又は反対を確認することが必要とされる特別な事情が認められるものでなければならない」とあります。

現実に住民投票が問題になるのは、市長や議会の決定に多くの住民が異議を唱えるケースです。住民投票のテーマは極力限定せず、可能な限り広く住民投票の対象とすべきだと私は思います。

そこでしょうか。 「特別な事情」を認める、認めない、住民投票になじむ、なじまない、という判断は誰がするのか、どういう手続きと基準に基づき判断するのか、お答えください。

私なりの慎重さを出した(自民・桜井議員)

【桜井議員】それこそ議会がすべきであつて、間接民主主義の補完をするという議会制度の中で、議会が3分の2の反対があれば発議を否定するというかたちをとって私なりの慎重さを出したということです。

永住外国人を含む18歳以上にすべきだ

【山口議員】第三に、第3条(投票資格者)についてです。

自民党案では公職選挙法上の有権者としています。しかし他都市で制定された条例の多くでは年齢要件は18歳以上であり、また川崎市や広島市、県下では高浜市の条例など、そのほとんどで永住外国人にも投票権を付与しています。住民投票の対象は「現在または将来の生活に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項」としているのですから、若い人や永住外国人へと投票資格者の範囲を広げているのが時代の流れです。私は、投票資格者は、他都市のように、永住外国人を含む18歳以上にすべきだと私は考えます。

名古屋市だけが、投票資格者の要件を20歳以上の日本人に狭く限定するのは時代の流れに逆行しませんか。

なぜ投票資格者を20歳以上の日本人に限定したのか、その理由をお聞かせ下さい。

これは自民党の真骨頂。外国人参政権は絶対許せん(自民・桜井議員)

【桜井議員】これは自民党の真骨頂ですので外国人参政権なんて言うのは絶対許せんわけですから、それから18歳云々はシステム上も大変なお金がかかるし、手間暇もかかるという危惧もあったから常識的な線で提案させていただいた。

細かなことをいい出すといろんな論議もあるかと思いますが、こういう案を自民党が出したということは画期的だということの評価してください。

議会の同意は不要など、議論を尽くし、より良いものに仕上げましょう(意見)

【山口議員】自民党が出したことは画期的だとは思ふ。ただ、議会ではなく市民の目線で議論する必要がある。いま住民投票を発議しようと思えば、住民投票の直接請求しかありません。直接請求は、有権者の50分の1の署名で請求はできるが、議会の過半数の賛成が必要です。自民案は、有権者の10分の1、現行の5倍の署名、5倍のハードルを必要としますが、議会のハードルは過半数の賛成から3分の1に減らすだけで、ハードルは3分の2にしか下がりません。住民の必要な署名を5倍にするなら、議会のハードルも5分の1に下げる、議員の10分の9以上の反対がない限り、住民投票を行うとすべきです。それならばわりきって、議会の同意を要する条項はなくてもいいと思います。

自民案はまさか、いまよりも住民投票のハードルが高くするための条例ではありませんよね。心配する市長の発議に対しては3分の1の賛成でなく過半数で決すればよい、市長と議会の発議権は削除すれば済みます。市民が10分の1という署名を集めたら無条件に住民投票を行うべきです。

自治の主役は市民です。その視点からの論議が必要です。例えば、市民が落ち着いて、住民

投票の必要性を判断できるようにするためにも、署名を集める期間を1カ月ではなく2カ月にすべきではないでしょうか。

一方で、提出された条例案の、第24条では「結果の尊重」を無条件に議会と市長に求めています。たいへんすっきりしており、いさぎよい、と思います。

せっかくの住民投票条例案です。市民のみなさんのご意見もうかがいながら、必要な指摘はしっかりさせていただき、互いに議論を尽くして、より良いものに仕上げていく決意を申し上げ、質疑を終わります。

議員提出議案への質疑(3月9日)

(公明党提出議案への質疑)使用料の増額等での周知期間の確保より、値上げをさせないことが先決ではないか
さとう典生議員



使用料の増額等にかかる市民への周知期間の確保に関する条例について

定義など曖昧な点が多いが

【さとう議員】ただいま提案されました、使用料の増額等にかかる市民への周知期間の確保に関する条例について質問します。

条例の目的は、第2条に列記してある項目について、事前に手続きが必要とされていることを前提にして、その手続きが終了した後使用料の増額が行われた場合に一定期間値上げを猶予するというものです。

しかし、条文の定義など曖昧な点があるので質問します。

第1条関係です。「使用料の改定がなされた場合」というのは、予算案が発表されたり、行政側の値上げに対する意志表示がされた時点ではなく、議会の議決のあった場合または規則の制定など行政行為として確定した時点ということでしょうか。

「生活設計の変更を余儀なくされている」という状態、また、第2条でいうところの「市民が生活設計について検討する」というのは、市民が実際にどのようなことをすると想定しているのでしょうか。」

「子育て支援手当に見られる予期せぬ支援金の減額等」とはどのような状況のことを指すのでしょうか。また、「的確に対応する」というのは、だれがどのように対応することを指しているのでしょうか。

第2条で、周知期間をおかなくてもよい場合として、「緊急かつやむを得ない事由があること

を市長が具体的に明らかにし、なお客観的に合意できる場合はこの限りでない」と書いてありますが、「客観的に合意」する主体は誰なのでしょう。

第2条第6号でその他のことで「市民生活に重大な不利益を及ぼすもの」という規定は誰が判断するのでしょうか。

王の権力の横暴から市民を守るため(公明・田辺議員)

【田辺議員】王の権力の横暴から、生殺与奪の権利を持った権力から市民を守ることを目的としています。

1条の趣旨は、条例改正をしようと当局が図った場合にこの条例の内容をよく考慮し、また適用した変更を為さねばならないという趣旨です。

生活設計が狂うという状況は、妊娠し分娩予約した後に料金が上がった、保育所に入所を決めた、その時の保育料で生活設計をしたものが4月の通知で料金が上がってしまった、こうなったときのことだ。

市民生活に影響が出る利用料の場合、一定期間、たとえば分娩予約をする以前に周知することが必要ですし、保育料の決定は保育の申し込みをする以前ということになる。

緊急かつ、やむを得ない事由とは、市長が時間がなかったから、そのタイミングでしか出せなかったからといことではよくない、客観的に市民も議会も合意出来る、一般常識的に当然であるということを決めさせていただいた。

市民生活に重大な不利益をもたらすときは、文言通り、市で十分考慮していただき、それが出てきたときに議会で判断し、協議することが求められる。

値上げに反対、否決すれば済むことではないか

【さとう議員】改定がされた場合というのは、当局が発表した場合ということだが、議会が議決しない限り条例は有効にならないが、答弁と違うのではないか。客観的な合意という点で市民が合意したというが、市民が意思決定する場はないので、議会がと取ればいいのか、市民生活に重大な不利益は、市と議会にということのようだが、抜けた点として、予期せぬ支援金を的確にといことだが、委員会に任せて、質問したいのは、市民からすれば一定期間周知し猶予してもらっても、保育料委の値上げでも結局は3カ月なり半年後に値上げされることに変わりない。市民生活の多大な影響があると考えた場合、議会が修正したり、否決したりすればこのような条例は必要ないではないか。

議会が市民の生活を守らずしてどうなるのか (公明・田辺議員)

【田辺】まさにその通り。庶民革命を掲げた河村市長にして、今回の予算の分娩介助料の値上げ、手当の急な削減・廃止です。こうしたことが市長の名で行われる以上、議会が市民の生活を守らずしてどうなるのかと言いたい。

減税条例改正案（議員提出議案）への討論（3月24日）

(自民党提出議案への反対討論)市民税減税条例の一部改正は重大な問題の先送りにすぎない

田口一登議員



【田口議員】私は、日本共産党名古屋市会議員団を代表して、市民税減税条例の一部改正に反対の立場から討論を行います。

生活支援と財政上から特例では一致

本件は、市民税減税の実施期間を来年度1年限りとするものであります。わが党が、昨年の11月定例会において独自に提出した修正案でも、減税の実施期間については、市民の生活支援と本市の財政状況を勘案して1年間限りとしていました。恒久減税とせず、特例減税とする点では、わが党の立場と一致します。

しかしながら、減税の制度内容については現行のままであり、この点は受け入れるわけにはまいりません。

大企業・金持ち減税は変わらない

現行条例では、減税は個人・法人の両市民税にわたり、一律10%の税率引き下げ方式であるために、納税額が多いほど減税額も多くなります。年間2億円も減税になる大企業や年間2000万円を超える減税になる大資産家がある一方で、中小企業や庶民には、ほんのちょっぴりしか減税の恩恵がありません。大企業・大金持ちに手厚く、中小企業や庶民にはきわめて薄い“大企業・大金持ち減税”にほかなりません。所得再配分機能の強化や貧困と格差の是正という税制の民主的改革の方向に逆行する“逆立ち減税”であるといわなければなりません。

市民サービスが守れない

こうした減税の制度内容の見直しにまで踏み込まず、“大企業・大金持ち減税”を容認しているところに、本件の最大の問題があります。

そもそも河村市長の減税のねらいは、大企業・大金持ちの名古屋への呼び込みと「行革」の推進にあります。減税で意図的に税収不足をつくり出し、それをテコにして、「聖域なき行財政改革」の名のもとに市民サービスの縮減・廃止、福祉の民間化・民営化を推進するものです。市民の暮らしに重大な影響を与える河村「減税」の本質は、今回の改正でも是正されることはありません。制度内容の見直しにまで踏み込まなければ、減税による大幅な財源不足を回避することができず、市民サービスの低下は免れないのであります。

庶民減税でこそ福祉とも両立

市民税減税は、個人市民税に限定し、かつ高額所得者を除外し、低所得者の減税額を増額する方向で見直すべきです。それでこそ、減税と福祉・市民サービスの両立ができるということを申し上げて、討論を終わります。

請願の採択を求める討論 (3月24日)

中小零細業者を支える家族従業員の働き分を必要経費として認めることは当然です

かとう典子議員



【かとう議員】ただいま議題となりました「所得税法第56条の廃止を求める件」について、採択を求めて討論を行います。

中小零細業者は、地域経済の担い手

中小零細業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきました。所得税法第56条は、その中小零細業者を支える家族従業員の働き分を必要経費として認めず、受け取った親族の所得にもしないという制度であります。

家族従業員の働き分を給料扱いに

事業主の配偶者である女性からは、「夫のパートナーとして商売に欠かせないのに、妻の働いた対価は給料扱いされない」、「妻を一人前の従業者として認めて、夫の所得からの控除ではなく、給料にしてほしい」、また、「家事や子育てをこなして、長時間働いても、妻の所得として認められるのは年86万円まで。時給に換算すると295円です。」と言われます。また、息子に家業を継がせたくても、配偶者以外の家族の場合、所得と認められるのは年50万円、結婚もできません。後継者不足に拍車をかけているの

が実態です。業者の家族は、社会的にも経済的にも全く自立できないのです。

憲法にも反する

そもそも、所得税法第56条は、戦前の古い家族制度のもとで配偶者や家族の人格、労働を認めていなかったことの名残であり、日本国憲法の、個人の尊重、法の下での平等、両性の平等などにも反しています。

56条の廃止は世論の趨勢

いま、全国の200を超える自治体でこの意見書が採択され、また、税理士会からも意見書が多数出されており、56条の廃止は世論の趨勢となっております。

所得税法第56条の廃止することを求める意見書をわが議会としても提出するべきです。先輩同僚の皆さまの賢明なるご判断を期待して、討論を終わります。

【参考】56条廃止すべき 衆院経産委で共産・吉井議員が質問 (2010年3月19日)

「家族従業員の働き分を必要経費として認めない所得税法第56条は廃止すべきではないか」。日本共産党の吉井英勝衆院議員は3月19日、衆院経済産業委員会でも小規模企業共済法改正案に関連して質問。「日本の自営業者数の減少、特に5人以下の中小零細業者が深刻な状況にあり、OECD諸国の中でも無賃家族従業員が多い」とたどしました。

峰崎直樹財務副大臣は所得税法第56条の廃止について「税制調査会のメンバーで家族従業員の労働の対価としてどう保障するか考えていきたい」と答えました。

また吉井議員は「中小企業政策は経済産業省、所得税は財務省となっている。中小企業を全体の体系として横ぐしを入れる立場で56条廃止を考えるべきではないか」と質問。直嶋正行経済産業相は「指摘を含め、全体的に議論を見直してみるのには意義がある。政策的な横ぐしは横断的に実行していく」と答えました。

請願・陳情審査の結果 (2009年12月～2010年2月の委員会審査)

請願新規分 (11月定例会で受理され、2月議会開会までの委員会で審議されたもの。2月議会で受理された請願は、6月議会で採決されます。ただし保留や打ち切りになったものは本会議での採決は行われません。)

請願番号	請願名	請願者	請願項目	各会派の態度							結果	備考 (委員会)
				共	民	自	公	社	気	ク		
平成21年第20号	地域委員会モデル地域公募に関する請願	東区住民 3分間の陳述が行われました	1 モデル地域の公募の選定は名古屋市が決める 2 地域委員の選定は公選制で決める	趣旨実現							打切	総環 2009. 12.24
平成21年第21号	障害児保育の充実を求める請願	名古屋市公立保育園父母の会	1 3歳児未満の障害児が、十分な体制の下で保育を受けられるように 2 集団保育になじむ障害児は発達援助のみの資格で入所できるように								保留 不採択	教子 2010. 2.3
平成21年第22号	公的保育制度の堅持を求める請願	天白区住民	1 公立保育所の廃止・民営化をしない。営利企業の参入を認めない 2 公私間格差是正制度を守る 3 保育料を値下げする 4 正規職員が給食をつくる 5(1)待機児童解消に新しい保育所を設立する (2)送迎用の車が停められる駐車場の確保を (3)園舎のトイレを改修し、園庭の水はけが良くなるように老朽化対策を 6(1)学童保育とトワイライトスクール事業を統合しない。放課後子どもプランモデル事業を実施する際は事前に地元の学童保育所の同意を (2)助成対象児童を小学校6年生まで拡大する (3)すべての土曜日に長期休業中と同様の補助を (4)基準単価の対象時間を午後6時までとし、それ以降は時間延長手当てとして助成を (5)障害児の受入れ人数に応じた補助金交付を。補助金は国の基準に沿うように増額する 7(1)一時保育実施園を増やす (2)病後児保育を各園で実施する (3)二丁の高い地域に休日保育実施園を設置する (4)育休あけ・産休あけ入所予約の実施園を増やす (5)公立保育所の早朝保育時間を午前7時30分から (6)ア 障害児の認定の年齢枠を撤廃し、希望者が入所できるよう人的配置及び財政的支援をする イ 希望する障害児が入所できるように受入れ人数を増やし、必要なら保育時間を延長する								不採択 保留 不採択 不採択 保留 不採択 保留 不採択	教子 2010. 2.3
平成21年第23号	中小企業零細業者救済のために、所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める請願	愛知県商工団体連合会婦人部協議会	1 所得税法第56条を廃止することを求める意見書を								不採択	財福 2010. 2.8

○ = 賛成 = 反対 = 退席 / 共: 日本共産党 民: 民主党 自: 自民党 公: 公明党 社: 社民党・ローカルパーティ 気: 新会派気魄 ク: 民主党クラブ

新規請願 続き

請願番号	請願名	請願者	請願項目	各会派の態度							結果	備考(委員会)		
				共	民	自	公	社	気	ク				
平成21年第24号	安心して子どもを産み育てられるよう保育の公的責任の堅持と保育・学童保育施策の拡充を求める請願	愛知保育団体連絡協議会	1 認可保育所の整備で待機児童解消を									保留	教子2010.2.3	
			2 (前段) 公立保育所をなくさない。									不採択		
			(後段) 一時保育や休日保育などを公立保育所でも実施を									保留		
			3 営利企業の保育所への参入を認めない									趣旨実現		打切
			4 民間社会福祉施設運営費補給金制度の堅持・拡充を									保留		
			5 保育所の予算を増額する											
6 学童保育所への補助金を増額する														
平成21年第25号	後期高齢者医療制度の廃止を求める国への意見書提出に関する請願	後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める瑞穂区実行委員会	1 後期高齢者医療制度は直ちに廃止を									不採択	財福2010.2.8	
平成21年第26号	子どもたちが健やかに育つために北区内の市立保育園の延長保育実施園、一時保育実施園及び子育て支援センター事業実施園の拡充を求める請願	北区住民	1 西味鏡保育園と大野保育園の延長保育を早急の実施を									保留	教子2010.2.3	
			2 北区の市立保育園で一時保育事業・子育て支援センター事業の早急な実施を											
平成21年第27号	議会改革を求める請願	市政研究プロジェクトチーム愛知	1 議員定数を現行の半分に	不採択を求めました								保留	総環2009.12.24	
			2 市長・議員は4期以上の在職自粛を											
			3 議員の報酬を現行の半分に											
			4 政務調査費を廃止、議員の費用弁償は実費支給を											
			5 会派拘束をなくす											
			6 議員年金は廃止。年金制度の一本化を											
			7 議員の条例案提出、調査研究及び行政の監視活動に、人員の配置、予算の計上など必要な措置を											
平成21年第28号	市民税の10%減税を早期に実施することを求める請願	市政研究プロジェクトチーム愛知	1 市民税10%減税は福祉・医療・教育の予算を削らず早期に実施を									保留	財福2010.2.8	
平成21年第29号	各委員会や本会議の場において、市民が直接市に対して提案できる制度を条例で制定することを求める請願	市政研究プロジェクトチーム愛知	1 委員会や本会議で市民が市に対して提案できる制度の条例化を	採択を求めました								保留	総環2009.12.24	
			2 提案者は18歳以上の市民とする											
			3 発言時間はおおむね3分間とする											
平成21年第30号	公選制により選出された委員で構成する地域委員会の設置の早期実現を求める請願	市政研究プロジェクトチーム愛知	1 公選制で選出した委員で構成する地域委員会の設置のための条例制定を									不採択	総環2009.12.24	
			2 委員の選挙権・被選挙権は、地域の18歳以上の日本人に											
			3 立候補者が定員に満たない場合は、充足まで補充選挙を											
平成21年第31号	汐見が丘保育園を公立で建て替えることと緑区の待機児童をなくすことを求める請願	汐見が丘保育園を守る会	1 (1) 汐見が丘保育園を廃止・民間移管せず、公立のまま建て替える									不採択	教子2010.2.3	
			(2) 保育要求の高い地域に、新設の保育所をつくる									保留		

○=賛成 =反対 =退席 / 共:日本共産党 民:民主党 自:自民党 公:公明党 社:社民党・ローカルパーティ 気:新会派気魄 ク:民主党クラブ

新規請願 続き

請願番号	請願名	請願者	請願項目	各会派の態度							結果	備考(委員会)
				共	民	自	公	社	気	ク		
平成21年第32号	国民健康保険と高齢者医療の改善を求める請願	名古屋の国保と高齢者医療をよくする市民の会	1 国民健康保険料を引き下げる								不採択	財福2009.11.10
			2 資格証明書、短期保険証の発行を止める									
			3 保険料減免制度及び一部負担金減免制度を拡充する								保留	
			4 70歳以上の高齢者の医療費自己負担をなくす								不採択	
			5 国庫負担の引き上げを要望する								打切	

請願保留分 (9月議会以前に保留となっていた請願。委員会の日付は最終審議日)

請願番号	請願名	請願者	請願項目	各会派の態度							結果	備考(委員会)
				共	民	自	公	社	気	ク		
平成19年第8号	学童保育制度の拡充を求める請願	名古屋市学童保育連絡協議会	1(1)すべての土曜日にも実態に即して午前中から補助を (2)助成対象児童を小学校の4・5・6年生まで拡大を。4年生までは、早く拡大を								保留	教子2009.9.7
平成19年第16号	アレルギー疾患、特にアトピー性皮膚炎を学校病に指定することを求める意見書提出に関する請願	新日本婦人の会 愛知県本部	アレルギー疾患、特にアトピー性皮膚炎を学校病に指定を								保留	教子2009.8.31
平成19年第17号	子どもの医療費無料制度の対象年齢を中学校卒業までに拡大し、所得制限を廃止することを求める請願	新日本婦人の会 愛知県本部	1 中学校卒業まで拡大を								保留	教子2009.9.7
平成19年第18号	30人以下学級の実現を求める請願	新日本婦人の会 愛知県本部	1 名古屋市立の小・中・高校に30人以下学級の計画的な実施を 2 各学級には常勤の教員配置を								保留	教子2009.8.31
平成19年第22号	守山市民病院の縮小再編計画の見直しと充実を求める請願	地域医療を考え守山市民病院を守る会	2 今後も災害医療活動拠点と位置付け、必要な整備、充実を 3 救急医療体制を充実させる								保留	財福2009.8.24
平成19年第23号	守山市民病院に関する請願	地域医療を考え守山市民病院を守る会	守山市民病院に通じる道路を早急に整備し、巡回バスを走らせる								保留	土交2009.8.28
平成19年第28号	障害児保育の充実を求める請願	名古屋市公立保育園父母の会	1 保育所入所中に障害認定を受けた3歳未満児の障害児保育を								保留	教子2009.9.7
平成19年第31号	政務調査費の領収書について全面公開を求める請願	瑞穂区住民	政務調査費の領収書を直ちに全面公開する	採択を求めました							保留	総環2009.12.24
平成20年第1号	75歳以上の高齢者に対する新たな福祉制度を求める請願	愛知県社会保障推進協議会	後期高齢者医療制度の対象者に対し、保険料軽減措置に相当する市独自の新たな福祉制度を								保留	財福2009.8.24
平成20年第2号	すべての障害を持つ子の行き届いた教育の実現を求める請願	障害児教育の充実を願う会	1 市の知的障害特別支援学校新設を								保留	教子2009.8.31
			2 市立の肢体不自由特別支援学校の早急な新設を									
			3 普通学級に在籍する発達障害の子どものための教育条件整備を									
			4 現状の特別支援学級を継続・充実し、障害種別に応じた特別支援学級の設置を									
			5 医療ケアが必要な子どものため、看護師を別枠定数で正規採用を									
			6 小学校・中学校・高等学校の30人以下学級を早急に実現を									

○ = 賛成 = 反対 = 退席 / 共: 日本共産党 民: 民主党 自: 自民党 公: 公明党 社: 社民党・ローカルパーティ 気: 新会派気魄 ク: 民主党クラブ

継続請願 続き

請願番号	請願名	請願者	請願項目	各会派の態度							結果	備考(委員会)
				共	民	自	公	社	気	ク		
平成20年第7号	後期高齢者医療制度を選択しない165歳以上の障害者に対する医療費助成の継続を求める請願	愛知県障害者(児)の生活と権利を守る連絡協議会	後期高齢者医療制度を選択しない障害者も医療費助成制度の対象に								保留	財福2009.8.24
平成20年第8号	行き届いた名古屋の学校教育の実現を求める請願	名古屋市学校事務職員労働組合	2 愛知県に働きかけつつ、正規職員の充実を図る								保留	教子2009.8.31
平成20年第17号	障害者授産施設の直営存続と障害者施策の拡充を求める請願	障害者施策の充実をすすめる会	4 自立支援法での契約になじまない障害者施策の体系の整備を 5 (3)親亡き後の高齢者施策等につなげるシステムの具体化を								保留	財福2009.8.24
平成20年第18号	介護保険制度の抜本的改善・充実及び後期高齢者医療制度の廃止を求める請願	介護の充実を求める会愛知連絡会	1(4)後期高齢者医療制度の廃止の意見書を 2 特別養護老人ホーム等の基盤整備を進め、待機者の解消を								保留	財福2009.8.24
平成20年第19号	子どもたちが健やかに育つために北区内の市立保育園の延長保育実施園の拡充を求める請願	北区 住民	北区内の市立保育園の延長保育未実施園での延長保育実施を早急に								取り下げ	教子2010.2.3
平成20年第21号	障害児保育の充実を求める請願	名古屋市公立保育園父母の会	2 実態に応じて加配保育士をつけ、保育時間を制限しない								保留	教子2009.5.11
平成20年第23号	国民健康保険と高齢者医療の改善を求める請願	名古屋の国保と高齢者医療をよくする市民の会	4 後期高齢者医療制度の廃止を国に要望する								保留	財福2009.8.24
平成20年第25号	短歌会館の存続を求める請願	新日本婦人の会中支部	短歌会館を存続させる								保留	経水2009.8.5
平成20年第27号	公的保育制度の堅持を求める請願	天白区 住民	(3)園舎の耐震と老朽化対策を (4)水はけが悪い園庭の土の入替えを 5 学童保育所 (1)学童保育とトワイライトスクール事業を一体化しない (2)助成対象を小6まで拡大を (3)土曜日も1日分の補助を (4)対象時間を午後6時までとし、時間延長手当てではない助成を 6 保育制度の充実を (1)一時保育実施園を増やす (2)地域ごとに病児・病後児保育の実施園を (3)ニーズに合わせた休日保育実施園の設置を (4)育休あけ・産休あけ入所予約の実施園を増やす (6)ア 障害児認定の年齢枠を撤廃、希望者が入所できる人的配置や財政的支援を								取り下げ	教子2010.2.3
平成20年第29号	名古屋市民御岳岳休暇村の存続を求める請願	名古屋市民おんたけ休暇村の存続を求める「おんたけを考える会」	1 名古屋市民御岳岳休暇村の存続を 2 市民ニーズにあわせ、施設の大規模改修を								保留	経水2009.8.5
平成20年第30号	安心して子どもを産み育てられるよう保育の公的責任の堅持と保育・学童保育施策の拡充を求める請願	愛知保育団体連絡協議会	4 保育所・学童保育所が役割を果たせるよう、予算を増額する 6 (1)保育所の新設や増設により定員を増やして保育所入所待機児童を解消する								取り下げ	教子2010.2.3

○ = 賛成 = 反対 = 打切 - = 欠席等 / 共：日本共産党 民：民主党 自：自民党 公：公明党 社：社民党・ローカルパーティ 気：新会派気魄 ク：民主党クラブ

継続審査 続き

請願番号	請願名	請願者	請願項目	各会派の態度							結果	備考(委員会)
				共	民	自	公	社	気	ク		
平成20年 第30号 (続)	安心して子どもを産み育てられるよう保育の公的責任の堅持と保育・学童保育施策の拡充を求める請願(続き)	愛知保育団体連絡協議会	(2)保育料を値下げする								保留	教子 2009. 9.7
			(3)長時間対応、3歳未満児の受入れ、補助単価の引上げ等、障害児保育を拡充する									
			(4)一時保育、休日保育、病児・病後児保育を拡充し、公立保育所でも実施する									
平成21年 第1号	若松寮の公立施設としての存続を求める請願	名古屋市若松寮を守る会	若松寮に指定管理者制度を導入しない。若松寮を民営化しない。								保留	教子 2009. 9.7
平成21年 第9号	学童保育制度の拡充を求める請願	名古屋市学童保育連絡協議会	1 (1)障害のある子ども1人あたりの補助金を現行68万7000円から、国の補助金額142万1000円以上に								保留	教子 2009. 9.7
			(2)障害のある子どもに必要な施設・設備を整える施策を実施する									
平成21年 第10号	妊婦健診費用の補助を求める意見書提出に関する請願	新日本婦人の会愛知県本部	1 妊婦健診14回分の無料化を平成23年度以降も継続する								保留	教子 2009. 9.7
			2 産後の健診1回分を無料にする									
平成21年 第11号	子育て支援に係る公の施設利用に関する請願	新日本婦人の会愛知県本部	子育てサークルのスポーツセンターや生涯学習センター、女性会館などの使用料を無料に								保留	教子 2009. 8.31
平成21年 第14号	生活保護の母子加算復活を要求する国への意見書提出を求める請願	愛知県生活と健康を守る会連合会	生活保護の母子加算を復活する意見書を								保留	財福 2009. 8.24
平成21年 第15号	地域委員会制度の検討を慎重に進めることを求める請願	名古屋市区政協力委員議長協議会	地域委員会制度は、地域団体等へ十分な説明を行い、名古屋市区政協力委員議長協議会及びその他の各種地域団体等の理解が得られるまでは、モデル地域の公募を始めない								保留	総環 2009. 12.24
平成21年 第16号	障害者(児)福祉の拡充を求める請願	愛知県障害者(児)の生活と権利を守る連絡協議会	1 新年度予算では、障害者(児)福祉関連予算を削減せずに拡充する								保留	財福 2009. 11.10
			2 応益負担による地域生活支援事業の利用料を廃止する									
			3 障害者自立支援法を廃止し、障がい者総合福祉法を制定する意見書の提出を									

陳情新規分(9月定例会で受理されたもの)

陳情番号	陳情名	陳情者	陳情項目	各会派の態度と結果							結果	備考
				共	民	自	公	社	気	ク		
平成21年 第4号	簡易保険の融資施設であることを示す融資標識板を学校施設に設置しないことを求める陳情	天白区住民	1 簡易保険の融資施設であることを示す融資標識板を、学校のフェンスから取り外す								聞き置く	教子 2010. 2.3
平成21年 第5号	細菌性髄膜炎の予防接種に関する陳情	愛知県保険医協会	1 細菌性髄膜炎の予防に関する肺炎球菌ワクチンの定期予防接種化と安定供給を求める意見書を 2 国が7価ワクチンを定期予防接種として位置付けるまでの間、ヒブワクチン及び7価ワクチンの任意予防接種の費用助成を								聞き置く	財福 2010. 1.8

○=賛成 =反対 =打切/ 共:日本共産党 民:民主党 自:自民党 公:公明党 社:社民党・ローカルパーティ 気:新会派気魄 ク:民主党クラブ

陳情審査 続き

陳情 番号	陳情名	陳情者	陳情項目	各会派の態度と結果						結果	備考
				共	民	自	公	社	気		
平成21年 第6号	平成7年3月に可決、提出した定住外国人の地方参政権に関する意見書の破棄決議を求める陳情	外国人参政権に反対する愛知県民の会	1 平成7年3月に可決、提出した定住外国人の地方参政権に関する意見書の破棄決議を	不採択を求めましたが、聞きおく						総環 2009. 12.24	
平成21年 第7号	私立高等学校に通う高校生に対する授業料助成の堅持・拡充を求める陳情	愛知私学助成をすすめる会	1 22年度予算では私立高等学校に通う高校生に対する市独自の授業料助成制度を堅持し、県の乙IIランクの額に近づける。 2 所得制限の撤廃を検討する。	聞き置く						教子 2010. 2.3	
平成21年 第8号	県外の陽子線がん治療施設で治療を行う名古屋市民に対して市が助成することを求める陳情	市政研究プロジェクトチーム愛知	1 県外の陽子線がん治療施設を名古屋市民が利用する場合、市が助成をする	聞き置く						財福 2010. 1.8	
平成21年 第9号	憲法違反の外国人参政権による選挙を実施しないこと等を求める陳情	港区住民	1 永住外国人には参政権が無いことを確認する 2 永住外国人に参政権を付与する特例法が成立した場合でも、憲法違反の法律なので、永住外国人に参政権を付与した選挙は実施しない 3 法案が成立した場合は、法律の廃止を国に強く要望する 4 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書を国に提出する	不採択を求めましたが、聞きおく						総環 2009. 12.24	

○=賛成 =反対 =打切/ 共：日本共産党 民：民主党 自：自民党 公：公明党
社：社民党・ローカルパーティ 気：新会派気魄 ク：民主党クラブ

請願・陳情

2010年2月議会に受理されたもの

2月定例会には下記の請願・陳情が受理されました。審議は4～6月の閉会中委員会で行われます。

請願

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成22年第1号	平成22年2月17日	障害者自立支援法の利用料の応益負担、報酬の日額払い方式に係る国への意見書提出に関する請願	福保 労働者 東海 地本	梅原紀美子 わしの恵子 さとう典生 江上博之 山口清明 くれまつ順子 かとう典子 田口一登(以上共産)

鳩山政権は、障害者自立支援法を廃止する方針を固め、障害者やその家族がメンバーの半数を占める障がい者制度改革推進会議を設置した。しかし、新法の制定は4年以内と言われている。そして、一番の問題点である利用料の応益負担と報酬の日額払い方式については、多くの関係者が即時撤廃を行うべきと主張するものの、いまだに撤廃の方向性は見えていない。

障害者が必要な社会的支援を受けることを応益と言う。応益負担を課すことは、憲法25条に定められた健康で文化的な最低限度の生活の保障に違反すると思われる。新政権に変わった今も、障害者は、働くために通う作業所の利用料を支払っており、手元に残った少ない工賃で好きなものを買うという、当たり前前の楽しみすら奪われている。

障害者自立支援法の施行以降、日額払い方式で報酬が支払われるという仕組みによって、障害者支援施設の経営は非常に不安定になり、いやむなく働く者の賃金を引き下げることで乗り切ろうとした施設が続出した。その結果、障害者支援施設の多くの職員が職場を去り、人材不足は深刻である。人材確保のためにも、日額払い方式という経営を不安定にさせる仕組みを早急に撤廃することが必要である。

政府は寒年度予算案に、障害福祉サービス・補装具の利用者負担の軽減として107億円を計上し、住民税非課税世帯については、障害福祉サービス及び補装具の負担を無料とした。しかし自立支援医療は無料化の対象外とされ、当初の想定必要経費300億円の3分の1程度にとどまり、応益負担の仕組みについても残されたままである。

国が新法を制定するまでの間、廃止を決めた障害者自立支援法をそのまま放置しておくのは矛盾があると考え。問題点を改善し、障害者(児)の生きる権利を保障するよう、早急に手立てを講ずる必要がある。

については、貴議会が次の事項を内容とする意見書を国及び政府に提出されるようお願いする。

- 1 新法制定までの措置として、障害者自立支援法の利用料の応益負担を応能負担に、報酬の日額払い方式を月額払い方式に変更すること

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成22年第2号	平成22年2月17日	民間保育所運営費国庫負担金の一般財源化に反対する意見書提出に関する請願	福保 労働者 東海 地本	梅原紀美子 わしの恵子 さとう典生 江上博之 山口清明 くれまつ順子 かとう典子 田口一登(以上共産) 杉山ひとし(気魄)

私たちは、新政権の子育て政策・少子化政策に希望を持っていた。しかし、緊急経済対策で出された「幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革」には、利用者と事業者の間の公的契約制度の導入・利用者補助方式への転換の方向や、保育所設置の最低基準の廃止等が盛り込まれており、社会保障審議会少子化対策特別部会で行われている保育制度改革論議と変わらないものとする。介護保険の問題点や、障害者自立支援法が廃止決定に至ったことを見れば、保育の公的責任を後退させる市場原理に基づく改革が破綻することは明らかである。私たちは、このような方向で改革が進められていくことに不安を感じる。

その上、子ども手当の財源をめぐり、民間保育所運営費国庫負担金の一般財源化の問題が浮上してきた。名古屋市においては、保育所運営費補給金を堅持し、保育の質を高く守ってきたという経緯がある。地方財政がひっ迫している中で、国が民間保育所運営費国庫負担金を一般財源化することは、子どもの育ちを支える保育を後退させることになる。待機児童対策・少子化対策を進めるためには、国が財源を確保し、認可保育所の整備・運営を保障することが必要不可欠である。

平成16年度に国が公立保育所運営費国庫負担金の一般財源化を行った結果、地方公共団体では、保育所が増えるどころか、財政難を理由に民間委託化が進み、総務大臣は昨年「そのことに危惧を感じている。」と発言した。実際、名古屋市では公立保育所の増設はされず、公立保育所の保育士の非正規化・非常勤化が進み、子どもを育む環境に問題が生じている。国の責任として、すべての子どもの育ちを保障することが求められる。

民間保育所運営費国庫負担金の一般財源化は、保育の地域格差を拡大し、財政力の弱い地方公共団体の保育供給量の縮小とともに、保育の質の低下や保護者負担の増大をもたらす。「保育所の増設を図り、質の高い保育の確保、待機児童の解消に努める」という新政権の政策合意にも反する。

については、貴議会が次の事項を内容とする意見書を国及び政府に提出されるようお願いする。

1 民間保育所運営費国庫負担金の一般財源化に断固反対すること。

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成22年第3号	平成22年2月17日	城西病院の存続・充実を求める請願	「城西病院をよくする」地域医療を考える会	梅原紀美子 わしの恵子 江上博之 山口清明 くれまつ順子 かとう典子 (以上共産)

名古屋市が平成21年9月に開催した名古屋市立病院のあり方を考える有識者会議において、城西病院の廃止・民間への譲渡が検討され、それに基づいて病院局はアンケート調査を実施した。このことが報道されて以来、城西病院を利用している中村区民・中川区民の間には動揺が広がっている。

市民の城西病院に対する思いは強く、どこよりもいい親切的な病院として、どこの家でも家族が城西病院のお世話になっている。しかし、今までの病床の休止、診療機能の縮小、建物の老朽化等に加え、「生活が苦しいので、民間の大病院の高いベッド代が払えない。病気になったらどこへ行けばいいの。」と、市民の間で不安が募っている。

名古屋市が平成21年3月に発表した名古屋市立病院改革プランでは、患者さんと職員の笑顔がみられる病院にしていこうことが提示され、城西病院は高齢者にやさしい病院として、高齢者医療の充実を進めるとしている。高齢化が進み、病人や看護をする家族にとって、家の近くで安心してかかれる病院が不可欠である。

については、地域住民の声を聞き、高齢者医療・育児支援・健康福祉の拠点として、安心してかかれる城西病院を存続・充実するよう、次の事項の実現をお願いする。

- 1 城西病院の廃止・民間への譲渡をやめ、市立病院として存続すること。
- 2 高齢者にやさしい病院としてふさわしい診療体制の充実を図ること。
- 3 地域住民の声を聞き、小児科、産婦人科や健康を保持・増進するための体制を整えること。

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成22年第4号	平成22年3月5日	環境科学研究所の存続を求める請願	名古屋かわを考える会	うかい春美 岡本やすひろ 斎藤まこと (以上民主) 横井利明 渡辺義郎 (以上自民) 田辺雄一 林孝則 福田誠治 (以上公明) とみた勝ぞう (社民) 【追加】くれまつ順子 (以上共産)

環境科学研究所は、1971年に設立された公害研究所時代から、名古屋市における騒音・振動、水質、大気等を測定し、公害・環境問題について、専門性を有する研究員のもとで調査、研究を行ってきた。その結果、数十年にわたり経験や知識が蓄積され、行政はもちろんのこと、多くの市民、環境団体の活動が環境科学研究所の研究によって技術的に支えられてきた。この間に蓄積された経験や知識は、名古屋市民の財産である。もし環境科学研究所が廃止されれば、この財産が失われることになる。全国的に環境問題への関心が高まる中、公的な環境研究所の廃止を掲げることは、環境都市なごやを目指す名古屋市の方針と相反する。

また、公害、環境問題で活動する市民や団体は、名古屋市と協力しながら、積極的に環境活動に取り組んできた。この環境活動に、公平な立場で測定、調査、研究を行う公的な研究所は必要不可欠である。

さらに、騒音・振動、水質、大気等の測定、公害・環境問題の調査、研究は、一連の関連性を持って行われるべきであり、一体不可分のものである。現在、名古屋市が発表しているとおり、環境科学研究所の最小限の業務を残し、それ以外を外部委託もしくは廃止することになれば、名古屋市の環境行政の技術力の衰退を招く。その結果、市民の健康と安全を確保できなくなり、環境を保全するための裏付けが損なわれれば、名古屋市が市民に対する責任を放棄することになるのではないかと懸念されている。具体的には、微小粒子状物質(PM2.5)に関する取組みがあげられる。PM2.5は、昨年9月から環境基準になったもので、肺がんを引き起こす可能性が高い物質として知られており、名古屋市全域において環境基準を達成できないであろうということが予想されている。環境科学研究所では、全国に先駆けてPM2.5の研究に取組み、発生源対策につなげるべく、成分分析、統計手法による解析等、多角的な検討を行ってきたが、まだまだ不明なことも多く、今後さらなる研究が必要とされている。環境科学研究所を廃止して、調査・研究業務が実施されなくなることで、こういった取組みを実施できなくなることが懸念されている。

については、名古屋市において、地域に密着して継続的に環境情報を集積し、調査・研究・情報発信・技術的知見に基づく提言を総合的に実施してきた環境科学研究所を存続すること及び衛生研究所との役割分担、機能統合を考慮した上で、名古屋市民の健康と安全・安心を守る研究を充実させることを願い、次の事項の実現をお願いする。

- 1 環境科学研究所を存続すること。
- 2 環境科学研究所において、名古屋市民の健康と安全・安心、を守る研究を充実すること。

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成22年 第5号	平成22年 3月17日	市長の品位の保持と議場の品位の回復を求める請願	名古屋市会を傍聴する市民の会	岡地邦夫 岡本善博 桜井治幸 東郷哲也 中川貴元 中田ちづこ 丹羽ひろし 藤沢忠将 前田有一 横井利明 渡辺義郎(以上自民)

私たち市民が名古屋市議会を傍聴する際には、議事進行を妨げないように、拍手をしたり私語を交わさない等の決まりがあり、私たち市民は、これまで忠実にその決まりを守ってきた。私たちが選んだ市民の代表者が市民のための真摯な議論を尽くす議場という場所は神聖なものであり、静粛につとめるのは当然のことであると認識しているからである。

ところが、昨年4月に河村市長が市政のトップに就任してから、市長自身による議会および民主主義を冒涇する行為が、議場の品位を著しく損ない議事進行を妨げている。

議員の発言を野次で遮る場面は枚挙にいとまなく、度々発せられる冷静さを欠いた怒号に、議員の発言が掻き消されて傍聴席に届かないこともある。

これは、忙しい日中の時間を調整し、議会を見守ることによって市民の立場で市政参加しようとする者にとって、極めて不利益をもたらす行為でもある。

また、市長の品位のない行為に誘発され、傍聴席から議会に向かって大きな声で怒鳴る等、傍聴席のマナーを無視する傍聴者も増えてきた。

議会への冒涇は、市民への冒涇であり、議場の品位は名古屋市の品位である。私たち市民は、河村市長の議会におけるマナーやルールを無視した行為に強く抗議し、市長の品位の保持と議場の品位の回復をここに請願する。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

- 1 市長は議会中に品位を欠いた不規則な発言を行って議事を妨げないこと。
- 2 名古屋市のトップという自覚を持って、自らが損なった議場の品位を回復すること。

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成22年 第6号	平成22年 3月17日	長時間保育料の新設、第3子以降の保育料無料化の段階的廃止、子育て支援手当の段階的廃止の撤回を求める請願	保育をよくするネットワークなごや	梅原紀美子 わしの恵子 さとう典生 山口清明 くれまつ順子 かとう典子 田口一登(以上共産)

平成22年度の名古屋市の予算案では、長時間保育料の新設に伴い保育料が増額され、第3子以降の保育料無料化が段階的に廃止され、子育て支援手当が段階的に廃止される。名古屋市は、「子育てするなら名古屋で」と宣伝しているにもかかわらず、この予算案では多くの子どもを抱える世帯に対し、より過重な負担を強いることになる。

現在、名古屋市内では、不況の影響等で新たに保育所への入所を希望する世帯が増え、待機児童問題が大きくクローズアップされている。同じように、現在子どもを保育所に通わせている家庭でも、不況による影響で、ダブルワーク等長時間労働を余儀なくされている例が増えてきている。このような状況の中で、16時以降を長時間保育とし、保育料を増額すれば、生活を支える収入を得るために長時間働き、そのために遅くまで保育所に子どもを預けている家庭の保育料が上がるという、矛盾した状況を生み出す。家庭によっては10%減税の効果がなくなり、場合によってはさらに負担が増すという事態になりかねない。福祉切り捨ての下に行われる10%減税の実態がここに明らかになる。そもそも、長時間保育を16時以降に設定すること自体、企業による非正規職員・パートタイムでの雇用を促進させかねない。

子どもを養育するために必要な費用は、保育料だけではない。学校に行けば、学童保育の利用料や授業で使う備品にも費用はかかる。子どもが複数いれば、その分日々の生活費にも多くの費用がかかる。その中で、第3子以降の保育料が有料になれば、保育料が払えず退所を余儀なくされるケースも予測される。

国の施策である子ども手当は、その有用性や財源等を問題視する声もあり、施策の継続性に不安がある。子ども手当を理由として、市独自の保障を削減することは許されない。

ついては、「子育てするなら名古屋で」を掲げる名古屋市が、今以上に子育て世帯に負担を強いる施策を行うことのないよう、次の事項の実現をお願いする。

- 1 保育料区分における長時間保育料の区分を新設しないこと。

陳情

陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成22年 第1号	平成22年 1月13日	地下鉄駅の通路を右側通行に統一することを求める陳情	天白区住民

現在、地下鉄駅の通路における通行方向の指定は、調査した限りでは、植田駅、伏見駅等は右側通行、東別院駅、市役

所駅、赤池駅、平針駅、栄駅等は左側通行となっている。名古屋駅、上前津駅は、場所によって右側通行で指定された場所と左側通行で指定された場所がある。また、原駅は駅全体に指定がない。このような各駅でまちまちの対応では市民が迷う。全駅で右側通行に統一することで、狭い空間で人のぶつかりを防ぎ、乗客が移動をスムーズに行える。学校では、歩行者は右側通行と教えている。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

- 1 地下鉄駅の通路を全駅で右側通行に統一すること。

陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成22年第2号	平成22年1月13日	名古屋市子ども会キャンプセンター施設の利用存続を求める陳情	名古屋市子ども会ボランティア協議会(12,219名)

子ども会キャンプセンターは、子ども会のスローガンである「子どもの手による子ども会」づくりの核である、子ども会リーダーの養放・育成に理想的に必要な施設である。子どもが子どもらしく成長することが必要で、全国でも類を見ない規模の子ども会キャンプ施設は、大人社会が子ども社会に対して、施すリーダー養成のための必要な条件整備の場であり、名古屋市民の誇りである。私たちは、子ども会の場において、子どもにとって遊びは成長のための大切な栄養源であり、成長の糧であると考えて活動してきた。子ども会キャンプセンターは、子どもたちにとって都会では既に不可能となった遊びや経験をさせられる、条件が整った場である。子ども会キャンプセンターは、キャンプ利用に必要な施設内の安全が確保され、衛生状態・管理体制・他団体との打ち合わせ協力のための場が整っており、「子どもに手をつけるな、目を離すな」と言われる子ども会育成者や指導者すべての利用者にとって理想的な施設である。さらに、子ども会キャンプセンターでは、各区・各児童館と地域の特性・個性に応じたいろいろな形態の運営・活動がされており、それらの活動への協力・情報共有の場として理想的に整っている。

子ども文化は社会に大きく影響される。子どもたちの主体性・創造性がなければ、子ども文化が新しく発生することはなく、また成長することもない。子どもたちの主体性・創造性を育む土台であるタテ型の仲間集団について、現代社会の中で自然に発生し、成立することを望むのは難しいため、大人社会が整えた条件整備の場が必要である。

子ども会キャンプセンターは、子どもの遊びの特徴をとらえ、健全な仲間づくりを進め、心身の成長発達に大切な活動を促進助長できる施設である。子どもの仲間集団を復活させ、ひいては、崩壊しかけている地域社会の再建をリードするリーダーの育成を目的とする子ども会活動において、宿泊キャンプ生活による仲間づくり・リーダー養成は、非常に貴重で効果のある活動である。子ども会キャンプセンターは、たくさん知っていることが重視されがちな現代の子ども社会で、キャンプ生活の中での体験を通し、「わかること」、「できること」を経験できる体験世界の拡充のための理想的な施設である。また、子ども会が活動主体の施設であるため、子どもたちの希望を満たし、目的・興味・関心・知識・体力等を考えてキャンププログラムを編成できる施設である。さらに、設備・気候・地形等に左右されず、参加者の人数・年齢・性別・安全を考えた柔軟性に富む企画・プログラムが可能である。

現在の子どもの会活動をより充実させるためには、活動の知識・技術の充実が必須である。子ども会キャンプセンターは、参加する子どもたちに「なぜ」、「どうしたら」、「どうする」を常に仲間たちと考えさせる場であり、相互に刺激しあえる場であることから、個人、個と個、さらに子ども会全体が知識・技術を向上させることができる。施設利用者を子ども会に限定し、「子どもたちに見せる、触らせる、体験させる」を意識してつくられたキャンプ場では、子どもたちが自然と触れ合うことで、都会では味わえない発見・感動に出会い、日常では体験できない冒険・挑戦・経験ができる。子どもたちだけでキャンプ生活をつくっていく中で、想像力・創造力・積極性・自立心が養われる。子ども会キャンプセンターは、人格形成・人間的成長を促すのに最適な施設である。

都市化が進み、自然が減り、遊び場が屋内で物やゲーム中心になりつつある子どもたちにとって、子ども会キャンプセンターは、自然の中で仲間たちと遊び、考え、行動できる施設である。モノが豊かな時代に生まれ、便利な生活に慣れてしまい、子どもとして調和のとれた成長発達のために必要な体験が不足している現代で、それらを補うことができる。核家族化で、親からの過保護・過度の期待により管理・干渉される生活から離れ、自分のことは自分でしなければならないキャンプ生活の中で、子どもたちに自信・自立心が芽生える。キャンプ全体はひとつの社会であり、参加した子どもたち1人1人の成長に必要な機会が与えられる場である。子ども会キャンプセンターは、それらを理想的に行える施設である。

リーダー養成活動の一環として、子ども会キャンプセンターでは、子ども会の現役役員・次期役員の児童に野外活動技術を習得させている。リーダーにふさわしい資質の鍛錬を通して、子ども会の発展を目指した運営が行われている。子ども会育成者・指導者にとって、子ども会キャンプセンターは、名古屋市の子ども会になくはならない施設である。他の一般キャンプ施設では、楽しむキャンプは可能であっても、リーダー育成を目的としたキャンプを実施することは困難であり、キャエプ場の利用停止は、今後社会へ羽ばたくリーダーの減少をも意味すると考える。今、リーダーを育成するキャンプを行うことは、将来の社会の発展につながる。

今回の施設の利用停止は、「名古屋市の財政事情の悪化、他都市との比較、利用者の減少、建物の老朽化等を総合的に考慮し、市直営で運営する必要なしと判断した結果である」との説明があったが、開放期間の拡大による一般団体への開放等施設の利用方法の拡充、徴収費用の増額等利用料の見直し、有料スタッフをボランティアで補填する等、少して、も費用面で改善できる方策を試みてからでも遅くはないと考える。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

- 1 名古屋市子ども会キャンプセンター施設の利用を存続すること。

陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成22年第3号	平成22年3月5日	自動車図書館の貸出サービスの存続を求める陳情	自動車図書館の存続を求める利用者の会(4,860名)

平成22年度予算案は、自動車図書館の廃止を前提としていると聞き、大変残念に思っている。既に、各巡回駐車場では、4月からは近くの図書館を利用するようにとの説明が行われているが、自動車図書館の利用者のほとんどは、高齢者や小さな子どもを持つ親たちである。多くの利用者にとって、歩いて行ける距離に図書館はなく、重い本を持ち、バスや地下鉄を乗り継いで、遠方の図書館まで出かけていくことは大変困難である。

学区ごとに地域を巡回し、利用者の間近まで本を届けに来てくれる自動車図書館は、なくてはならないサービスであり、読書という文化に触れる憩いと楽しみの場である。文化行政の予算を削れば、明るい未来は見えない。また、平成22年は国民読書年でもある。

ついては、このすばらしいサービスを続けるよう、次の事項の実現をお願いする。

- 1 自動車図書館を廃止せず、貸出サービスを存続すること。

陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成22年第4号	平成22年3月17日	障害者自立支援法の廃止に伴い、真に利用者本位の施策を実現し、あわせて福祉労働者の労働条件を改善することを求める陳情	ゆたか福祉会労働組合(2,287名)

2006年に障害者自立支援法が施行されて以来、利用者への理不尽な大幅な負担増と、施設経営への圧迫によって、多くの障害者とその家族が苦しめられ、働く権利や生きる権利が大きく脅かされる事態となった。あまりの厳しさから大きく広がった改善運動に押され、国は幾度か軽減策を講じたが、どれもその場しのぎの対策でしかなかった。

2009年8月の第45回衆議院議員総選挙では、自民党から民主党へと歴史的な政権交代が実現した。翌9月、長妻厚生労働大臣は、障害者自立支援法の廃止を明言し、与党3党合意による利用者の応能委負担を基本とする総合的な制度を創設する方針を打ち出した。この大きな転換は、障害を個人の責任に転嫁する応益負担制度や、施設等への報酬単価の激減に反対する、障害者とその家族と関係者を中心に繰り広げられてきた、粘り強い改善要求運動の結果によるものである。ここを新たな出発点として、真に利用者本位となる制度を確立し、あわせて福祉労働者の労働環境を守り、発展させていくために、改めて草の根からの運動を展開していくことが必要である。

私たち福祉労働者は、障害者やその家族が安心して利用できる事業の下、生きがいのある仕事や生活を作り出せるよう日々努力を積み重ねている。そして、この労働は、安心して働き続けられる正規職員としての労働環境の下でこそ真価を発揮できるものであると確信している。現在のような低賃金・不安定雇用の下では、私たち自身の生活や権利が守られないばかりでなく、障害者やその家族の権利も守ることができない。福祉労働者が安心して働き続けられる労働環境の下でこそ、名古屋市の福祉は向上する。名古屋市においても、すべての市民の暮らしを支える市政として、この歴史的な転換を逃さず、真に利用者本位の揺るぎない施策と、福祉労働者の労働条件の大幅な改善に着手してもらいたい。

ついては、名古屋市政独自の力を発揮し、恒常的かつ実行力のある対策を実施するよう、次の事項の実現をお願いする。

- 1 障害者自立支援法に代わる真に利用者本位となる法律の創設に向けて、国に対して私たちの声を届けること。
- 2 障害者とその家族の基本的な権利が守られ、生きがいのある暮らしが実現できるよう、名古屋市として恒常的な独自の施策を講じること。
- 3 人材を確保し、雇用の安定を図るために、正規職員の大幅な増員のための施策を講じること。
- 4 雇用安定対策の一環として、民間社会福祉施設産休・病休代替職員雇上補助金制度を復活させること。

意見書・決議

日本共産党をはじめ各会派から提案された13件の意見書案について議会運営委員会理事会で協議が行われ、無料低額宿泊所の法的整備に関する意見書は共産党と自民党から出された案件を一本化、その他4件も必要な修正のうえ、3月19日に議決しました。3月24日に民主・公明から議員年金廃止に関する決議案が提案されました。会期中は全会一致しか出せないという申し合わせがありましたが、多数決でも出したいとの民公の意向で提出され、共産党の修正で自民も賛成し可決されました（社民が反対）。

意見書案に対する各会派の態度（議会運営委員会に提出された意見書案） 2009年2月議会

意見書案	原案提出	結果	各会派の態度			
			共産	民主	自民	公明
障害者自立支援の新たな制度設計に関する意見書（案）	民主	可決	修正			
私学助成の拡充に関する意見書（案）	民主	可決	修正			
地域主権の確立に関する意見書（案）	民主	否決				
永住外国人への地方参政権付与の法制化に慎重な対応を求める意見書（案）	自民	否決				
無料低額宿泊所の法的整備に関する意見書（案）	自民	可決	一本化			
女性特有のがん検診推進事業に関する意見書（案）	公明	可決				
介護保険制度の抜本的な基盤整備に関する意見書（案）	公明	可決			修正	
児童ポルノの規制強化に関する意見書（案）	公明	否決				
子ども手当財源の全額国庫負担を求める意見書（案）	公明	否決	修正	修正		
高等教育の漸進的無償化に関する意見書（案）	共産	否決				
無料低額宿泊所等の適正運営に関する意見書（案）	共産	可決	一本化			
高齢者医療に関する意見書（案）	共産	否決				
「政治とカネ」に関する意見書（案）	共産	否決				
地方議会議員年金制度の廃止に関する決議（案）	民公	可決	修正			

ゴチック字は可決された意見書 議運に提案された段階での態度 = 賛成 = 反対 = 保留
 が1つでもあれば議案として本会議に上程されません。

共産：日本共産党 民主：民主党 自民：自民党 公明：公明党 名自：名古屋市会自民党

〈採択された意見書〉

障害者自立支援の新たな制度設計に関する意見書

平成18年より施行された障害者自立支援法は、その成立から施行までの間が非常に短かった上、施行直後から負担軽減策を講ずるなどの制度変更を繰り返し、利用者を初め地方公共団体、事業者等は、その対応に追われてきた。

また、同法の施行により、応益負担となったことで、重度障害者及び収入の少ない障害者が施設利用を控えざるを得なくなるなどの問題点も指摘され、各方面から見直しや廃止を求める悲痛な声が上がっていた。

こうした中、名古屋市を初め各地で同法を違憲とする集団訴訟も起き、ことし1月に原告団と国は、現行の障害者自立支援法を廃止して平成25年までに新法を制定することなどを盛り込んだ基本合意を交わしたところである。今後、新たな制度の設計・実施に向けて、現行制度における問題点を抜本的に見直し、充実した制度としていくことが必要である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 新制度の設計に当たっては、地方公共団体、障害者やその家族など各関係者の意見を十分に聞き、障害者が必要とするサービスは、基本的人権の行使への援助という視点で、安心して受けられる恒久的なわかりやすい制度とすること。
- 2 新制度の実施に当たっては、地方公共団体が必要な移行準備を行い、障害者等関係者への周知を図る期間を十分に確保するため、早期に地方公共団体への情報提供を行うこと。また、新制度の周知に関しては、利用者、事業者及び各団体等に対して国が責任を持って取り組むとともに、国における地方公共団体への支援体制を充実させること。
- 3 制度変更に伴い、地方公共団体に新たな財政負担が生ずることのないよう必要な措置を行うこと。

私学助成の拡充に関する意見書

我が国の高校生の約30%が私立学校に在学しているが、近年の少子化の影響により、私立学校の経営環境は厳しい状況にある。また、長引く不況によって、保護者の負担も大きくなっており、授業料の滞納が問題となっている。

私立高校における生徒一人当たりの授業料は、公立高校の約3倍であるが、公費投入額は私立が公立の約3分の1となっている。政府は、平成22年度予算において、公立高校の授業料無償化を盛り込み、私立高校についても、公立高校の授業料相当額を助成することとしているが、依然として学費負担は重く、公私間格差の問題は解決されていない。

私立学校は、多様化するニーズに応じた教育の推進など、我が国の教育に重要な役割を果たしており、また、学生の選択肢を広げるという意味においても、その充実が求められている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、教育予算を充実させるとともに、私学助成をより一層拡充し、公私間格差の是正を図るよう強く要望する。

無料低額宿泊所に関する意見書

世界的な大不況に伴う製造業の派遣切り等で雇用情勢が悪化する中、生活困窮者を対象に無料、または、低額で宿泊施設を提供する無料低額宿泊所が増加しており、厚生労働省の調査によると、昨年6月末時点で全国439施設に1万4,089人が入所している。

こうした中、一部の運営業者が入所者に劣悪な居住環境を強いたり、入所者の預金通帳などを事実上管理し、同意もなく生活保護費から利用料を天引きするなどのトラブルが相次ぎ、いわゆる「貧困ビジネス」として大きな社会問題となっている。また、名古屋市など1都6県で展開する大手事業者FISの幹部らによる脱税事件が起き、無料低額宿泊所の不透明な経理のあり方が問題となっている。

しかしながら、無料低額宿泊所は社会福祉法に基づく施設ではあるが、事業開始後の届け出が義務づけられているにすぎず、施設整備や運営に関する最低基準等が具体的には定められていない。そのため、各地方公共団体は独自のガイドラインを制定し、事業者に対し指導を行っているが、法律に基づく強い指導権限もなく、ガイドライン等による指導にも限界がある。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、無料低額宿泊所の質の向上と入所者の適正な処遇のために、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 届け出制を許認可制に改めるとともに、施設の設備・運営基準を見直すなどの法的整備を早急に行うこと。
- 2 自立支援の取り組みを促進するための施策の構築と財源措置を図ること。
- 3 地方公共団体が、施設や金銭管理、経営状況等の実態調査を行い、適切な指導・監督を実施できるようにすること。

女性特有のがん検診推進事業に関する意見書

国民の約3分の1ががんで死亡するなど、がんが国民の生命・健康にとって重大な問題となっていることから、がんを早期に発見し、早期に治療に結びつけるというがん検診は今後ますます重要となってくる。

国では、がん対策基本法に基づくがん対策推進基本計画において、がん検診の受診率を5年以内に50%以上と

することを目標としている。子育て世代の女性の患者が急増している子宮頸がん・乳がんについては、特に検診の受診率が低いため、全額国庫補助による女性特有のがん検診推進事業が創設され、今年度、全国の市町村で実施し、一定の成果が認められるところである。

しかし、この事業については対象年齢が限られており、当初より少なくとも5年間継続して実施しなければ不公平となるという意見も多く聞かれた。

そのような状況の中、平成22年度国家予算案において、女性特有のがん検診推進事業に対する補助率を2分の1とすることが示された。今年度国のイニシアチブのもとで実施された女性特有のがん検診推進事業について、事前に協議することもなく一方的に地方負担を求めることは非常に遺憾である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、女性特有のがん検診推進事業については、次年度以降も全額国庫補助を継続するよう強く要望する。

介護保険制度の基盤整備に関する意見書

介護保険制度がスタートしてから10年を迎えたが、介護現場では深刻な問題が山積している。特に、特別養護老人ホームの入所待機者は約42万人にも上り、在宅介護においても家族の心身の負担などが深刻な問題となっている。

また、介護保険を利用している要介護認定者やその家族、介護事業者や介護従事者などから、必要なサービスや介護施設の確保、経済的負担の軽減、介護報酬や処遇の改善などを要望する切実な声が数多く上がってきている。

しかも、32年後には65歳以上の高齢者人口がピークを迎えると言われており、今後さらに進展する超高齢社会を見据え、安心して老後を暮らせる社会の実現を目指すには、介護施設の大幅な拡充や在宅介護の支援強化、利用者負担の抑制、公費負担割合の引き上げなど、必要な見直しが求められている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、介護保険制度を見直すため、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 介護施設の待機者解消を目指すために、特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホームなど、地域の実情を踏まえ、必要な施設の整備・充実を図ること。
- 2 在宅介護への支援を強化するために、24時間365日利用できる訪問介護サービスへ大幅な拡充を行うほか、介護家族が休息をとれるよう「レスパイト（休息）事業」も大幅に拡大すること。
- 3 煩雑な事務処理の仕分けを行い、手続きや要介護認定審査を簡素化し、すぐに使える制度に転換すること。
- 4 介護従事者の給与アップなど待遇改善につながる介護報酬の引き上げを行うこと。
- 5 介護保険料が高くなり過ぎないように抑制するため、公費負担割合を引き上げること。

地方議会議員年金制度の廃止に関する決議

地方議会議員の年金制度は、昭和36年に法に基づきスタートし、翌年からは強制加入の制度として、これまで一定の役割を果たしてきたところである。

ところが、平成の大合併の大規模かつ急速な進展による議員数の減少と受給者数の増加等により、年金の財政状況は、急速に悪化し、平成14年度及び平成18年度の二度にわたり自助努力の限界ともいえる大幅な掛金の引き上げと給付の引き下げが行われた。それにもかかわらず、国の責任において措置すべき合併特例法の規定に基づく激変緩和措置が不十分であったことから、平成23年度には積立金が枯渇し、破綻が確実視されている。

このような中、このまま議員年金制度を維持し続けることとした場合、公費負担の引き上げが予想され、その負担が永続することから、国及び地方の厳しい財政状況を考慮すると、制度そのものを廃止することもやむを得ない。

よって、名古屋市会は、議員年金への加入が法によって強制されていることにかんがみ、廃止の際には特段の措置を講じた上で、地方議会議員年金制度の廃止をするよう要望する。

以上、決議する。

《日本共産党が提案したが、採択されなかった意見書》

高等教育の漸進的無償化に関する意見書(案)

深刻な不況の中、親の解雇・失業などによって進学をあきらめたり、学業を続けることが困難になる生徒・学生があとを絶たない。政府は、「高校授業料実質無償化」をすすめているが、私学の負担はなお重く、大学の学費負担はさらに深刻である。「世界一高い」とも言われる日本の高学費は、未来ある子ども・若者の夢を阻んでおり、一刻も早い対策が求められている。

国際人権規約(A規約)は、高等教育の漸進的無償化を定めているが、この条項(13条2項C)を留保しているのは、締約国160か国中、日本とマダガスカルの2か国だけである。鳩山首相は、今国会の施政方針演説で「留保撤回を具体的な目標とし、検討をすすめる」と表明しているが、すみやかに留保を撤回し、学費無償化にむけた施策を具体化することが求められている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、国際人権規約が定める高等教育の漸進的無償化条項の速やかな留保撤回を強く要望する。

高齢者医療に関する意見書(案)

政府は、後期高齢者医療制度を平成25年3月末に廃止する方針を決め、廃止後の新たな制度のあり方を検討するため、「高齢者医療制度改革会議」を設置し、その検討を開始した。

後期高齢者医療制度は、75歳という年齢によって他の保険制度から高齢者を切り離す世界に類のない制度であり、この制度の廃止は当然であるが、廃止の時期が先送りされようとしていることは問題である。制度の廃止が先送りされるために、今年4月から多くの加入者は保険料値上げによる負担増を強いられることになる。

しかも、政府は保険料増加分について相応の財政措置を講じることを国会等で言明していたにもかかわらず、来年度の政府予算案には保険料増加を抑制する予算は盛り込まれていない。

存続すればするほど被害が拡大する後期高齢者制度は、速やかに廃止するとともに、医療にかかる高齢者の負担を軽減するために、高齢者の医療費無料制度の創設等が求められている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、高齢者医療の充実を図るために、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1.後期高齢者医療制度は直ちに廃止すること。
- 2.後期高齢者医療の保険料の増加分について財政措置を講じること。
- 3.75歳以上の高齢者の医療費を無料にすること。

「政治とカネ」に関する意見書(案)

「政治とカネ」をめぐる問題として、鳩山首相の虚偽献金疑惑に続き、小沢一郎民主党幹事長の資金管理団体「陸山会」に絡む土地購入資金問題が国民の大きな関心を集め、一刻も早い疑惑の解明が求められている。

ところが、鳩山首相は小沢幹事長の疑惑の解明にのりださず、「検察の捜査を冷静に見守っていきたい」と問題をすり替えているが、刑事的な訴追を免れたとしても、政治資金の公開性の確保や政治をゆがめていなかったかなど、政治的道義的責任を曖昧にはできない。

疑惑の核心は、東北地方での公共事業発注の発注に「天の声」を発し、ゼネコンから裏献金を受け取り、土地購入資金に充てたのではないかということであり、税金の“還流”疑惑である。さらに小沢氏が参加する政治団体の解散にかかわる政党助成金の処理についても疑惑が浮かび上がっている。

こうした問題の根源には、田中金脈、金丸金脈以来の金権政治と、その元凶である企業・団体献金の温存がある。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、「政治とカネ」に関する国民の信頼を回復するために、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1.小沢一郎氏に関わる疑惑の徹底解明を行い、政治的道義的責任を明らかにすること。
- 2.企業・団体献金の即時禁止を行うこと。
- 3.政党助成金を撤廃すること。

後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会 (2月10日)

議案質疑

保険料値上げをやめよ、短期証の無保険者なくせ、
後期高齢者医療は直ちに廃止を 田口かずと議員

平成22年第1回愛知県後期高齢者医療広域連合議会が2月10日(水)午後2時から行われました。日本共産党のただ一人の議員として、田口かずと議員(名古屋市選出)が広域連合議員に選出されています。条例案や予算案審議について概要を紹介します。

議案第3号 後期高齢者医療に関する
条例の一部改正について

保険料値上げに対する認識を問う

【田口議員】本件は、平成22年度および23年度の保険料について、均等割額を1,669円引き上げて41,844円に、所得割率を0.42%引き上げて7.85%に改定するものです。保険料は一人当たり平均で年額3,660円、4.95%の値上げとなります。

昨年の総選挙後、後期高齢者医療制度の廃止をマニフェストに掲げた民主党を中心とする新政権が誕生し、多くの国民は、この制度はすぐに廃止されるだろうと期待していました。ところが、鳩山政権は、廃止を4年先送りする方針を決めました。後期高齢者医療の保険料は2年ごとに改定され、値上げになりますので、廃止を先送りする間に、2度の保険料値上げが後期高齢者の暮らしを直撃することになるのです。

高齢者の方の声を紹介したいと思います。

「老人は金持ちに思われています。現在の制度は老人から金をとれという制度です。大半が年金生活者であり、年金額はほとんど増えていないにも関わらず、私の場合、介護保険料、国民健康保険料、固

< 保険料が増加する要因 >

- ア 一人当たり医療費の伸びにより約4.6%増加
- イ 後期高齢者負担率の上昇により約2.6%増加
- ウ 平成20年度及び21年度における医療給付費の算定期間が23か月であったことにより約4.3%増加
- エ 所得の減少が見込まれることにより約2.0%増加

定資産税、住民税など総額は平成15年に比べると約2倍になっています。

これは、昨年10月21日に広域連合が開いた後期高齢者医療制度に関する懇談会でのある委員の方の発言です。広域連合のホームページに掲載されていたので紹介させていただきましたが、この懇談会では他の委員からも、「保険料が高いということでみんなで審査会に申し立てをしましたが、結局は広域連合条例に基づいた決定という理由で全て却下されてしまい、辛い思いをしました」という意見も出されています。

この4月から保険料が値上げされると、負担がさらに増え、高齢者にいっそう辛い思いを強いることになるではありませんか。国が、先送りするとはいえ、制度そのものを廃止するというのなら、国と愛知県にさらなる財政支援を求めるなどして、保険料は据え置くべきではありませんか。保険料値上げにたいする連合長の認識を伺います。

約5%の増に抑えることができた(連合長)

【連合長】一人当たり医療費の増加などにより、保険料は、前年度に比較して約12%も増加することが見込まれた。

連合長としては、加入されているみなさんに不安や混乱を生じさせることがないように、可能な限り保

保険料増加の抑制策

- ア 広域連合の剰余金等の活用 = 17億円
- イ 県財政安定化基金の活用 = 92億円
 - ・21年度末積立残高 24億円
 - ・積立金拠出率改定(0.09% 0.25%)
 - 2年で88億円積立(連合分29億円)
 - ・県基金の取り崩し 2年で92億円

保険料負担の増加を抑制することが必要であると、強く認識している。このため、厚生労働大臣に対して、全国の広域連合とともに、保険料の増加抑制への財政支援を強く要望した。また、知事に対しても、県が管理している財政安定化基金を保険料の増加抑制に活用できるよう要望した。

その結果、県の財政安定化基金への積み増し及び取り崩しにより財政支援を受けることができ、保険料負担は、約5%の増に抑えることができた。

国が保険料値上げを抑制する予算を盛り込まなかったことに甘んじるのか

【田口議員】保健料値上げの要因は、大きく二つあると思います。一つは、後期高齢者の人口の増加、もう一つは、医療給付費の増加です。他の医療保険でも医療費の増加が保険料値上げに影響しますが、人口が増えることで値上げになるのは、75歳という年齢で区切って囲い込む後期高齢者医療制度だけあります。

後期高齢者の人口の増加割合にともなう値上げ分、すなわち後期高齢者負担率の上昇は約2.6%と見込まれています。厚生労働大臣は昨年臨時国会で、後期高齢者医療制度は、「75歳以上の、病院に行く頻度の高い方だけを区切った制度であるので、保険料が急上昇する」と認め、保険料上昇の「負担を少しでも抑制していく措置」を概算要求に盛り込んだと答弁していました。厚生労働省は昨年10月26日、各広域連合にたいして、「後期高齢者負担率の上昇による保険料の増加分について国庫補助を行うこと

を検討」しているとの事務連絡を出していました。

ところが、国の来年度予算案には、値上げを抑制する予算は盛り込まれませんでした。国会で答弁し、広域連合に通知していたにもかかわらず、結局、国庫補助を行なわない。鳩山政権が、制度の廃止を先送りし、しかも、廃止するまでの間は負担を抑制する措置をとるといったこともやらないのは、国民の願いを裏切る「二重の後退」だといわなければなりません。

保険料値上げの抑制は、地方に押し付けられました。厚生労働大臣は、現在開かれている国会で、広域連合が「財政安定化基金を使ったら同じお金を国庫から負担する」と弁解しましたが、財政安定化基金は、3分の1は保険料負担に跳ね返り、3分の1は都道府県の負担であり、国は3分の1しか負担し

保険料の改定案(平均年額)

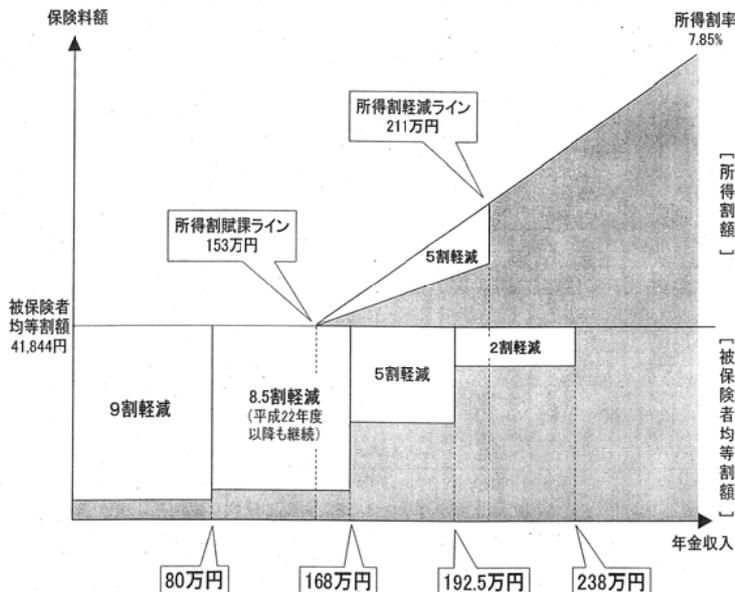
・一人当たり	73,998円	77,658円
*均等割額	40,175円	41,844円
*所得割率	7.42%	7.85%

年金収入別保険料値上げ例
(妻の年金は80万円以下の場合)

夫の年金	現行保険料		新保険料	値上額	
79万円*1	夫	4,000	➡	4,100	100
	妻	4,000		4,100	100
	合計	8,000		8,200	200
168万円*2	夫	11,500	➡	12,100	600
	妻	6,000		6,200	200
	合計	17,500		18,300	800
192.5万円*3	夫	34,700	➡	36,400	1,700
	妻	20,000		20,900	900
	合計	54,700		57,300	2,600
211万円*4	夫	53,600	➡	56,200	2,600
	妻	32,100		33,400	1,300
	合計	85,700		89,600	3,900
250万円*5	夫	112,200	➡	117,900	5,700
	妻	40,100		41,800	1,700
	合計	152,300		159,700	7,400

- ・妻の所得割額はいずれの例も0円。
- *1 夫も所得割0円(～153万円)。均等割は2人とも9割軽減(～80万円)。
- *2 夫の所得割は5割軽減(153～211万円)。均等割は2人とも8.5割軽減(80～168万円)。
- *3 夫の所得割は5割軽減。均等割は2人とも5割軽減(168～192.5万円)。
- *4 夫の所得割は5割軽減。均等割は2人とも2割軽減(192.5～238万円)。
- *5 減免対象外(211～238万円は均等割2割減免がある)

夫婦世帯で妻の年金が80万円以下の場合



ません。本広域連合も、財政安定化基金の積み増しと取り崩しによって保険料の上昇を一定程度抑制するとしていますが、それでも約5%の値上げになるのです。

そこで、連合長にお尋ねします。国庫補助を行うことを検討していると国から連絡を受けたにもかかわらず、国庫補助が付かなかったことにたいして、広域連合としても失望されたのではないかと思います。来年度予算に保険料値上げを抑制する予算を盛り込まなかった国の姿勢について、どのようにお考えですか。政府が、75歳という年齢で区切る制度の欠陥を認識しているのなら、保険料増加分については国が負担すべきです。国にたいして、少なくとも後期高齢者負担率の上昇分ぐらいは国庫補助を付けるよう、国に要望すべきではありませんか。お答えください。

財政措置が得られなかったことは、大変遺憾(連合長)

【連合長】厚生労働大臣に、『保険料率上昇要因の一つである後期高齢者負担率を、現行のまま維持すること』も強く要望した。

保険料が増加する分は国が財政措置を行うべきとの思いでしたが、結果として財政措置が得られなかったことは、大変遺憾です。

愛知県に健康診査事業への補助を求めよ

【田口議員】保険料値上げを抑制するためには、国からの財政支援を求めるとともに、愛知県にたいしてもさらなる財政支援を求める必要があります。この点で私は、この間の定例会でも質問してきましたが、愛知県から健診事業への補助を得ることもその一つだと考えています。

昨年8月の定例会では、連合長も「県からの健康診査事業に対する財政支援をお願いするため、……健康診査事業に対する公費助成について格別のご配慮を賜りたい旨の要望書を……愛知県知事に対して提出した」と答弁されました。

今回の保険料改定にあたって、愛知県はこの要望に応えてくれたのでしょうか。そうでなければ、引き続き愛知県にたいして健診事業への補助を要請すべきではないでしょうか。連合長の答弁を求めます。

財政安定化基金を増額して交付された(連合長)

【連合長】健康診査事業に対する愛知県への財政支援は、昨年7月に保険料負担を少しでも軽減できる

よう要望書を提出したが、残念ながら、愛知県から補助をいただくことはできませんでした。

しかしながら、保険料の増加抑制策として財政安定化基金を増額の上、当広域連合に交付金としていただくこととなり、保険料負担の軽減につながるもので、間接的ですが、健康診査事業への財政支援の要望にも配慮されたものです。

保険料値上げは、名古屋市の市民税減税を吹き飛ばす額だ(再質問)

【田口議員】連合長は、後期高齢者の方々に「不安や混乱を生じさせることがないよう」、保険料増加を抑制することが必要だという認識を示されましたが、約5%の増加に抑えたから、不安や混乱を生じさないといえるのでしょうか。

たとえば、夫の年金が250万円、妻の年金が80万円以下の夫婦世帯の場合、後期高齢者医療の保険料値上げ額は合計で7,400円です。一方、名古屋市では来年度から市民税10%減税が実施されますが、この世帯の場合ですと、減税額は3,400円です。河村たかし名古屋市長の鳴り物入りの10%減税で税金が安くなる分よりも、後期高齢者医療保険料の値上げの方が2倍以上も多い。市民税減税の恩恵は保険料値上げで吹き飛び、負担が増えます。ですから、約5%という値上げ幅はけっして小さなものではありません。

それでも連合長は、今回の保険料値上げ幅は、高齢者の方々に不安や混乱を生じさせるような値上げ幅ではないとお考えですか。

先ほども紹介しましたが、広域連合が開いた懇談会の席上でも、保険料が高いということで審査会に申し立てをしたが、却下され、辛い思いをしたと、委員の方が語っておられます。「保険料が高い」などと不服審査を請求された方は、この2年間に470人余りにのぼっていると聞きました。私は、今回の保険料値上げは、さらに辛い思いを後期高齢者に強いるものだと思いますが、連合長は、そのようにお感じになりませんか。お答えください。

不安や混乱を生じさせない対応ができた(連合長)

【連合長】当初、約12%の大幅な伸びが見込まれたなか、4.95%までに抑制することができ、東京や大阪と同程度の上昇率となった。

様々な上昇要因があるなかで、9割軽減に該当する方の保険料は年間で100円の増、8.5割軽減に該当

する方は年間で200円の増に抑えることができた。

可能な破り、被保険者のみなさんに不安や混乱を生じさせない対応ができたものと考えている。

基金をさらに活用して保険料を据え置き(意見)

【田口議員】私は、約5%という保険料値上げは、後期高齢者の方々に不安や混乱を生じさせるものだと思います。東京や大阪と同程度の上昇率だと答弁されましたが、東京都では均等割を据え置きますので、約6割の方は保険料が据え置かれるそうです。全国の広域連合の中には、福井県などのように保険料を据え置くところもあります。埼玉県や神奈川県

では保険料を引き下げると聞いています。

本県では、財政安定化基金を積み増しして取り崩すといっても、全部を取り崩すわけではありません。約20億円も残ります。これをもっと取り崩すなどして、せめて均等割だけでも据え置くことができれば、低所得者については保険料を値上げしなくてすむのです。さらに、国と県に財政支援を求めて、本広域連合でも保険料を据え置くよう求めて、質問を終わります。



20年度の自治体別後期高齢者医療費総額 および一人当たり医療費

市町村名	医療費総額(円) (H20.4 - 21.2)	被保険者数(人) (年度平均)	1人当たり 医療費(円)	市町村名	医療費総額(円) (H20.4 - 21.2)	被保険者数(人) (年度平均)	1人当たり 医療費(円)
名古屋市	172,849,442,704	202,865	852,042	愛西市	4,746,671,536	6,517	728,352
豊橋市	25,921,761,238	33,774	767,506	清須市	3,557,440,028	4,880	728,984
岡崎市	21,603,616,554	29,474	732,972	北名古屋市	4,075,110,554	5,352	761,418
一宮市	24,999,545,597	32,535	768,389	弥富市	2,788,793,941	3,737	746,265
瀬戸市	10,386,649,528	12,614	823,422	東郷町	1,988,002,310	2,522	788,264
半田市	7,221,938,336	10,053	718,386	長久手町	2,022,818,589	2,513	804,942
春日井市	17,234,169,653	22,523	765,181	豊山町	699,076,191	946	738,981
豊川市	11,567,219,918	14,782	782,521	春日町	543,361,594	619	877,805
津島市	4,706,521,169	6,189	760,466	大口町	1,278,107,445	1,648	775,551
碧南市	4,789,063,693	6,748	709,701	扶桑町	2,329,859,850	2,990	779,217
刈谷市	7,918,968,908	9,519	831,912	七宝町	1,316,745,768	1,702	773,646
豊田市	20,226,575,475	27,854	726,164	美和町	1,503,056,381	1,976	760,656
安城市	8,308,253,757	12,167	682,851	甚目寺町	2,134,178,083	2,494	855,725
西尾市	6,482,923,979	9,442	686,605	大治町	1,494,627,690	1,721	868,465
清都市	6,557,037,760	9,159	715,912	蟹江町	2,467,834,288	2,958	834,292
犬山市	5,901,901,295	7,059	836,082	飛島町	344,086,273	602	571,572
常滑市	4,103,531,507	6,090	673,815	阿久比町	1,653,605,419	2,344	705,463
江南市	6,460,474,226	8,678	744,466	東浦町	2,935,894,972	3,925	747,999
小牧市	7,580,450,960	9,928	763,543	南知多町	2,408,401,619	3,228	746,097
稲沢市	8,827,815,590	12,021	734,366	美浜町	1,920,566,294	2,511	764,861
新城市	4,729,226,818	7,766	608,966	武豊町	2,503,408,974	3,189	785,014
東海市	6,216,993,932	7,750	802,193	一色町	1,708,971,480	2,837	602,387
大府市	4,322,164,630	5,798	745,458	吉良町	1,640,759,436	2,611	628,403
知多市	4,827,799,983	6,598	731,707	幡豆町	1,038,796,972	1,629	637,690
知立市	3,582,821,543	4,435	807,852	幸田町	1,989,010,607	3	701,344
尾張旭市	5,231,695,107	6,231	839,624	三好町	2,040,631,562	2,621	778,570
高浜市	2,538,318,321	3,540	717,039	設楽町	863,837,371	1,609	536,878
岩倉市	2,733,417,113	3,643	750,320	東栄町	658,795,487	1,190	553,610
豊明市	4,287,110,964	5,178	827,947	豊根村	174,570,120	405	431,037
日進市	4,524,983,081	5,339	847,534	小坂井町	1,705,356,387	2,213	770,608
田原市	4,905,087,145	7,744	633,405	合計	488,079,857,705	623,822	782,402

「後期高齢者医療に関する条例の一部改正」にたいする反対討論

値上げ抑制の努力は不十分

【田口議員】後期高齢者医療に関する条例の一部改正にたいして反対の立場から討論を行います。

反対する理由は、後期高齢者医療の保険料を値上げし、加入者の方々に重い負担を強いることになるからです。

いま年金で暮らすお年寄り、年金から、税金はいうに及ばず介護保険料、国民健康保険料、75歳以上の方は後期高齢者医療保険料を差し引かれ、しかもその額は年々重くなっています。中でも、後期高齢者医療の保険料は、高齢者の人口や医療費の増加に応じて2年ごとに保険料が上昇するという苛酷な仕組みになっています。ここに、75歳という年齢で区切って高齢者を囲い込むこの制度の大きな弊害の一つがあります。こんな「姥捨て」制度は、直ちに廃止すべきであります。

今回の保険料値上げは、剰余金の活用や財政安定化基金の積み増しと取り崩しなどによって、当初の試算よりも値上げ幅を抑制したとはいえ、財政安定化基金を約20億円も積み立てたままにするなど、値上げ抑制の努力は不十分だと言わなければなりません。約5%という保険料値上げは、後期高齢者の方々にさらに辛い思いを強いるものであり、到底、認めるわけにはまいりません。

以上の反対理由を申し上げ、討論を終わります。

議案第7号 平成22年度一般会計予算について

懇談会について

要綱で定めた組織を設置することに至った理由はなにか

【田口議員】昨年9月、本広域連合に「後期高齢者医療制度に関する懇談会」が設置され、10月21日にその第1回の会議が開かれたということが、会議録も含めて広域連合のホームページに掲載されています。この懇談会の設置運営要綱を拝見しますと、懇談会は、「後期高齢者医療制度の被保険者を始めとする関係者の意見を聞く場」として設置されたもの

であり、年2回、開催することになっています。

被保険者の方も含めた常設の懇談会の設置については、愛知県社会保障推進協議会から4たび、本議会に請願が提出されており、私も、昨年8月の定例会で運営協議会など常設の組織を設置するよう求めました。その直後に、運営協議会か懇談会かという名称はともかくも、被保険者の代表を含む常設の組織が設置されたことは評価するものです。

そのうえで、事務局長にお尋ねします。

事務局長は昨年8月の定例会で、「運営協議会の設置は現在のところ考えておりません」と発言されました。私は、この発言を聞いて、後期高齢者などの意見を聞く場は必要に応じて持つけれども、要綱できちんと定められた常設の組織を設置する考えはないんだなと受けとめましたが、それが一転して、要綱で定めた常設の組織を設置することに至った理由は何か、お答えください。

関係者のご意見を直接伺う場として継続するため(事務局長)

【事務局長】「運営協議会の設置は現在のところ考えておりません」と申し上げた趣旨は、「平成19年度に開催した懇談会を今後開催し、高齢者の方を始め関係者のご意見を直接伺う場として活用していく」ということです。この懇談会を継続的に運営するにあたり、懇談会の設置目的、委員構成あるいは任期を明確にするために新たに要綱を制定した。

被保険者の意見は制度運営に反映するのか

【田口議員】この懇談会は、被保険者などの意見を聞くだけの場なのか、それとも、出された意見を制

後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員

被保険者代表	石川 満清
	河村 節子
	久木 好子
	清水 富士子
	寺尾 登
医療関係者代表	山田 兼通
	浅井 彦治
	柵木 充明
保険者団体代表	兜森 正道
	鈴木 英範
学識経験者代表	渡辺 誠
	井口 昭久
	田川 佳代子

度の運営に反映させる考えがあるのか伺いたい。

第1回目の懇談会の会議録を拝見しますと、たとえば、この制度の名称について委員から、パンフレットなどでは長寿医療制度という名称を大きくして、正式名称である後期高齢者医療制度という名称が小さく書かれていることに関して、「広域連合が長寿医療制度という用語を用いるのは不適切」という意見が出され、これにたいして事務局長が、長寿医療制度は法律用語ではないので、「広域連合としても研究をしながら今後はパンフレットなどを作成したいと思います」と答えておられますので、委員からの意見は可能な限り制度の運営に反映させるおつもりだと理解しましたが、それでよいでしょうか。

意見等は今後の制度の運営に生かしていきたい(事務局長)

【事務局長】懇談会では、具体的な施策の実現につながる意見を始め、制度に対する考えや思いをお聞きすることも必要と認識しており、委員からの意見等は、今後の制度の運営に十分生かしていきたい。

来年度の懇談会の開催時期等は

【田口議員】来年度についてはこの懇談会をいつ頃、どのような議題で開催する予定なのか。

9月から10月頃と2月から3月頃の2回、実施したい(事務局長)

【事務局長】懇談会設置運営要綱で年2回開催することとしている。来年度も、9月から10月頃と2月から3月頃の開催を予定している。議題は、後期高齢者医療制度に係る医療給付や保険料、あるいは保健事業などに関することを想定している。

委員を公募し、会議は公開を

【田口議員】委員の選任にあたって、今後は公募の委員も含めるべきではないかと考えますが、そのお考えはないのか。また、懇談会は一般の傍聴を認めるなど公開の場で開催すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

公募はしない、公開もしないが会議録を後日公表する(事務局長)

【事務局長】懇談会の委員は、被保険者、医療関係者、保険者団体及び学識経験者からお願いし、被保険者の委員の選任は、愛知県老人クラブ連合会及び

名古屋市老人クラブ連合会から適任者を推薦していただいている。要綱で定める13名の定数で就任していただいております。任期も2年となっているので、現在のところ、委員の公募は考えていない。

また、制度に対する被保険者の方等のご意見を伺うことを目的としており、委員の率直な意見表明ができなくなる恐れがあると考えて、懇談会の公開は控えさせていただいている。

なお、懇談会の会議録を当広域連合のホームページに掲載しています。

開かなくてもいい懇談会から、常設の懇談会への発展は評価する(意見)

【田口議員】「後期高齢者医療制度に関する懇談会」についてですが、平成19年度に開催された懇談会は、要綱で定めた常設の組織ではなかったために、平成20年度には一度も開催されませんでした。開いても開かなくてもよいという懇談会から、設置目的や委員構成、年2回開催などを要綱で定めた常設の懇談会へと発展させられたことは、名称はともかくとして、運営協議会の設置を求める市民団体からの請願に応えたものと理解させていただきます。

協定保養所利用助成事業について

見込み件数と実績見込み件数は

【田口議員】第2は、協定保養所利用助成事業についてです。

これは、「あいち健康プラザ 健康宿泊館」、 「名古屋市休養温泉ホーム 松ヶ島」など県内の6か所の保養所に後期高齢者が宿泊する際に、1人1泊千円を助成するという事業であり、昨年6月から実施されています。

しかし、今年度の利用実績は、当初予算での見込みを下回るために、先ほど議決されました平成21年度一般会計補正予算で、予算額が3850万円から1350万円に大幅に減額されました。

そこで、事務局長にお尋ねします。協定保養所利用助成事業について、今年度の当初予算の見込み件数と実績見込み件数はそれぞれどれだけか。利用実績が当初の見込みを大幅に下回ったのはどうしてか。来年度の利用はどの程度を見込んでいるのか、お答えください。

当初38,500人を見込んだが、 最終的には5,800人程度(事務局長)

【事務局長】利用者数の推計が大変難しく、協定予定の保養所における利用状況を参考にして、見込み件数は、38,500人とした。6月から12月までの実績が4,060人であり、最終的に5,800人程度と見込む。

周知徹底が不足しているのではないか

【田口議員】75歳以上の方の健康の保持と増進にとって、この事業は有益な事業だと考えますが、その利用が伸び悩んでいる要因の一つに、周知不足があるのではないのでしょうか。広域連合からの周知とともに、協定保養所の管理運営者にたいして、それぞれの保養所のパンフレットやホームページなどでもこの助成制度について周知していただくようお願いされていますか。たとえば、「名古屋市休養温泉ホーム 松ヶ島」のホームページでは、名古屋市の国民健康保険加入者には千円の割引制度があることは掲載されていても、後期高齢者医療制度の加入者については掲載されていません。ですから、協定保養所側からの周知も徹底していただく必要があると考えますが、事務局長の答弁を求めます。

広く浸透しなかった。ホームページやパンフレット、広報誌でPRしたい(事務局長)

【事務局長】制度開始の1年目ということもあり、広く被保険者に浸透されていない面が大きかったのではないかと考えております。なお、利用が伸びない原因を探る目的のため、3月には利用者へのアンケート調査を実施する。平成22年度は、本年度の実績をふまえ、10,000人を見込む。

協定保養所のホームページへの掲載は、各協定保養所のホームページに掲載していただくよう、お願いをしている。今後の周知方法は、従来のホームページやパンフレットでの周知に併せて、市町村における広報紙への掲載も継続し、高齢の方々の目に付きやすく分かりやすい方法として、新たにポスターを作製し、市町村窓口、県下の老人クラブや高齢者利用施設などに配布し、掲示をしていく。さらに協定保養所が作成しているポスターやパンフレットなどにも掲載していただけるようお願いをする。

周知の徹底で利用が増えることを期待する(要望)

【田口議員】協定保養所利用助成事業についてです

が、様々な方法で周知を徹底するとの答弁をいただきましたので、それが功を奏して利用が増えることを期待します。

第8号議案 平成22年度後期高齢者医療特別会計予算について

資格証明書、短期保険証について

保険料滞納者数及び資格証明書の 交付実績等はどうなったか

【田口議員】第1は、保険料滞納者への資格証明書、および短期保険証の交付についてです。

私は、これまで、医療なしでは生きていけない高齢者から保険証を取り上げることは、命綱を断ち切ることになることから、資格証明書を発行しないよう求めてきました。

厚生労働省は昨年10月26日、原則として資格証明書を交付しないとする通知を各広域連合に出しています。その通知では、資格証明書の交付については、「保険料の納付につき十分な収入等があるにもかかわらず、保険料を納付しない悪質な場合であって、資格証明書を交付しても必要な医療を受ける機会が損なわれないと認められるときに限って」おり、しかも、「資格証明書の交付を検討している事案が生じた場合には、厚生労働省に報告」し、厚生労働省は、「不適切と考えられる事案があれば交付しないよう要請するとともに、資格証明書が交付された場合には、その事案の概要について公表する」とされています。

そこで事務局長にお尋ねします。後期高齢者医療制度が発足して2年近く経ちますが、保険料を1年以上滞納している被保険者は何人いますか。こうした滞納者に資格証明書を交付した事案、また、交付を検討して厚生労働省に報告した事案はありますか。

資格証明書を交付したことはない(事務局長)

【事務局長】保険料を1年以上滞納している被保険者は、平成21年12月末現在で、1,060人。滞納者に資格証明書を交付した事案、及び、検討をして厚生労働省へ報告した事案もない。

資格証明書を交付しないための努力とは

【田口議員】次に、連合長にお尋ねしますが、資格

証明書は原則として交付しないという厚生労働省の通知を踏まえて、後期高齢者医療制度の廃止に至るまでの間、資格証明書は1件も交付しないようにすべきだと考えますが、本広域連合として、この通知をどのように受け止めておられますか。また、資格証明書を交付しないためにどのように努力されますか。お答えください。

十分な納付相談を行う(連合長)

【連合長】資格証明書は、保険料を納付する資力が十分にありながら、特別の事情もなく長期間保険料を支払っていないいわゆる悪質な滞納者で、かつ、資格証明書を交付しても必要な医療を受ける機会が損なわれないと認められるときに限られ、被保険者間の負担の公平の観点からやむを得ず行う措置であり、真に保険料を払えない人にまで、資格証明書を交付するものではない。

今回の通知は、大臣の「原則、資格証明書を交付しない」との方針に基づき出されたものであり、当広域連合としても、より厳格な運用を徹底したい。

したがって、本広域連合では、被保険者の収入や資産状況などの保険料の納付能力や特別な事情があるかどうかなど十分な納付相談を行っていく。

短期保険証の交付件数はいくつか

【田口議員】資格証明書の交付には至らなくても、滞納者にたいして有効期限を縮めた短期保険証を交付する事案は昨年の8月から発生しています。広域連合にお聞きしたところ、昨年10月1日時点での短期保険証の交付実績は全県で628件であり、最高は豊田市の217件、一方、交付件数がゼロの市町村も32と約半数ありました。

名古屋市では、昨年7月末時点で38人に短期保険証を郵送で届けたそうですが、その後、保険料を完納して正規の保険証に切り替わったことなどによって、現在の交付数は6人だそうです。名古屋市の場合、短期保険証の有効期限は、20年度の滞納が3か月以上の方は期限1か月、3か月未満の方は期限2か月とのことです。ところが、昨年7月、有効期限が1か月ないし2か月の短期保険証を郵送したきり、期限が切れても新しい保険証が窓口に着けられ、本人の手元に渡っていない人が6人いるそうです。応答がないことが理由のようですが、この6人の方はこの数か月間、無保険状態に置かれているのです。そこで、事務局長にお尋ねします。

一つ、短期保険証の交付件数について直近の数字をお聞かせください。

二つ、短期保険証の交付対象者で手元に保険証が渡っておらず、無保険状態になっている被保険者が何人いるのか、把握していますか。把握していればその人数をお答えください。

三つ、短期保険証が渡っていないという無保険状態を放置してよいのでしょうか。保険証が手元に渡っていないということは、保険証の取り上げにほかならず、資格証明書の交付と同じことではありませんか。むしろ、資格証明書もないわけですから、こうした人たちは医療機関にかかることができません。短期保険証が渡っていない被保険者にたいして、速やかに保険証を手渡すよう市町村を指導すべきではありませんか。答弁を求めます。

12月末現在で403件短期保険証を交付、21名は呼び出しに応じない(事務局長)

【事務局長】平成21年12月末現在で403件短期保険証が交付されている。毎月、市町村から報告を受け、交付状況の把握に努めている。納付相談の呼び出しをしても応じてもらえないなど、短期保険証を渡していない方は、平成21年12月末現在、21名です。

各市町村では、有効期限が切れる月の中旬に「後期高齢者医療被保険者証更新のお知らせ」、「保険料の納付のお願い及び納付相談のご案内」等を送り、来庁の勧奨を積極的に行い、それでもなお、来庁しない方には、翌月に再度の呼び出しをするなどして、保険証の更新及び納付相談に努めている。

21年12月末現在 短期保険者証交付状況

名古屋市	6	犬山市	0	田原市	0	蟹江町	0
豊橋市	9	常滑市	0	愛西市	9	飛鳥村	0
岡崎市	37	江南市	0	清須市	0	阿久比町	1
一宮市	0	小牧市	12	北名古屋市	0	東浦町	0
瀬戸市	18	稲沢市	2	弥富市	5	南知多町	0
半田市	22	新城市	0	みよし市(三好町)	4	美浜町	4
春日井市	0	東海市	11	東郷町	4	武豊町	6
豊川市	30	大府市	0	長久手町	2	一色町	0
津島市	0	知多市	0	豊山町	0	吉良町	0
碧南市	0	知立市	0	大口町	0	幡豆町	0
刈谷市	26	尾張旭市	0	扶桑町	0	幸田町	4
豊田市	121	高浜市	9	七宝町	5	設楽町	0
安城市	3	岩倉市	7	美和町	0	東栄町	0
西尾市	2	豊明市	6	甚目寺町	15	豊根村	0
蒲郡市	16	日進市	7	大治町	9	小坂井町	0
合計				403			

その後も各市町村の報告で交付状況を把握のうえ、広域連合としては納付相談、保険証の交付をするよう指導しており、各市町村も、引き続き、職員による公簿調査や訪問調査を行うなど、保険証の交付に鋭意努力している。

無保険状態で放置しておくことは絶対にあってはならない(再質問)

【田口議員】短期保険証すら渡っていない人が21名いるとの答弁でした。この人たちは、保険証が手元にないわけですから、医者にかかれぬ人々です。75歳以上の方というのは、急に容態が悪くなって、医者に駆け込む必要が生じる場合が少なくありません。そんなときに保険証がない人たちはどうするのでしょうか。無保険状態で放置しておくことは、まさに命に直結する問題ではありませんか。事務局長にまず、この点での認識を伺います。

保険証が渡っていない理由は、納付相談の呼び出しをしても応じてもらえないからと言いますが、名古屋市の場合、短期保険証の対象者の方には、一度は全員に保険証を郵送しているのですから、郵送すれば保険証は手元に届くのです。呼び出しに応じてもらえないからといって、渡せるのに保険証を渡さなくていいのですか。郵送で届くんだったら、文書を送って応答を待っているのではなくて、訪問して相談にのり、保険証を手渡せばいいじゃないです

か。

高齢者を無保険状態で放置しておくことは異常なことです。絶対にあってはなりません。この立場に立って、保険証が渡っていない人をなくすために市町村を強力に指導すべきではありませんか。事務局長の答弁を求めます。

繰り返し、呼び出しや訪問等を行うよう指導する(事務局長)

【事務局長】保険証につきましては、被保険者の皆さんが安心して医療が受けられるよう、原則として、お渡しすべきものと考えております。

短期保険証は、被保険者間の負担の公平を図るべく、納付相談の機会を設けることにより保険料の納付につなげるためのものです。納付相談のお呼び出しに応じていただけなかった方に郵送を行うことまでは、考えておりません。

しかしながら、被保険者資格のある方が保険証をお持ちでない事例がありますので、このようなことが無いように、被保険者の方の窓口となる市町村において、今後も引き続き、繰り返しのお呼び出しや訪問等を行うよう指導してまいります。

ただちに保険証を手渡すよう求める(意見)

【田口議員】事務局長は保険証の交付に努力すると答弁されました。現在いる21名の無保険の方について

20年度 保険料収納率

市町村名	収納率(%)	普通徴収収納率(%)	市町村名	収納率(%)	普通徴収収納率(%)	市町村名	収納率(%)	普通徴収収納率(%)	市町村名	収納率(%)	普通徴収収納率(%)
名古屋市	99.1	97.9	常滑市	99.5	98.3	清須市	99.0	97.9	東浦町	99.6	99.5
豊橋市	97.3	93.5	江南市	98.9	97.2	北名古屋市	98.3	96.3	南知多町	99.4	98.6
岡崎市	99.4	98.6	小牧市	99.1	98.1	弥富市	98.9	97.3	美浜町	99.8	99.4
一宮市	98.6	96.7	稲沢市	99.0	97.3	東郷町	99.3	98.6	武豊町	99.5	98.5
瀬戸市	99.3	98.0	新城市	99.4	97.8	長久手町	99.3	98.5	一色町	99.5	99.0
半田市	99.6	98.8	東海市	99.5	98.9	豊山町	99.9	97.9	吉良町	99.9	99.9
春日井市	99.2	98.1	大府市	99.2	97.9	春日町	99.9	99.9	幡豆町	99.9	99.9
豊川市	99.4	98.5	知多市	99.4	98.0	大口町	99.6	99.0	幸田町	99.6	98.9
津島市	99.6	98.9	知立市	99.6	98.9	扶桑町	99.2	97.7	三好町	99.4	98.7
碧南市	99.5	98.7	尾張旭市	98.9	97.1	七宝町	99.5	98.7	設楽町	99.9	99.7
刈谷市	99.5	98.8	高浜市	99.5	98.8	美和町	99.5	98.7	東栄町	99.8	99.2
豊田市	99.0	97.8	岩倉市	99.3	98.5	甚目寺町	98.5	97.1	豊根村	98.7	95.2
安城市	99.4	98.5	豊明市	99.7	99.2	大治町	99.1	98.2	小坂井町	99.8	99.5
西尾市	99.6	99.1	日進市	99.7	99.2	蟹江町	99.7	99.4			
蒲郡市	99.4	98.5	田原市	99.4	98.2	飛島村	98.3	97.0			
犬山市	99.4	98.3	愛西市	99.2	97.6	阿久比町	99.6	98.7	広域連合	99.1	97.9

では、ただちに保険証を手渡すよう求めます。

健診事業について

健診事業の受診率は向上したか

【田口議員】第2は、健診事業の受診率の向上についてです。

後期高齢者医療における健診事業は、法律では努力義務とされたこともあって、75歳以上の方の受診率は、この制度に移行する以前と比べて低下し、20年度の本県の受診率は20.2%でした。本広域連合では、今年度の受診率を30%と見込み、受診率を向上させるために、通年実施あるいは可能な限り長い実施期間を設定する、生活習慣病で治療中の人であっても希望者には実施するという方針で取り組まれております。

そこで、事務局長にお尋ねしますが、21年度の健診受診率の実績はどの程度見込まれますか。21年度に実施している受診率向上の方針は功を奏していますか。

20年度の受診率 20.21%、 21年度は31%程度と見込む（事務局長）

【事務局長】21年度の受診率は31%程度と見込んでおり、20年度の受診率20.21%に比較して向上している。

受診率を向上にむけ、どのような取り組みを実施するのか

【田口議員】政府は昨年10月16日、各広域連合にたいして健診の受診率を向上させるために、平成22年度の目標受診率と目標受診率達成に向けた具体的な取り組みを掲げた健康診査受診率向上計画を策定するよう通知しています。

本広域連合では、平成22年度の目標受診率を何%に設定しているのか。また、その目標を達成するために、来年度はどのような取り組みを実施されるのか。健診項目に貧血検査や心電図検査、眼底検査が追加されますが、これも受診率向上の一環なのか、事務局長に伺います。

22年度の目標受診率は32%と設定し、様々な取り組みを行う（事務局長）

【事務局長】健康診査受診率向上計画における平成

22年度の目標受診率は32%と設定し、具体的な取り組みについては、

健康診査の目的や受診方法を広報紙やホームページへ掲載する。

がん検診などの他の健診と同時に実施できるようにする。

被保険者全員に受診券を配布する。

健康診査の受診機会を増やすため、極力年間を通した受診期間とする。

検査項目に詳細項目を追加して実施する。

未受診者に対して受診勧奨や広報紙への掲載を実施していく。

こととして、今後、受診率向上に努めていく。

なお、詳細項目の追加は、被保険者及び市町村からの要望を受け、平成22年度より実施していくが、この見直しは、受診率向上につながるものと考えております。

廃止を先送りしたことについて

後期高齢者医療制度の廃止「先送り」に対する連合長の認識は

【田口議員】第3は、国が後期高齢者医療制度の廃止を先送りしたことについてです。

先ほども申し上げましたが、総選挙で政権が交代し、多くの国民が、後期高齢者医療制度はすぐに廃止されるだろうと期待していました。2008年の6月には、当時の野党4党が提出した後期高齢者医療制度を廃止し、元の老人保健制度に戻す法案が、参議院で可決されています。75歳という年齢で高齢者を区切り、差別するこの制度はすぐに廃止し、いったん元の老人保健制度に戻す。そのうえで、新たな制度について国民の合意を図りながら検討していけばよいと思うのです。

制度の廃止が先送りされるために、今年の4月から保険料が値上げされようとしています。国が約束していた保険料値上げの抑制措置を講じなかったことにもつばらの要因があるにしても、保険料が値上げされ、後期高齢者に負担増が押し付けられることが、本特別会計予算の最大の問題であります。

そこで、お尋ねします。後期高齢者医療制度は、2年ごとの保険料値上げ、後期高齢者の人口増にともなう保険料値上げなどに見られるように、存続すればするほど被害が広がる制度という認識をお持ち

ですか。政府がこの制度を廃止するというのなら、直ちに廃止して元の老人保健制度に戻すことが、被害をふせぐ道だとお考えになりませんか。連合長の見解を伺います。

理念は妥当だが運用面で問題点があり、新たな高齢者医療制度の検討を見守る(連合長)

【連合長】後期高齢者医療制度は、「国民皆保険」を堅持し、将来にわたり安心して医療が受けられるようにするために創設された制度と認識しており、制度の理念は妥当なものと考えている。

しかし、制度の運用面で諸々の問題点があり、新政権下において、新たな高齢者医療制度を検討しているので、連合長としては、その検討状況を見守っていききたい。

75歳以上という年齢で差別することが問題。ただちに廃止すべきだ(意見)

【田口議員】後期高齢者医療制度にたいする連合長の認識についてですが、「将来にわたり安心して医療が受けられるようにするために創設された制度」という認識は、私の認識とも、多くの国民の認識とも違うということを申し上げておきたい。この制度の最大の問題点は、75歳以上という年齢で差別するところにあります。鳩山首相も、昨年臨時国会で「後期高齢者を年齢で差別する後期高齢者医療制度」と呼んでいるように、制度の運用面で問題があるにとどまらず、高齢者差別という制度の本質に問題があるのです。本質的に問題のある制度は、直ちに廃止すべきであります。

「平成22年度特別会計予算」にたいする反対討論

鳩山政権の対応は、国民の願いを裏切る“二重の後退”

【田口議員】平成22年度特別会計予算にたいして反対の立場から討論を行います。

反対する理由は、後期高齢者医療制度の廃止が先送りされ、今年4月からの保険料値上げが盛り込まれた予算となっているからであります。

この制度の根本的な問題は、高齢者を年齢で差別するところであり、そのことが、“姥捨て”制度だという国民の怒りを広げました。この国民の怒りが、先の総選挙で政権交代をもたらした一つの要因だったと思います。ところが、鳩山政権は、制度の廃止を4年先送りし、しかも、保険料の負担をふやさないという約束まで反故にしました。これは、国民の願いを裏切る“二重の後退”であります。

そのために保険料が値上げされ、高齢者に重い負担が強えられることとなります。さらに2年後には再度の保険料値上げが待ち受けています。この制度は、存続すればするほど被害が広がる制度であり、直ちに廃止すべきであります。

以上の点から、本予算を認めることはできないということを申し上げ、討論を終わります。



一般質問

障害者の医療費助成に後期高齢者への加入を前提にするな、医療費の一部負担金の減免を 田口かずと議員

障害者にたいする医療費助成について

後期高齢者医療制度に加入しない165～74歳の障害者にたいする医療費助成を求める

【田口議員】後期高齢者医療制度に加入しない165歳から74歳までの障害者にたいする医療費助成について質問します。

65歳から74歳までの障害者については、法律上は

後期高齢者医療制度への加入は本人の選択になっていますが、愛知県では、障害者医療費助成を受ける場合には後期高齢者医療制度への加入が条件とされているため、事実上の65歳からの強制加入となっています。

愛知県のように後期高齢者医療制度への加入を障害者医療費助成の要件としていたところは10道県ありましたが、国からの検討要請を受けて、これまで4県でこの制度への加入を助成要件としないように

するなどの見直しが行われました。一方、4道県では現行どおりこの制度への加入を助成要件とし、残る2県、そのうち1県は愛知県ですが、いまだ検討中とのことです。

後期高齢者医療制度は、先送りされるとはいえ廃止の方向です。しかし、廃止されるまでの間も、65歳を迎えた障害者は、愛知県では医療費助成を受けるために、否応なしにこの制度に加入しなければなりません。近々廃止になる予定の制度に、どうして障害者は65歳から加入しなければいけないのか。愛知県でも、後期高齢者医療制度への加入を障害者医療費助成の要件としないよう、見直されるべきです。

そこで、連合長にお尋ねします。障害者医療費助成の要件の見直しの検討状況について、愛知県からどのように聞いていますか。広域連合から愛知県にたいして、後期高齢者医療制度を選択しない65歳から74歳の障害者にも、障害者医療費助成を適用するよう強く求めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

愛知県に適用を求めるのは、難しい(連合長)

【連合長】現時点で、愛知県から平成22年度は見直しを行わないと聞いている。愛知県は後期高齢者医療制度など他の法令等の医療制度を優先すべきとの考えで現行制度が運用されており、これは県全体の障害者福祉施策の中の大変大きな問題であり、保険者としての立場からは、適用を求めるのは難しい。

廃止する制度でもあり、加入を助成要件としないようもとめる(要望)

【田口議員】65歳から74歳までの障害者にたいする医療費助成についてですが、平成22年度は見直しを行わないという愛知県の姿勢はたいへん問題です。後期高齢者医療制度は廃止の方向なので、この制度への加入を障害者医療費助成の要件としないよう、見直すことを愛知県に求めたいと思います。

医療費の一部負担金の減免について

医療費の一部負担金の減免を

【田口議員】次に、医療費の一部負担金の減免について質問します。

私は昨年8月の定例会で、医療費の窓口負担、す

なわち一部負担金の減免について、本広域連合では、災害により住宅に著しい損害を受けた場合における免除だけに限定されている点を指摘し、様々な事情で収入が激減した場合も減免の対象とするよう求めました。これにたいして事務局長は、「諸々の事情による収入激減者に対しても、一部負担金の減額、免除、徴収猶予等の措置について、市町村との協議も踏まえて、今後検討を進めていく」と答弁されました。

そこで、事務局長にお尋ねしますが、一部負担金の減免規定について、その後、どのように見直しを検討し、改善されたのか、お聞かせください。

国からの通知に準じて見直しや調整を行っている(事務局長)

【事務局長】一部負担金の減免規定は、国からの通知に順じ、諸々の事情で収入が激減した場合も減額・免除・徴収猶予の措置が出来るよう、他の広域連合及び県下市町村国保の実施状況の調査、さらには、市町村職員との協議を重ねるなど、検討を進め、その結果、平成22年度からの実施に向け、国からの通知に準じて規定の見直しや関係機関との調整を現在進めている。

一部負担金の減免は周知徹底を。75歳以上は無料をめざせ(要望)

【田口議員】「諸々の事情で収入が激減した場合も減額・免除・徴収猶予の措置ができるよう」規定を見直し、来年度から実施するとのことですので、これは一歩前進だと思います。ただ、国民健康保険の場合も、一部負担金の減免については、制度の周知不足もあって適用件数がたいへん少ないという実態がありますので、制度の周知を徹底する必要があります。保険証更新時に同封している冊子の中に一部負担金の減免制度についても明記したり、市町村の窓口で制度紹介のチラシや申請書を置くなど、PRに努めていただきますよう要望しておきます。

なお、医療費の一部負担金の減免が適用されるのは、規定を見直しても特別な事情がある場合に限られます。私は、75歳以上の高齢者については、医療費の窓口負担を無料にすることを国に求めたいと思います。



【請願審査】保険料の引き下げ、独自減免、議員定数増などを求めるのは当然の要求 田口かずと 議員

全員協議会での趣旨説明

【田口議員】請願第1号、同第2号について、趣旨を簡単にご説明申し上げます。

昨年総選挙後に誕生した民主党を中心とする新政権は、後期高齢者医療制度を4年後に廃止する方針を決めましたが、廃止されるまでの間、制度は継続し、今年4月には保険料が値上げされようとしており、保険料未納者への保険証の取り上げ、資格証明書の発行も心配されます。

高齢者人口の割合が増加すると自動的に保険料が値上げされる仕組みや、以前の老人保健制度では禁止されていた高齢者への資格証明書の発行を可能とする仕組みなどは、後期高齢者医療制度の大きな弊害だといわなければなりません。

この制度の矛盾を根本的に解消するには、制度そのものを速やかに廃止することが必要であると考えますが、制度が運用されている状況に鑑み、請願第1号では、保険料引き上げを行わないこと、愛知県独自の保険料軽減制度を創設すること、愛知県にたいして健康診査事業などへの補助などを求めて、保険料負担を軽減することを、請願第2号では、資格証明書の発行を行わないことを求めるものです。

以上の請願の趣旨をおくみとりいただき、皆様のご賛同をお願いして、趣旨説明を終わります。

賛成討論

請願第1号「後期高齢者医療制度の保険料に関する請願書」にたいする賛成討論

【田口議員】「後期高齢者医療制度の保険料に関する請願」について、賛成の立場から討論を行ないます。

まず、第1項の今年4月からの保険料引き上げを行わないことについてですが、先ほど来、申し上げてきたように、保険料の引き上げは、後期高齢者に負担増を強いるものであり、やめるべきです。

次に、第2項の愛知県独自の保険料軽減制度の創設についてです。全国の広域連合の中には、独自の保険料軽減制度を設けているところがあります。たと

えば、東京都広域連合では、葬祭事業、審査支払手数料、財政安定化基金拠出金、収納率による保険料上乘せ分の4つの事業について、保険料算定からはずして区市町村負担とすることによって、保険料を軽減してきました。本広域連合としても、とくに低所得者にたいする独自の保険料軽減制度の創設が求められています。

次に、第3項の愛知県にたいして健康診査事業などへの補助を求めて、保険料負担を軽減することについてです。健診事業への都道府県からの補助については、平成20年度に11の都道府県で広域連合への補助が行われています。本広域連合も昨年7月、愛知県に要望書を提出しましたが、愛知県からの補助は実現していません。愛知県は、保険料の増加抑制策として財政安定化基金の積み増しと取り崩しを行う予定ですが、それとは別に、健診事業などへの補助を行っていただければ、さらに保険料負担を軽減することができるわけですから、繰り返し愛知県に求めるべきです。

以上の理由から、本請願の採択を求めて、賛成討論を終わります。

請願第1号 後期高齢者医療制度の保険料に関する請願書

【請願趣旨】後期高齢者医療制度が実施されてまもなく2年となるようになっていますが、この制度の不合理な点や矛盾はますます明らかになり、度重なる見直しを経ても、なお不満や怒りは治まっていません。

昨年9月に誕生した民主党を中心とした新政権は、「後期高齢者医療制度」を4年後に廃止することを決め、廃止に向けて「高齢者医療制度改革会議」を発足させてその検討を始めました。

しかし、廃止されるまでの間、制度は継続し、まもなく保険料改定時期を迎えます。厚生省は4月の改定で、2009年度より13.8%の増加となるとの試算を公表しており、このまま推移すれば保険料の大幅引き上げが心配されます。

そもそも高齢者人口割合が増加すると自動的に保険料が値上げされる仕組み自体が制度的な欠陥だと言わねばなりません。

私たちは、後期高齢者医療の矛盾を根本的に解消するには、制度そのものを速やかに廃止することが必要だと考えますが、制度が運用されている状況に鑑み、後期高齢者のいのちと健康を守る立場から、次の事項の実現を求めます。

【請願事項】

1. 今年4月からの保険料引き上げを行わないでください。
2. 低所得者に対し、愛知県独自の保険料軽減制度を設けてください。
3. 愛知県に対し、健康診査事業などへの補助を強く求めて、高齢者の保険料負担を軽減してください。

請願第2号「資格証明書の発行を行わないことを求める請願書」にたいする賛成討論

【田口議員】「資格証明書の発行を行わないことを求める請願」について、賛成の立場から討論を行います。

資格証明書の発行について当局は、先ほどの特別会計予算の質疑の中で、厚生労働大臣の「原則、資格証明書は交付しない」との方針にもとづいて出された厚生労働省の通知を踏まえて、より厳格な運用を徹底すると答弁されました。「原則として交付しない」という国の方針は、資格証明書は交付しないようにせよという趣旨だと、私は受け取っております。実際、全国で資格証明書を交付したという事例は聞いておりません。

高齢者は病気にかかりやすく、受診の遅れが命に関わります。保険証の取り上げという資格証明書の発行は、制度廃止までの間、1件もあってはなりません。本広域連合としてもこの立場に確固として立つことを求めたいと思います。

以上の理由から、本請願の採択を求めて、賛成討論を終わります。

請願第2号 資格証明書の発行を行わないことを求める請願書

【請願趣旨】昨年9月に誕生した民主党を中心とした新政権は、「後期高齢者医療制度」を4年後に廃止することを決め、廃止に向けて「高齢者医療制度改革会議」を発足させてその検討を始めました。

しかし、廃止されるまでの間、制度は継続し、その間に保険料未納者への保険証取り上げ、資格証明書の発行が心配されます。

高齢者は病気にかかりやすく、受診の遅れが命に関わるため、老人保健制度では、高齢者への資格証明書の発行を禁止していました。

しかし、後期高齢者医療制度の発足と同時に、高齢者への資格証明書の発行を可能とする仕組みが導入されました。

年金から保険料を天引きできない低所得者すら保険料を未納すると保険証を取り上げられてしまうといった仕組みに、高齢者からの不満や怒りの声が集まったことは言うまでもありません。

こうした背景を受けて、新政権は、厚労省通知（平成21年10月26日）で、保険料未納者への「資格証明書は原則として交付しない」との基本方針を示しました。

私たちは、後期高齢者医療の矛盾を根本的に解消するには、制度そのものを速やかに廃止することが必要だと希っていますが、制度が運用されている状況に鑑み、後期高齢者のいのちと健康を守るために、次の事項の実現を求めます。

【請願事項】
保険料未納者への「資格証明書」の発行は行わないください。

愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会（2010年2月10日）

議案 番号		議案に対する態度		結果	内容
		共産党	他議員		
同意第1号	監査委員の選任			可決	議選：丸山繁治(新城市議)
承認第2号	平成21年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の専決処分			可決	補正額330万円。75歳になった月の自己負担額を1/2にする特別支給金が不足したため。財源は国庫。
議案第1号	愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正			可決	職員の勤務時間を1日8時間 7時間45分、1周40時間 38時間45分に。休憩時間を45分 1時間に。
議案第2号	愛知県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正			可決	県外出張に実費以外に出していた雑費(幹部1日2000円、職員1日1300円)を県内と同じ1日200円に。
議案第3号	愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正			可決	保険料の値上げ。所得割額7.43% 7.85%。均等割40.175円 41,844円。
議案第4号	愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正			可決	軽減措置を延長するために基金の処分をする。失効時期を2年延長。
議案第5号	平成21年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第3号)			可決	34億円の補正。市町村負担金の減額1.5億円、健康増進補助など3200万円、保養所助成減額2500万円、保険料軽減のための交付金34億円。
議案第6号	平成21年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)			可決	196億円の補正。療養給付費増が186億円、訪問看護療養費増が4.8億円、高額療養費増が4.7億円など。
議案第7号	平成22年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算			可決	48億6142万円。前年比5億8624万円、13.7%増。
議案第8号	平成22年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算			可決	5740億3799万円。前年比552億2591万円、10.6%増。保険料値上げで34億円。県財政安定化基金から44億円。検診項目を拡大5677万円。
請願第1号	後期高齢者医療制度の保険料に関する請願書			不採択	1 保険料の値上げを行わない 2 独自の減免制度を 3 健診などへの補助を求め保険料軽減を
請願第2号	資格証明書の発行を行わないことを求める請願書			不採択	資格証明書は発行しないこと

態度： =賛成 =反対 日本共産党以外の全議員は同じ態度でした。

名古屋港管理組合議会 一般質問 (3月26日)

高潮防波堤の耐震改修 / 大気汚染対策 / 核密約と米艦船入港 / スーパー中枢港湾 / 水族館の改修について



高潮防波堤の改修補強など 防災対策について

改修補強に必要な予算や負担、工期はどうなる

【山口議員】伊勢湾台風から50年の昨年6月に本会議で、私が問題提起をした高潮防波堤の耐震診断・耐震改修について検討を進めてきた伊勢湾高潮災害低減方策検討委員会は、3月11日の委員会で「最大4.1mの沈下が予想される知多堤と同じく2.9mの沈下が予想される鍋田堤、どちらにも抜本的な対応策が必要」と結論づけました。妥当な結論だと思います。問題は対策の具体化です。

検討会では国が「再来年の予算化をめざす」と表明されたようですが、検討会の結論にそった改修補強に必要な予算はいくらになるのか。それは全額国庫負担なのか。本組合の負担は発生するのか。また工期はどのくらい必要なのか。現時点での見通しを教えてください。

国で調査・設計、予算等が決まる。負担率は協議

【企画調整室長】高潮防波堤の沈下対策は、幅広堤と嵩上げを基本に適切な対策工法の採用でまとめられた。今後、国が現地条件を踏まえた詳細な調査や設計を行い、具体的な対策工法や対策施工範囲が定められる予定。必要な予算や工期は、対策工法等の決定後に明らかになると聞いております。

愛知県及び名古屋市と連携を図りつつ、対策工法や費用負担のあり方について国と協議します。参考までに、昭和35年度より高潮防波堤を建設した伊勢湾等高潮対策事業の地方負担割合は32%、平成元年度より鍋田堤を改修補強した港湾整備事業の地方負担割合は50%でした。

津波警報の際の避難誘導の問題と対策はどうか

【山口議員】先日のチリ大地震では津波警報が発令され、港区野跡学区の一部には避難勧告も出されました。また防潮扉も閉められ、水族館も臨時休業になりました。しかし日曜日のガーデンふ頭では、防潮扉が閉まったあとも観光客の姿が見られたとも聞いています。なかには防潮扉って何、という人もいたようです。津波の予報は難しい、でも油断大敵です。津波警報にあたって、ガーデンふ頭での避難誘導でどんな問題が生じたのか、今後の対策はどうするのか、お聞きします。

避難の周知と誘導の方法の改善が必要

【防災・危機管理担当部長】当日は、ガーデンふ頭一帯、水族館等の閉館及び防潮扉閉鎖のアナウンスを繰り返し、避難誘導を行いました。多くの来港者は指示に従い避難しましたが、防潮扉の閉鎖がどういうことか分からない人や状況把握のできない人がいたことから、避難の周知と誘導の方法について課題が残りました。

このことを踏まえ、分かりやすいアナウンスを行うとともに、巡視による来港者の避難誘導がより迅速に行えるよう、来港者の安全確保に向けた体制の充実を図ります。

防災問題でのシュミレーションを(意見)

【山口議員】津波警報への対応は、新しい課題です。防潮堤の海側は、いざというときには大変に危険な地域との認識が重要です。今回は地震から津波の到達までかなりの時間がありましたが、いつもこうとは限りません。結婚式場でもし式の最中だったらどうするのか、金城ふ頭につくっているJR博物館の避難誘導はどう

するのか、しっかりシュミレーションしていただくよう要望しておきます。

臨港地区の大気汚染対策について

大気汚染対策と測定局の設置について

【山口議員】今年はC O P 10開催の年でもあり、環境問題への取り組みが注目されます。水族館や藤前干潟の活用も大切ですが、その前に解決すべき課題が大気汚染問題です。

臨港地区は人がいない地域とされ、大気汚染などの環境基準は適用除外されています。ですから管理組合の環境保全センターは水質保全が中心で、大気汚染対策は皆無です。一方、県や市の大気汚染対策でも臨港地区は事実上対象外です。

しかし臨港地区には、工場が林立し、コンテナトレーラーが行き交う、排気ガスの一大発生源です。そこでは多くの労働者が働いており、またすぐ近くに市営県営住宅もあり、多くの住民が暮らしています。

そこで管理者にうかがいます。臨港地区およびその隣接地域についても大気汚染対策が必要との認識をお持ちでしょうか。この地域でも大気汚染の常時測定が必要と思いますが、測定局を設置する考えはないか、うかがいます。

愛知県及び名古屋市が常時観測を行う

【管理者（市長）】大気汚染の観測は、愛知県及び名古屋市が常時観測を行うことになっております。港湾における大気環境の保全は、交差点改良など港湾管理者として可能な施策を実施しております。

臨港地区の大気汚染の実態をまずは一度きちんと測定してもらいたい（再質問）

【山口議員】結局、管理組合としては大気汚染を測定する気は全然ない、との答弁です。大気汚染の観測は愛知県や名古屋市の仕事というだけです。でも県や市は、環境基準が適用されな

い臨港地区には測定局は設けない。このままでは港区の住民は救われません。管理者、臨港地区の大気汚染を測定するのは日本初の仕事ですよ。今日は港の管理者として答弁していただいておりますが、名古屋市とも協議もしていただきたい。この臨港地区の大気汚染の実態をまずは一度きちんと測定していただきたい。再度、答弁を求めます。

愛知県及び名古屋市と調整してまいりたい

【管理者】本質的には名管は関係ないですが、名古屋市といろいろ調整してまいりたい。

環境基準の適用から臨港地区を除外するな（意見）

【山口議員】大気汚染問題は、ぜひ国に対しても環境基準の適用から臨港地区を除外することは現実に合わない、改善せよと、と管理者からも働きかけていただきたい。これは強く要望しておきます。そのためにもぜひ県市としっかり相談して、名古屋港臨港地区での大気汚染の測定と対策に取り組んでいただきたい。

核密約問題とアメリカ艦船への対応について

管理者による非核証明を

【山口議員】日米間の核密約で、アメリカの軍艦が日本の港に寄港する際に核兵器が事前通告なしに持ち込まれていたことが明らかになりました。外務省の有識者会議は、密約の根拠となる討論記録の存在を認めながら、密約の存在をはっきりと認めない、むしろ核持ち込みを今後とも事実上容認するに等しい、非常に不十分な報告書でお茶を濁そうとしています。

それでも日本政府がアメリカ軍の核兵器持ち込みを事実上、容認していたことはほぼ間違いない事実です。

先の11月議会では、「米軍艦の入港に際しては非核の証明が必要だ」との質問に対し、当局は「外務省からは、米国からの事前通告がないので核は積んでいない、と聞いている」と答弁

しました。アメリカの軍艦が入港するたびに、同じ答弁が繰り返されてきましたが、少なくともこの答弁には何の根拠もなかったことが、今回の核密約調査でも明らかになったと思います。

そこで以下、数点を管理者にうかがいます。

今回の核密約の調査結果を踏まえて、これまでの答弁と今後の対応について見直す考えはありませんか？ 国の「事前通告がないから核兵器は積んでいない」という論理はもう通用しないことは、あなたも認めますね、この点での認識はいかがですか。まずうかがいます。

また管理者は、同じく質問に対して「わしが勉強したところ、核は積んでないと思います」と答えました。あなたのこの答弁の根拠は何か、聞かせてください。

1991年にブッシュ大統領は「水上艦艇からの核兵器を撤去する方針への転換」を宣言しました。でもアメリカは、艦艇からは撤去したとしながら、一方では、いまでも「核兵器の存在を否定も肯定もしない」いわゆるNCND政策を堅持しています。

しかも94年にはクリントン大統領が91年宣言を修正し、攻撃型潜水艦への核搭載を復活し、また有事には再び核の搭載があるとの姿勢を堅持しています。日本政府の対応はこの宣言があっても何も変わっていないのです。

核密約が廃棄されない現状では、政府・外務省の言い分は信用できません。ですから、あなたが港湾管理者＝自治体の長として、名古屋港に入港を求めるアメリカ軍艦に対して、核兵器を積んでいない非核証明の提出を求めるべきではありませんか？お答えください。

アメリカ軍に証明を出させるのは恐れ多いのならば、あなたの責任で「核兵器は積んどらん」と宣言する。つまりアメリカ軍は、核の有無を明らかにしない方針をとっているが、その方針は名古屋港には通用しないと管理者がアメリカ領事館に通告するくらいしませんか。

非核三原則それ自体を否定し、アメリカ軍による名古屋港への核兵器持ち込みを容認するというのなら話は別ですが、あなたが非核三原則

は守る、核持ち込みは認めないとの立場に立つのなら、国まかせでなく責任ある姿勢を示すべきです。以上、はっきりとお答えください。

通知があった場合は搭載の有無は確認されている

【管理者】何度もお答えしておりますけど、米国は、1991年以降艦船や航空機から戦術核を撤去すると明らかにしており、また、政府も「非核三原則はこれまでどおり堅持する」としていることから、寄港の通知があった場合には、核兵器の搭載の有無はすでに確認されております。

これは、前議会の時に私がお話ししましたのは文書で御党に回答しておりますので、根拠につきましてはですね、いわゆる中西輝政さんの著書の中の記述ですね。それに基づいて私が話したところでございます。

いずれにしても、北朝鮮が核兵器を開発しているという現状でございますので、国益を念頭に行動してまいりたいと思っております。

* 文書回答は間違いだった、と後日、陳謝と削除がありました。

核密約と米艦船への対応で国言いなりと驚き

【山口議員】管理者がここまで国言いなりの態度とは驚きました。管理組合のこれまでの答弁はいったい何だったのか、何の反省も聞かれません。

核密約の存在を外務省の調査委員会は、はっきりと認めませんでした。あいまいなまま「暗黙の合意」があったというだけです。だから、いろいろ言いながらも、自民党政権下では「アメリカから事前協議がないから核持ち込みはない」だったのが、民主党政権では「アメリカが91年以降は積んでいないと言うのだから積んでいない」と変わっただけです。日本の主体性はどこにもない。アメリカが日本との核密約にしたがって核兵器を自由に持ち込める状況には何の変化もありません。「核兵器搭載の有無を明らかにしない」政策をアメリカは変更していま

せん。核密約問題は過去の話ではありません。

再度、うかがいます。

あなたは、アメリカが核兵器の存在を否定も肯定もしない政策をいまでも継続していることを認めますか。この政策と日本の非核三原則、そして「91年以降は核を積んでいないというから積んでいないんだ」という政府の姿勢は矛盾すると思いませんか。

核密約の存在をあなたは認めますか。認めたくえて、核密約の廃棄を国に迫るべきではありませんか。

国が核兵器の有無を確かめないのなら、自治体として、入港する艦船に「非核証明書」の提出を求めるしかないでしょう。いかがですか。以上、再度、管理者の答弁を求めます。

憲法ができた当時とは違う

【管理者】憲法ができた当時と違っており、憲法はそのまま、北朝鮮が核兵器を開発している。国益を念頭に行動していかないといけない。

そんな姿勢では、港湾の安全も自主性も守れない

【山口議員】安全保障問題については、それはそれとして論争したいのは山々ですが、いま問題にしているのは、自治体の長、港湾管理の責任者としての自主性、主体制を問題にしているのです。

問題は、日本が核兵器廃絶をめざす、非核三原則を守ります、といくら世界に叫んでも、アメリカとの核密約を清算できなければ、誰からも相手にされませんよ。

国がそういう態度だから、自治体がかんばらなければいけないのです。市民が選んだリーダーは、国の言い分をそのままオウム返しにする人だったのか、とあなたを応援した市民もがっかりしますよ。

期待を集めて政権に就いたと思ったら、やることはいままでと同じでがっかりだ、民主党もあなたも一緒ですね。そんな姿勢では、港湾の安全も自主性も守れない。

国際戦略港湾選定と 港湾の民営化について

釜山港並みのハブ港を目指す方針なのか

【山口議員】国際戦略港湾の選定が話題になっています。議員総会の説明資料では「公共事業の投資余力が狭まるなか『選択』と『集中』を行い、国際競争力のある国際戦略港湾を選定する、三つあるスーパー中枢港湾を一つか二つに絞り込む方針」とあります。しかし、スパ中も同じように「選択」と「集中」と言いながら結局、スパ中以外でも北九州や福岡港、そして清水港にも水深15m級の大水深バースが次々に作られてきました。選択にも集中にもなっていません。

国主導の大型開発競争にあおられるのではなく、名古屋港は、中部のものづくり産業を支える物流拠点として、身の丈にあった港湾整備こそ進めるべきです。そこで以下、数点うかがいます。

国際戦略港湾の目的として「釜山港等に伍する国際競争力のあるコンテナ港湾を選定する」とあります。釜山港のコンテナ取扱高は、名古屋港の4.7倍です。それだけのコンテナ取扱量を本港もめざすのですか。

ハブ機能をもった港湾でなければそんな取扱高にはなりません。名古屋港はハブ港をめざす方針はやめたのではありませんか、教えてください。

広域からの貨物集約を目指す

【企画調整室長】国際コンテナ戦略港湾として国が求めているのは、「国内貨物の集約・コスト低減による基幹航路の維持強化」と「中国等アジアの急速な発展への対応」が中心、中長期的には、国際トランシップ港としての位置付けも視野に入れるというもの。こうしたなかで、名古屋港・四日市港が連携し、国際コンテナ戦略港湾に応募するものであり、基幹航路維持・強化のためのコスト低減や広域からの貨物集約

を目指し、引き続き、日本経済を牽引する中部のものづくり産業を物流で支えていく。

水深18mの大水深バースはどこに作るのか

【山口議員】選定基準には、「将来のコンテナ船の大型化に対応しうる水深18m級のターミナルを確保できること」とあります。名古屋港では水深16mバースを二つ作るのに約800億円もの費用をかけました。しかしこの水深の岸壁ですら十分に活用しきれず、鍋田の新バースは水深を14mから12mに変更したばかりです。

「将来」とか18m「級」とか、表現をぼかしてはいますが、基本的に浅瀬の名古屋港に本気で水深18mもの大水深バースをいったいどこにつくるのか。目論見書にどう書くのか、教えてください。

飛島ふ頭南側コンテナバースを増探

【企画調整室長】水深18mの大水深バースは、飛島ふ頭南側コンテナバースを増探して有効活用を図る。

民の視点で新しく具体化する施策とは

【山口議員】選定基準にはまた、「コスト低減や貨物集荷を実現させる方策として、公設民営といった『民』の視点からの効率的な港湾経営等の施策が具体的であること」とありますが、民の視点で、どうしてコスト低減や貨物集荷が実現できるのか何の説明がありません。公共ターミナルをいくつも運営する名古屋港管理組合は、既に日本一の港と胸を張っているじゃありませんか。他の港よりも民の視点が強かったから日本一になったわけではありません。

株式会社のセントレアが貨物の集荷や航路維持に成功していますか。民の視点で何でも解決するというのは幻想です。名古屋港では現在でも公共と民間が力を合わせて立派に運営してはおりませんか。この選定基準にそって、民の視点で新しく具体化する施策とはいったい何か、教えてください。

効率的な運営、広域からの集荷、戦略的なポートセールスなどの施策を実施

【企画調整室長】まず、埠頭公社の株式会社化を進め、次に民間の各コンテナターミナルの経営主体との連携を強めていき、効率的な運営、広域からの集荷、戦略的なポートセールスなどの施策を実施していきたい。

名古屋港は独自の道を進むべきだ

【山口議員】コンテナ取扱い個数では名古屋港は、東京、横浜に次いで国内3番目です。大阪と神戸が一体化するとさらに順位は下がります。名古屋港が日本一なのは取扱貨物量や貿易高であってコンテナ取扱量のことではありません。

コンテナのみに着目した国の戦略港湾の選定方針そのものが間違っているとは思いませんか、これはぜひ管理者に答弁を求めたい。名古屋は名古屋の独自の道をいくべきではありませんか。お答えください。

総合力で選ばれるべきもの

【管理者】総合力で、当然選ばれるべきと思っております。

民の視点でどうして安くなるか、逆に官が入ったらどうして安くできなくなるか。常識的にいえば民の視点で、価格競争したほうが・・・。

国の方針に異議ありと言うべきだ(再質問)

【山口議員】釜山港並みのコンテナ取扱量をめざすのか。明確な答弁がありません。管理者も



コンテナだけでなく総合力で名古屋港を選んでほしい、と答弁されました。だったら管理者、コンテナだけが選定基準になるような国の方針にこそ異議あり、と言うべきではありませんか。もういちど答えてください。

更に強く訴える

【管理者】計画書を提出したところですので、何としても名古屋港が入るように全力で行うことが名古屋市のためになる。

スパ中構想で、国際競争力が高まったのか

【山口議員】国の言いなりになる必要はありません。そして、新たな絞り込みの前にスーパー中枢港湾政策の総括こそ必要です。スパ中以外でも大水深バースが次々に掘られていったと指摘しましたが、この総括なしに、新しい選択と集中が提案されても簡単に乗れる話ではありません。そこで選任副管理者にうかがいます。

スパ中構想でほんとうに選択と集中が進み、日本の港湾の国際競争力が高まったと総括しているのですか。

また名古屋港では港湾コストの3割削減と言われていましたが、それは実現できたのですか、はっきりと数字で実績を示していただきたい。

国の総括ではコストは2割弱の低減、リードタイムは1日を達成

【専任副管理者】平成22年2月の国の総括では、官民連携によるハードとソフトが一体となった総合的な施策を推進してきたことで、平成20年時点でコストは2割弱の低減、リードタイムは1日を達成するなど、当初の目標については視野に入りつつある。

名古屋港は、次世代高規格コンテナターミナルの整備や当該ターミナルへの民間活力の導入として、認定運営者による我が国初の自動化荷役システムの導入や、水先法の改正による水先区の統合やゲートオープン時間拡大のモデル事業などソフト施策含めて取り組んでおります。

港湾コストは、公共、民間に渡る様々な構成

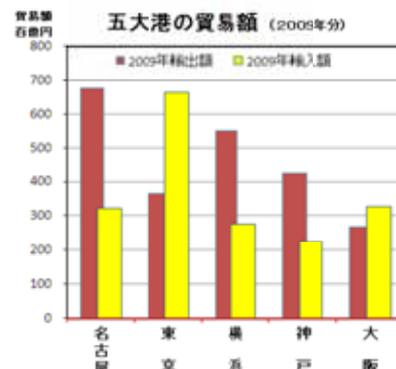
要素があり、特に民間事業者間の取引にかかる費用は把握しづらい。今後は、国の試算の考え方を踏まえて検討していく。ちなみに、港湾管理者の入港料は、インセンティブの実施により、平成21年実績として、約2割の低減が図られ、またリードタイムは約1日を達成しております。

しかし、更なる選択と集中を行い、港湾の国際競争力を強化する必要があるとあって、今回の国際コンテナ戦略港湾の募集が行われている。

国際戦略港湾に選ばれることが本当にいいことか

【山口議員】スーパー中枢港湾の総括もまだまだです。十分な成果があったとはとても言えない、根拠のある数値も示せないのなら、科学的な検証ができないじゃありませんか。民の力を借りたら、コストは企業秘密だから答えられない。これでどうして港湾コストの3割削減なんて言えるのですか。民間活力の導入とえば、なんでも解決できるという発想をあらためていただきたい。

「民の視点」では、ふ頭公社の株式会社化しか具体的な答えはありませんでしたが、よく考えていただきたい。国際戦略港湾に選定されてさらに民営化の推進ということになれば、民の主役は、地元の港運業界ではなく、中央や海外の巨大資本です。地元業界が名古屋港から駆逐されかねません。国際港湾だからと港湾の管理運営権を、国と独占資本に譲り渡していいのですか。国際戦略港湾に選ばれることがいいことなのか、関係する業界や港湾労働者、職員の意見を落ち着いてよく聞き、冷静に検討していただきたい。



水族館の改修について

改修はシャチの飼育上問題があったから行うのか

【山口議員】最後に水族館のシャチ第2プールの改修についてうかがいます。

改修の中身は、配布された資料では、いわゆる通常の防水塗装工事とのことですが、私が調べたところではFRP(繊維強化プラスチック)防水からエポキシ樹脂防水に仕様を変更する大規模な改修です。予算も6825万円です。もともと防水保証期間は10年なのにその途中で防水仕様を全面変更するのはなぜか。

以前のFRP防水ではプール壁面の表面が浮き上がってデコボコになり、それをイタズラ好きのシャチが歯で食いちぎっていたと聞きました。いまから考えるとイルカならともかくシャチのプールにふさわしい仕様だったのかとの疑問の声も聞きます。この改修はシャチの飼育上、問題があったから行うのではありませんか。

シャチ受け入れで補修が必要となり改修費を流用

【関連事業担当部長】北館建設時は、当時の技術として最適な防水工法としてFRP工法を採用した。しかし、「クー」飼育時にプール壁面の部分的な剥離が認められ、イルカに比べて剥離片をくわえて遊ぶ習性が強いシャチが、場合によっては誤って飲み込む可能性もあるため、その都度潜水作業で補修を行ってまいりました。

名古屋港水族館と北韓のプール。
(名古屋港管理組合及び名古屋港水族館のホームページより)



建設後9年目を迎え、プール壁の剥離の拡大が懸念されたため、シャチを受け入れるにあたり、プールの水を抜いて剥離状況と補修工法の調査検討を行いました。

その結果、万全を期すため補修が必要と判断し、緊急措置として「施設補修費」に加え、一部「改修費」を流用した。工法は、より剥離のしにくいエポキシ樹脂を用いた工法による補修を実施した。

改修予算はどの予算か。なぜ議会へ説明しないのか

【山口議員】シャチの入手が11月議会で報告されたのに、この改修予算は計上されず、気がついたら既に工事が進んでいました。議会には巨額の費用を伴う改修工事について何も説明はありませんでした。「ガーデンふ頭文化厚生施設補修費」という費目は、当初予算にも補正予算にも掲載されず、いきなり繰越明許です。

いま行われている工事の費用は、どの予算を使っているのですか、予算の流用ではありませんか？なぜ議会へも説明がなかったのか、答弁を求めます。繰越明許ですが、工事が遅れているのか、予定通りなのか、教えてください。

騒音で休館日に作業したので約1ヶ月の工期延長

【建設部長】シャチ2プール改修は、平成22年2月3日に契約を結び、今年度中の完了を目指して工事を開始したが、既設防水層の撤去で想定外の騒音が発生し、イルカパフォーマンスなど



来場者サービスに支障をきたすため作業を休館日に限定したことから約1ヶ月の工期延長が必要となった。

音に敏感なシャチ(ナミ)への花火の影響は

【山口議員】音に敏感な鯨類への配慮のために工期が延びているとも聞きます。シャチも音には敏感な生き物です。ところで、クーが調子を悪くしたのは防音性がない第2プールにいて花火の大音響に接したため、とのうわさがあります。死亡した年だけこのプールにいて、前年までは音が聞こえにくい奥のプールにいたとも聞きますが、ほんとうですか、心配なので念のためにうかがいます。

ナミは花火の晩はどのプールで過ごし、どこで花火の音を聞くのか。普段過ごすいま改修中のプールなのか、もうひとつ奥のプールに移るのか、教えてください。

シャチ2プールを居住用として利用

【関連事業担当部長】「クー」は、飼育開始時よりシャチ2プールを居住用として利用し、花火の際にも同プールを利用しておりました。花火による体調への影響は、「クー」の飼育開始時から毎年、飼育員等により観察したが、行動及び食欲低下等の影響は、観察上からも特に認められていないと水族館から聞いております。

「ナミ」についても、「クー」と同様シャチ

2プールを居住用として予定しており、また花火による体調への影響もしっかりと観察したい。

工事の遅れと工期への影響は

【山口議員】5億円で入手する新しいシャチ、ナミには市民県民の大きな期待があります。私たちも万全の準備をして迎えたいのです。この改修がナミの搬入に合わせるために、あせって不完全な仕上がりになっては困ります。いまの工期に無理はありませんか。

撤去作業以降の工事は、順調

【建設部長】既設防水層の撤去作業以降の工事は、順調に進捗しております。

あせらず、あわてず、シャチの受け入れに万全の準備を(意見)

【山口議員】シャチのプールの改修工事は、指定管理者としての補修業務を越えた大きな工事であり、飼育環境の大きな変化です。ところが、このことについて議会には何の説明もありません。何か隠さなくちゃいけない都合の悪いことがあるのか、と疑問を持つのは当然です。議会にも知らせず、予算を流用しました、と簡単に言ってもらっては困る。しっかりと反省していただきたい。

そのうえで、あせらず、あわてず、シャチの受け入れに万全の準備をお願いしたい。

決算に対する反対討論(3月26日)

国際競争力の強化には役立っていない大水深バースに過剰投資、民営化でコストアップに

山口清明議員

平成20年度(2008年度)の一般会計歳入歳出決算及び施設運営事業会計決算について、認定に反対の立場から討論を行います。

過剰な投資にもかかわらず競争力が低下

まず一般会計です。

飛島ふ頭南側コンテナターミナルの第2バース

が12月から供用開始となり、水深16mの大水深バースが二つ揃いました。整備費はこの年までに717億円、本組合の負担はそのうち261億円の巨額にのぼります。この超大型公共事業は、本港の港勢の発展にどれだけ役立ったのでしょうか。実際に16mの水深を必要とした船舶の入港は、飛島ふ頭南側コンテナターミナルに着岸し

た278隻中71隻だけでした。

しかも本港の世界主要港におけるコンテナ取扱数の順位は、大水深バースの整備中に、2006年度34位から、07年度は36位、08年度はついに41位と3年間に7位も下がりました。同時期に東京港は3位、横浜港は1位しか順位は下がっていません。本港の国際競争力の強化には役立っていないのが現実です。大水深バースは二つも要りません。名古屋港にとってアジア航路が発展の中核になりつつあるのに、北米欧州の基幹航路にこだわった過剰な公共事業を認めることはできません。

ひき船事業の民営化が入港コストのアップに

次に、施設運営事業会計です。

この年、直営のひき船事業が廃止され、最後の金城丸も4億7500万円余で売却され、名古屋港のひき船業務は、民間企業5社に任されることになりました。

その結果、何が起きたのでしょうか。料金が約1割いっせいに値上げされたのです。燃料代の高騰が要因と説明されましたが、原油価格が落ち着いても料金は元に戻らず、港のユーザーへの値上げだけが残りました。名古屋港では、こ

の年のリーマンショックに端を発した大不況に対応すべく、航路維持のために入港料の引き下げなどの緊急措置をとりました。港勢維持のために、入港料を引き下げながら、一方で、ひき船料金の値上げです。管理組合だけのコスト削減を優先させたひき船事業の民営化は、結果的に入港コストのアップを招いたのです。

このように民営化を進めることは、利用コストの設定など、管理組合が必要な政策を実行することを困難にします。景気動向が不透明な時期だからこそ、管理組合がコントロールできる政策手段は握って離さないことが大事です。

民営化は万能ではありません。まちがった民営化を進めた決算は認定できません。以上、2つの理由を申し上げまして、決算の反対討論を終わります。

2010年3月定例会議案審査結果 (○は賛成 ×は反対)

議案名	民	自	公	共	議案名	民	自	公	共
平成22年度名古屋港管理組合一般会計予算(355億6千万円)					指定管理者の指定(名古屋港ポートビル及びガーデンふ頭臨港緑園を港振興財団に)				
平成22年度名古屋港管理組合基金特別会計予算					指定管理者(名古屋港水族館を港振興財団に)				
平成22年度名古屋港管理組合施設運営事業会計予算(上屋40棟、貯木場8、荷役機械10基)					平成21年度名古屋港管理組合一般会計補正予算				
平成22年度名古屋港管理組合埋立事業会計予算					平成21年度名古屋港管理組合施設運営事業会計補正予算				
職員定数条例の一部改正					特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正				
名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例の一部改正					給与条例の一部改正				
指定管理者(名古屋港湾会館を振興財団に)					職員の退職手当に関する条例の一部改正				
指定管理者の指定(新舞子マリンパーク、南浜緑地及び北浜緑地を株式会社日誠に)					工事請負契約の締結(鍋田ふ頭進入道路3号橋(仮称)上部築造工事。18億2280万円)				
指定管理者の指定(金城ふ頭中央緑地始め7緑地を緑地保全協会に)					事業契約の変更(本庁舎PFI棟に1億5400万円余増の88億5300万円余に変更)				
指定管理者の指定(富浜緑地(名古屋港ゴルフ倶楽部(富浜コース)等を除く。)始め8緑地をホームックス株式会社に)					物品の買入れ(シャチ「ナミ」太地町立くじらの博物館より5億円。体長560cm、体重2700kg)				
指定管理者の指定(名古屋港ゴルフ倶楽部(富浜コース)等を緑地保全協会に)									

各常任委員会の概要（閉会中審査）

1 2月11日 財政福祉委員会 病院局所管事務調査 江上博之議員

河村市政が城西病院を市立廃止(2010年度末)

2月議会に条例改正提出を表明

この日の財政福祉委員会では、「今後の市立病院のあり方について」が報告され、城西病院の市立廃止や緑市民病院の指定管理者制度導入方針が示されました。

すぐに民間譲渡を是認した市長は問題

江上議員は城西病院について、「城西病院がかかりやすくベッド代が安い。だから市立での存続を願っている」との住民の声を紹介し、住民に徹底的に説明することを求めました。これにたいして病院局は、「大変微妙な問題。有識者会議の意見を受けて、市の方針も決めずに住民に説明会はできない」等と答えました。江上議員は「河村市長が市立を廃止して民間譲渡に前向きと、9月8日に報じられている。市長発言は今の答弁と逆だ」と指摘し、市長の勝手な発言を批判しました。当局は「市長が思いを述べたもの」と、無責任な答弁を行いました。

緑市民病院は12年度までに指定管理へ
病院局は2月議会に城西病院の市立を廃止する条例案を出すことを表明しました。

また、緑市民病院については市立を維持しつつも、2012年度指定管理者制度を導入して医師確保をしやすくし、民間の経営手法を入れて経営改善することが示されました。

9月30日から10月30日に行われた民間事業者の意向調査の結果も報告されました。

民間事業者の意向調査

城西病院	緑市民病院
民間譲渡、介護保険関連施設の誘致の可能性を探る。 120床以上の病院を持つ法人、市内の介護保険の法人。発送178、回答93。 病院、介護ともに意向あり12。病院のみ0。介護のみ7。意向なし74。	指定管理者制度導入の可能性を探る。 県内300床以上の病院開設の法人。発送32、回答16。 意向あり1。一部変更あれば意向あり2。条件によって今後検討1。意向なし12。

今後のあり方についての方針（案）

城西病院		緑市民病院	
今後の方向性	主な理由	今後の方向性	主な理由
2010年度末を持って市立病院としては廃止する。 民間譲渡により2011年度以降の民間医療施設としての存続及び介護保険関連施設の誘致を図る。	周辺に多数の病院が存在し、中村区・中川区では急性期病院は必要ない。 医師等の確保が困難で競合環境が厳しい中、市が多額の財政負担をして市立病院を継続する理由がない。 亜急性期、回復期、慢性期等は民間で対応を図ることが望ましい。 介護保険関連施設が不足している中で、中村区はひとり暮らしの高齢者が多い。	市立病院として地域密着型の総合的な病院の役割を継続していく。 遅くとも2012年度までに指定管理者制度を導入し、救急医療の充実等による医療サービスの向上及び経営の改善等を図る。	医療ニーズの増加が見込まれるが、周辺に大規模病院があまり存在しない。 緑区内で発生した救急患者の多くが区外に搬送されており、救急医療の充実が求められている。 そのためには、市立病院としての位置づけを維持し、市が責任を持って医療を継続する。 医師などを確保し救急医療充実、経営改善を実現するには指定管理者制度を導入して民間の運営手法を活用する必要がある。

1 2月24日 教育子ども委員会 かとう典子議員

子どもに関する総合計画の策定 行政が公的責任をしっかりと果たす施策を

1 2月24日の教育子ども委員会では、「子どもに関する総合計画」の策定についての所管事務調査が行われました。この計画は、なごや子ども条例に基づく子ども施策総合計画であると同時に、国の「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画の「後

期計画」。計画期間は2010年度から2014年度までの5年間で、4つの分野の施策ごとに重点的な事業が掲げられており、子ども青少年局の事業に限らず、教育委員会ははじめ全庁的な子ども施策の計画になります。

待機児解消は超過入所でなく新增設で

かとう議員は、「障害児施策や貧困問題など重要なテーマがあるが『特に支援を要する子どもの支援』とあるだけでは位置づけが不十分」「保育所の待機児解消は、超過入所による定員枠拡大は限界だ。保育所の新設・増設をすべき」などと指摘しました。

待機児解消について当局は「保育所新設が追いつかないため、枠拡大は、一時的なものとして当面は続けていく。保育所拡充については目標数値を掲げて取り組んでいく」とこたえました。

一方、河村市長のマニフェストである「子育てパウチャー」について、新たに重点的な事業の一つとして事業名が掲載されています。かとう議員は「市民に子育てサービスの利用券をくばるなどのパウチャー制度は、子育て支援が民間企業の儲けの場にされる危険がある。行政の公的責任を堅持すべき」と主張しました。

パブリックコメントは2月1日まで

現在は素案が示された段階で、今後この素案をもとに具体的な計画目標などを定めた計画が年度内に策定される予定です。素案に対するパブリックコメントは2月1日まで。積極的に意見を提出し、市民の声を計画に反映させましょう。

素案は区役所等で配布のほか、市のホームページからもダウンロードできます。

なお、同日の委員会では「第2期ひとり親家庭等自立支援計画」の案についても所管事務調査が行われました。こちらはパブリックコメントは実施しません。詳細は追ってお知らせいたします。

計画（素案）における施策の体系図

施策	施策の展開	事業例
虐待やいじめ等の防止と子どもの権利の保障	子どもの権利を守り生かす 虐待から守る 不登校・いじめ等の対策	相談機関の連携強化 児童相談所の機能強化 スクールカウンセラーの配置
子どもの育ちの支援	子どもの健康支援 豊かな人間性・創造性、社会性 若者の社会的自立 特に支援を要する子どもへの支援	子ども医療費助成 少人数学級の実施 若年者就労支援事業 障害児の放課後支援
子育て家庭の支援	出産、親としての成長 経済的負担の軽減 社会全体での子育て支援 子育てにやさしいまちづくり	妊婦健康診査 子育て家庭への手当支給 びよか 市営住宅子育て世帯向け募集
仕事と生活の調和	働き方の見直し 多様な保育サービス ひとり親家庭の自立支援	子育て支援企業認定・表彰制度 延長保育 ジョイナスナゴヤの運営

12月24日 総務環境委員会 梅原紀美子・くれまつ順子議員

請願
審査

地域委員会は審査打切り。議会改革は継続に

12月24日の総務環境委員会では11月議会で受理された請願と陳情の審査が行われました。

請願者の陳述を実施

委員会冒頭で請願者の意見陳述が行われ、「地域委員会モデル地域公募に関する請願」について請願者から「地域委員会に期待している。選挙は必要。モデル実施は 学区連から提案 30人の署名をえて学区連の協議が必要、とあり学区連が1月12日までに話し合いをやることはできないといわれた。地域委員会として街路の美化・公園の整備をやりたい」等の発言が3分間行われました。

地域委員会は住民の声をよく聞け

地域委員会に関する「モデル実施地域公募」「公選制により選出」「制度の検討は慎重に」の3件について、くれまつ議員は、「市民の十分な理解がされていないままであり、新しい住民自治をあらたにつくっていくには、十分な検討が必要。モデル実施は拙速にやるべきでない」と住民の意見をもっと

聞くように求めました。結果はそれぞれ「審査打切り」「不採択」「保留」となりました。

議会改革の請願は先送り

11月議会で提案された議会改革条例と全く内容が同じ請願について、くれまつ議員は「議員特権を廃止していくことなどすすめなくてはならないし、今議会として検討している」としたうえで、「議員定数の半減という議会制民主主義を破壊するものが含まれている」として不採択を求めました。また「委員会や本会議で3分間スピーチを」について、「市民の声を広く市政に反映させる点では委員会でも本会議でも提案できる制度は必要」として採択を求めました。h19から保留となっている「政務調査費の領収書の全面公開」の請願も「市民の前に明かにすべきことは当然の義務だ」として採択を求めましたがいずれも保留となりました。

また「外国人参政権に関する意見書の破棄決議を求める陳情」「憲法違反の外国人参政権による選挙

を実施しないことを求める陳情」には「外国人への参政権を憲法違反とし、参政権付与に反対するよう

な陳情は不採択」と主張しましたが「ききおく」になりました。

12月24日 土木交通委員会 わしの恵子議員

市営交通事業経営健全化計画（素案）（2009～2016）

生涯賃金20%カット = 4000万円削減 職員を犠牲にしての再建計画でいいのか

12月24日の土木交通委員会に「市営交通事業経営健全化計画（素案）」について説明があり、市バスと地下鉄の経営状況や今後の見通し、サービスのあり方、経営健全化策、収支目標などが示されました。今後、市民意見の募集が1月25日まで行われます。

給与カットで何とか単年度黒字に

現状は、市バスの経常収支が連続3年、20年度は9億円の黒字、累積赤字が105億円。地下鉄は20年度は27年ぶりに18億円の黒字、実質累積資金不足は2375億円。いずれも人件費など運転資金を一時借入でまかなう経営状況で、給与カットなどで黒字化を達成しています。地方財政健全化法で、市バスは資金不足率55.3%のため基準（20%）になっていないので経営健全化計画を作る必要が生じ、あわせて地下鉄も計画を作ります。

地下鉄・新線の建設を休止

具体的な内容として、サービス水準は現行水準、桜通線の延伸でバス路線を再編、利便性と効率性の向上をはかるほか、地下鉄新線の建設は休止することが明らかになりました。

さらなる人件費カットと民間委託

また、利用促進や付帯事業収入の拡大、サービス向上などで収入増を図りつつ、人件費を市バス266億円、地下鉄42億円を削減、職員を市バス24%、地下

鉄1%削減。給与制度を見直し、給与カットを継続、委託化の拡大、経費節約、外郭団体の整理統合などで支出の大幅削減を目指すことも明らかになりました。

一方、市バス事業の安定化のため地下鉄から80億円を出資、一般会計からの支援や資産売却などで、市バスの資金不足率を19.9%にする計画です。

新卒市バス運転手の生涯賃金を4000万円 カット

わしの議員の質問で、新卒市バス運転手で生涯賃金が現行より4000万円、40歳の運転手で2000万円のカットが明らかになり、民間委託も路線ごとなど小規模委託を積み上げて歳出削減をすることが明らかになりました。わしに議員は、「新線建設休止は当然」としつつ、LRTは交通局と関係ないとかマイカーから公共交通への変更策も主体的にならない姿勢を厳しく批判し、交通局だけでは健全化がむづかしく、人件費削減と民間委託という安定・安全運行に不安を残すやり方を厳しく批判しました。

民・自・公の委員は新線建設休止を徹底的に批判し、わざわざ書く必要もないと主張しました。



12月21日 土木交通委員会 わしの恵子議員

東山動植物園再生プランの見直し

事業費50億円減、計画期間25年に変更 一定の改善されるもなお総事業費350億円

12月21日の土木交通委員会では、「東山動植物園再生プラン新基本計画（素案）」についての所管事務調査が行われました。

松原前市長のもとで立てられた現行の東山動植物

園再生プランは、事業費400億円の大規模な再生を10年間の計画で行おうとするもので、日本共産党市議団は、事業規模を見直し、時間をかけて段階的に整備していくことをもとめてきました。

今回の「新基本計画(素案)」は、河村市長の指示によって「現存する歴史文化的施設や樹木、景観に配慮する」「市民により一層楽しんでいただく」の2つの視点から見直されており、この夏から始まったビールの販売に見られるような、娯楽的側面を強調する問題点もあります。

しかし一方で、「急ぐ必要はない」「事業費の縮小を」という市民の声や日本共産党の主張を反映し、計画期間が10年から25年間に延長し、5年ごとに事業計画を見直すこととし、エントランスの縮小などで事業費も50億円減額となりました。しかし、まだなお総事業費350億円の大型事業です。

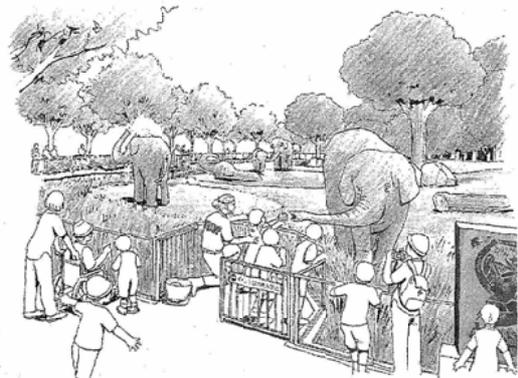
わしの議員は「スケジュールの見直しは、『長い期間をかけて少しずつやるべき』と日本共産党が主張してきた通り」と指摘したうえで、施設の老朽化に対応する適切な維持管理費の確保がなされてこなかった問題や、飼育員の体制強化などを求めました。

また、わしの議員は「東山といえば『ゾウ列車』」が大きな特徴。子どもたちが平和や命の大切さを学べるような観点を」と求めました。当局は「戦争の

惨禍の歴史をふまえ、映像で『ゾウ列車』を学べるようにした」など、新たな位置づけについて説明しました。

さらに「東山動植物園は、教育施設の一環。ビール販売がはじまったが、訪れる子どもたちや大人、動物にとっても安全で快適な施設とするため展示ゾーンにはビールは不要」と指摘し、河村市長がすすめる「娯楽施設化」を批判しました。

一方、他党議員は「スケジュールの遅れは問題」(公明)、「事業費、入場者数などが下方修正されたが、世界一を目指せ」(自民)、「指定管理者導入を検討すべき」(民主)、「獣舎ごとのネーミングライツを」(自民)などと述べ、大規模事業に固執して、いっそうの民間化を推進する姿勢が目立っており、市民の願う見直しに逆行しています。



アジアゾウの展示イメージ。
今回新たに、右端にゾウ列車のモニュメントが描かれており、保存活用されることがイメージ図で示された。

事業費等主な見直し点について

事業費	約400億円を約350億年に想定
整備期間	平成28年度(開園80周年)までの10年間を、平成48年度(開園100周年)までの約25年間に想定し、概ね5年毎に事業計画の見直しを行うこととする。
年間入場者数	350万人を300万人と想定する

1月22日 教育子ども委員会 かとう典子議員

市教委が小規模校対策の基本方針案しめす

きめ細かい教育ができる小規模校の良さをいかせ

1月22日の教育子ども委員会では、教育委員会関係の所管事務調査として、小規模校対策と外国人児童等への対応についての市教育委員会の方針案が審議されました。これら2つの方針案は、2008年9月に設置された有識者・学校関係者らによる「名古屋市学校教育研究協議会」が昨年9月に発表した報告をふまえて、市教委が策定したものです。

対象校は小学校13校

小規模校対策については、「小中学校とも少なくとも各学年でクラス替えができる規模」などの観点で「望ましい学校規模」をしめしたうえで、望ましい規模に満たない学校を「学校規模適正化の対象」とするものです。適正化の方法は、学校の統合もし

くは通学区域の変更で、6年ごとに見直される実施計画期間のなかで優先順位をつけて行われます。

当面、優先的に適正化の対象とされるのは、6学年すべてが単学級で全校6学級の小学校で、なおかつ幼児人口から推計して将来も6学級が続く小学校です。この条件にあてはまるのは、市内で13小学校あります。中学校については適正規模の基準は示しましたが、当面は統廃合の対象とせず小学校の進捗状況をみて検討するとしています。

かとう議員は「小規模校はきめ細かい教育ができる点で良さがある。『クラス替えができない』などというが、児童数の少ない過疎地域の子どもたちでも伸び伸びと育っている」「住民合意のない統廃合

は許されない。住民の意見をしっかりと聞くべき」と主張し、小規模校の統廃合を推進しないよう求めました。

新たに日本語教育相談センターを設置

外国人児童など日本語指導が必要な児童・生徒への対応については、現行の「教育相談室こんには

なごや」を改組し、新たに「日本語教育相談センター」として体制を拡充することとなりました。特に課題の多かった来日直後で日本語を全く理解できない児童生徒にたいする初期指導については、「初期日本語集中教室」を設置することになり、市内数カ所の開設をめざすとしています。

	小学校	中学校
望ましい学校規模	クラス替えができる12学級(各学年2学級)から24学級(各学年4学級)が望ましい。	クラス替えができる6学級(各学年2学級)以上は必要。教員配置などの条件を考慮し、9学級(各学年3学級)から18学級(各学年6学級)の規模が望ましい。
学校規模適正化の対象	11学級以下の学校	5学級以下の学校
適正化の進め方	現在の学級数を基に幼児人口による将来的な学級数を加味し、対象学校をグループ分けし第1グループから段階的に順次取り組む。	現段階では対象とせず、小学校の進捗状況を勘案し改めて検討
小学校対象校の優先順位グループ分け。まずは第1グループ(13校)が対象。 現在6学年すべて単学級で、実施計画期間内も同じ状況が継続 現在6学級だが実施計画期間内に7～11になる、または現在7～11学級で、計画期間内に6学級になる 現在、7～11学級で、実施計画期間内も同じ状況が継続		

請願審査

2月3日 教育子ども委員会 かとう典子議員

汐見が丘保育園をなくさないで 19,331人の願いに、自・公・民が不採択

2月3日の教育子ども委員会で、子ども青少年局関係の請願と教育委員会関係の陳情についての審査が行われました。

このうち「汐見が丘保育園を公立で建て替えることと緑区の待機児童をなくすことを求める請願」について、かとう典子議員は19,331名の思いにこたえようと採択を求めて質疑しました。

審議の中で、かとう議員は、保育園に入りたくても入れない待機児が市内で最も多い緑区で公立園を廃止して民間保育園をつくるやり方を批判。河村市長がタウンミーティングで「まだ使える園舎を壊すことはおかしい」と言ったことを指摘し、待機児解消にとっても「汐見が丘保育園をそのまま残し、新

設園をつくること先決だ」と主張しました。自民党議員からは「市民が納得していないなら、もっと何年も時間をかけて話し合ったらどうか」との意見も出されましたが、採決では民主・自民・公明によって不採択となりました。

私立高校生への授業料補助の拡充を

「私立高校生に対する市独自の授業料助成制度を堅持し、県の乙IIランクの額に近づけ、所得制限の撤廃を求める陳情」については、政府の高校授業料無料化でも、私立高校生への学費負担が大きく残ることから、「助成すべき」との意見が他会派からも出されましたが、県の動向を見極めるとして「聞きおく」となりました。

請願審査

2月8日 財政福祉委員会 江上博之議員

後期高齢者医療制度の廃止を 自民・公明だけでなく、民主党まで不採択に

後期高齢者医療制度をただちに廃止することを求める請願では、民主党議員が「『直ちに』というが、どういう制度にすればいいのか。老人保健制度も決していい制度ではない」と発言しました。

これを受けて江上博之議員は、「この制度は医療費を削減することが狙いであることが明々白々の制度だ。民主党は政権に就く前に老人保健制度に戻すべきだと言っていた」として、請願通り「直ちに廃

止の意見書を出すべきだ」と主張しました。採決では、江上議員と社民党議員が賛成しましたが、不採択になりました。

国保料引き下げの請願も不採択に

名古屋市の国保料は08年度から、保険料未納分の一部と葬祭費や出産一時金、特定検診の費用が保険料に上乗せされ、2年で1万円以上の値上げになっています。江上議員は、「収納率は92%と高く、市民は頑張って払っているが、保険料が高いことで滞納になる。景気も低迷している」と採択を求めました。しかし、自民・民主・公明は「請願項目の『誰でも払える金額』が具体的でなく不明瞭。減免で低

所得者にも配慮している」として不採択にしました。
所得税法56条廃止求める請願も不採択

中小零細業者の自家労賃は、所得税法56条によって必要経費と認められておらず、白色申告をすると配偶者で86万円、家族で50万円が事業主所得から控除されるのみで、家族が経済的に自立できない状況になっています。江上議員は、所得税法56条は廃止させるべきと主張しましたが「56条は恣意的な記帳を防ぐ」という根拠のない理由で不採択になりました。

声明・申し入れなど

11月議会以後2月議会終了までに市議団が行った申し入れや見解、声明、談話などは次の通りです。

- 1、費用弁償の廃止に関する談話（1月5日）
- 2、食肉市場にかかわる情報の全面公開と疑惑の全容解明を求める申し入れ（2月10日）
- 3、市本会議における市長の誤答弁について（3月12日）
- 4、2月定例会を終えて（3月25日）

費用弁償の廃止に関する談話

2010年1月5日
日本共産党名古屋市議団
団長 わしの恵子

1. 1月5日の名古屋市議会基本条例制定研究会で、費用弁償の廃止の方向が確認されました。費用弁償は政令都市18市中、大阪市や横浜市など8市がすでに廃止しており、廃止は当然の方向です。
2. 日本共産党市議団は2003年2月以降、費用弁償廃止を提案し、2005年11月以降、受け取りを拒否してきました。その理由は、イ) 議員が本会議や委員会などに出席するのは議員本来の務めであり、その職務を保障するために議員報酬が支給されており、それとは別に費用を支給する必要はないこと、ロ) 費用弁償の支給根拠のほとんどは政務調査費で賄うことができ、唯一の支給根拠としての交通費についても、登庁は自家用車やバス・地下鉄などを手段とし、しかも、費用弁償の対象となる会議は、平均して月数回程度の頻度であり、費用を償う必要はないこと、ハ) 名古屋市が、財政難を理由にして市民に負担増を押し付けているもとの、議員に対する過大な支出は市民感情からも許されないからです。

こうした主張が実を結び、費用弁償の廃止に向けて大きく動きだしたことをわが党は歓迎するものです。

3. わが党議員団はこの研究会の公開を主張し、市民の傍聴を実現させましたが、本日の研究会では費用弁償の廃止のほか、市議会の委員会審議の状況を音声だけでなく映像も公開する方向で意見の一致をみるなど、積極的な議会改革の流れをつくりつつあることも大きな成果です。
4. 今後、議員定数や報酬などでも党市議団は市民の目線で議論を尽くし、議会制民主主義を名古屋市会に生かせるように奮闘するものです。

食肉市場にかかわる情報の全面公開と疑惑の全容解明を求める申し入れ

2010年2月10日

名古屋市長 河村たかし様

日本共産党名古屋市議団
団長 わしの恵子

名古屋市の外郭団体「名古屋食肉市場株式会社」（名食）と「名古屋食肉公社」について、2月3日に平成21年度名古屋市包括外部監査結果報告書（名古屋市包括外部監査人 弁護士 堀龍之）が公表された。

報告書では、平成13年、南部市場への移転に先立ち、名食が59億2000万円で「愛知食肉卸売市場協同組合」（愛食）から営業権を譲り受けたが、この営業権の評価には「疑問を抱かざるを得ない」、価額も「高額なのではないかという印象はある」が「どの程度まで過大に評価されたのかを明らかにすることはできなかった」と述べ、疑惑の存在をうかがわせる報告となっている。名食はこの59億2000万円を全額、東海銀行（30億円）と農林漁業金融公庫（29億2000万円）から借り入れて愛食に支払ったが、いまこの借入金の利息負担が、経営を大きく圧迫する事態となっており、監査人は、損失補償契約をしている名古屋市当局に必要な措置を取るよう求めている。

日本共産党名古屋市議団は、平成13年以来、独自の調査活動に基づき、営業権譲渡の枠組み及びその評価額の妥当性について幾度となく議会で追及してきた。今回の包括外部監査によって、わが党の指摘が監査人の調

査によっても根拠あるものと裏づけられたといえ、さらなる全容解明が求められる。

また同じく報告書は、名古屋食肉公社が愛食と冷蔵倉庫の借り上げ契約を結び、平成13年に東海銀行（当時）から融資を受けて保証金15億円を支払ったのは「愛食への事実上の迂回融資だった疑いが強い」と厳しく指摘するとともに、借入れの根拠や意思決定過程も不透明では「（公社）理事の法的責任の問題にもつながりかねない」とし、公社の経営状態から事実上返済が不可能になっていることへの対応についても「安易に名古屋市の負担で処理することは許されない」と厳しい警告を発している。

食肉公社による愛食の冷蔵庫借り上げ契約については、わが党は、平成20年の2月定例会本会議質問において、愛食に20年間で72億円支払うという契約の妥当性を追及するとともに、新聞報道によって明らかになるまで、市当局が冷蔵庫借り上げ契約を表ざたにせず、冷蔵庫問題を割愛した図表を記した資料の「概要版」まで作成したことを、「冷蔵庫借り上げを隠すための情報操作を行ったのではないか」と厳しく追及した。にもかかわらず、市当局が、今回の保証金15億円の存在を監査人に指摘されるまで全く公表しなかったことは、二重の情報隠しであり、言語道断である。

食肉に関わる名古屋市の二つの外郭団体が、多額の借入れまでしてなぜ愛食に莫大な金銭を支払ったのか、この疑惑の解明が不可欠である。愛食は、偽装牛肉事件や名食が舞台となった豚肉差額関税脱税事件などで摘発されたフジチクグループの中核企業であり、グループの代表者である藤村芳治氏は、部落解放同盟愛知県連合会の役員も務めた人物である。営業権譲渡の枠組みを決めた検討委員会には、藤村芳治氏の他、愛食理事長（当時）の藤村勲氏などフジチクグループの主要人物が加わり、営業権評価額を決定する上で重要な役割を果たした学識経験者も、愛食・フジチクグループの顧問会計士であった。フジチクグループは、民主・自民の国・県・市議員らに多額の政治献金を行っており、政治的圧力の有無も大きな疑惑の焦点である。これらの背景にまで踏み込んだ実態解明が求められる。

フジチクグループによる数々の不正事件が断罪される中で、愛食の経営は破たんし、すでに倒産した。このままでは、金融機関への返済のために、名食・食肉公社に対してさらなる税金投入の恐れすらある。しかし、このような反社会的グループが引き起こした事件の後始末に市民の税金が注ぎ込まれることは、断じて許されない。

名古屋市は、営業権譲渡から食肉市場移転に至るすべての局面において深く関わり、様々な名目で名食及び食肉公社に補助金等を支出してきた。外郭団体の責任は当然だが、本市自身の責任も免れない。外部監査報告書により指摘された問題はもとより、食肉市場移転にかかわるすべての真実を明らかにし、責任ある対応をとるべきである。

よって以下の点を申し入れる。

記

- 1 営業権譲渡の枠組み及び59億2000万円の評価額の根拠や、愛食の冷蔵庫借り上げ契約及び保証金15億円の根拠など、この間の食肉市場移転にかかわる情報を全面公開すること
- 2 名食及び食肉公社が愛食に支払う金銭のために多額の借入れを行い、その返済のため経営が悪化するにいたった本市自身の責任の所在を明らかにすること
- 3 部落解放同盟の影響力を背景にしたフジチクグループとの関係をすべて清算し、決然と全容解明に臨むこと

市本会議における市長の誤答弁について

2010年3月12日
日本共産党名古屋市議団
団長 わしの恵子

3月9日本会議において、河村たかし市長は市議定数半減案に係るわが党の田口一登議員の質問に対し、定数半減案では「一票の格差」が最大1.461倍であり、現行の1.466倍より縮小する旨の答弁を行った。

しかし、本日の総務環境委員会において、この答弁に誤りがあり、「一票の格差」が市長の定数半減案によって1.483倍へ拡大することが判明した。

今回の件で改めて、市長の議員定数半減案に道理のないことが明らかになった。死票を増やして民意を切り捨て、無投票傾向の増大によって「指定席」を増やし、さらに一票の格差を拡大するという、わが党の指摘の正確さが立証された。

定数半減によって一票の格差が「縮小」するのでなく「拡大」することが明らかになり、市長答弁は「訂正」では済まず、「取り消し」されなければならない。市長の答弁趣旨が180度変わるからである。「取り消し」は議会の許可が必要であり、党市議団は議長に適切な措置をとるように要望するものである。

同時に、市長に対し事実に基づく責任ある答弁をおこなうよう強く求めるものである。

わが党議員団は今後も、民主主義に反する「河村議会改革」の問題点を厳しく追及し、その危険な暴走を阻止するために引き続き全力を尽くすものである。

2月定例会を終えて

2010年3月25日
日本共産党名古屋市議団
団長 わしの恵子

昨日、2月定例会が終了した。予算と議会改革について市議団の見解を発表する。

第1に、今議会は、市民運動とわが党の論戦によって、保育料値上げや自動車図書館の廃止をくい止めるなどの大きな成果を生んだ。予算案が発表された1月12日、民主など3党は、「思ったより市民サービスへの影響は少ない印象」（吉田伸五民主党市議団長「中日」1月13日）などと語っていたのをみると、2ヵ月間の市民運動とわが党の論戦が3党修正案に大きな影響を与え、市民要求を盛り込めたと言える。

第2に、3党修正は市民税減税をそのまま実施するため、市長原案と同様、税収減の穴埋めに福祉・市民サービスをカットする「構造改革」予算という本質をもっていることである。3党修正は城西病院廃止などの行革は中止していない。また、修正規模も一般会計全体の0.047%と大変小さく、削られる施策の復活や様々な市民要求に応えることができない。このため、わが党は、原案にも3党修正にも反対し独自の予算組み替え動議を提出し、金持ち減税による福祉市民サービス削減をやめ、暮らし、景気回復のための抜本策を明らかにした。今後、市長が約束した中学卒業までの通院医療費無料化などの実現のためにも、わが党組み替え案の方向で論戦を行っていく。

第3に、市長による定数半減・報酬半減・政務調査費廃止の「議会改革」押し付けをきっぱり否決し、議会自身が主導する議会改革のスタート台に立ったことである。市長の「議会改革」押し付けは二元代表制を否定する。議会が議会基本条例を制定して自ら改革をすすめることは、憲法の二元代表制からみて大きな意義があり、市長の改革「押し付け」と議会の「お手盛り」を排し、市民の意見を聞いて改革を進める。また、議会として、早速にも2月定例会の市政報告会を計画するなど、基本条例の内容を具体化、実践にとりかかるべきであり、わが党はそうした取り組みの先頭に立つよう奮闘するものである。報酬について、適正額に引き下げるために市民の参加する報酬審議会の早急な設置を求める。政務調査費は1円からの公開が2010年度分から行われ、長年のわが党の政策が実現することになる。今後も用途の適正化や減額に取り組む。

今後も市民の暮らしを守り、議会改革を進めていくために全力を尽くすものである。

資料

- 1、河村市政の「中期戦略ビジョン（仮称）中間案」について（1月4日）
- 2、日本共産党の提案した議会基本条例案（2月5日）
- 3、日本共産党の提案した住民投票条例案（3月4日）
- 4、予算組み替え提案（3月19日）

河村市政の「中期戦略ビジョン（仮称）中間案」について

2010年1月4日

「中期戦略ビジョン（仮称）中間案」の公表と計画策定の予定

名古屋市の河村たかし市長は2009年10月、同市の「中期戦略ビジョン（仮称）中間案」を公表しました。

同年8月には同「ビジョン」の策定に生かすとして市民アンケート調査を実施しました。11月から2010年1月中旬にかけ16行政区で市長も出席するタウンミーティング（市民の意見聴取の集会）をおこない、意見・提案を募集。その上で、最終案を公表します。最終案にたいするパブリックコメントをおこなった後、3月には「中期戦略ビジョン（仮称）」を策定し公表する予定です。

河村マニフェスト実現のための「中期戦略ビジョン（仮称）中間案」

河村市政の「中期戦略ビジョン（仮称）中間案」（以下、河村ビジョン案と記す）は、本山市長時代に策定された「名古屋市基本構想」のもとに、その後の西尾、松原各市政が策定した「市基本計画」に相当する総合計画案です。松原市政のもとで策定された「名古屋新世紀計画2010」の計画期間は2000年度から2010年度の11年度でしたが、河村市政の「ビジョン案」は「長期的な展望」を持ちつつも、計画期間は河村市政発足の2009年度から2012年度まで4年間です。今期の河村市長の任期期間となっており、2009年4月の名古屋市長選挙での河村市長のマニフェストの実行を保障する計画案となっています。

河村「中期戦略ビジョン（仮称）中間案」の概要

河村ビジョン案の目標は「歴史に残る街・ナゴヤ」をつくることです。ところが、河村市政が何をする事によって歴史に名古屋を残すのか、はっきりしません。河村市長は当選後、「日本減税発祥の地ナゴヤ」「日本民主主義発祥の地ナゴヤ」のスローガンをかけましたが、その「減税」は「公約違反の金持ち減税」であり、住民自治の仕組みという「地域委員会」は「福祉の構造改革」の受け皿の性格が強いものです。

それはともかく、河村ビジョン案は「5つのまちの姿と45の施策」として、「人が支えあい、信頼される行政運営がおこなわれているまち」、「人を育み、人権が尊重されているまち」、「安全で安心して暮らせるまち」、「個性と魅力があふれ、活発に交流するまち」、「便利で快適な生活環境に囲まれ、うるおいが感じられるまち」という5つの名古屋の姿がかかげ、それを実現する計45の施策を列記しています。

「長期的な展望に立ったまちづくりの方向性」、また「時代の潮流」として、「少子高齢化の加速と人口減少の進行」、「安心・安全に対する危機感の増大」、「『個』の時代における新たなつながりへの期待」、「グローバル化の浸透」、「地球環境問題の深刻化」、「地域主権型社会の幕開け」の6点をあげています。

そのうえで、4つの「都市運営の視点」として

自立と連携による市民主体の都市へ

支えあいから生れる真の豊かさが感じられる都市へ

感性を揺さぶり人を惹きつける都市へ

未来につながる環境首都へ

昨年の11月定例会市議会とつづく12月臨時議会で大きな争点となった「市民税10%減税」と「地域委員会」は、「自立と連携による市民主体の都市へ」に含まれています。

“改憲市長”と「憲法の本質」にもとづく「基本構想」の矛盾

河村市政の重大な特徴は憲法問題です。名古屋市に憲法改定を公言する市長がはじめて登場しました。河村たかし市長です。市が公費を使い、行政区で開催した公式行事である「地域委員会」説明会で、同市長は憲法

9条の改定を公言しました。

また、憲法93条は地方自治体の首長と議員がそれぞれ住民によって直接選挙される「2元代表制」を定めています。同市長はマスメディアにむかい2元代表制は「立法者のミス」と発言しました。自民党は改憲志向の党ですが、市政運営上は2元代表制を前提としてきました。河村市長は地方機関のあり方を抜本的に変えることを公言しました。

河村ビジョン案は「長期的な展望に立ったまちづくりの方向性」「時代の潮流」に「地域主権型社会の幕開け」をあげています。鳩山首相は12月26日、憲法改定の意思を表明し、その理由に「国と地方の関係を大逆転させたい」と「地域主権」の推進をあげました。河村ビジョン案は自治体の総合計画案ですから憲法改定の文言はありませんが、河村市長にはそうした改憲の底意があると見なければなりません。

この改憲の方向性は、河村ビジョン案が前提としている「名古屋市基本構想」の基本理念と矛盾します。

現行の「名古屋市基本構想」は1977年12月、本山革新市政の2期目に市議会の議決をえて策定されました。1973年4月、「憲法を市民の暮らしの中に生かす」をスローガンに本山革新市政が誕生しました。革新市政のもとでつくられた「基本構想」には憲法を生かす立場が鮮明に盛り込まれています。

すなわち、「わたしたちは、人間として真の幸せを願い、憲法の精神にもとづき、ひとりひとりの基本的人権がまもられ、健康で文化的な生活のいとなめる個性豊かなまち、名古屋の建設をめざす」。これが、現在も続いている名古屋の「まちづくりの基本理念」なのです。

日本国憲法の「精神」とは、国民主権と国家主権、恒久平和、基本的人権、議会制民主主義、地方自治の5原則にあらわされていると言えるでしょう。河村市政は河村ビジョン案を「名古屋市基本構想のもと、長期的な展望を持ちつつ新しい時代の流れに対応した市政の基本的な方向性を示す新たな総合計画」と「位置づけ」ています。ならば、河村たかし氏が政治家としては改憲志向を持っていても、「憲法の精神」にもとづく「基本構想」の基本理念をじゅうりんすることは市長として許されません。

改憲・自民に支援された西尾、松原両市政では「基本構想」の「憲法の精神」はないがしろにされてきました。しかし、「改憲市長」が出現し、革新市政時代につくられた現行の「基本構想」は護憲の力として新たに注目する必要があります。これまでの市議会やタウンミーティングでの議論では、「基本構想」との関係で河村ビジョン案の憲法問題が提起されていません。今後の議会やタウンミーティングでは、河村ビジョン案の大前提として「基本構想」の「憲法の精神」の堅持することの確認が求められます。

市民アンケートの調査結果と河村ビジョン案のへだたり

名古屋市は09年8月、「『中期戦略ビジョン(仮称)』の策定に活かす」とし、市民2万人を対象に「より良い名古屋をめざす上での重要度」を聞くアンケート調査を実施しました。回答したのは8,558人。回答率は42.8%でした。

- 第1位「介護が必要なときに安心して介護を受けることができる」
- 第2位「安心して適切な医療が受けられる」
- 第3位「災害など緊急時に市民を守る体制が整っている」
- 第4位「犯罪が少なく安全で安心して過ごしている」
- 第5位「地震や大雨等に備えた災害に強いまちづくりが進んでいる」

市民が求める「より良い名古屋」像は、介護・医療が充実し、防災・防犯態勢が整った安心・安全の名古屋といえるでしょう。「まちづくりの視点」の優先度の第1位は「安全で不安なく、暮らしている」、第2位は「便利で快適な生活環境に囲まれ、やすらぎと潤いを感じる」、第3位は「未来につながる人づくり・まちづくりに取り組んでいる」でした。

一方、河村ビジョン案は「歴史に残る街」を目標とし、「減税」「行財政改革」を強調していますが、市民アンケート調査結果では、「無駄のない効率的な行財政運営がされている」は重要度の10位、「歴史に残る街」を求める回答はなく、あるいはそれにつながる「名古屋独自の魅力や文化が大切にされている」は第44位、「名古屋の魅力が内外に発信されている」は第60位にとどまり、「減税」はそもそも設問項目になかったのか、結果に表われませんでした(名古屋市発表「『中期戦略ビジョン(仮称)』策定のためのアンケート」の結果の概要より)

このように、「市民アンケート」の結果に示された「重要度」「優先度」と、河村ビジョン案のそれらとはかなりのへだたりがあります。10月22日の市議会総務環境委員会の審査では、議員から「市民アンケートで市民がのぞむことよりも、市長がめざすことが先に出ている。市長のいう『庶民革命』『民主主義発祥の地』から外れているのではないかと指摘されています。

河村ビジョン案に松原市政の転換はあるのか 両者の近似性

市の資料によると、河村ビジョン案は「市民アンケート」のほか、「市長マニフェスト」「長期的展望に立ったまちづくりの方向性」をもとに整理したとあります。なかでも「市長マニフェスト」は河村ビジョン案の核心を形づくっています。市議会総務環境委員会で日本共産党議員から「市長のマニフェストについて市民に意見を聞くべきではないか」との意見が出たのは当然です。

河村市長が市長選挙のマニフェストで展開した「庶民革命」論は、大企業・財界中心の新自由主義「構造改革」論の名古屋版です。「庶民が主役」「脱官僚」「脱貴族」「楽市楽座」のキャッチフレーズを使い、企業の営利主義・競争主義を自治体の行財政運営と住民生活に徹底し、国や自治体が責任を負う住民福祉や公共サービスの事業主体を民間企業・団体に移し、大企業・財界中心の新たな政治経済体制をつくらうとするものです。

河村市長の特異性は、生活支援を装った「市民税減税」を引き金に、住民自治を装った「地域委員会」を受け皿に、名古屋市政の新自由主義「構造改革」を断行するところにあります。

河村市長をささえ、市の重要方針を意思決定する「名古屋市経営会議」のメンバーや副市長に、トヨタ重役出身者と財界直結の道州制推進、新自由主義・規制緩和の学者が座っています。大企業・財界の直接支配や新自由主義の影響という点では松原市政よりも強化されています。河村「構造改革」は小泉「構造改革」と基本路線は同じです。新自由主義「構造改革」は、大企業に巨額のもうけを保障する一方で、ワーキングプアを大量につくり、貧困を増大させ、介護・福祉・教育の「難民」を生み出すなどのその国民に与えた害悪と路線の政治的破たんをわれわれはすでに体験しています。小泉「構造改革」路線は自公政権退場の直接的要因になりました。新自由主義にもとづく「地方行革」路線と大企業・財界中心の都市再生事業と国際競争力の強化路線は、民主・自民・公明の“オール与党”体制で推進された松原市政の路線でもありました。2009年の総選挙に先立つ名古屋市長選挙で、松原市政の路線を継承した自民・公明推薦候補は敗北しました。

しかし、民主党推薦の河村市政は「政治を変えたい」「閉塞状態を打開したい」という強烈な市民の思いをうけて誕生したにもかかわらず、河村ビジョン案には、「貧困と格差」を広げた非正規労働の規制緩和や、「自己責任」「自立・自助・共助」を口実にした社会保障・福祉の切り捨て、「官から民へ」のスローガンによる「福祉増進の機関」としての自治体の営利企業化など大企業中心の新自由主義「構造改革」の害悪にたいする批判と反省はまったくありません。市民を惹きつける宣伝文句や政治手法はちがっても河村市政が向かう方向は実は松原市政と同じなのです。

かつて名古屋の革新勢力が生み出した革新市政は「憲法を市政に生かす」をスローガンに、「経済の論理から暮らしの論理へ」「財界本位から市民本位へ」など市政の路線転換を掲げました。そうした革新的転換の立場は「市基本構想」に反映されました。

いま、名古屋市の総合計画に求められるのは、憲法の精神を市政に生かし、「福祉増進の機関」として名古屋市政を再生させることです。

河村「構造改革」路線と市民の反撃

河村市政発足8カ月。河村氏に投票した市民は、河村市長に変化への期待を抱いています。河村市長も期待をつなぐためにマスメディアを利用した情報操作や支持基盤の拡大をはかっています。それだけに、否定できない事実を示した説得力のある批判や憲法や地方自治法の民主的原則にもとづく対案を示すことが大切です。

河村ビジョン案をマニフェストそのものや、河村ビジョン案発表後の市議会やタウンミーティングなどでおこなわれた議論（市長や市側の発言など）から、中間案の抽象的な表現にこめられている“ねらい”や“内容”をたんねんに検証し、問題点を具体的に明らかにすること、市民の運動で河村「構造改革」の危険性を除去することが求められています。

河村ビジョン案のなかで、河村「構造改革」がでているのは、「都市運営の視点」の「自立と連携による市民主体の都市へ」の部分です。ここに、「地域委員会」「減税」「行財政改革」「大都市」の各項目が列記

されています。しかし、河村ビジョン案だけでは、それら“相互関連”や“ねらい”はつかめません。そこで、マニフェストや市議会などの議論から“相互関連”や“ねらい”をつかみとることが求められます。

河村ビジョン案では「『地域委員会(仮称)』による住民自治の推進」とあります。しかし、河村市長は「住民自治」の豊かな民主的展望をまともに語りません。彼が「地域委員会」の各区説明会で強調したことは、「地域委員会」を受け皿にした「福祉の構造改革」でした。彼が例示したのは、地域委員会に保育所入所待機児童・児童虐待・不登校児童対策を担わせることでした。市長はそれらの問題について市として責任を持っておこなうべき方策を何も示さずに地域に取り組みを求め、説明会に出席した市民から「市のやるべきことを住民に押し付ける」と強い批判を浴びました。

市長のマニフェストは、福祉・介護サービス事業の民間化・民営化の方向はでていても、「ひとりひとりの基本的人権がまもられ、健康で文化的な生活のいとなめる」ようにするため、市の責任でそれらの施策をどう拡充するかという具体的な政策はほとんどありません。民生事業は「地域委員会」や民間企業、NPOに任せれば万事うまくいくという立場です。

河村市長の最大公約である「減税」が河村ビジョン案に出てくるのは1カ所だけ。「自立と連携による市民主体の都市へ」のうちの「市民に信頼される効率的な行政運営」の「減税による市民への成果の還元です」。市民に「還元」という減税の「成果」とは何か不明です。しかし、庶民の生活支援でないことははっきりしています。河村市長の「市民税減税」は生活支援のための税負担軽減が目的ではありません。彼は「生活支援は減税じゃない」「減税は福祉ではない」と言い切りました。

河村市長の「減税」は「抜本的な行財政改革の断行」、すなわち「福祉の構造改革」による行政コスト削減の手段です。「税金が安い」を売り物に大企業と富裕層を名古屋に誘致して名古屋経済を活性化させ、市の税収を増やし、名古屋を「都市間競争」を勝ち抜く「自立した大都市」にする手段なのです。その結果が「成果」ということになりましょうが、この「減税」路線は、福祉の切り捨てと市民の負担増、市財政の困難を増す結果となるでしょう。

09年9月、河村市長は「市民税10%減税」の財源捻出のため、福祉・医療を含む予算の一律カット方針を打ち出しました。これにたいし「公約違反の金持ち減税のための福祉削減は許せない」と、河村「構造改革」に反対する市民の運動が急速に広がりました。新年早々の1月13日には、市民の暮らし・福祉・平和・民主主義の願いを総結集した集会が開かれます。

河村ビジョン案は公共施設について「整備・拡充から活用・集中への転換」をうたっています。この施策は公共施設の民間委託・民営化とセットになっていることを見落としてはなりません。マニフェストは「公立直営を改め、指定管理者制度等によって民間能力の導入を推進する」と明記しています。河村市長は松原前市長時代に立案された市立保育所の民営化・統廃合や市立病院の廃止・民営化・集約の方向を決定し実行しつつあります。こうした河村市長の「行革」路線に対し市立城西病院や市立汐見ヶ丘保育園の存続を求める市民の運動が高まっています。

現実には起きている河村市政による市民への攻撃と、これに対する市民の反撃をしっかりとつかみ、市民の要求とたたかいを前進させる見地から河村マニフェストと河村ビジョン案の問題点を生きた形で追及することが必要です。

「歴史に残る街」とは何か

河村ビジョン案の目標は「歴史に残る街・ナゴヤ」ですが、この目標は「市民アンケート」にもこれまで見てきた「地域委員会」「減税」「行財政改革」「大都市」論にも見いだせませんでした。

河村ビジョン案のうち、「都市運営の視点」の「感性を揺さぶり人を惹きつける都市へ」のうち「市民が共有できる精神的基柱の確立」「『サムライ・ナゴヤ』を独自の魅力に」に含まれているようですが、市民の精神生活にかかわる重要問題なのに具体的な説明はありません。

河村マニフェストには「名古屋アイデンティティ」として、歴史的建造物活用条例の制定、「名古屋ことばの復権」をあげ、「脱貴族、武将都市ナゴヤ、市内の歴史文化施設・地区を積極的に保存し(仮称「名古屋文化ストック事業」)、ナゴヤの歴史の記憶を街にとどめ、身近に街の歴史を感じられるまちづくり」。この部分が河村ビジョン案の「歴史に残る街・ナゴヤ」という目標と重なるようです。

河村ビジョン案の歴史関係の分野では、さしあたり2つの問題点を指摘しておきます。

その1は、「市民が共有できる精神的基柱の確立」の問題です。「精神的基柱」を「アイデンティティ」と同義語として使っているのかも知れません。河村市長が期待する「精神的基柱」が何であるか不明ですが、これは市民の精神のあり方に踏みこむ問題です。

名古屋市民は様々な思想・信条・価値観を持っています。そこに共有の「精神的基柱」を持ち込むことに不気味さを感じないわけにはゆきません。

市議会で「『サムライ・ナゴヤ』とは何か」という質問に対し市側は「三英傑を海外に広めること」とあいまいな答弁をしています。名古屋地方が「三英傑」の出身地であることは周知の歴史的事実であり、「三英傑行列」は名古屋まつりの人気イベントです。しかし、「サムライ・ナゴヤ」とか「武将都市・ナゴヤ」という概念は観光業界や河村市長の思想にはそれらがあるとしても、市民の「アイデンティティ」ではありません。

名古屋の「精神的基柱」を「サムライ」「武将」の精神に求め、基本的人権をないがしろにし、戦国時代さながらの弱肉強食の競争主義の街にすることを市民は許さないでしょう。「精神的基柱の確立」は削除すべきです。

2つ目は、「歴史に残る街・ナゴヤ」づくりの暴走です。鉄筋コンクリート製で復元されている現在の名古屋城天守閣を木造で再建・復元するという河村市長の構想(事業費5百億円)も、その目標に含まれているでしょう。

名古屋城天守閣の木造再建事業は「マニフェスト」に明記されていない事業です。「市民アンケート」の回答にも出てきません。このような民主主義的根拠のない、河村市長の独特の事業が「中期戦略ビジョン」で推進されるおそれがあります。

「開発から環境への転換」はあるのか

河村ビジョン案には、松原市政の大型事業の見直しの見地も産業基盤優先から生活基盤優先への転換もありません。河村市長は市長選の際、松原市政が推進した大型開発事業を「見直す」態度を示しました。しかし、実際に行っていることは、「国際競争力強化」につながるとして大企業・財界が要望する中部国際空港第2滑走路や名古屋港のスーパー中樞港湾整備は推進です。すでに、名古屋城本丸御殿再現や陽子線がん治療施設建設など、すでにゼネコンなど大企業に発注されていた事業は「中止すれば損害賠償を求められるおそれがある」という口実で、結局、続行です。それらの事業が、松原市政時代に契約済みであることは市長選の時にはわかっていましたから、「見直し」の公約は欺まんといわざるをえません。

河村市長は9月、「健康と環境を守れ！愛知の住民いっせい行動」との話し合いの際、「開発から環境へ転換したい」と発言しました。しかし、河村ビジョン案にはこの転換の方向が鮮明に示されていません。河村ビジョン案は「都市運営の視点」の最後に「未来につながる環境首都へ」として「自然の力と人の叡智とつくる低炭素社会の実現」などの環境対策をあげています。しかし、環境破壊の主因となっている大企業の活動の規制や公共交通機関の拡充による自動車依存からの脱却の政策が欠落しているのが河村ビジョン案の特徴です。

環境分野でも、河村市長が実際にやっていることから河村ビジョン案を検証することが大事です。河村市長は11月、「環境科学研究所の廃止」や「保健所の公害対策部門の集約化」を決定しました。環境運動の著名人が連名で同研究所の存続を求める要望書を市長に提出しました。

河村市長は民間不動産業者が宅地開発を計画していた平針地区の里山を市が買い取り保全する方針を示しましたが、結局、この方針を捨て、業者に開発許可を与えようとしています。市民団体は「市長の裏切り」を批判しています。そのうえ、不動産業者らが里山環境を保全するなら、その業者による都心部再開発の規制を緩和する方針を検討しています。都市再生事業への資本の誘導にほかなりません。

国際関係・平和友好政策について

河村ビジョン案は、国際関係について「グローバル化の浸透」として「景気の連動性の高まり」「都市間競争の激化」「国際交流人口の増加」をあげています。

国際的な「景気の連動性の高まり」をいうなら、これまでの極端な外需依存から内需主導への経済体質の転換が必要でしょう。国際的な「都市間競争の激化」をいうなら、それを口実にした財界・大企業にもうけを保障する大型事業への反省でしょう。「国際交流人口の増加」をいうなら、外国人の地方参政権など国際的な人

権保障が求められます。

しかし、河村ビジョン案にはそうした転換も反省も前進もありません。

今後、日中関係をはじめアジア諸国との国際関係は日本にとっても名古屋にとってもますます重要です。アジア諸国との平和・友好関係の原点はかつて日本がおこなった侵略戦争と戦争犯罪への反省です。

しかし、河村市長には侵略戦争への反省はありません。それどころか、「従軍慰安婦」の強制性や南京大虐殺を「誤解」として否定しています。河村市長は、マニフェストに自衛官の市役所配置を盛り込んでいます。

名古屋地方は戦時中も今日も日本最大の軍需産業の集積地であり、名古屋空港や名古屋港は軍事利用されています。名古屋空港を利用する空自小牧基地は自衛隊海外派兵の輸送拠点基地であり、住民の安全をおびやかす軍用機事故が頻発しています。憲法9条を生かしたまちづくりが求められます。

名古屋市の「基本構想」にもとづく新しい総合計画には、経済・文化・まちづくりでも憲法9条を生かした国際交流が求められます。

河村ビジョン案と2010年度市予算案

河村ビジョン案の計画期間の初年度は2009年度ですから計画はスタートしています。まだ「中間案」の段階ですが、名古屋市が現在編成中の2010年度当初予算案に計画内容が盛り込まれることとなります。1月12日には2010年度当初予算案の財政局原案が発表されます。河村ビジョン案が財政局原案にどのように具体化され予算措置されているかを分析することが大事になっています。

河村ビジョン案を検討する取り組みを2010年度予算案の問題点をただし改善・充実を求める運動と一体で進めましょう。

名古屋市住民投票条例（日本共産党案）

2010年3月4日

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、住民に重大な影響を及ぼす市政の重要事項について、住民に直接その賛否を問う必要が生じた場合にその意思を確認する制度（以下「住民投票」という）を定めることにより、住民の意思を市政に反映し、もって地方自治の発展と住民福祉の向上を図り、民主的な市政を実現することを目的とする。

（住民投票を行うことができる重要事項）

第2条 住民投票に付することができる市政の重要事項は、現在または将来の住民の生活に重要な影響を与え、または与える可能性のある事項であって、住民に直接その賛成又は反対を確認する必要があるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項は、住民投票を行うことができない。

（1）法令の規定に基づいて住民投票を行うことができる事項

（2）住民投票を実施することにより、特定の個人又は団体、特定の地域の住民等の権利等を不当に侵害するおそれのある事項

（3）その他住民投票に付することが適当でない認められる事項

（投票資格者）

第3条 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という）は、次の各号のいずれかに該当する者であって、規則で定めるところにより調製する投票資格者名簿に登録されているものとする。

（1）年齢満18年以上の日本国籍を有する者で、その者に係る本市の住民票が作成された日（他の市町村から本市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記載されているもの

（2）年齢満18年以上の永住外国人で、外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が本市にあり、同項の登録の日（同法第8条第1項の申請に基づく同条第6項の居住地変更の登録を受けた場合は、当該申請の日）から3月以上経過しているもの

2 前項第2号に規定する「永住外国人」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者
- (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者
(住民投票の請求)
- 第4条 投票資格者は、前条第1項各号に掲げる者の総数の10分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して、重要事項について住民投票の実施を請求することができる。
- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。
(住民投票の形式)
- 第5条 前条第1項に規定する請求に係る事項は、二者択一で賛否を問う形式のものとして請求されたものでなければならない。
(請求の手続き等)
- 第6条 第4条1項の規定による請求に必要な署名を収集する期間は、市長が、規則の定めるところによって請求の代表者に対して代表者証明書を交付し、その旨を告示した日から2カ月以内とする。
- 2 前項の規定によるもののほか、署名に関する手続等は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第6項から第8項まで、第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとする。
(住民投票の実施)
- 第7条 市長は、第4条の規定により住民投票を実施するときは、速やかに代表者にその旨を通知し、その旨を告示しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による告示の日から起算して90日を超えない範囲内において住民投票の投票の期日(以下「投票日」という。)を定め、住民投票を実施しなければならない。
(情報の提供)
- 第8条 市長は、住民投票を実施する際には、投票資格者が賛否を判断するのに必要な広報活動を行うとともに、情報の提供に努めなければならない。
- 2 市長は、前項の広報活動及び情報の提供に際しては、事案についての賛否両論を公平に扱わなければならない。
(投票運動)
- 第9条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。
(投票所)
- 第10条 投票所は、この条例による住民投票の直前に実施された衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、愛知県の議会の議員若しくは長の選挙又は本市の議会の議員若しくは長の選挙において告示された投票所に準じて設ける。
(投票所における投票)
- 第11条 住民投票の投票を行う投票資格者(以下「投票人」という。)は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿の抄本の対照を経て、投票をしなければならない。
(期日前投票又は不在者投票)
- 第12条 投票人は、前条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより期日前投票又は不在者投票を行うことができる。
(投票結果の告示及び通知)
- 第13条 市長は、投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示し、かつ、第4条第1項の代表者及び市議会の議長に通知しなければならない。
(請求の制限期間)
- 第14条 この条例による住民投票が実施された場合には、その投票結果の告示の日から2年間は、同一の事項又

は当該事項と同旨の事項について、第4条1項に規定する請求をすることはできない。

(投票結果の尊重)

第15条 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

名古屋市議会基本条例（日本共産党試案）

2010年2月5日

(前文)

私たちのまち名古屋を住みよいまちにするためには、市民一人ひとりが力を合わせていかなければなりません。そして市は、市民の意見にもとづいて福祉や教育、地下鉄や上下水道など市民生活に深く関わる仕事を行っています。しかし市民すべてが集まり相談することは困難です。そのために市民の代表者として市会議員を選び、議会で話し合い、市への意見をまとめます。市議会は、選挙で選ばれた議員で構成される市民の代表であり、市民自治の要です。

市にはまた、市民の代表として選挙で選ばれた市長がいます。市長も市議会も、どちらも名古屋市民の代表です。

市議会は、市の方針などを決定し、市の仕事がきちんと行われているかチェックします。そして市長は、市議会の決定に沿って、市の日々の仕事（行政）を実施する責任者です。市議会と市長は、独立した対等な立場にあります。

日本国憲法は、この二つの代表、つまり一人だけ選ばれた市民の代表である市長と、多くの市民の様々な意見を反映して選ばれた市会議員からなる市議会とが、お互いにけん制し協力しあいながら、より良い市政を実現することをめざしています。これを二代表制といいます。

この仕組みは、地方自治体を住民が民主的に運営するためにつくられました。

日々の行政運営の責任者として、ともすれば強大な権限を持ちがちな市長は、市民の直接選挙で選ぶことにし、さらに市長に対するけん制とチェックの役割を市議会に与えたのです。

市民が市政に関わる権利は、選挙の時だけのものではありません。市民はいつでも市政に参加し、行政の行いを監視する権利があります。しかし現代ではその権利を全市民が、日常的に行使することはたいへんです。そこで市民の多様な意見を反映できる市議会にその大切な権利の一部を委ねているのです。

しかしいま市議会は市民の期待に応えているのか？とのきびしい声も寄せられています。市民の代表として活発に論議しているのか？議会活動を市民にきちんと知らせているのか？議員の地位を特権的身分と勘違いしていないか。これらの批判を利用して、議会の役割を小さくしようとする危険な動きもあります。

名古屋市議会は、市民からの批判を真摯に受け止め、市民から託された責務を果たすために、憲法にもとづく市議会と市長との関係を踏まえて、議会活動の基本を条例として制定し、市民や市長と、ともに確認したいと思います。

私たちは、市民とともに議会改革を進め、日本国憲法の地方自治の本旨にもとづく真の市民自治をこの名古屋で充実、発展させ、市民福祉の増進に貢献できる、市民に開かれた身近で存在感ある議会をつくりあげてことを誓います。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨にもとづき、市民の代表としての議会及び議員活動の充実と活性化のために必要な、議会活動の基本的事項等を定めることにより、二代表制の下での議会と議員の役割を明らかにするとともに、市民に開かれた議会活動をつくりあげ、住民自治と民主主義をさらに発展させることにより、市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(基本方針)

第2条 議会は、前文及び前条の目的にそって、次にかかげる基本方針にもとづき議会活動を行う。

1. (民意を反映した議会構成と運営) 市民の多様な意見を鏡のように正確に議会審議に反映させることは市民の代表機関としての議会活動の基本である。議会は、そのために必要な定数を保持するとともに、市民の代表にふさわしい充実した審議と討論を行う。政務調査活動はそのためにのみ保障される。
2. (徹底した情報公開と市民参加) 積極的に情報公開をすすめるとともに、市民が参加しやすい開かれた議会運営を行い、また様々な機会を活用して、議会から市民への説明責任を果たす。
3. (住民本位の政策決定 市長との緊張関係の保持) 充実した審議及び政務調査等を通して、議会の本来の機能である本市の政策決定を行い、また市長等の事務の執行について監視及び評価を行う。そのために市長をはじめとする執行機関とは常に必要な緊張関係を保持する。
4. (積極的な政策提言活動) 市長等から提出された議案の審議、審査にとどまらず、議会からの積極的な政策提言、条例提案などに取り組む。

(議員の責務)

第3条 (議論したうえでの意思決定) 議員は、市民の意見を的確に把握し、市民の代表として、合議制の立法機関である議会で、十分に審議や討論を尽くしたうえで、議会として本市の意思決定を行う。

2. (市民への説明) 議員は、議会活動を市民にわかりやすく説明しなければならない。
3. (資質の向上) 議員は、市民の代表としての自覚をもって、市民福祉の増進に献身し、また研鑽、研修などを通じ、常に自らの資質向上に努める。
4. (政治倫理の確立) 議員は、高い倫理性を確立する。市長等執行機関との緊張関係を常に保持し、執行機関に対する不透明な働きかけは厳に慎む。企業・団体からの政治献金は受け取らない。

第2章 市民と議会の関係

(市民と議会の関係)

第4条 議会は、会期中又は閉会中を問わず、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映するとともに、市民が議会の活動に参加する機会の確保に努める。また議会の活動に関する情報公開を徹底し、市民に対する説明責任を、議会及びまた個々の議員として十分に果たさなければならない。

2. 議会は、本会議のほか常任委員会、特別委員会等を原則公開するとともに、市民が参加しやすいよう会議の日程、議題などを速やかに市民に知らせる。会議は定刻に開催するものとし、会議を休憩する場合には、その理由及び再開の時刻を傍聴者に説明するよう努める。
3. 市民が議会を傍聴し、議事録を閲覧し、また議会で配布された資料を入手することは、市民の当然の権利であって、物理的な条件以外に原則これを妨げてはならない。
4. 議会は、別に定める参考人及び公聴会制度等を積極的に活用するなどして、市民の専門的、政策的識見を議会活動に反映させるよう努める。
5. 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においてはこれら提案者の意見を聴く機会を設けなければならない。
6. 議会は、上記以外にもいわゆる3分間スピーチや公開討論会、タウンミーティングなど、議会内外で、市民の意見表明及び議会との意見交換の機会を確保し、議会活動に反映させるように努める。
7. 議会は、重要な議案に対する各議員・会派の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対する市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努める。
8. 議会は、議会全体又は議員及び会派として、市民に対する説明責任を果たすため、少なくとも年1回以上の議会報告会を、全市及び各行政区ごとで開催する。この会はまた議会活動に対する市民の意見を聴く機会としても位置づけて議会運営の改善をすすめる。

(広聴広報)

第5条 議会は、議会活動の市民への情報提供を、全戸配布される「議会だより」をはじめホームページなど様々な媒体を用いて行う。

2. 議会は、議員で構成する「議会だより編集委員会」を組織し、議会活動を市民にわかりやすく説明するよ

う努める。

3. 議会は、市政及び議会に対する市民意見の把握に常に努め、議会報告会以外でも、市民との意見交換の機会を持つよう努めなければならない。

第3章 市長と議会の関係

(市長と議会の関係)

第6条 議会は、市長提案の追認機関ではない。議会は、市長等とは常に一定の緊張関係を保ち、議事(立法)機関として市政の意思決定を行うとともに、市長等の事務の執行等の監視および評価、政策の立案および提言に取り組むことで、市民にとり最良の市政運営が行われるよう努める。

2. 議員は、原則として議会が審査・審議する対象となる市の施策を審議立案する審議会などに就任しない。

(議会への十分な説明)

第7条 市長等は、議会に政策等を提案するときは、その政策等の水準を高め、十分な審議を議会が行うために、政策等を提案する根拠、他の類似する政策との比較検討、実施にかかる財源措置、将来にわたるコスト計算など、政策提案の背景と理由を、わかりやすく説明するよう努める。

2. 市長は、予算案及び決算を議会に提出し、審議に付すに当たっては、前項の規定に準じて、わかりやすい施策別又は事業別の説明資料を作成するよう努める。

3. 議会は、政策、予算案、決算等の審議に当たっては、市長等からの十分な説明を聴取するとともに、市民にとっての論点、争点を明らかにするとともに事務執行後の政策評価にもつながる審議に努める。

(議決事項)

第8条 議会は、十分な審議、審査及び討論を行って地方自治法第96条1項に規定する議決を行い本市の意思を決定するとともに、同法第96条2項にもとづく議決事項について、市長の政策執行権限を比較考慮したうえで、以下の市政の重要な計画等について議決事項と定める。

(1) 地方自治法第2条4項に規定される本市の基本構想にもとづく総合計画

(2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

(3) 次世代支援育成支援行動計画

(4) 環境基本計画

(5) 一般廃棄物処理基本計画

(6) 地球温暖化防止行動計画

*ここに示した計画は例示。さらに精査する必要がある。

第4章 議会の役割および運営

(議会の基本的な役割)

第9条 議会は、十分な審議、審査及び討論を行ったうえで、本市の意思を決定する。

2. 市長等の事務の執行について監視および評価を行う。そのために必要な資料提供を市長等に求めるとともに、独自に政務調査活動を行う。

3. 議案提案権も活用し、市長に対し政策立案および政策提言を積極的に行う。

4. 意見書や決議の採択などにより国や県への本市からの意見表明等を行う。

(議会運営の原則)

第10条 (公正・透明・民主的運営) 議会運営に当たっては、公正性と透明性の確保を重んじ、自由闊達な討論を保障するとともに、全会派の合意による民主的で円滑な運営に努めなければならない。

2. (議員の対等・平等) 市民による選挙により選ばれた議員の責務と権限はみな対等・平等であり、発言機会や質問時間など、議会活動のなかで格差や制限を設けてはならない。

3. (議長等の選挙) 議長、副議長の選挙にあたっては立候補制とし、立候補者には所信表明の機会を保障するなど、市民にわかりやすい透明性のある選出方法とする。

4. (会議の公開) 議会運営に係わるすべての会議は公開を原則とする。

5. その他、議会運営上の課題は、本条例に沿って議会運営委員会で協議し調整する。議会に関する規則等はこの条例を踏まえその内容を継続的に見直す。

(会派)

第11条 議員は、議員活動を行うために会派を結成することができる。

2. 会派は議員活動を支援し、政策立案などのために政務調査活動を行う。

(質疑応答)

第12条 議会における議員と市長等との質疑応答は、市民にとって論点・争点が明確になり、議論の活性化を図ることをめざして、具体的な方法を定めるものとする。

2. 議員は、質疑の必要に応じて、一括質問一括答弁方式あるいは一問一答方式を選択できるものとする。

3. 市長等は、議員の質問に対し、本会議では議長の、委員会では委員長のそれぞれ許可を得て、質問に関する範囲内で必要な反問をすることができる。

(議員相互間の討論)

第13条 議員は、議会において市長等に対し質疑を行うにとどまらず、議員相互間においても、市民の多様な意見を反映した自由闊達な討議を行い、議論を尽くすことに努める。また議員相互間の討議を理由に、議員の市長等への質疑や市長等の応答を制限することがあってはならない。

(委員会の活動)

第14条 議会は、市政の課題に的確に対応するために、常任委員会、特別委員会等の適切な設置と運営に努める。設置目的のなくなった委員会は躊躇なく改組するとともに、委員会として調査及び政策立案などに取り組むよう努める。設置する委員会等については別途、条例で定める。

(政務調査)

第15条 議員は、調査研究に資するために政務調査費の交付を、議員報酬とは厳密に区別するために、会派として受けることができる。政務調査費の交付を受けた会派は、その使途の透明性を確保するために、市民に対し領収書等の証拠書類を公開するとともに、議長に対し証票類を添付した報告書を提出するとともに、一年に一回以上、政務調査費による活動状況を市民に報告しなければならない。政務調査費の交付額については別途、条例で定める。

(議会機能の強化のための付属機関等の設置)

第16条 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提案に関する議会の機能を強化するために、必要に応じて、市民及び学識経験者等の政策的識見を有する者などで構成する付属機関、調査機関、検討会などを設けることができる。議会は必要があると認める時には、これらの機関に議員を構成員として加えることができる。

第5章 議員の定数・待遇

(議員定数)

第17条 独任性の市長が市民の民意を集約した代表機関であるのに対し、議会は市民の多様な民意を反映した相当数の議員で構成される市民の代表機関である。多様な民意を反映するには、小選挙区制はふさわしくない。このことを踏まえて、人口比例を基礎に、各行政区を基本単位にした選挙区制を維持しつつ、必要な定数については別途、条例で定める。

(議員報酬)

第18条 自治体の担う業務範囲や財政規模はかつてなく拡大しており、広範な執行機関の業務を監視・評価するなど議員がその責務を全うするには、議員活動にもっぱら専念できる制度的な保証が必要である。議員には、必要な額の議員報酬を保証する。議員報酬は、議員の議会活動が市民に公開され、厳しく評価されることを前提にして、市民の理解が得られる額でなければならない。議員報酬の額については、市民から選ばれた報酬審議会の意見を尊重し、別途、条例で定める。

第6章 議会の体制

(議会事務局)

第19条 議会は、議会及び議員の政策形成・立案機能を高め、また効果的な政務調査活動を行い、議会活動を円滑にすすめるために、議会事務局の機能強化に努める。

(議会図書室)

第20条 議会は、議員の調査活動に資するために設置する議会図書室を適正に管理運営するとともに積極的な活用に努める。図書室はまた議員のみならず、市民、市職員にも広く利用できるものとする。

2. 議会は、議会図書室を議会の情報センターとして、議会議録、議員および会派の議案に対する態度がわかる書類、政務調査費の証拠書類及び活動報告書、行政視察や他都市調査の報告書などを常時保管し、市民が閲覧できるようにしなければならない。備えておくべき情報については、別途定める。

第7章（補則）

（条例の尊重）

第21条 議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しなければならない。

* その他、

条例の改廃等の手続きや、市長等の言葉が指す対象の明示など、条例に必要な項目については記載を省略した。

2010年度予算案にたいする日本共産党の組み替え案

2010年3月18日

はじめに

市民の暮らしはいま、底なしの悪化を続けています。仕事と住まいを失う非正規労働者が後を絶たず、中小企業・業者の倒産・廃業が増加しています。この経済危機から市民の暮らしを守ることは、名古屋市政の最優先の課題です。

ところが、河村市長がはじめて編成した名古屋市の2010年度予算案は、「市民税10%減税」の実施で大企業や富裕層に減税の大盤振る舞いをする一方で、減税によって大幅な税収減をつくり出し、「聖域なき行財政改革」の名のもとに福祉・市民サービスの削減を進める「構造改革」予算となっています。削減される市民サービスは、自動車図書館の廃止、保育料の値上げ・第3子以降（3歳未満児）の有料化、学童保育助成の基準額引き下げ、市立保育園の廃止・民営化、市立城西病院の廃止、大気汚染常時監視測定局の縮小など、市民生活の各分野に及びます。一方で、名古屋城天守閣の木造再建の調査費が新たに盛り込まれるとともに、前市長時代からの「4大プロジェクト」は推進されるなど、ムダと浪費は温存され続けています。

市予算案には、国民健康保険料の引き下げやヒブワクチンなど任意予防接種費用への助成など、市民の要求と運動を反映した部分的前進もみられます。しかし、全体としては、現下の深刻な経済危機から市民の暮らしと福祉を守るものとはなっていません。

そこで日本共産党名古屋市議団は、「大企業・大金持ち減税」を見直し、「行財政改革」の名による市民サービスの削減をやめる、経済危機から市民の暮らしを守り、福祉・教育・子育て重視の予算に転換する、不要不急の大型事業等は中止・見直し、財政の健全化をはかる、という3つの方向で予算を組み替えることを要求します。

1. 「大企業・大金持ち減税」を見直し、「行財政改革」の名による市民サービスの削減をやめます

(1) 減税は法人市民税を除外し、個人市民税に所得制限を設けて、税収減を大幅に圧縮します

河村市長の「市民税減税」は一律10%引き下げのため、大企業上位10社で12億円、大資産家上位5人で5000万円の減税という「大企業・大金持ち優遇減税」です。法人市民税は減税の対象とせず、個人市民税の対象は年収800万円以下に限定するとともに、均等割を100円に引き下げ、文字通りの「庶民減税」に見直します。これによって、市民税減税による161億円の税収減少分を70億円圧縮することができます。また、「減税」をうたい文句に大企業や富裕層を名古屋に呼び込むための「まるはち総がかり住んでちょう！ナゴヤ大作戦」はやめます。

(2) 自動車図書館を存続し、保育料の値上げをやめるなど、市民サービスを維持します

市予算案は、「減税」をテコにしつつ、「子ども手当」など国の施策が進んだことを理由に、市が独自に

行ってきた全国に誇る施策までやめようとしています。“大企業・大金持ち減税”を見直して財源を生み出し、市民サービスの削減をやめさせます。

自動車図書館を存続させます。

午後4時以降の長時間保育料は導入せず、第3子以降(3歳未満児)の保育料無料制度を継続します。

留守家庭児童健全育成事業(学童保育)への助成基準額の引き下げをやめます。

私立高校・私立幼稚園への授業料補助の予算は削減しません。

子ども会キャンプセンター中津川キャンプ場を継続します。

大気汚染常時監視測定局は箇所数を維持します。

苗代保育園・汐見が丘保育園の民営化をやめます。

区役所の税務事務を3か所ずつの税務事務所・出張所に集約する税務事務の集約化は中止します。

2. 経済危機から市民の暮らしを守り、福祉・教育・子育て重視の予算に転換します

(1) 雇用と営業の安定、地域経済の活性化をはかります

市長は、企業や富裕層の誘致には熱心です。しかし、市のやるべきことは、いま住んでいる市民の暮らしや不況にあえぐ地元の中小企業の営業を応援することです。それでこそ名古屋市の経済が活性化します。

「ふるさと雇用再生特別基金」を活用した一時金支給制度(非正規雇用を正規雇用に転換した企業にたいし、一人30万円を支給する制度)を拡充し、新たに100人の正規雇用を増やします。

福祉・介護分野での雇用を拡大するために、職を失った市民500人にたいし、ヘルパーの資格取得のための講座受講料を助成(一人10万円)します。

仕事の減少、下請け単価の引き下げなどによって営業が圧迫されている町工場を守るため、工場の家賃や機械のリース代など固定費にたいする助成制度を創設します(100社を対象に限度額月額20万円)。

住宅のバリアフリー工事などにたいする住宅リフォーム助成制度(工事費の10%、限度額30万円)を創設し、また、民間木造住宅の耐震改修助成の補助限度額を60万円から100万円に引き上げて耐震改修を促進するとともに、中小企業の仕事を増やします。

(2) 国保料を1人1万円引き下げ、中学卒業まで通院医療費無料化など、福祉・教育・子育て支援を充実させます

福祉・教育・子育て支援の充実は、家計を温め、景気対策にとっても重要です。

この間、一人平均で年間約1万円も値上げされてきた国民健康保険料を一人あたり1万円引き下げます。後期高齢者医療の保険料が、一人平均3,660円の値上げになります。保険料の値上げ分を市独自に助成します。

30人学級は、小中学校の全学年での実施をめざしつつ、来年度は小学校3年生まで拡大します。

就学援助の所得制限を生活保護基準の1.3倍程度に緩和し、就学援助を受給できる児童・生徒を増やします。

入院は中学3年生まで、通院は小学6年生までとなっている子どもの医療費無料制度は、市長の公約通り、通院についても中学3年生まで拡大します。

大気汚染に苦しむ、ぜん息患者への医療費助成制度を復活します。

3. 不要不急の大型事業は中止・見直し、財政の健全化をはかります

(1) 新たな浪費の名古屋城天守閣の木造再建など、大型事業は中止・見直します

税金のムダづかいをやめるというのなら、不要不急の大型事業にこそメスを入れるべきです。

名古屋城の本丸御殿の復元に続く、推計事業費500億円といわれる天守閣の木造再建のための調査費は削減します。

前市長が着手した「4大プロジェクト」のうち、本丸御殿の復元、JR博物館の基盤整備のための「ものづくり文化交流拠点」、保険のきかない陽子線がん治療施設の整備は、凍結・中止します。

水需要がない徳山ダムの導水路建設のための出資金、航空需要からも必要性はない中部国際空港の2本目滑走路整備のための建設促進期成同盟会への負担金支出は取りやめ、大企業の高層オフィスビル建設を支援する名駅四丁目4番南地区優良建築物等整備事業(新中経ビル)や、住民を追い出す大井町1番

南地区民間市街地再開発事業にかかる補助金支出は行いません。

環境悪化につながる都市高速道路の延伸は中止し、その関連道路の建設を凍結するなど、道路建設のムダにメスを入れます。

(2) 市長の特異な政治観・歴史観にもとづく事業などをやめます

河村市長は、衆議院議員時代に発表した『河村ビジョン・庶民革命』の中で、「根っこでの地域愛は必ず本当の愛国心に連なります。太平洋戦争敗戦について、日本国民への謝罪と補償を前提に憲法9条改正、総理靖国参拝を行います」と述べています。市長のいう「郷土愛(地域愛)」は、侵略戦争を肯定・美化し、憲法9条改悪に導く「愛国心」の醸成につながるものにほかなりません。

子どもたちに「郷土愛」を押し付ける郷土学習「なごや科」の推進、武将や武家文化で名古屋のアイデンティティを強固にするという「武将都市ナゴヤ」構想 市長マニフェストの具体化として市予算案に盛り込まれたこうした新規事業は、市長の特異な政治観・歴史観にもとづくものであり、効果が不明であるだけでなく、たいへん危険な方向をめざすものだといわなければなりません。

地域委員会のモデル事業は、すでに始まっている8か所での実施状況を十分に検証すべきであり、新たな地域での実施は行いません。

政治活動ができる特別職の市長秘書は設置しません。

郷土学習「なごや科」の推進、「武将都市ナゴヤ」の発信など、市長の特異な政治観・歴史観にもとづく事業は取りやめます。

トワイライトスクールと放課後児童健全育成事業を一体的に実施する「放課後子どもプラン」のモデル事業は、実施か所を拡大しません。

不明朗な経営を続けてきた名古屋食肉公社への貸付金は支出しません。

空気のおいしい場所の調査などを行う「日本一おいしい空気のまち・なごや」は、効果が不明なので実施しません。

組み替え案の基本方針(一般会計)

- (1) “大企業・大金持ち減税”を見直し、「行財政改革」の名による市民サービスの削減をやめる。
- (2) 経済危機から市民の暮らしを守り、福祉・教育・子育て重視の予算に転換する。
- (3) 不要不急の大型事業は中止・見直し、市財政の健全化を図る。

組み替え案のフレーム

- (1) “大企業・大金持ち減税”を見直し、浪費とムダを削って一般財源101億円を生み出し、市民サービスの引き下げを中止し、市民生活の充実をはかる施策の財源にあてました。
- (2) 福祉・暮らしの財源を確保しながら財政再建をすすめるために、大型公共事業を中心にした投資的経費

歳出の減額	削減額	捻出される一般財源	市債の削減額	国県補助金等の減額	その他
	208億円	31億円	153億円	15億円	8億円
歳出の増額	増加額	必要となる一般財源	市債の発行額	国県補助金等の増額	その他
	98億円	97億円	0	0	0
差し引き	予算の増減額	一般財源の増減額	市債の増減額	国県補助金等の増減額	その他の増減額
	110億円	66億円	153億円	15億円	8億円

歳入の削減	使用料及び手数料の削減	4億円
歳入の増額	市民税減税の見直しで増収となる一般財源	70円
差し引き		66億円

全体の一般会計予算規模

予算案	増減額	組み替え後の予算規模
10,348億円	110億円	10,238億円

一般会計予算組み替え案の具体的内容 (款:項)

(千円)

1、歳出で削減すべき項目 32項目、208億円

議会改革をすすめ、不要・不急の大型公共事業や大企業優遇の施策などを削減する

款	項	事項	予定額	財源内訳			
				一般財源	市債	国・県支出金	その他
議会費	議会費	海外視察(廃止する)	30,000	30,000	-	-	-
総務費	総務管理費	特別職の市長秘書(現行で十分)	12,000	12,000	-	-	-
		地域委員会のモデル実施(新規中止)	38,300	38,300	-	-	-
		まるはち総がかり住んでちょう!ナゴヤ大作戦	25,000	24,820	-	-	180
		モノづくり文化交流拠点の基盤整備等	274,000	266,000	-	8,000	-
		中部国際空港建設促進期成同盟会負担金(二本目滑走路不要)	2,000	2,000	-	-	-
	徴税費	税務事務の集約化	1,213,506	1,213,506	-	-	-
市民税減税の実施(大企業・金持ち減税のPR費)		5,727	5,727	-	-	-	
健康福祉費	公衆衛生費	クオリティライフ21城北の推進(うち陽子線がん治療施設の整備)	26,824	26,824	-	-	-
子ども青少年費	子ども青少年費	放課後子どもプランモデル事業(新規開設はしない)	30,000	30,000	-	-	-
		公立保育所の民間移管準備	109,827	52,261	-	-	57,566
環境費	環境保全費	「日本一おいしい空気のまち・なごや」に向けた調査	3,000	3,000	-	-	-
		ダイオキシン分析センターの撤去	30,000	30,000	-	-	-
		工業用水道会計への地盤沈下対策出資金(木曾川水系連絡導水路への支出)	4,725	4,725	-	-	-
市民経済費	区役所費	住民基本台帳ネットワークシステムの運用	123,919	8,800	-	-	115,119
市民経済費	区役所費	区役所窓口の整備(集約化後の空きスペース活用)	253,000	253,000	-	-	-
	産業費	まるはち総がかり住んでちょう!ナゴヤ大作戦(広告費を削減)	35,000	35,000	-	-	-
		市場及びと畜場会計支出金(名古屋食肉公社への貸付)	500,000	500,000	-	-	-
	観光費	「武将都市ナゴヤ」の発信	34,000	29,000	-	-	5,000
		名古屋城本丸御殿復元工事	687,000	55,300	-	402,700	229,000
		復元過程の公開	27,750	-	-	-	27,750
		復元推進イベントの実施	58,982	49,552	-	-	9,430
	名古屋城整備課題調査(うち天守閣木造復元のための課題調査)	1,000	1,000	-	-	-	
緑政土木費	道路橋りょう費	国直轄道路事業負担金	7,100,000	-	7,100,000	-	-
	街路費	池内猪高線の道路改良	97,020	11,020	86,000	-	-
		江川線はじめ有料道路支援関連事業	1,575,447	73,870	444,000	637,782	419,795
住宅都市費	都市計画費	都市高速道路建設	7,900,000	192,000	7,708,000	-	-
	住宅費	大井町1番南地区市街地再開発事業	542,200	90,500	-	451,200	-
		名駅4丁目4番南地区優良建築物等整備事業	63,000	15,750	-	47,250	-
消防費	消防費	国民保護業務	1,417	1,417	-	-	-
教育費	教育総務費	なごや教師養成塾の運営	18,011	16,741	-	-	1,270
		郷土学習「なごや科」の推進	29,174	29,174	-	-	-
削減額の合計			20,851,829	3,101,287	15,338,000	1,546,932	865,110

2、歳出の増額 24項目、98億円

市民の暮らし・福祉・教育の切り捨てをやめ切実な市民要求を実現する

款	項	編成替えの内容	予定額	財源内訳			
				一般財源	市債	国・県支出金	その他
総務費	徴税費	区役所での税務事務継続のための人件費（市税事務所集約をしない。約100人）	750,000	750,000	-	-	-
健康福祉費	社会福祉費	ヘルパーの資格取得支援（福祉・介護人材確保事業の講座受講料助成10万円×500人）	50,000	50,000	-	-	-
		桜山通勤寮運営助成（段階的廃止はしない）	6,724	6,724	-	-	-
	老人福祉費	後期高齢者医療保険料助成（値上げをやめる）	913,275	913,275	-	-	-
	公衆衛生費	私立学校等における結核健康診断補助(基準単価維持)	10,791	10,791	-	-	-
	国民健康保険費	国保料を引き下げのための繰出（一人当たり1万円の引き下げにする）	5,224,950	5,224,950	-	-	-
子ども青少年費	子ども青少年費	子ども会キャンプセンター中津川キャンプ場（廃止しない）	23,060	23,060	-	-	-
		留守家庭児童健全育成事業助成（学童保育の市上乗せ助成を維持。減額にしない）	64,599	64,599	-	-	-
		子ども医療費助成制度拡大（中3まで通院無料に）	692,191	692,191	-	-	-
		民間保育園運営費等補助金（障害児対応保育士の加配への補助は継続）	4,253	4,253	-	-	-
		民間保育所への事業費補助（園児寄生虫卵検査、保育所地域活動）	6,858	6,858	-	-	-
環境費	環境保全費	大気汚染常時監視測定局（11局の削減中止）	18,614	18,614	-	-	-
		特定呼吸器疾患医療助成(19000人×26000円)	494,000	494,000	-	-	-
		ダイオキシン分析センター(廃止に伴う業務委託はやめる)	1,476	1,476	-	-	-
市民経済費	市民生活費	交通指導員等の活動（社会保険から外すような勤務条件の改善をやめる）	94,198	83,957	-	9,975	266
	産業費	ふるさと雇用再生特別基金を活用した一時金支給制度（正規雇用採用で30万円×100件）	30,000	-	-	30,000	-
		中小企業への固定費助成(家賃、リース料など月額20万円を限度に1年間×100社)	200,000	200,000	-	-	-
住宅都市費	住宅費	民間木造住宅の耐震改修助成の拡充（限度額を60万円から100万円に引き上げる）	80,000	80,000	-	-	-
		住宅リフォーム助成の創設（バリアフリーや環境対策費など工事費の10%、限度額30万円。年間100件）	30,000	30,000	-	-	-
教育費	教育総務費	就学援助の所得制限を生保の1.3倍程度に緩和する（約2000人増）	130,000	130,000	-	-	-
	私学振興費	私立幼稚園授業料補助（削減しない）	94,412	94,412	-	-	-
		私立高校授業料補助（削減しない）	119,500	119,500	-	-	-
	小学校費	小学3年生まで30人学級を拡大（当面常勤講師で対応）	800,000	800,000	-	-	-
生涯学習費	自動車図書館（廃止しない）	30,250	30,182	-	-	68	
増額の合計			9,869,151	9,783,842	0	39,975	334

歳出の差し引き増減額（は歳出減）	10,982,678	6,682,555	15,338,000	1,506,357	864,776
------------------	------------	-----------	------------	-----------	---------

の削減で、市債発行を153億円削減しました。

3、歳入の増額 2項目、70億円 大企業・大金持ち減税をやめる

款	項	増額する内容	予定額
市税	市民税	個人市民税の減税は標準世帯で年収800万円以下に限定	4,468,000
		法人市民税減税はやめる	2,600,000
増額の合計			7,068,000

4、歳入の減額 5項目、4億円 市民の負担を増やす保育料などの値上げをやめる

款	項	削減する内容	予定額
使用料及び手数料	使用料	科学館の料金を据え置く	1,334
		駐車場料金の据え置き	12,287
繰入金	他会計繰入金	財政調整基金からの繰り入れを減額する	30,076
諸収入	雑入	2段階保育料の導入をやめ、保育料の値上げをやめる	65,250
		第3子以降無料制度を維持する	276,498
増額に必要な財源の合計			385,445

歳入の差し引き増減		6,682,555
-----------	--	-----------

住民が主人公の市政に 力を合わせてがんばります



(北区)
梅原紀美子
915-2705



(西区)
わしの恵子
532-7965



(昭和区)
さとう典生
853-2801



(中川区)
江上博之
363-1450



(港区)
山口きよあき
651-1002



(守山区)
くれまつ順子
793-8894



(緑区)
かとう典子
892-5190



(天白区)
田口かずと
808-8384

ご意見・ご相談はお気軽にどうぞ
日本共産党名古屋市議員団

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所内

052(972)2071 fax 052(972)4190

e-mail dan@n-jcp.jp

名古屋市政資料

2010年2月議会

NO.166 2010年3月31日

ホームページをご覧ください

<http://www.n-jcp.jp/>